

三井文庫史料叢書

三井物産会社 『日記』

第一号、第四号（明治九年六月、一一年二月）

三井文庫 発行

三井物産会社「日記」(第一号)

旧三井物産会社の「日記」は、明治九年六月(明治三十二年)十二月まで全二四冊あり、明治三十二年一月以降は「重役々場日記」全八冊が明治三十七年十二月まで揃っている。三井文庫ではこの三井物産会社の「日記」(以下、物産「日記」と記す)全冊の長期に亘る翻刻出版の計画を立てていたが、予算その他の条件が整わず、その機会が失われたままになっていた。

物産「日記」は当時の業務内容やそれに伴う社員の動向、人事、三井銀行や官庁、政府筋などとの関わりを知ることのできる重要な史料である(本号研究ノート・由井常彦「明治期三井物産の経営者」にも引用史料として利用されているので、合わせてご一読されたい)。ここでは全冊を掲載することはできないので、三井物産会社史料のなかでも、特に史料の乏しい創業期の日記を翻刻、紹介することとする。

創業期から明治二〇年代半ばまでの物産「日記」は、益田

孝や木村正幹など記入者の独特の書き癖の文字と、鉄分を多く含んだコピーインク(通称お菌黒インクと称される)の使用によるインクの滲みや酸化による剝落によって、かなり読みにくい史料の一つとされている。さらに原本は裏打ち修復に出したさい、再製本時に化粧裁ちされて、欄外上方の文字が切断されてしまい、修復に出す前に撮ったマイクロフィルムも薄くて読めないという箇所がある。このように今回紹介する物産「日記」第一号も判読不能の文字は多少あるけれども、その史料的价值を鑑みて翻刻に踏み切った次第である。

三井物産会社研究の一助となれば幸いである。

物産「日記」第一号は、井上薫邸において先収会社と三井物産会社との引継約定、益田孝対談書ならびに約定を締結した明治九年六月一三日から始まり、同年一月三十一日までの半年間の業務を綴ったものである。体裁は和装袋綴じ、用紙は「日記」第一号のみ「横浜 先収会社」と印刷された野紙

がそのまま使用されている（第二号以降は「三井物産会社」用箋）。筆記具は主に墨筆ならびに前述のコピーインク使用の筆で書かれており、訂正・補筆に朱筆、鉛筆が用いられている。書き手は冒頭の六月一三日から一五日にかけては益田孝が書いており、その後は木村正幹の手が多くなる。木村正幹の筆跡は本誌口絵裏をみていただければわかるとおり、非常に特徴のあるくせ字であって、木村が九州方面へ長期出張に出掛ける直前の九月六日まで見られる。会社設立直前に入った坪内安久も早くから日記に書いている。木村の長期不在の間は、益田、坪内をはじめ、書き手は特定できないが少なくとも五、六人の筆跡が見られる。一二月に三井物産方と物産会社が合併後の二九日には、三井物産方から来た人物が記したものか、近世から使用されている三井家の符帳を用いた記事もある。

物産「日記」第一号の原稿作成は樋口知子が行い、小苺米丕美氏、酒井照子氏に校合に当たっていた。

なお先取会社から三井物産会社への移行期前後の史料として、ほかに益田孝の「備忘録」（写本、三井文庫所蔵史料特七一）があり、『三井文庫論叢』三〇号に安岡重明・木山実氏により翻刻されているので参照されたい。

凡例

一、コピーインク又は墨筆の区別はしていないが、朱筆、鉛筆の場合には文字肩に（朱筆）、（鉛筆）と注記し、その文字を『』に括った。

一、欄外書については、記事内容の見出しとしてつけられているものの翻刻は技術的に困難なため省くこととし、内容を補うに必要と思われるもののみ、該当する記事の末尾に（欄外書）と注記し『』に括った。

一、行間の（ ）内は紹介者による注記である。注記のない（ ）および「」の文字は原文のとおりである。

一、読みやすくするため、適宜に読点「、」を加えた。一部並列点「・」も加えた箇所がある。なお句点「。」のついている箇所は原文のとおりである。

一、原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、而、江は漢字のままとし、字体を小さくした。

一、平仮名、片仮名の組み合わせによる合字は、それぞれ平仮名、片仮名に直した。

一、抹消箇所は、墨で消された文字には左傍に、を、朱で消された文字には、を、をつけた。

(表紙) 六月十三日
「從明治九年十二月廿一日到」

至同年 十二月廿一日

日記

〔朱筆〕『第壹号』 (三井文庫所藏史料 物産一)

六月十四日^三 晴

本日は兼而約束ニ因而三野村、益田、木村三名井上氏ノ家ニ
会合シ、先収会社ト当社トノ約条并益田孝対談書并約条書共
調印セリ、又勝部本右衛門も来り会シ、九千五百円、田畑四
拾式町式反式畝五分を抵当とし而受取、銅買入ノ勘定ヲ約条
ヲ以貸金ヲ聞届、先収会社江ハ当社より払出スコトニ取極メ
タリ

益田孝トノ対談書ハ一通井上氏之手ニ置キ後証ニ備フ

六月十四日 晴

一勝部本右衛門、高城権八来会シ、昨日取極タル証書夫々調
印シ、残金少々可渡分を渡シ手統都而終リ、両氏ハ明日陸
行し而帰県ス、銅ハ都而三井物産会社代大阪三井組宛ニシ
而大阪江送り出スコトヲ約シ置ケリ、其内西村虎四郎まで
一書を遣し而其辺扱ヒノコトを依頼可及たるコト

六月十五日 晴

一三池石炭売捌エシメント願書鉾山寮へ差出ス、尤是ハ此程
三野村氏トモ相談済たり
一羽太紀克来社ス 長崎
一陸軍省第五局第二課ノ被服約条者六月九日調印済ニ相成、
爾後永尾一ヲ当会社代理とし而仮ニ出シ置ク

六月十六日

六月十七日 晴

一勝部本右衛門江貸金三井組より九千五百円今日請取、先収
会社江渡ス

六月廿二日

一陸軍五局より黄絨百三十丈入用ニ付見本可差出段申来、
夫々手当致事

一馬越恭平帰店事

六月廿三日

一三井物産会社願書式通東京府へ差出し上ケ置ニ相成候事
長尾一

六月廿四日

可差出事

六月廿五日

一三井銀行条約申談済

六月廿七日

同廿日 雨

六月廿八日

一東京府江会社設立之義ニ付馬越差出て庶務課之内第貳課本
山九等出仕ト面会之處、基金定額其他組合ヲ許スヤ否等
之事件増加可致との事

一坪内安久始而面会致申候

六月廿九日

七月二日

一兩人共河瀬氏方江午後五時罷越候事

一銀座より坂本町四番地ニ引移候事

一河瀬氏依頼之廉々左之通

一緑茶英国江輸送ニ付茶買入製方運送手續取調事

七月三日 曇

一米輸出之義当新穀より必ス依頼致度候ニ付、今より手順取
調事

調事

一同断ニ付諸国見本米前以送り方事

一糸糸輸出ニ付手順ノ事

一印度カルクカタ江勸業寮より書生名茶取調ニ付差越有之ニ
付、彼地ニ而何そ其序を以可取調廉候ハ、心付之廉々付立

差出呉候様との事

一銅銭事

一三野村より三井諸出店へ報告書案木村持参相渡候処、早速

一三野村利助来訪、利左衛門病氣ニ付一兩日面会相断事、各
所万事無相談取計呉候様との事ニ而態々来ル
一益田夕方大隈、河瀬行、尤河瀬へは茶輸出見込書、概算書
とも持参ノ事

一 古谷病氣引籠候事

七月四日 雨

一 勸業寮官員 梅浦精一 后日見合セノタメ茲ニ記載シラク
一 カルカタ出張

一 勸商局へ坪内安久出頭、同局大属関口忠篤殿江面会ノ上左
ノ書面差出シ来ル

一 生糸声価ノ見込書

一 カルカメへ鍮銅其他輸出品取調書

一 横文状巻通

一 河瀬殿江増田孝より之書状巻通

一 飯店相開き候旨ノ届

ス

一 会社設立願再調正副両通東京府江増田勇助持参、本山九等
出仕江渡ス、尤先書下戻之義申立候処、其儘預リ置トノ義

二 付寄留旨ニ相成居候義断置事

一 馬越横浜出張黄絨五百七拾弍ヤール八部七リ五毛、代価洋
六百五拾八弗八部七リ之処江六百五拾円五拾七錢払フ

但シ洋銀百弗ニ付九拾八円七拾五錢換

四日洋相場五拾九匁弍分五リ

七月五日 小雨

一 三井銀行へ貸借約条書調印ノコト。振出切手。通帳催促并
陸軍省へ可差出抵当地券ヲ差越旨不申越ル

七月六日

一 岩橋徹輔来社、緑茶製造ノ談あり

一 坪内安久勸商局へ出頭、関口大属へ左ノ願書差出シ来ル

(A.P.)
一 緑茶製造御委任願書巻通

一 緑茶輸出手続調書并計算書巻冊

ス

一 三野村利助来社

一 馬越製作寮本寮江出頭、三池石炭之義引合候処、スベテ物
品取扱ノ義者倉庫課ニ而取扱候ニ付、赤羽へ罷出ヘク旨御

達シニ付、夫江罷出右石炭御買上ケ願立候処、右寮之内赤

羽製作場ノ義者唐津石炭之外御使用無之旨被申付候

一 赤羽ニ而ゴムポンプ 30 inch 三百尺式インチ四分ノ一七
百五拾尺巻フートニ付価格申立候様談ジラレタリ

内径

七月七日

一 河瀬氏益田宅ニ来訪示談夜食差出候事

一 遠藤佐伯来訪

七月八日 晴

一 今朝益田同道山尾江行、来十二日出帆哉否聞合候処、同人
は御雇入外国人ヲ待合ニ付ニ夕船程後レ出張相成由ニ付断
置、益田ハ十二日出帆ニ決定、帰路伊藤江行

一 富岡古糸壱万千弍百斤代価

第壱品 八百弍十弗

第弍品 七百九十弗

第三品 七百六拾弗

熨斗糸三千八百斤 百斤ニ付九十弗

右昨七日ヘクトリ・アンタール社中江勸業寮より売付候

蘭八ナリ

一支那福州地方頃日連雨洪水民家ヲ漂シ、田畠ヲ傷ヒ并茶市
ニ相困置茶葉ヲ余程相損シ、茶価少ク騰貴之由、尚近来福
州より輸出之茶葉間ニは古葉及茶渣ヲ混入候由ニテ、外商
引合筋稍混雜ヲ生候由、六月十七日付在厦領事福島九成よ
り内務へ電報之由

一 横浜瓦斯局ヘレゲレンより益田ヘ一封来ル

一 益田横浜行

同九日 休 晴

同十日 晴

一 山口協同会社米輸送条約書の案并諸入費大畧表共吉田右一
江渡ス

一 三井銀行より左ノ通差越ス

○ 地券状四通西村七右衛門より三井銀行へ壱万円ノ抵当ノ
分

○ 金壱万円ノ借用証書壱通

○ 地券状壱通 長谷部辰連より三井銀行へ千三百円ノ抵当
分ノ分

○ 金千三百円ノ借用証文壱通

○ 三井銀行各県下支店扱人々名書

銀行

一 三井組ヨリ当座預ケ金通帳及振出金ニ用スル小切手等差越
ス

一 陸軍大佐福原実米国行ニ付、益田、木村見送りとし而横浜
行之事

同十一日 晴

一 養之助、武之助之両子始めて出頭ス、三の村利助同行

同十二日 晴

一 三池石炭鉱之義ニ付本日益田孝、羽太紀克及古谷龍三之三
氏横浜出帆、長崎港ニ趣ク、木村正幹横浜迄見送る

一 午前八時頃益田、木村兩人三野村宅へ行、規則其外談決ス、

尚留守中諸事取扱委託ニ付、益田対談書木村へ相渡、諸事

此義へ照準シ取計方兩人より申聞、一〇〇承諾ス

一 午前九時半、大蔵省遠藤より来書ニ付益田、木村省ニ出ル、

米國茶製造并場所等之義松方より談示、右事件ハ全く当社

へ申付候事ニ付追々手順取調可申との事

一 鳥尾中将長崎行、山口協同社長吉田右一帰県、いつれも益

田ト広島丸ニ乗ル

(カ)

同十三日

一 午前六時より河瀬秀治方へ木村行并茶製引請候事ニ付談合、

尤明十四日上林熊次郎一同横浜へ罷越、場所見分可致との

事

一 同時製茶半斤、右本茶半斤とも被下渡候義願置事

一 開拓使用達アキマ 過日來毛布事件訴訟中同人同使引負之事

ニ付警視ニ被差回候ノ間、元先取社訴訟ニ相成候迄尚今日

迄之行形写と相記差出呉候様頼ニ付、馬越を以持參致サス

一 大坂藤田伝三郎より相場状來り、已往双方取極候義頼來ル

一同人方米問屋相始候付注文致呉候様申來事

一本日より養之助殿、武之助殿出勤候事

同七月十四日

呉服町七番地

井上善兵衛次男

井上音三郎

十六年

伊セ松坂新町

田中伝兵衛三男

田中熊吉

十三年

右兩人昨日三井國産方より当社給仕ノタメ差越候事

一 西村七右衛門外屯人ヨリ三井銀行へ差入レタル借用証文并

右抵当地券状とも陸軍省へ差出セ候処、右抵当品は三井銀

行之所有品ニ無之ヲ以、該省ニおゐてハ難受取旨ニ而却付

セラル

一 勸商局御雇茶師上林熊次郎横浜ニ在ル三井銀行之土蔵茶製

場ニ寄ニ付、実況一覽之為出港いたし候ニ付、木村正幹も

案内ノ為メ出港ス

一月給不殘渡ス

七月十五日 晴

一 午前九時勸商局より呼出ニ付罷出候処、南米利堅行見本茶

取集方見積可申出旨河瀬より談有之、書面木村持帰り夫々

手配ス

一 横浜茶製場に松方、河瀬等見分致呉候様頼置事

七月十六日 晴

一日曜日休業無記事

七月十七日 晴

一 武之助、養之助、安久等築地土蔵ニ在ル物品ヲ検査ノタメ出張ス

一 三井銀行より来書ニ曰ク、元同行小使ニ而ありし高山忠蔵

(義)を当社江雇入レ差支無之旨申越候事

一 増田孝福岡県下江着セシ旨電報到来ス

一 宿直規則ヲ制定シ本日より実践ス

七月十八日

一米事件ニ付木村夕方三野村行

一 益田三池着之筈

一 大坂へ運送之義ニ付遠藤へ木村行

七月十九日

一 今朝河瀬へ罷越、南米、白露国へ見本茶輸送申付ラル

山城上中下 各拾斤宛

駿州上下 各拾斤宛

勢州上下 各拾斤宛

東京廻り上下 同上

狭山 上下 同上

右元茶ノ儘箱詰之節和焙爐ニ懸可申事

合茶 三十弗ニ付 拾斤

〃 式十五弗ニ付拾斤

〃 式十弗ニ付 拾斤

右各は製緑茶仕立事

右此後 (アキマ) 米国郵船へ出スヘキ筈、夫々手当致ス

一 勸商局ヨリ製茶見本七壺下ル

七月廿日 晴

一 主上御還幸ニ付本日休業

此日御延引

七月廿一日

一 今日還幸午前十一時

七月廿二日 雨

一 午前十時勸商局ニ呼出、木村出ル、米国行製茶輸送願出、各通之願書ニ而差出可申段河瀬より申達候

- 一 林少輔方へ茶一件之外として木村罷出候
- 一 昨夜益田馬関より郵便状参着、米事件ニ付三野村へ木村行、い細往復扣ニ有之事
- 一 馬関迄益田へ返事申越ス
- 一 馬関江先之□□差出置事

七月廿三日休

七月廿四日 晴

- 一 米国行製造緑茶取扱方願書式通
- 一 同輸送方同断式通
- 一 龍動行茶入費計算書直シ之分巻冊
右勸商局へ坪内持参、関口忠篤殿へ出ス
- 一 昨夜午後五時三十分、長崎キヨクセンテイ益田出電報セリ、今日同人同地江着ス、三池表都合能相濟候由、馬関現米ハ同日中ニい細相分り可申、島原ニ肥前米大石有之、四円六十銭長崎渡七十銭之由申来候間、早速深川江相談之處、長崎手取七十銭迄ナラ速ニ買取具、尚石数早々申越候へハ代金之手都合致度段申間候間、即刻正午電報セリ
- 一 馬関之正米も取入方出ス委托スルよし三野村より頼談ニ付
同断

一大藏省持秋田銅売捌方之義、当方へ被相任候筈ニ付、益田

- 早々罷帰り具候様申越度、同人よりは又委頼事
- 一 今朝伊藤卿、山尾太輔両殿へ小池石炭報知に而、益田長崎着来ル廿九日船ニ而帰東候間、何ぞ御用無之哉申込候事
- 廿二日附落ノ分
一 水谷伝七之郷里桑名之宅類焼いたし候由電報有之、帰省願出候間聞届遺候事

- 一 益田明廿五日中光雲丸ニ而長崎出帆申来候ニ付、三野村ニ申聞ル肥前米四円七十銭ニ而長崎手取ナラハ可買段申越候處、古谷出張為致買入候ハ、佐賀より電報可致との返事有之、尚来月一日神戸出帆帰京申来事

七月廿五日 旧六月五日

- 一 陸軍第貳課へ黄絨式拾貳反、毡ヤルニ付毡円式拾五銭替ニ而売上ル
- 一 茶見本七鐘□^(乙)濟横浜拾四番へ渡ス
- 一 鼠絨三反
- 一 藍絨七反
- 右陸軍五局より十年三月廿五日限上納可致注文伝票下渡相成事
- 木村横濱行

七月廿六日 晴

一 鼠藍絨とも見本十四番へ送り金山持参ス、右は支那上海へ
申越候由十四番申居候事

一 銅貨当分交換半減ニ相成候、右は造幣寮休暇中者ノ□□ニ
相成候由遠藤より承ル

一 会社創立願規則書へ兩人印形致差出候様今日東京府より達
有事

一 三池石炭為分析書面相添品川硝子製造所江馬越持参事

一 陸軍へ黄絨式十式反引入相成候事

一 南京醬油上下式品横浜より取寄ル

上英百斤二付 十式弗 和壹升凡式斤七分

下同 十壹弗 百斤 凡三斗七升

壹升代凡三十四錢四り

右香港より横浜へ取寄せ候よし

一 三井国産方より軍艦絨見本来ル

一 紺軍監絨黄六本筋凡六十反
壹号

下同

一 同壹本筋 五十反
贰号

下同

一 同貳本筋 三十反
三号

下同

代価金壹円ツ、

一 同赤四本筋 三十反

四号

一同茶式本筋 貳十五反

五号

代価同八十錢

一同友耳 八十反

七号

一同 五十反

八号

代価同七十錢

右取寄置候諸県へ邏卒服用として見本可差廻積

七月廿七日

勸商局ヨリ下附之見本茶原価

一 上等いノ壹号

原茶英百斤二付 金三拾四円四拾三錢四厘

此再製英百斤二付金四拾貳円七拾貳錢七り

此内費用等相含
全ク仕上ケノ原
価以下同断

一 貳号

原茶百斤二付 金貳拾四円四拾五錢七り四も

此再製百斤二付金三拾壹円九拾八錢五厘

一 六号

原茶百斤二付 金拾円五拾錢

此再製同 金十五円七十九銭五り七毛五
右之通有之候也 木挽町出張
(上林書印)
製茶掛印

一 商社九月限百枚売付 米又

五円三十三銭 三十五 — 三拾五銭 十

— 三十四銭 五十 — 三拾六銭 五

右六円已下二付敷金千石二付六百円之割ニ而よろしく

七月廿八日

一 今朝神戸六時式十五歩^(分)出電信、益田着、明日西京へ罷越候様申越ス

一 商社九月限百枚売付 米又

五円三十五銭 八十枚

同 一三十六銭 三十枚

右明日丸敷六百円入用事

七月廿九日

一 廿七日、八日兩日売附敷金本請取書受取事

一 工部権大丞福原三池行二付、暇乞として罷越ス

七月三十日休 午前十時地震ス

一 伊藤殿へ行 木村

但大隈殿北海行有之哉否問合候処、其義無之由

七月三十一日 晴

一 来月二日亥海丸ニ而林少輔殿京撰間行、福原工部権大丞殿三池行、和歌山県参事河野通帰県、昨夜同氏へ木村被招熊野材木融通之義屢依頼有之事

一 来月五日出帆、三条公、伊藤、寺島、山縣公北海道順察として出張相成筈

一 一昨廿九日郵便を以三井物産会社願書指令相成送附相成候事、尤指令ニ願之趣ハ当今会社一般条例取調中ニ付、追而仕分之義相違候迄ハ人民相对ニ任セ、此社則を以營業共不苦事ト有之、右は及当節取調申候、既二三井銀行願も同様ニ指令相成旁全許可ト見做シ、今日会主兩名大隈、伊藤、大久保、楠本、松方、河瀬并東京府参事、同勸業課長等礼廻り為致候事

一 益田西京池庄より電報、古谷出張先ニ而三千石買取、あと少し不分明、筑後米少々交ル由、尚益田事明日下坂、明後日出帆之義申越候間、飛脚船出日相違無之哉為念返報致置事

一 第六方面第宅署へ馬越出頭ス、御掛り四宮信仁殿へ本月十一日ヒツトマン氏材木一条願出之儘ニ相成居候ニ付右者万

般再願

右取消ス

八月一日 晴

一陸軍武課黃絨代七百十二円九錢四り馬越取下事、銀行返金へ入ル

一今朝木村松方へ行

一大三野村今日より銀行江出勤初ル

一神奈川県石川町持家ニ付横浜銀行詰田村利七へ武之助より委任状渡ス

一高瀬英祐来り、横浜常盤や持ノ石庫勸商局ニおゐて買上見合ニ相成候段しらせ呉る

八月二日 晴

一昨夜長崎之古谷より電報到来ス

八月三日

一今晝益田孝婦府ノ日積故迎として木村正幹^{昨夜十時十分より出港いたし候事}
一長崎出張三井銀行より金五千弍百円益田孝、古谷龍三ノ兩人借用いたし候旨、同行本店より案内有之候事
一益田孝婦府ス、但シ不快ニ而出頭セス

八月四日

一日報社より西洋紙四箇受取度旨申出候間、明朝可相渡旨答遣ス

一福岡県令渡辺江福原大丞三池行之事電報ス

一長崎支店羽太江当社官許ノこと報告ス

一先月十日三井銀行ヨリ受取りタル

○西村七右衛門より三井銀行へ差入レタル老万円ノ借用証

文及地券状壱通

○長谷部辰連より三井銀行へ差入レタル千三百円ノ借用証

文及地券状壱通

右三野村利助江相渡シ同銀行へ返却いたす

一長崎出張三井銀行より借受タル左ノ金額ヲ、同行本店へ振

出小切手ヲ以返却ス

○金五千元也 肥前米三千五百石買入ノタメ古谷龍三借受

○金弍百円也 益田孝長崎出張中自用ノタメ同人借受

〆金五千弍百円也

昨三分

一商社九月限 五円三拾錢 四拾五枚^{増勇}
五円三拾錢 式拾五枚^{〆七拾枚米又を以売付候事}

本日分

一商社九月限 五円三拾錢 四拾五枚^{増勇}
五円三拾錢 拾五枚^{〆六拾増米又を以売付事}

一鳥尾陸軍中将長崎ヨリ昨日帰京

一三池事件ニ付今朝益田、木村兩人伊藤殿へ罷出事情具陳ス

一 山縣陸軍令北海道御出張ニ付為暇乞罷出ル

一 明日より三条公、伊藤、寺島、山縣、芳川等北海道出張相成答

一 昨日十四番へ白露行緑茶上中下之函製造依頼ス

一 今朝兩人三野村宅ニ罷越九州事件詳細談話致候事

一 益田取調事有之正午より横浜行、蚕卵紙事件也

元先収会社用

一 青森田沢市太郎より「カシコマルソウダンキメテヘンジダス」との電報到来ス

一 大三野村ヨリ社則草稿へ加除ノ上返却いたし越ス
一 (マコ)

八月五日

一 昨夜益田方ニテ支那人徳真ヨリ蚕種紙買入周旋依頼ブラカ立会談済、今朝ヨリ京屋芳兵衛、馬越兩人手附金旁六千円

持参上州出張ス、尤当方ニ而周旋ニ付出張諸入費は不殘徳真より仕払之外、元価百分ノ三申請候事ニ相決候事、紙数

凡壹万枚、島村極上百枚ニ付五百円迄、上州ハ三百五十円迄之積

一 昨日九月限

五円三十錢 一枚 増勇
米又

一 京屋出張入費ハ当方之受持別ニ金高百分ノ四ヲ相払可申約束、書状証書類ハ綴込置

八月六日

一 日曜日休業

八月七日

一 昨日支那人徳盛ヨリ依頼蚕種紙買入代内金トシテブラガ氏ヨリ金六千円受トル、但内五千五百円三井銀行江預ル

一 商社九月限去ル四日、五日ト両日ニ売附ノ分百三十壹枚ノ數金七百八十六円ノ内三百円内金トシテ去ル四日渡済ニ付、殘金四百八十六円米又より渡ス

一 馬越恭平種紙買入ノタメ派出、左ノ処ニ止宿ノ旨申越ス

一 六日午前五時着申来ル 上州新田郡平塚河岸

田部并弥三治方ニテ
馬越 (マコ)

一 日報社ヨリ

一 西洋紙大キサ厚ミトモ是迄ノ通ニテ大判ナレハ

壹ケ月百リームツ、

一同小判ナレハ

壹ケ月式百リームツ、

一 是迄ノ紙質ニテ少々厚キ方大判ナレハ

百式拾五リームツ、

小判ナレハ

式百五拾リームツ、

合巻ヶ月小判ニテ四百五拾ルームツ、

右之員数ヲ以当九年十月より十年九月迄十二ヶ月約定いたし度由ニテ手付金貳百円差越候間預り置候事、但印紙貼用之注文状来ル

一 白露国行見本茶詰方ニ付、午前七時より木村横浜へ出張

一 洋銀之義ニ付益田午前十時四十五分ニ而同断

一 種紙ノ義ニ付「ブラカ」氏来

八月八日

一 昨夜富島石炭ノ事ニ付羽太ヨリ報レ電到来

一 益田より横浜三井銀行江金五千五百円為持差越候筈ニ而書

状相認置候処、矢野次郎預り三千五百円之第壹国立銀行取

立不相成候付差向キ其訳書記シ、残り貳千円之辻田村利七

江為持候事、使長尾一、午後三時四十五分車ニ而

一 十四番江鼠絨藍絨見本并条約書、西洋紙約定とも明日出帆

船ニ而注文申越候様申越候事、長尾一同断

一 昨日河瀬大丞より申来候書中ニ、英国試売再製茶壹万斤丈

ヶ当社へ御任セ成候本省之決義相成候ハ都合も可有之旨申

越置、尤〇〇別段達書ハあとより差廻可申との事

売付

一 十日限石炭油 貳円三十四銭 三百箱 米又

同断

一同限 同上

貳円三十四銭 百五十箱
五銭 五十箱

同人

一 郷大蔵大丞江面会、金借入事を内願す、明日取調之上返答有之候筈なり

一 古谷江若津正米相場問合せニ遣ス、且見本送り方之事も申遣ス

一 羽太江電信候而長崎ニ而銀行之方都合宜く候ハ、極上唐津廿四円迄ニ而千頓丈ヶハ買入可申事申遣ス、尤此事は三野村江も申置ク

一 福岡県より米取組方ニ付来状有之、尚其後電信ヲ以官員出張之事申越す

一 長崎支店羽太方へ大スケール壹台。向合デスク壹脚。コッビープレス壹個三菱汽船ニ托し相送り、注文之弗箱ハ当方ニ有合セ無之故、該地ニおゐて相応之品購求候様申遣ス

一 三井銀行各支店へ当社創立之吹聴差立ル

八月九日

一 勸商局江「白露国江茶見本差送り及代価調書」差出ス

一金八千円三井銀行ノ通箱ニ入レ蒸氣車ニ托シ田村利七江送り、弗買入方依頼いたし遣ス

(欄外書)

『貳千円難波入金之分』

六千円三井より引出ス

一 横浜ヨリ「弗五匁九分ニテ壹万五千買ツタ換り早ク」ト午後第二時電報到来ス

一 山城上茶ヨリ狭山其他都合拾四種調製之上白露国へ差立ル旨米国郵便「ゲリリック」号江積入、同国桑港高木領事江向ケ差立候事

一 十四番依頼ノ石炭油十月限五百箱百八拾箱式円三拾貳銭米又ヲ以売付候事

一金四千円三井銀行より引出シ弗買入之為横浜田村利七江送る

一 愛宕下毛利家々令難波舟平より金貳千円預り金として受取候事

十日之分
一支那醬油見本田中長五郎ニ托し

川越古市場

橋本藏

日本醬油製造人 山本徳次郎

ニ付シ試験為致候処、支那醬油ハ小麦、大豆江餅米ノ内壹種を加へ製造シタル物ノ如ク相見へ、日本ニ云フ生揚醬油

(中品)之類ニシテ模造すること容易なるよし、但シ仕込より式タ土用ヲ過サレバ口明ケニは不相成よし、直段ハ壹

円ニ付壹樽五分程壹樽八升入 壹升八錢三厘三毛ニ当ル、三田長右衛門来り報ス

八月十日

一金貳拾万円壹ヶ年七朱利ニして十月三十日限返納之筈ニ而国債寮より拝借願御聞濟、尤洋銀抵当ニ而貳拾貳万弗也

一 宮内省ニ而金八万円年八朱利ニして洋銀壹弗ニ付五拾円之割を以抵当とし、十年二月中限返濟ノ筈を以聞濟相成事

一 昨日米國桑港より井上公書状来ル、平安ニテ七月十八日着之由、三条公、伊藤公、山本、益田、小沢等へ書状来り、夫々相届候事

一 ゲリリック号積見本茶七箱横浜税関輸出之義勸商局より達書取付、長尾為持差越事

一 龍動試売緑茶製造并輸送共当社へ取扱方勸商局より示令相成候事

一 洋銀買入ノタメ国債寮より金貳拾万円、宮内省ヨリ金八万円拜借シタル金ヲ以洋銀買入、他日損益勘定ハ三井銀行と当社と折半受持ノ筈三野村と談判済

一 東京商社々員竹中邦香来り、米商社創立之株主ニ当社主に加入之義談判有之候事

八月十一日

一元三井組跡方藤原庄助義、当社跡方として大三野村より差廻し候事

一種紙代之内金六千円之辻徳盛ヨリ受取、明十二日^(午カ)□前三時より岩鼻ニ為持、上州平塚河岸へ差送り候事

一本日より養之助ハ勘定方、武之助ハ雜務課取扱候筈取極候事

八月十二日

一番種紙買入代金六千円ヲ岩鼻敏江為持、上州平塚河岸滞在馬越恭平方江差立候事

一当社より各県下江毎土曜日ニ差立る相庭状ニ限り半額之郵便税ニテ運送相成候趣いたし度旨駒通寮江願出ノ事東京府江願濟ノ上ニテ駒通寮江差出旨ニテ願書下付相來ル

一得意先并世話相成る向江暑中見舞として沙糖^(シュガー)相配り候事

一会社創立之次第并營業之事等新聞紙上ニおゐて江湖^(コウ)ニ広布ス日報社々ヶ月、日就社、報知社、朝野同各半月

一昨日并本日も木田幾三郎來り、三池出張之事談判ス

一鉢山寮江此度同寮ニおゐて、釜石港江御廻漕可相成器械類運輸の事を当社江御任せ被下度旨願書出ス

一筑後若津江米代之内壹万八千五百円ノ辻差送り方ニ付、三井銀行電信為替ヲ以馬関出張尾里江銀行より申越候由ニ付、

同所より健成人相雇若津へ持参古谷渡候様、此方よりも電信相掛候事

一勸商局より英国試売茶代金入用之由、式千円受取置事 伊東

一河瀬勸商局長より博覽会出品取扱規則案差廻、明十三日夕飯後益田宅へ同人罷越可相談段申來事

一益田昨日より横浜行、洋銀事件ニ而今午後帰京

一益田孝横濱江出張、田村ニ引合左の如し

一旦売却候而利得を取り、金子預り置キ可申候

一八万円之金ハもし五匁代ニ至下落セハ近々洋銀ヲ買付ケ置クヘシ、夫までハ兩三日ツ、を期し而洋銀等を抵当ニ

同前を以貸付ケ置クヘシ

一外ニ少々金之手当アレハ五万円以上洋銀抵当之十月中之約ヲ以借用ヲ望ムモノアラハ取極メ、其段東京へ申越す

べし、利子ハ老割以上ニ取究メ度事

一東洋銀行取引合洋式十萬枚を貸シ、十月三十一日までを期スルトキ八年八歩五リ之利足を払フヘシト約セリ、追而挨拶スル積リ

一龍動送り之茶買入ハ国産方より見本取寄せ十四番江申付置キタリ

八月十三日

一 三池梅谷石炭粉式俵但貳百斤〇コーク老俵但五拾斤、右貳品長崎羽太紀克より差越候事

八月十四日

一 一九年一月ヨリ同七月迄横浜相場書

一同七月アモイホルモサ 同

右勸商局江差出事

一 第二国立銀行江洋銀拾壹万弗ノ抵当ニテ通貨拾万円貸渡し方可取計旨田村利七江依頼いたし遣ス

〔欄外書〕

「利子老割十月卅日限」

一 洋銀貳万五千弗ヲ買入、此程中より買入レ置キタル老万五千弗を合セテ都合四万弗ヲ東洋銀行へ当座預ケ取計、三井銀行より引出し差支なき様可取計旨田村利七江申遣ス

一 東洋銀行へ文通し而、洋銀貳十万弗丈ケ近々三井銀行より差入可申候間、受取預リ証書十月卅日限ニし而差遣し呉候様申遣ス、尤年八分五リニ利足ハ別ニ書認候までニ不及事ニ申遣ス

一 第一国立銀行へ年九歩之割合ヲ以七万円より拾万円までを第二と同様之事ニいたし貸シ与ルコトを相約せり、明朝金子振込候積なり

一 勸商局長より博覧会規則書等調ル

福岡県江七月卅日出の書面ニ答書ス

一 若津へ書状ニ而古谷龍蔵へ肥前米、肥後米四円七拾錢迄なれハ買付不苦事申遣ス、尤若津へ着米引換ニ無之而は甚た危ヲ□□前金等相渡ス事不相成事嚴重申遣ス

一 郷大丞江面会、貳千五百石丈ケハ若津ニ而四円七拾錢之上納可致、其外ハ当時電信ニ而いたし遣候間、多分八十錢ナレハ出来可致旨申立置ク、尤□悪ヲ買付候義ハ損毛のことも申置置ク

一 駿州ノ人野呂某来社ス、益田面会して将来駿州之茶組合相設ケ一纏めニして、茶如何横浜江持出し方法申談ス、帰國ノ上精々心痛可致旨申聞

一 上州馬越恭平より来状ニ而一昨日遣し候六千円ハ無滞着、種紙も既ニ老万枚、外ニ辺村もの三千五百枚買入候趣申遣ス、幸イ徳盛ノ代フラガ本社中ニ付、右の事を子細ニ談して四千枚程余分ニ買入候事差支無之事を申聞ケタリ

一 馬関三井銀行小里某より電信ニ曰

「若津出張古谷へ送り為替金送り出シタ」

一 古谷ヨリ電信ニ云フ

「米上物二千石有老石四円五拾貳錢買テハ如何」

八月十五日 晴

一 美濃紙半紙の罫紙ヲ木田育三郎ニ托し長崎并三池若津等江送致ス

一 古谷江電信ス、其文ニ曰

「肥前肥後米ノ内ニテ上物ナレハ若津ニテ壹石四円五十銭
錢ニテ貳千石買へ」

一 今朝八時十五分汽車を以木村横浜銀行分店行、大藏省へ抵当洋銀拾壹万弗入用ニ付、過日宮内省より借受候八万円之内五万円第二国立銀行江洋銀預ケ合候而、此洋銀五万五千弗、并ニ先日買入候壹万五千弗、今朝買入候貳万五千弗聯合ニ而九万五千弗相揃あと壹万五千弗不足付、成行を以買入メ拾壹万弗拾壹番江預ケ候而証書受取、三井銀行本店へ送り具候様申越ス

一 昨日横浜ニ送り候官札五万円ハ今日汽車ニ而送戻事

一 木田育三郎明後日三池江向ケ出帆ノ積ヲ以、旅費其外として金五拾円支給ノ事

一 水谷伝七願濟帰省して今日帰社ス

八月十六日

一 相場状板刻願東京府へ差出候事、東京府懸リ第壹課

一 五千斤之茶ノインシュレンスハ百斤ニ付拾八円、及同比

ニ付拾四円五拾銭ノ旨拾四番より報知有之事

一 釜石港まで危檢受合ハ原価ノ壹歩貳分五リ毛ノ旨是亦拾四

番より報知

一 旧先収会社より預リ西洋紙貳個日報社江引渡事

一 是迄買入洋銀五万三千弗、平均直段五拾六匁六分九厘也

一 益田洋銀其外之事ニ付横浜行

一 内地勸業博覧会事務局より御呼出ニ付養之助出頭いたし候
処

勸業寮山高六等出仕 橋本七等出仕

服部大属 上田少属

右四人より左ノ條款ヲ御達し相成り候事

○ 来ル十年上野公園地ニおゐて内国勸業博覧会ヲ御開ニ付、諸国よりノ出品取次所ヲ当社へ御任セ可相成事

○ 別冊出品取次所規則□等ヲ下付相成候間熟覽ノ上考案可申事

○ 右規則書中第八条は別而注意可致事

○ 取次所引受ルニ付而は倉庫入用ニ可有之候間、浅草御蔵第六十五号より第七十五号までメ拾藏御貸渡可相成ニ付、同所江出張処ヲ可取設事、内七十式号ハ損之処

○ 浅草御蔵内ニ在る工商会社ノ建家ヲ借用スルカ又ハ買取候而出張所ニいたし候ハ、弁理ニ可有之事

○ 右建家有之地処ハ、来ル九月までハ大藏省より商工会社ニ而拝借いたしたるもの故、十月ニ至り更ニ当社より大藏省江拝借願いたし候方可然事

○此取次所願ハ当社ノ都合ニ而願出候方可然と考案候て可願出候事

○規則書中ノ手数料ハ可相成丈ケ下直ニ可致事

○都テ事務局へ引合ノ事ハ服部、上田ノ内へ可申談事

○横浜江出品取次所ヲ可取設事

○右等承諾ノ上ハ出品取次所被仰付候ハ、新聞紙ヲ以此

答広告可致事

右廉へ御談有之候事

一 本日坂本町四番地より兜町六番地江移店、三井銀行より

椅子 拾壹脚 九（五）テーパー壹脚 テーパー掛壹枚

デスク 壹脚 鏡 壹面 額 四面

テーパー三脚 ランプ 四個 露台 壹

シャツ掛壹 戸棚 壹 銅壺 壹

鍋 壹

右当分借用いたし置候事

八月十七日

一 過日大蔵省へ差出たる式拾万円拝借願ハ、書面中不都合ノ廉有之候間、更ニ願書々直シ、金高ハ新紙幣ニ而拾万円願出候事

一 蚕種紙買入代手金之内三千円ヲ岩鼻敏ニ為持、上州在出馬越恭平方江差送候事

一 徳澄より蚕種紙代之内江金三千円受取候事

一 勸商局江龍動報告書并真調書等差出ス

一 鉱山寮より御呼出ニ付益田出頭之処、石炭引受之願いまた不相濟事

一 東洋銀行より洋拾壹万弗之預り手形三井銀行まで差越ス

八月十八日 晴

商社米又米

一 九月限買埋九拾枚 五（五）円（二）錢（四）十五 平均 5.265

一 石油八月限七百箱売付米又

式十 式円式十壹錢 三百七十 —— 十九錢

十 —— 式十錢 三百 —— 十八錢

一 勸業博覧會出品取次所規則案并内外相場報告取調書とも河瀬へ渡ス

一 長崎支店江報知新聞可郵送旨郵便報知社江申遣ス

但半年分前金当社より可支払旨をも申遣ス

一 藤原庄助本日より出勤いたし候事

八月十九日

一 金拾万円国債寮より拝借して五万円ハ横浜三井銀行分店江、

五万円ハ第一国立銀行江相廻し候事

一 石油敷金百円米又江相渡候事

一岩鼻敏去十二日上州平塚河岸滞留馬越方へ差立之処、手透
 二付本日午後七字頃ニ帰店之事

一徳盛之電信云フ

「送り金ヲソイ因て明後日取引」

八月二十日 晴夕刻より雷雨

一無記事

八月廿一日

一石炭油七百箱本敷敷金百拾円米又江渡ス

一九月限九百石買埋ニ付敷金五百四十円并益金六拾円戻ル、

尤此分口銭等ハあと米又名前、残り百石之買埋之節勘定可

致段申越おき候金額受取置事

一毛利家令難波舟平より金六千円預ケ方依頼ニ付引請仮証書

相渡置事

一古谷より電信昨日来ル分、肥後米四円五拾八錢替、肥前米

石數高沢山買て宜イカト申来り、今朝大三野村ニ示談ニ及

候処、三万石買取具候様申来候事

一同人より今日電報ニ肥前米貳千石、肥後米千石、平均四円

五十式銭□□ト有之買タ、先口受取タ、肥後ノ分若津へ可

廻哉、肥後ニ置よし返事待ツ、金廿七日迄ニ送ルヘシ、ト

申来候間、是又三野村ニ金送り方之義直々申越ス

一益田午後帰京

八月廿二日

一昨日東海丸便を以大坂より金子弥市、増田幸七出京候事

一久留米細工町米屋伊平方ニ而古谷より電信を以返事着ス、

肥後米ハ肥後ニ置キ、外ニ大石有之は直段石數申越之上、

此方之差図ヲ請可申段申越ス

一昨日上州平塚河岸より馬越恭平老ト先帰社いたし候事

一石炭油八月限四拾枚売附 貳円十七錢 十八錢 廿

一石炭油八月限百拾箱売付 貳円十七錢 六十 十八錢 五十

右十四番依頼分売附候事

八月廿三日

一唐津石炭極上品貳百万斤買約条シタ、長崎着老万斤貳拾四

円迄ト羽太より電報セリ

一金子弥市今日より出勤ノ事

一横浜三井銀行江頼置候第一国立銀行より洋銀五万五千弗請

取方ニ付、国立銀行預り手形五万円之分高瀬、田村ニ向ケ

十二時気車三井運送方より相届候様頼旁鉄道へ持せ候事

一ヲリヤンタルハンクへ御渡し洋五万弗早々相渡、残り洋之

内千五百弗十四番茶代として相渡、あと其儘預り置可申段

高瀬、田村へ頼越候事

一 昨廿一日徳盛へ洋銀預ケ合を以金五万円貸渡し、証書横

浜三井銀行分店江取置候哉及掛合事

廿二分

一月給四円 藤原庄助 同壹円 田中熊吉

同貳円 石井音三郎 同貳円 高山忠蔵

右之通り月給取極め候事

一 陸軍絨引込候初之事

八月廿四日 晴

一 養之助横須賀江行

一 相場状郵便税半額ニ而通送願聞濟ニ相成事

一 旧先収会社約定絨風霜降大絨六千四百廿ヤール余、第四号

軍艦紺絨五千貳百ヤール余、反数百八拾反陸軍へ引込ミ箱

解致事

一 京都府勸業課長明石博高、大坂府内寺尾昌智来訪

一 益田横濱行

八月廿五日

一 筑後若津より見本米郵送届く

貢米仕立

肥前磨俵

田中長右衛門直入 壹斗八升貳合

肥前新俵四方口

筑後上物 同 同 壹斗八升五合

肥後小麦 同 同 三円三十銭

一米国金塊買入之事ニ付左之勘定表ヲ岩橋万造ニ渡ス

洋銀拾万弗 金塊壹万(オンス)ニ付洋式拾弗替

此金塊五千亨 但九九九

此純金四千九百九拾五亨

此九百位五千五百五拾亨 亨亨八四百八十ケレオン

此ケレオン貳百六拾四(六分)ケレオン 一円ニ付式五七七二

此金貨拾万三千五百七拾七円

内金千貳百四拾貳円八十八銭

造幣鑄造費百分ノ一

外ニ欠減并試験費共千分ノ二見込

差引金拾万貳千三百三拾四円拾貳銭

内 金九万五千円 洋銀五十七匁替ニ買入ル

十万弗代見込

金貳千八百五拾円 九万五千円三ヶ月利足

月壹分ノ見込

差引ノ四千四百八拾四円拾貳銭

一 長崎支店より電信

烟草今出ル時節当地ニ四千丸在ル、平均百斤ニ付六円、沢

山ある

一 上野東漸院住僧多々良実、心ト申僧日光人參持參製造事件談合詰り、近日之内同人秘製之品持參致、通常ノ品ト比較直段引合試可申答、現今日光産式万斤位之由申居候事、相場壹斤三円五十錢位、尤根元直段ナリ

一 養之助横須賀より帰る

八月廿六日 晴

一 昨日木田幾三郎若津江着セシ旨電報有之事

一 益田ホント事件ニ付横浜行

八月廿七日 晴

八月廿八日

一 第壹着約定絨検査印済

一 益田ホント一件岩橋ト横浜行

一 米国井上より来書、山本謙介、森清藏、小沢正路江郵便を以差出入

一 徳盛より金壹万円蚕種紙代之内トシテ受取三井江預ケ置候事

一 第一納絨洋銀水市横浜四日分平均

八月廿三日五十七匁〇九リ

同 廿四日五十七匁三分九リ

同 廿五日五十七匁〇五リ

同 廿六日五十七匁〇五リ

平均五十七匁分四リ

(朱書)

「本文之一口江金二り五も

此洋式り四もラ四口分相加

へ候時ハ平均五十七匁一分

六リ九も」

一 横浜洋銀相庭式分以上ノ高下ヲ生セシ時ハ、直ニ其相庭ヲ

横浜三井銀行分店より当社ニ電報シ、当社ハ其電報ヲ得レハ三井銀行本店元方ニ通知スルコトヲ該行と当社ノ間ニ約束セリ

一 昨日益田孝横浜表出張之上取扱ヒタル件ニ、岩橋万造より之頼みニ寄り米金地金買メ大阪江運輸シ、金貨鑄造可致商売ヲ取扱フニ付、東洋銀行と約条シ五千五百匁を買入レタリ、老牙式拾匁なり、位九九内五百匁ハ当社ノ持分にシ而、是ハ難波舟平より預リ金ヲ以買入ル、岩橋之分手数料ハ得失計算ヲ添ルと雖トモ其成果を實際ニ示シテ使ノ分与スル処ヲ本社へ受ルトノ約束ナリ、東洋銀行ニ而は神戸ニ於而金地金を渡ストノ約束ニ而、此間運賃受負料千分ノ式五を払フ筈、尤万一亜米利加為替之都合無滞行届キタルトキハ此運賃ハ東洋銀行ニ而受持チ候筈約条ス、岩橋より五万六千弗三井銀行江頼み東洋銀行へ払ヘリ、残余ハ今明日之内ニ払入ルベキ約条をなせり、是ニ寄り約条本書翻訳

其外共委細岩橋江申越ス

一 京屋芳兵衛ニ面会ス、同人出立卅一日ニ延引スル筈

一 徳盛預ケ合証書受取り帰ル

一 米国滞在日下義雄より洋銀貳千三百五弗壹分五リ送り越ス、

此分当分預リニ付昨日横浜三井銀行江預リ、右等を併而今日七千弗買入残金ノ老万弗東洋銀行へ右五百匁之代相払候筈なり、洋買入方三井銀行へ托シ置ク

一 八月廿九日 晴

一 白露国江輸送ノ茶其他代金御下ケ願及□□老葉とも

一 右茶船賃桑港ニおゐて御払下ケ願

右両願書勸商局清水某江差出候事

一 福岡県属官加藤木貞二郎此度博覧会ニ付出府之序、同県買

米示談致度段益田方へ申来候、宿本石町老丁目木村屋安宅

止宿

一金六千五百円三井銀行より為替ヲ以引出シ、洋銀買入ノタ

メ横浜三井銀行分店へ差送候事

一 蚕種紙買入代之内江金老万円徳盛氏より受取候事

一 宮内省、高輪毛利邸両方は公債証書抵当ニして五万円宛金

円拝借申入ニして木村罷越

八月三十日 御祭ニ付休

一 米金約定事件ニ而岩橋万造同道益田横浜行

一 午後福岡県勸業課加藤木氏益田宅へ来訪、米事其外談判有之事

一金老万円為持今晚十時頃より京屋井番頭、外ニ中原、馬越

四人ニ而出立、上州江罷越事

一 昨日徳澄より蚕種紙代之内金老万円持参候分、差向キ入用無之候付益田直々横浜へ持参、同人へ返却致置候事

八月三十一日

一 蚕種紙代之内老万円昨夜横浜徳澄より同所銀行分店江受取候由を以送り来候事

一 若津ニ而外国人江米渡方不相成段三野村より申来候、尤長

崎へ差廻渡具候様ニとの事

一 東京商社創立ニ付、会主兩人之所有物取調竹中邦香ニ托し

東京府へ差出事

一金七円宛毎月々給トシテ大沢正道江遣ス分七八両月分為持遣候事

九月一日

一 岩鼻敏老万円を携へて上州ニ赴ク

昨日分

一 追々ニ商社ニ而売付たる石炭油の検査有之候事

一米金一件ニ付益田浜行

九月二日

一大三野村氏来社

一当社々員江是迄月給之外ニ賄料支給いたし候制規之処以来相廢し、左之通月給増加いたし候事

金五拾貳円、羽太紀克 金三拾七円 馬越恭平

金三拾貳円、古谷龍三 金三拾貳円、坪内安久

金貳拾七円 金子弥市 金貳拾貳円 木田幾三郎

金拾七円、伊東彦七 金八円五拾錢 長尾一

金八円五拾錢 水谷伝七 金八円五拾錢 岩鼻敏

金六円五拾錢 三河耕助 金六円五拾錢 藤原正助

金四円五拾錢 高山忠藏 金四円五拾錢 井上音三郎

金四円 田中房吉 金三円五拾錢 田中熊吉

一辻純市来訪、奥羽其外豊作ニ付三陸米捌方甚六ヶ敷哉ニ付、

来春輪出来致候ニは手順等如何可相成哉、忝人御相談ニ可差遣事□□益田氏へ申通呉候様との事

一十日限石炭油買理貳百五拾箱 貳円四十五錢 五十
四十六錢 五十
四十七錢 五十

右米又ニ而買埋事

一十四番より送来ル石炭油千箱之内三箱不足、輕箱八拾箱、

引残り九百拾七箱之内八月限売渡八百五十箱引除置候処、

十四番より蔵番来リ前断輕箱江差油致し、都合千箱之内二而不足三箱ヲ除キ此度五箱右差油ニ取潰候ニ付、残り全九百九拾貳箱荷入相成居候事

一番頭手代之内当社ニ止宿為致置候処、本日より外宿之上順番宿直為致候事

九月三日 日曜日
一京都勸業場より製革到来ス

九月四日

一商社九月限七拾五枚内十枚五円拾七錢売付ル
六十五枚一拾五錢

九月四日

一金子弥市昨夜馬関着、銀行出店開合候処、金引当之義申来

不居由電報ニ付、直ニ本店江催促申越候処、大坂兩所へ急達可致返答セリ

一横浜現石油代貳拾四分、此金貳円三拾貳錢余ニ当ル ヒツセル

一ヒツセル来訪
一德澄へ約定銅貨五千円横浜三井銀行分店ニ而洋五千〇貳拾五弗受取引換ニ渡ス、尤貳万円之内ナリ

一絨代金之内として洋五千弗十四番へ相渡ス、德澄より受取

内を以渡スなり、式十五弗銀行へ預ケ置事

西京勸業場製革差引

一送り状高量目百貳拾四貳貳百目

此引七百七拾六斤貳合五勺

内

(朱筆)「六斤欠」(朱筆)「九百六十九目」
 「十老斤貳分五厘欠」(朱筆)「八百目目切レなり」

(朱筆)「三貳貳百四拾目」
 正味百貳拾貳貳貳百目

(朱筆)「七拾斤〇貳合五勺」
 此斤七百六拾五斤

百斤二付 (朱筆)「五」(朱筆)「拾九錢老厘貳毛五」
 五十六四五十 此代四百三拾貳円貳十貳錢五厘
 錢替約定

此老割五歩先納引也

(朱筆)「五円貳十七錢八厘六毛八七五」
 六拾四円八拾三錢三厘七も五糸

(朱筆)「九円九十老錢貳り六毛」
 残り三百六拾七円三十九錢老り貳毛五

右代金堀口光重より受取候事

九月五日 旧七月十八日

一商社九月限売付 百枚 米又

貳十 五円十貳錢 三十五 十錢
 三十五 一十七錢 十 〇九錢

一商社九月限売附 六拾枚 同人

十 五円十老錢
 五十 一十錢

右寄附二而売附候事

一三月約定霜降絨三十箱百八十反、此ヤール老万千三百六十三ヤール七分五厘第貳番着、今日鉄道より石蔵へ入、明日陸軍納之筈

一第老着霜降絨其外代洋之内へ入用洋銀買入、引当として老万円三井銀行分店へ為換証券を以鉄道荷物方へ相頼、十字四十五分出気車二而送ル

一益田洋銀一件二付出浜

一福岡県官加藤木貞二郎来訪

一京都勸業場製革代金不残明石大属へ渡ス、中橋社受取状共

一上島安三郎ナル者今日より為見習出社二付、伊藤へ付属申付ル

一宮内省洋銀切手引換之義申出文案銀行へ廻ス

一同省二而金円引出之義ハ龍動為替洋銀等相場狂ひ二付、当

分見合可然段三野村へ申越ス

一当社旅費規則案大三野村へ為一見差越ス、伊藤持参

一昨日益田より大三野村へ米老万石売付二付正米有無云々申談之末、先ッ五千石丈ケハ何時も引当ニ致売付吳候様申来

候事

一 東洋銀行江金棒代として九万八千弗昨日迄ニ相渡候段、銀行分店より申越ス

右古谷より電報辻拔萃

一 若津出張古谷より電報、肥後米四円四十七銭ニ而千石、肥

九月七日

前筑後米四円四十銭ニ而九千石買入候間、来ル十二日迄代金入着候様申来候間、十一日迄ニ相達候様三野村氏ニ申越ス

一 外国江勸商局より輸送物品御用取扱方願書同局江差出候事
一 隅田丸ノ本日郵船ニ乗込、木村正幹若津江向発帆候事

一 隠語帳十六号より廿号までメ五冊木村氏持参いたし候事

一 羽太より来信、第二帆前船積石炭四テイルニ而売候由上海より申来候段電信セリ

一 商社九月限式千五百九拾石売付敷金残六百八拾四円米又江相払候事

一 大坂米^(月賦)太下落九限五円〇一弍銭、馬関四円四十五六銭電信アリ

九月八日

一 商社九月限式拾四枚 ^{売付}米又 五円〇四銭

九月六日

一 第弍回着霜降大絨老万千三百六拾四ヤール^{(朱筆)「弍」}七分五厘陸軍省へ納相済、内金として金老万八千六百円受取候事
一 去月中より米又ヲ以売付候石炭油八百五拾箱之内
三百〇拾箱^{六十九}
百弍拾三箱 無難箱

一 九州米最初より当節迄買入高

但老箱ニ付正味七十斤入

八月九日 肥後米 三千五百石

肥前米 弍千石

筑後米 五百三十石

八月廿一日 肥後米 千石

肥前米 弍千石

九月五日 肥後米 千石

肥前米 弍千石
筑後米 九千石

貳百四拾六箱 損し及イカケ箱

但老箱ニ付正味六拾八斤五分五り〇八八

右米又立会買手江相渡候事

一 洋銀六百八拾六弗、外二老万弗買入候様横濱之分店江頼ミ

遣候事

九月九日

一 德澄注文ニ因り売込ミタル蚕種紙七千式百三拾式枚昨夜小網丁まで着せし事

一 洋銀買入之為金九千五百円為替を以浜三井分店江差立候事

一 高瀬英祐洋六百八拾六弗持参いたし候事

九月十日

一 米又を以去月中売付候石炭油四百八拾壹箱買主へ相渡候事

九月十一日

一 勸商局より白露国江差越候茶代其外諸費下付相成候事

一 安久勸商局へ罷越、相庭状費相違之趣弁解いたし来ル

一 銅貨五千円御払下ケ国債寮江願出ノ事

一 山田久田新七出宮本丸徳右衛門船江積たる米四百五拾俵神奈川江着いたし売払ひ、山田三井銀行為換金六百五拾円当社へ受取候事

九月十二日

一 米国江送輸之茶箱江可張付銅板ノ給四百枚出来いたし候二付、内三百枚を横浜拾四番江為持遣事

一 商社石炭油十月限七百五拾箱

内

式円四拾八銭 十

四拾九銭 十

五拾壹銭 七十

五拾三銭 六十

五拾四銭 百十

五拾五銭 十

五拾六銭 十

五拾七銭 五十

五拾八銭 十

六拾銭 貳百

六拾壹銭 百

六拾貳銭 百十

〔鉛筆〕
「此分即買埋メ」

〔鉛筆〕
「新規買」

〔外給筆書〕
「新規買」

〔外給筆書〕

「外ニ尚式百箱十月限買右并十一月分共拾四番ト□合之通□ス」

十 五十七銭

百四十 六拾銭

五十 六十一銭」

一同十一月限七百箱

貳円五拾八銭 十 貳円六拾四銭 百

——五拾九銭 十 ——六拾五銭 百

内——六拾銭 十 ——六拾六銭 貳百

——六拾貳銭 百 ——六拾七銭 五十

——六拾三銭 百 ——六拾七銭 五十

右は本日拾四番之報知ニ寄り(龍動格別高直ノ由)買付候事

一京都より象皮着ス、賈目不足ス、元送ノ七拾賈目此斤四百

三十七斤五合筈ニ正味懸改メいたし候処、六十四貫〇貳十

匁より外なし、四百斤壹分貳り五毛京都江其段申遣ス

一徳澄より蚕種代之内江金七千円受取候事

九月十三日

一長崎支店、三池支店、木村正幹等江改正之隠語帳ヲ送達ス

一釜石港江回漕スヘキ船号其他取調ヘ、鉱山寮江上申ス

一岩鼻敏ニ金七千円ヲ為持上州江差立候事

一京都府勸業場製造ノ革当社預リ中

藏敷 十五日以内ナレハ 壹箇ニ付 金壹錢五厘

十六日以上卅一日以内ナレハ同ニ付 金貳錢五厘

手数料 荷ノ大小ニ拘ラス 同ニ付 金貳錢五厘

右之割合を以中橋社より受取可申筈

水揚後当社まで之持込賈は中橋社より可受取革代金之

内より引去之受取可申筈

右之通り京都府勸業場并中橋社江掛合候事

九月十四日

一内債寮より銅貨五千円拝借、抵当として公債証書六千六百

七拾五円さし出候事

九月十五日

(朱筆)商局 一勸業場より 内国輸出物取扱御用命セラル

一同局より内外相場新聞紙江掲載ノ義ヲ命セラル

九月十六日 雨

一商社米九月限八拾枚 内 老枚 四円八拾八銭 買埋候事

一三池石炭エジエント願相済約定取結候事 三十九枚 八拾九銭 九拾銭

一勸商局ノ命ヲ奉し物価取調候間、以来毎月第貳回ツ、相場

状可差越旨左之処江頼状差出ス

大坂・神戸藤田伝三郎へ、馬関・青森・福島・箱館・四日

市三井銀行出張処へ、長崎ハ羽太紀克へ、高崎・上田ハ馬

越恭平、静岡野呂整太郎へ、御島西村庸四郎へ

右之通り頼ミ遣候事

九月十七日 嵐

十八日

- 一 商社九月限式拾枚四円八拾八銭ニ而買埋メ候事
- 一 内債寮より拝借したる銅貨五千円を横浜支那人徳盛江船便送ル、上乘金山研輔之事
- 一 島根県権中属桜井某来リ、同県下貢金ニ充テル物産之義ニ付談し有之候事

九月十九日

- 一 工部省工業寮等技師鈴木某来社、三池石炭之事談判有之候事

九月廿日

- 一 徳盛より種紙代之内江金八千円受取事
- 一 兜町六番地西洋造家作代金四千円ニ而三井組より当社江買受候事
- 一 陸軍省江第三回霜降絨上納して内金貳万貳千七百円受取候事
- 一 九月限七拾五枚平均四円九拾九銭三厘貳毛ニ而買埋メ候事
- 一 洋銀買入金として金貳万円三井銀行支店へ相廻候事

九月廿一日 曇

一金八千円上州平塚河岸馬越恭平方江差立候事、才領長尾一之事

- 一 十九日夕馬越恭平帰京シ、直チニ廿日朝上州へ出張ス、尚徳澄より四千枚注文有之候故不取敢出張ス、其後徳澄より益田孝江頼談ニ而尚都合ニ寄テハ六千枚ニ而も宜ク買入レ呉度申聞タリ、依而長尾出張之節其段馬越江申遣ス
 - 一 昨日ヒットマン出立候ニ付益田孝横浜江罷越シ、其時武州・美の・勢州・尾張米、其外小麦、嬉野茶見本等夫々差送ル、京都製紙も同断
 - 一 昨日洋銀買入とし而金貳万円横浜銀行へ送ル
 - 一 銅貨代五千〇式十五弗拾四番へ絨代内金とし而渡ス
 - 一 古谷より肥後米買入出納書概表差越ス
 - 一 木村より金貳万四千円若津へ、三千円長崎江差越呉度申越ス、直チニ三銀行へ談シ其趣大阪へ電信ス、尚木村も電信し而其趣ヲ報し、合セテ何日頃までニ米長崎江回漕出来スルヤヲ尋ル
 - 一 羽太江電信し而長崎金三千円用意アルヤヲ尋ル
 - 一 石炭九百箱買埋メ候事
- 九月廿二日
- 一 象皮式簡此目方斤式百拾三斤七分五厘中橋社江相渡、代金百貳円六拾五錢四厘受取候事

一 横滨国産方生糸掛り青山貞蔵来社ノ上生糸ノ事談判有之候事

九月廿三日

一 越後新潟其外式ケ所より当社物価表郵送之義頼ミ越候間、本日より送り遣ス

一 勢州山田ノ山田商会より来状ニ而、荷物為替等取組度旨申越候間承諾ノ旨返書遣ス

九月廿四日

一 無記事

九月廿五日

一 横滨市場相場状勸商局へ差出候事

九月廿六日

一 徳盛注文之蚕種紙(朱筆)老万四千八百拾四枚、此箱数四拾五箱今曉鑑橋江到着ス

内 (朱筆)『八百拾七枚』

老万三千五百九拾枚

此箱数四拾四箱

會議局おゐて(マ)検査ヲ受ケ横浜へ送ル

(朱筆)『貳百九拾七枚』

『貳百廿七枚』
此箱数老箱

別口モノ
当社江仕舞置

(朱筆)『貳万三千三百四拾六枚』
一種紙貳万一千〇四拾九枚

最前より本日迄送り越シ高

内

老万七千七百拾老枚

徳盛より初度注文之分

三千三百三拾八枚

同人より追注文之分

(朱筆)『貳百九十七枚』
外二千六百六拾貳枚

不足

此処江千百拾三枚

売入ふんアリ

差引

(朱筆)『八百拾六枚』

『四百五拾老枚』

過分ニナリ

又貳百九拾七枚 買込アリ

(朱筆)『千七百拾三枚』
合セテ『七百四拾八枚』ノ過トナル

九月廿七日

一 今朝岩崎弥太郎を尋子、三池石炭飛脚船ニ而試ミ事談ス、長崎支店江老封認ル筈

長崎より天津へ之運賃小麦百斤ニ付三十五銭

同 横濱江同 米 貳十銭より廿五銭

同 兵庫へ 同 拾貳銭

いづれも十六(圓)百斤ニ付

一 肥後金子より肥後之米今日より長崎江積出候事申越ス

一種紙四五千枚注文徳澄より頼みにて候処、最早買留メ候事
昨夜申越セシニ付今朝其趣馬越江文通ス、尤已ニ買調ヘタル分者差支ヘ無シト云フ

一拾四番ト石炭油勘定相済ミ横浜銀行為替ヲ以殘金送り遣ス

一洋七千枚鼠絨内金とし而(四十箱之分)渡ス

一今日鼠本絨兼而陸軍省より約条相成リタル分請書差出ス、但し来明治十年三月上納

一木村江電信し而若津、熊本兩地買入津出シ運賃蔵入等惣入費平均壹石ニ付何程か問合ス

一博覽会事務省(マヤ)より呼出ニ付安久出頭候処、兼而内達有之候出品取次処畧則加除之上下付相成、右ニ而差支無之候ハ、願書差出ス事、并淺草御蔵拝借願書差出ス事とも談し有之候事

一革拾貳ノ九百六拾日中橋江相渡、代金三拾八円九拾錢受取候事

九月廿八日

一木村本日長崎より若津へ廻リ、明後日頃肥後江可罷越旨電信ニ而報知アリ

一蚕種紙貳百九拾七枚入壹箱會議局へ出し、検査ヲ受ケ横浜分店へ送ル

九月廿九日

一安久淺草御蔵一覽之為め罷越候事

九月卅日

一函崎開拓使ニ黒絨払物有之趣ニ付長尾一遣し候処、左之通り調へ来ル

一黒霜降大絨無疵もの五百反

此ヤール壹万貳千四百八拾七ヤール四分九リ

一同断 虫喰疵もの百五十式反

此ヤール三千七百五拾壹ヤール七分六厘

一京都勸業場より製革五拾九ノ貳百貳拾目昨日着ス

一平塚河岸馬越方江跡買入は見合し、早々婦社いたし候様申遣事

十月一日

一木村より電信ニ而

○金不殘受取り是より米受取ル安心スベシ

本日千六百石積出シ

○若津熊本ヨリ長崎へ日本船送ル積、勘定蔵入蔵出シまで惣入費壹石貳拾五錢、肥前米新米手金三割差十一月限渡ス、若津取引約定壹石三円五拾錢ナラ取組出来ル見込ナキ乎、委細郵便出シタ

右之通り申越しタリ

十月二日

一 第四回絨着昨今検査中

一 三池石炭売捌方被仰付候ニ付、抵当として島根坂田村勝部本右衛門より当社江受取有之、質入地処之通合金高式万三千六拾式円六拾六銭之券高状并証書とも鉾山寮江差出候事
一 鉾山寮より釜石港江器械廻送賃五拾銭直下ケいたし受領致候旨同寮江申立候事

一 兜町米商会所開業ニ付、為祝三井国産方、当社と合議ニ而酒壱駄相送り候事

一 内外物価取調方勸商局より被命候処、御達し通りニ而は一般之相場取調不行届候間、更ニケ所ヲ増加し而其費用御下ケ渡被下度旨願書差出候事

十月三日

一 上島安三郎^(マヤ)雇入、月給金六円五拾銭ツ、支給いたし候旨相達事

一 昨夜馬越恭平上州より帰社ス
一 会主兩人自費壱ケ月金式拾五円ツ、払出候事評決ス

一 礦山寮へ釜石港迄運送機械之一件ニ付致遠丸船將と養之助同道シテ出頭ス、然ル処一トン以下之品ハ凡致遠丸ニ式艘

位有之故、先其品ヲ運送スベキ事ヲ願置候事、三トン以上之品ハ運送致兼候事申上ル

十月四日

一 一昨二日鉾山寮へ差出シタル抵当品は採用不相成して下ル
一 第四回絨代之内として壱万九千五百円陸軍省より下ル
一 中橋社江長靴五拾足、短靴式百四拾五足抵当ニ引取、銅貨式百円拾月二十五日期限ニ而貸渡候事
一 製革式百拾八斤余中橋社へ相渡、代金百四円九拾九銭五厘受取候事

十月五日

一 益田横浜江行
一 養之助殿鉾山寮江出頭之処長官他出中不弁用引取、午後ニ至リ式噸以上ノ物致遠丸江乗込入費実費ヲ以御払出相成、釜石港滞在中之償金は御払出し不相成旨御達し相成候事
一 三池石炭島原并長崎港より羽後国舟川港まで運送賃見積リ可申出旨、三池鉾山支部より御達有之候事

十月六日

一 釜山港江器械類運送賃壱噸ニ付金三円ツ、ニ而引受ケ、着港之上鉾山寮出張所ノ都合ニテ陸揚ケ不相成、日数十日以

上滞在スル時ハ巷日ニ付金拾円ツ、別段手当御下ケ渡之義願出候処、御聞濟相成、弥明七日早天より横浜ニおゐて船積いたし候筈取極置候事

一 熊本木村より左ノ電信到来ス

長崎入費ヲ除キ四円迄ニテ買約定セリ、不残式万七千円
急ぎ熊本江送レ、後クレルト米不受取、跡安直見斗ラヒ買積リ

十月七日

一 本日鉾山寮器械船積ニ付、検査として益田出港ス

一 深川製作寮出張処より三池石炭拾万斤可相納旨御達有之候事

一 益田孝三池石炭長崎より拾壹俵到来いたす

一 三井銀行より金千円引出し、京や由兵衛へ相渡候事

十月八日

一 無記事

十月九日

一 村尾より唐津石炭百万斤程買入度旨申出候ニ付、横浜国産方江申遣ス

一 製作寮江可差出三池石炭拾万斤丈ケ廻送いたし候様、横浜

国産方江申遣ス

(朱筆)
「熊本新丁橋本方 木村正幹」

十月十日

一 益田孝横浜江行

一 陸軍省へ為抵当差出シ置キタル公債証書壹万式百円之内八千四百円引出候事

一 中外物価新報発兌願東京府へ差出候事

十月十一日

一 岩鼻敏長崎支店詰申付、本日名古屋丸ニ為乗同店へ差向ケ候事

一 中橋社より取立候革代金式百四拾四円拾式錢五厘三井銀行為替を以京都勧業場江差立事

一 京都勧業場製革東京中橋社江取次キ候ニ付而は

革代持込賃

革代金千分之式五 手数料 京都勧業場より

革代之千分之式五 手数料 中橋社より

右之通可申受筈、双方示談して取極め候事

一 一番種紙買入代ヲ取調ブラカ方江差遣候事
徳盛

十月十二日

一パテ耆樽式拾五円之相場 但シ上品

一新銅貨百円ニ付耆円式拾銭、旧銅貨耆円六拾銭位の相場

一増田充續製造ノ石^{イマ}斂^{イマ}拾四番江送り売捌キ方申遣ス

一昨日広業社製造ノマツチ見本ヲ拾四番江送り売捌方申遣ス

一中橋社より貸金之内五拾円返却セシ故、抵当品長靴五拾足相返し候事

一 国債頭江輸出米取扱願差出ス

十月十三日

一三井銀行傭丁山口林蔵当社江雇入候事

一勸業場より製革式箇此斤数式百斤到来いたす

一奥州伊達郡種紙式千九百九拾五枚京やより買入、内金三千

円相払候事、但シ直印ハ先方五百式拾五円と申事なれとも

五百式拾式円ニ負の様掛合中之事

一 本日釜石廻し之器械船積相済、明日出帆ノ積

一 商社十二月限^{六百五拾石} 四^{四円式拾銭}五^{五厘} 四^{四円式拾銭}五^{五厘} 四^{四毛} テ売付

十月十四日

一益田出港

一岩橋万蔵来、釜石廻し運送賃^{釜山寮}より受取貰ひ度旨申聞

ル

一三池石炭売捌方^{釜山寮}より被命候ニ付為身元証拠

第一大区^{十五兜町}□小区^{座四丁目}拾六番地

一煉瓦家屋讓受証書 耆通

第一大区拾小区木挽町九丁目廿四番地

一石蔵^{イマ}二^{イマ}槽造り讓受証書 耆通

右差出候事

一本^元兩替町小川其技来り、越後産出之石炭油製試検いたす、

河瀬并宇都宮某も来社、試検ヲいたす

一第一国立銀行へ托し電信為替を以長崎江金耆万円差立候事

一陸軍省絨勘定ノ為金耆万円横浜三井銀行分店江差立候事

十月十五日

一無記事

十月十六日

一 浜国産方より石炭式拾耆噸深川製作寮江到来いたし、即納

め始ム

一博覧会出品取次処取扱ニ付、益田勸商局江出頭ス

一釜石港江器械廻漕賃金下ケ願^{釜山寮}江申出事

一洋式万五千弗浜銀行江送り、内耆万五千弗ハ絨勘定として

拾五番江相渡し、残耆万弗ハ洋銀売付□□頼ミ遣ス

十月十七日

- 一 英国送り茶代残金貳百五拾九円七拾四銭貳厘下ケ相成るや
- う 勸商局江申出候事
- 一 絨残り荷到着いたし候事

十月十八日

- 一 九州米受取ノ為ワツトソン代佐々木^(テキマ) 并国産方竹内恒三等
横浜出帆、長崎へ行ク
- 一 勸商局関口忠篤殿来社、英国輸送茶見本差出スコト并英国
地エジエント人名等可申出旨談シ有之候事
- 一 昨日十四番よりフランケツト見本三枚差越ス
- 一 昨日深川製作寮江三池石炭九万貳千六百貳拾四斤相納候事

十月十九日

- 一 鉾山寮より器械運送代受取ル
- 一 大三の村来、フイシエルも同シ
- 一 浜国産方より相廻リ村尾を以有恒社江納ムル唐津石炭悪品
ニ而不納、依テ当社ストーブ用ニ引取ル

十月二十日

- 一 十時四十五分之気車ニ而益田横浜工行
- 一 種紙インホテイス徳盛へ送ル事

一 勢州山田商会社川辺徳二郎出米貳百五拾俵為換金四百円付

ニ而到来ス、深川三井蔵^(箱式)番蔵江蔵入取計候事

一 勸商局博覧会事務局江安久出頭、出品取次処之義ニ付上田
少属と引合候事

一 第壹大区拾六小区越前堀町式丁目拾三番地ニ在ル三井国産
方蔵所借り入、博覧会出品取次処ニ取計ふこと拜司と談ス、
蔵敷料ハ九坪ニ而壹ヶ月金壹円五拾銭位までニ直引ノ積談
済之事

十月廿一日

一 河瀬秀治殿来社、蚕種紙の事談判

十月廿二日

一 中外物価新報発兌願御聞済相成候事

十月廿三日

- 一 再製茶出帆届ケ勸商局へ差出ス
- 一 伊太利ミラン并仏マルセルヨリ之電信料勸商局へ申出ス
- 一 博覧会出品取次所ノ事ニ付益田、坪内事務局へ出頭

十月廿四日

一 相場状等刊行物市内通送ノ節相用ヒ候帯紙受取、印鑑壹枚
通駅^(ツ)寮より御下付相成候事

一種紙景況意太利亜より之電報知ヲ得ル、則

一 一種紙景気宜シク尅枚十リーラより十六リーラ迄

一 生糸尅ヲンス (電報文不分明察スルニ)

上等十四リーラより廿五

下等二より

四

○尅リーラ只今取調候処百サンチームニシテ、仏ノ尅

フランクト同シ、英ノ九ペンス半ニ御座候、概我ニ

十錢位

尅枚貳円以上ならハ売テもよろし、いかゝと被考候や

一 英國へ売試ノタメ輸送いたし緑茶 原茶見本貳種ツ、勸商局へ差

出候事

十月廿五日

一 十二月限^下リ米商会所百枚 七十八 四円貳十錢 買埋ム
貳十一 貳十貳錢

一 山田商会より依頼ノ米貳百五拾俵之内、百俵尅円ニ付貳斗

貳升替ニ而売約条いたす

一 博覧会事務局へ蔵敷料下ケ金願出候事

一 鉾山寮器械類一昨廿四日無難釜石港江着セシ旨電報有之候

ニ付、其段同寮江申立ル

十月廿六日

一 三池鉾山寮支庁より左ノ電報ヲ得ル

毎月荒石千噸以上出ル

一 十二月限五拾枚 三十 四円貳拾八錢 売埋ム
貳十 貳拾七錢

一 井川畔蔵雇入候事

十月廿七日

一 陸軍省約定緘追々着次第納め来候処過不足有之、此分納足

シ等御免願出候処御聞濟相成候事

一 博覧会事務局より出品目録等下ル

一 中外物価新報定税郵送願駒通寮江差出ス

一 昨日嬉野ノ茶并筑後茶四百貳拾丸長崎より横浜江来着

十月廿八日

一 国産方出入之小揚ケ頭利三郎、俵扱頭新三郎へ当地江も出

入申付候事

十月廿九日

一 無記事

十月卅日

一 山田商会より積廻之一志郡米百五拾俵、円ニ付貳斗尅升六

合替ニ而売付候事

一 昨日人蔘会社ノ依頼ニ因リ、信州、野州、奥州等より産出
之人蔘当社ニおゐて荷為換金ヲ貸シ売捌ノ約定取結候事

十月卅一日

一 昨日国債寮江拜借金之内五万円返納ス

一 益田出港ス

十一月一日 雨

一 増田勇助江托し買付之株録証書の事ニ付、行違ヒを生シ配
慮中

一 国債寮へ残五万円今朝横浜より回金ヲ以返済セリ、別ニ洋
五万五千弗

一 徳澄江貸之金五万円返済せしニ付、兼而預り置キタル抵当
品五万五千弗ハ返却ナスヘキ之処、宮内省ニアルヲ以三井
銀行より一時借受ケ返却ス、則ち田村利七江付而横浜江送
ル、代り金五万円ハ宮内省江返却ナスベキ為メ三井銀行へ
渡ス

一 陸軍省へ勘定書ヲ出ス

十一月二日 晴

一 上海より電信ニ而徳澄代理へ三池石炭五百頓引渡しタリト

申越ス、拠而速ニ其事ヲ徳澄へ出状ス

一定時刊行物定税通送願御聞濟相成候事

十一月三日 天長節休（祝）課

十一月四日

太田原則孝来社

一 益田孝横浜江第二時半之車ニ而到ル、蚕種懸合未タ此方之
直段ニ至ラス、夫故手合不致候事

一 徳澄より石炭代式千五百円受取り三井銀行へ渡ス

十一月五日 晴

一 陸軍省ヨリ呼出シニ付益田孝罷出タリ、第二、第三号紺絨
至急買入之内命アリ（鴨田氏）、然ルニ日本ニ而ハ品切レニ
付、欧州江電信ヲ以問合せノ事ニ約定致置キタリ、外ニヲ
ワコト地鼠霜降ハ止メ紺ニ改度ニ付、当社見込ノ聞合せ
ニナル

一 小林大属ヨリ電信ニテ野口遠藤彦太并下夕掛リ壱人採用可
致旨申越候ニ付、承知ノ旨返報出ス

一 銀座四丁目旧先収会社家作ヲ百円ノ敷金、家賃壹ケ月式拾
五円ニ而島根県唯武連江貸渡候事

十一月六日

- 一 本日より中外物価新報編輯局ヲ開キ、其事務ニ着手ス
- 一 太田原則孝及村上正茂本日より出勤

十一月七日

- 一 内国博覧会出品取次所当社江事務局より被命候事
- 一 物価新報発売入用金貳百七拾三円余毎月勸商局より御下ケ渡相成候旨御達有之候事
- 一 深川製作寮より三池石炭代金三百七拾五円六拾三錢九厘御下ケ相成候事
- 一 木村氏本月十日ニ帰府ノ旨長崎より電報到来ス

十一月八日

- 一 鉾山寮江石炭売捌ニ付身元証拠として
- 木挽町六丁目拾番地并外五ヶ所之地券状此沽券金高五千百円也
- 右三井銀行より借り入差出候事

十一月九日

- 一 洋銀老万五千弗三井銀行より引出し、其切手ヲ横浜分店江渡し、正弗十四番館江渡し呉る様頼ミ遣候事

- 一人参会社より人参百貳拾七斤三分貳厘差越候間、為換金百四円六拾九錢壹厘同社江相渡候事

十一月十日

- 一 米系方中米麦相場取調毎月両度ツ、可差出旨勸商局より被申付候事
- 一 米国江茶輸送ノ上販売スル等之計算書取調勸商局へ差出候事
- 一 物価新報編輯着手ニ付而は、其掛リ之人員之詰所ノタメ家内模様替、修復等清水喜助へ申付候事
- 一 各地より当社江送り越相場状原稿ハ無税郵送相成候旨、馭逦寮より達し有之候事

十一月十一日

- 一 開成学校ニおゐて外国より可取入書物、藥品、学科用器械買取方命し度候間、手数取調可申出旨達し有之候事、御掛用度課長岸殿之事
- 一 米商会所十二月限り百枚内九十枚四円拾三錢買埋ム十枚四円拾四錢

十一月十一日

十一月十二日
一 無記事

十一月十三日

十一月十四日

一 陸軍省より御呼出ニ而

式号紺絨千三百九十六丈耆尺式寸五分

三号同 九千三百八拾四丈七尺式寸五分

黄絨 四拾丈耆尺式寸六分六厘

緋絨 五丈七尺三寸四分

白絨 五尺四寸九分

鼠絨 式丈耆尺五分

紫絨 丈式尺六寸八分八厘

萌黄絨 三尺八寸六分七厘

右十年七月十四日限り可相納旨伝票御下ケ候事

十一月十五日

一 鈴木董ヲ傭入約定取結候事

一 押司永造、荒井正兵へ來社、国産方合併ノ事ヲ談ス

一 此度国産方之事業を当社へ譲受ルニ付、第一ニ同処ニ附属スル人員ハ悉ク当社江引受ルコト、第二ニ同処より処々へ

貸付アル金ハ当社ニ而取立、取立タル金額ハ三井組へ引渡スコト
其他件々約条三井組大元方ト取結フ

一 此度大蔵省より之許可ヲ得而、三井銀行より諸県江出張し

貢米為荷替ヲ取組ムニ付、其取扱ヲ当社江引受ケ取扱ニ付
三井銀行ト結約ス、委細条約ニアリ

一 夫ニ付当社より出張スル人員ハ秋田江鈴木董、宮城江荒井、

九州ハ木村受持、勢州ハ銀行之人員ヲ借受ルコト

一 本日深川三野村ノ宅ニ於而益田江押司等引合セ、今井(国産方懸)立合夫々示談シ、直チニ合併之手続キニ取懸ル

一 本日陸軍之注文絨拾四番へ申送ル

一 米袋之事同断、但し三野村より注文

一 三池より電信ニ而粉石炭多分ニアリ、速ニ売捌ク様申越ス

ニ付、即チ羽太江も申送り上海江輸出之事ヲ進ム

一 七百頓ニガアト云フ船長崎より横浜迄米或ハ石炭ヲ積而尅

頓式弗なりト申越セシニ付、長崎ニ石炭四百頓用意アラハ

米三百頓ト共ニ運輸ナスニ付、雇入申遣し而差支無之様申

送ル

一 木村十二日長崎ヲ出帆せしと羽太より申越ス

十一月十六日

一 三池石炭代金之内三千五百円鉱山寮江仮納め取計候事

一 鉦山寮へ納メタル三千五百円之受取証書長崎羽太方江差遣ス

十一月十七日

一 木村長崎より帰府

十一月十八日

一 旧国産方人員始めて来社

一人参会社ヨリ御種人参五百三拾三斤
同年数モノ四拾三斤受取之惣代価金八百拾五

円八拾四銭、此七分金五百七拾老円貸付候事

一 熊本表製造之巻煙草三拾万本相預り、金子借り受度旨上林

熊次郎申込有之候事

一 那須□子より紹介ナリタル切田判治本日より見習として出勤ス

十一月十九日

十一月廿日

一 国産方之役員東京詰之分不残当社江備入候段申渡候事

一 肥前新米買入代金之内へ六千五百円の辻長崎表ニ而渡方相

成候様三井本行江申遣候事

一 山田商会より廻し越候一志米売捌代之内金四百円は山田表
三井銀行出張店へ、益金三円六拾銭四厘ハ山田商会へ仕切
状ヲ添へテ差遣候事

一人参会社より差越ノ人参第壹回、第貳回送之分浜国産方江
差遣シ売捌き方申遣ス

十一月廿一日

一 敦賀三井出張所詰堀口嘉右衛門来訪有之候事

一 鹿島岩蔵江借金千円戻し入候事

一 昨日貢米買入ノタメ鈴木董ハ秋田江、新井庄兵衛ハ宮城表
江出張いたし候事

一 博覧会出品蔵敷料は、拾貳戸前分兩月間之見込を以事務局
より御下ケ渡相成候旨御指令有之候事

十一月廿二日

一 昨日博覧会事務局より御指令之受書差出候事

十一月廿三日

一 無記事

十一月廿四日

一 為荷替取組として荒井庄兵へ宮城県下江派出ニ付而は、三

井銀行監督役平尾贊平、藤田富之助江当社取締役之心得ヲ以取扱之趣依頼いたす

一九年九月廿五日より大三野村ヲ以テ当社監督役ニ依頼ス

十一月廿五日

十一月廿六日

一 無記事

十一月廿七日

一 第一国立銀行と金銀貸借ノ約定ヲナス

一 三池鉱山支庁ヨリ長崎支店へ八月より九月迄廻送之石炭弊

社江払下ケ候旨御達有之候事

一 九州米買入勘定書ヲ製シ大三野村へ送致ス

十一月廿八日

一 秋田、宮城為荷替取組監督役平尾贊平、藤田富之助発足いたし候事

一 愛知、三重県貢米為荷替取扱方井田一平江依頼し委任状相

送り候事

一 昨日横浜(イ)所有之

○ 拾式馬力蒸氣器械代洋式千五百弗

○ 六馬力同断 代洋千五百五拾枚

○ 四馬力同断 代洋千式百五拾枚

右代価ヲ以陸軍省ニおゐて御買上ケ相成、当社ニおゐて万事周旋いたし候事

一 警視庁御用品何品ニ限らず御用被仰付度旨同庁へ願出候事

十一月廿九日

一 無記事

十一月卅日

(二九日)午後十一時廿分數寄や町より出火、鉄砲洲辺まで焼ル

十二月一日

一 木村正幹子バタ号船ニテ長崎江罷越ス

一 昨日^(二日)之出火ニ而類焼セシ当社員

吉沢吉五郎 竹泉嘉平 岡本藤右衛門

福永又七 小倉弥七 林万兵衛

稻垣保兵衛 橋本喜三郎

右江見舞として蜜柑老箱ツ、遣之

一同三井銀行役員

斎藤専蔵 高野栄次郎

右江海苔七帖ッ、

同断近火之者

藤田富之助

齋藤銀蔵

長田豊次郎

右江海苔五帖ッ、差遣候事

十二月二日

一 旧国産方東京詰之人員諸事務ヲ持参して当社ニ合併ス

十二月三日

一 無記事

一 本日より中外物価新報発兌候事

十二月四日

一 益田孝横浜国産方引継用ニ而同処へ行

十二月五日

一 横浜国産方人員当社江備入之辞令相渡シ候事

十二月六日

一 陸軍省より下命ノ緘浜拾四番江注文いたし候事

一 山梨県下佐藤七郎右衛門其他ノ者所持之地券状ヲ差入金子

借り受、荷為替取組致旨申出候ニ付、其地処検査として増

田新八甲州江差向ケ候事

一 博覧会取次所規則許可之御達有之候事

十二月七日

一 営膳寮ニ而周防より石取寄之運送来春可被命旨御内達有之候間、其段岩橋万造江申談置候事

一 金地金鑄直シ益金として金三百円岩橋万造より差越シ、尤右ニ而ハ不足ニ付尚増加いたし候様岩橋より井田江申遣し候由伝言有之候事

一 長崎出張出納寮より式万七千円同社出張ノ者へ御渡可相成筈ニ付、其段電信を以申通候事

十二月八日

一 横浜支店詰石井金之助ヲ本社江呼上ケ、新報局事務取扱申渡候事

一 第一国立銀行ト当社ト金銀貸借ヲ為スニ付、両方之間ニ約条取結候事

十二月九日

一 近衛局御用向取扱ヒ拜司ニ委任いたし候事

十二月十日

一 無記事 第三新報発兌

十二月十一日

一 横浜支店詰橋爪清九郎本社江呼上ケ、新報局受ケ付ケ申付候事

一 横浜国産方事業当社江引受ケ候ニ付、其店之副取締西村喜平治等と当社ノ代人と貸借写等ニ付約定取結候事

一 横浜三井銀行と当社ト金銀貸借ヲ為スニ付、両方之間ニ約条取結候事

一 千葉県下正米ヲ当社ノ正米売場ニおゐて売捌き度ニ付、送り荷引ノタメ宮本新右衛門同県下江出張いたし候事

一 木村忠藏伊豆島々江出張之処用濟婦社いたし候事

一 勸商局より茶代残金貳百五拾九円余御下ケ相成候事
一 三井銀行手不足之趣ニ而当社員借り受度旨同店より申越候ニ付、石井金之助ヲ差遣候事

十二月十二日

一 国産方より引継米、紀州米、其他浅草御藏ニおゐて左之通入札払取計ノ事

○米貳千八百八拾七俵 老石金四円拾六錢四厘
此代金三千貳百五拾五円四拾六錢壹厘

十二月十三日
一 無記事

十二月十四日

一 鉾山寮江風帆船及倉船壹艘御買上ケ之義建言ス

一 国産方取立懸り田中彦七外四名江月給金拾貳円五拾錢ツ、支給いたし候事

一 大沢正道江是迄金七円ツ、支給いたし置候処、本月より支給不致事

一 三菱会社へ三池石炭焼採として差出候分ハ、長崎渡ニ而壹噸金拾九円之割ニ而可差出旨同社ト約定いたし候事

一 宮本新右衛門千葉県より婦社

十二月十五日
一 茨木県下ニおゐて正米買入之ため杉山佐七出張ス

一 近衛局被服課ト国産方トノ約定書ヲ改メ、三井物産会社ト同局ト取結候事

十二月十六日
一 無記事 第三号物価表発兌

十二月十七日

一 勸商局へ本年七月中申立候本色茶製造当社へ引受ケ願ハ、
現今勸業寮ニおゐて御製造御廃止相成候ニ付、右願ハ御聞
濟不相成旨御達有之候事

一 秋田県令石田は大伝馬町式丁目九番地中村利兵衛方止宿、
十八日着之よし

一 千葉県為替取組願濟

一 長崎より嬉野茶

十二月十八日

一 千葉県下貢米為荷替取組致旨大蔵省へ出願候処、御聞届相
成候事

十二月十九日

一 米穀買入として宮本新右衛門下ノ関江出張いたし候ニ付、
石川良平と打合せ、諸事可取扱旨ノ委任状ヲ渡ス

一 馬越恭平千葉県へ出張、貢米為荷替為取扱候ニ付委任状等
相渡ス

一 茨木県下米穀買入ノタメ榎山佐七派出為致候事

十二月二十日

一 宮本新右衛門更ニ千葉県へ貢米荷為換取扱とシテ出張候事

一 陸軍五局第二課羅紗御約定ニ付馬越恭平出張候事

一 遠藤大三郎、宮本随行トシテ千葉出張之事
一 益田出港

一 長崎最寄買入米監督役麻田佐右衛門本日出張いたし候事

十二月二十一日

一 長崎支店より廻送ノ三池石炭左ノ送り状来ル

第三百五拾号

No.737 仏国ハウルマリー船 荷主内商羽太紀克

石炭四百六拾噸 但七拾七万式千八百斤

運賃合拾六円四拾四錢五厘

十二月十五日長崎港出

外横文彙通

右浜支店江送ル

一 神戸三井銀行桃井耕二来訪

一 秋田県令石田殿出府旅宿 壱石橋際待合茶や三河屋

一 勸業寮試験場ニおゐて石膏壱千斤上海より買入方御談し有

之候事掛り官員 河原忠次郎
松田与八郎殿

一 九州表買入米監督役麻田佐右衛門本日出帆ス

一 雉子橋より申込ノ中島新三ヲ長崎在木村方へ遣ス

十二月廿二日

- 一 本日より出勤退社ノ時刻ヲ極ム、出勤午前八時トス、退社午後五時トス
- 一 橋爪清九郎ヲ千葉県へ差立ル
- 一 国債寮江新銅貨交換旧銅貨五千円分浅草倉庫へ上納いたし候事

十二月廿三日

- 一 勸業寮試験場より石膏壱万斤上海より買入方被命タリ
- 一 宮城ヨリ新米見本拾式袋着致し候ナリ
- 一 勢州米、近国米見本三野村利助殿江相廻しタリ
- 一 小室より藍見本壱箱来ル

拾斤五分五厘六毛 支那送り
拾斤八分三厘貳毛 印度送り
拾斤九分五厘七毛 龍動送り
拾四番へ遣ス

三斤六分壹厘六毛 本社止メ置

- 一 養之助殿病氣全快出勤被致候事
- 一 国債寮より下付ノ新銅貨引抵として差出置候公債証書六千六百七拾五円取下ケ候事

十二月廿四日

- 一 第四号物価表発兌

十二月廿五日

- 一 甲州佐藤七郎右衛門其他ノ者之所持地等驗査として出張為致候増田新八婦社いたし、^(上カ) 驗査ノ□ニ而は確実ならざる旨報告ス

一切田判治本日ヨリ目見トシテ出勤致ス

- 一 四日市ヨリ米五百石汽船積送候ニ付切田判治、鈴木庸吉上乘トシテ出張為致候

一 買入米廻シ立会ニ竹泉、吉沢深川へ出張ス

- 一 勸業寮御注文石膏壱万斤買入方上海ブリ子へ申遣ス

十二月廿六日

- 一 去ル廿一日長崎表三井銀行出張店と同所当社支店と金銀貸借約条取結度旨銀行本店へ掛合候処、異存無之旨返書到来いたし候事

〔朱筆〕一尾州より監督役松島吉十郎帰京シ来店ス

- 一 □□ヨリ洋銀式千五百弗引換頼ミ越スニ付、横浜之三銀行へ送り遣ス

一 米国送り生糸之為メ上島安二郎横浜江遣ス

- 一 昨日龍動より差越シタル白米見本相場付共夫々大蔵卿江上達ス

一 長崎火事出店并親分店共無事之報申越ス

一昨日(アキマ)

十二月廿七日

- 一 益田孝横濱江到ル、子ハタ出帆ニ付委細木村、羽太等へ出
 状ス、上海モ同段(アキマ)
- 一 西村虎四郎本日帰坂ス

十二月廿八日

- 一 遠州産物当社江廻漕捌き方依頼いたし度旨八町堀三代町式
 番地芳賀伊兵衛殿より申込有之候事
- 一 当見世江転住の事近々相談相発シ夫々用意ス
- 一 陸中盛岡斎藤市太郎殿出糶米其外左之通り来ル
- 送り状ノ写

敦賀丸 十二月廿四日出

- 一 糶米七俵 此石三石五斗 五斗廻シ
- 一 米 五百俵 貳百五拾石 五斗廻シ
- 一 同 百四拾八俵 七拾四石 五斗廻シ
- 一 南部米百貳拾五俵 五拾石
- 〆七百八拾俵

陸中盛岡出

斎藤市太郎荷主

石巻

阿部重兵へ出

斎藤氏

一井勘兵へ

〆

- 一 高崎出張磯清五郎生系五拾九〆六百四拾八匁(廿五匁四分
 替)、此代金貳千三百四拾七匁貳拾七錢五厘分買入、浜支
 店へ積送り候旨報知有之候事、右ニ付浜店江出帖ス
- 一 大蔵卿より嬉野茶見本ヲ被遣、二箱
- 一 長崎より来状、小林鋸山大属近々来京之よし
- 一 鈴木董より電報アリ、直チニ返報ス
- 一 下ノ関正米下直なるよしヲ聞き、木村江買付方報告ス
- 一 同人弥世日之船ニ而帰便申遣ス
- 一 長崎より米袋取寄せ方小三野氏より申越ス、依而長崎へ電
 信ス

十二月廿九日 晴

- 一 田中長右衛門、杉山左七昨夜茨木より帰県、米千五百石丈
 ケ買付来ル、セ斗(三)エ升位(四)
- 一 今朝益田孝召ニ応し而大蔵卿の邸ニヨル
- 一 輸出来一条ニ付願書国債頭江出ス
- 一 物価新報今日第五号発兌ス
- 一 本日宮本新右衛門千葉出発、佐倉へ出張報知来ル
- 一 下総浜野舟式百九拾五俵入着、三井蔵水揚致ス

一同曾我野舟三百四俵入着候事

十二月三十日

一 旧嶋田店より兜町五番地角店江転居ス
 一 陸軍省ヨリ定用絨買入約定ノ伝票下付

十二月卅一日

一 昨日陸軍省より下命ノ絨拾四番江伝報ス
 一 宮本新右衛門、若松屋留次郎并手代老入崎玉郡所々正米買入トシテ出張候事
 一 田部井信平殿千葉県下小見川近辺買入米計算書持参出京候、在所本所亀沢町一丁目卅二番地
 一 安部重兵衛ヨリ電信、斎藤市太郎米百石タマウラニ而積送る報知有り
 一 横浜銀行依頼秩録公債五千円請戻シ辻、店長へ金三千七百五拾円相渡ス

(余白二丁)

三井物産会社「日記」(第二号)

前号に引続き、創業期の三井物産会社日記の第二号を紹介する。第二号は明治一〇年一月一日から六月一八日までの分だが、全二四冊ある日記の中でこの第二号のみ表題が「十年日誌」となっている。

用箋は前号にも記したが、先収会社用箋を使用した第一号と異なり、「三井物産会社」と印刷された縦罫一〇行仕立ての袋綴じ用箋に変っている。書き込みは一月二日から始まっているが、三日を「商業始メ」の日として⁽¹⁾いる。定例の休日⁽²⁾については、第一号、第二号「日記」を見る限り、日曜日と神武天皇祭や天長節など、国民的祝祭日は一応確保されていたようである。

それはさておき、「日記」第二号の記載は、前年十二月一日から長崎へ出張していた木村正幹が一月四日に帰還した翌日から終わりまで大半が木村の筆となり、時折り益田孝の記載が見られる。両者の書き癖とともにコピーインク焼けによ

る文字の欠落や滲みに加えて、後からの書込み、書直しが多い。欄外書や余白書込み、後筆挿入が何時の時点で書かれたものかは不明であるが、木村正幹の字で書かれているものが多く、後日のために必要と思われる事柄、あるいは集計上の必要事項が書付けられていると思われる。幸にこの第二号は裏打ち補修を加えられなかったため、化粧裁ちによる欄外書の損壊を免れたので、今回は見出しと思われる文字も掲載することとした。なお原本には墨筆、コピーインクの筆書、朱筆のほか、鉛筆、赤鉛筆、青鉛筆と何種類かの筆記具が使われていて、さらには墨や朱筆、鉛筆などの丸印や三角印、数字の訂正、書き直しなども多い。それらがどのような意味をもつものか判断しかねる部分もあって、できるだけ原本に近づけた形に翻刻したいと思うが、それも限度があるので、本文を読まれて疑問と思われる場合は、原本に当たって確認していただくことをお勧めするものである。

この日誌が必ずしも毎日記載されているわけではないことは、たとえば一月一五日の日付が、一四日（木村筆）と一五日の記事（益田筆）の行間に、見落としそうな細い文字で後から書込まれていたり、一月三十一日の終わりの箇所にも木村正幹が二月一六日の記事を書込み、間違に気づいて訂正することからも判明する。幾日も経ってから書き入れねばならないほど、業務が繁忙であったことを物語っている。明治一〇年の前半期となる本日記には、前年十一月に合併した三井組国産方の事業を引継いだことによる諸国の物産の荷為替取組、委託販売事業に加えて、政府輸出来の取扱い受託業務、さらには西南戦争勃発による陸軍省への軍需物資の調達御用や、政府主催の第一回国勸業博覧会、仏国博覧会出品取扱い御用引受け、海外抛店設置に向けた取組みなど業務が一揆に拡大していく内容などが記されている。その間、二月二二日に監督役三野村利左衛門が死去し、三井銀行と結束を固める場面もある。業務日誌ながら、アルウィンとの海外輸出代理店契約が結ばれ、四月中旬にロンドンに船出するアルウィンを横浜に見送ったさいの益田の喜びの心情も綴られ、「総城之囲ミは解ケタリ」と表現していることが印象深い。また秩禄公債証書金高の受取書の記載事項など数カ所に、実質的経営責任者である益田ではなく、社主の一人である三井養之助（高明）の確認印が押されている箇所があることにも注意を

しておきたい。養之助は明治九年八月に勘定方に配置されている（前号「日記」）。

明治九年九月二日における職員は三井家の社主二名と益田孝、木村正幹のほか社員一六名であったが（前号「日記」第一号参照）、その後上田安三郎、鈴木董、三井銀行の備丁山口林蔵の三人が新たに雇入れられ、これに三井組国産方が同年十一月に合併、拜司永造を始め東京、横浜合わせて五一名が加わることになった。そして明治一〇年には上から下までの従業員が一〇名を越えるのである。

各地の貢米荷為替取扱など三井銀行との協力なしにはいられない業務では、双方の人員が入り交って出てくるので判りにくいところがある。前号および本号の研究ノート・由井常彦「明治期三井物産の経営者」の中でも取り上げられている人々を読むさいにも、参考となると思われるので、創業期（明治九年から同一二年）、および明治一六年の職員を知ることの出来る史料を、これを機会に付録史料として掲載する。なお、この解説の末尾に、付表としてそれらの付録史料に登場する職員の一覧表を掲げておく。付表の職員には便宜上通し番号を付けてある。

付録史料として収録したのは左記のとおりである。

付録史料1 明治九年十一月 物産会社へ国産方譲渡二付テ

三井物産会社「日記」(第二号)

ノ達及び請書

(1) 拝司永造請書

《物産会社へ国産方譲渡ニ就テノ達》三井文庫所蔵史料

料 本一二一五一二)

(2) 東京国産方請書

《御請書》三井文庫所蔵史料 本一二一五一三)

(3) 横浜国産方請書

《物産会社へ国産方譲渡ニ就テノ達》三井文庫所蔵史料

料 本一二一五一一)

(4) 物産会社へ旧三越滞貸金取立事務譲渡達請書

《御請書》三井文庫所蔵史料 本一二一五一八)

付録史料2 明治九年七月〜十二月 社員利益分賦金

《三井物産会社第一回年度營業及勘定報告》三井文庫所蔵史料

別一七五一〜九)より

付録史料3 明治一〇年一月〜十二月社員分賦金

《明治十年第一月ヨリ十二月到ル計算済ニ付社員分賦金其外諸控》三井文庫所蔵史料 本一二一五一五〇)

付録史料4 明治一一年一月〜十二月社員分賦金

《明治十一年第一月ヨリ十二月迄計算済ニ付社員分賦金其外諸控》三井文庫所蔵史料 本一二一五一五一)

付録史料5 明治一十二年分社員分賦金

《十二年分社員分賦金名録》三井文庫所蔵史料 本一二一

〇一九)

付録史料6 明治一六年物産会社人員録

《物産会社人員録》三井文庫所蔵史料 続二三四六〜七七)

《付録史料1》(1)〜(3)は明治九年十一月一六日付を以て三井組国産方事業と職員が物産会社に譲渡されるさいの請書である。(1)は拝司永造単独の請書、(2)は東京国産方

詰め二三名、(3)は横浜国産方詰め二七名が記されている。

三井組国産方は全国各地の荷為替取組みや諸物産の委託販売業を展開するため明治七年(一八七四)八月に東京と横浜

に取扱所を設けたが、翌明治八年八月三越呉服店所属であった

横浜売込店と糸店も合流したため、国産方には三井組系統

と呉服店系統の人員がいることになる。また近世から越後屋

江戸本店(呉服店)の所轄であった伊豆島々産物取扱い業務

である島方も、明治五年の呉服店分離のさい三井組に移り、

国産方に属した。

ここでは付録史料の人々について、知り得る範囲で記しておくこととする。以下ここに使用する史料はすべて三井文庫

所蔵である。

《付録史料1》(1)の拝司永造(付表30)は、はじめ金蔵

といい、慶応元年に病死した江戸両替店支配役拝司永造の跡

を継いで、明治五年五月に永蔵と改名した。同年八月調べの

4)

4)

4)

「等席人員調書」(本五二七)には東京為換座(御用所)組頭と記されている。三井組大元方の「人員録」(本一一〇〇)には明治七年(一八七四)二月八等級、次いで同年四月に七等(統二三九三一二二)となっている。同年八月国産方設立のさいは「東京横浜三井組内国物産取扱所取締役」という肩書きがついており(『三井事業史』資料篇二、62)、同役に高瀬英祐、北岡文兵衛がいるが、拜司だけが物産会社に入った。付録史料3の明治一〇年の分賦金支給控では先頭に記されている。

(2)の東京国産方の人々のうち、宮本新右衛門(付表31)は『三井事業史』本篇二に「三井の別家」と書かれているが、現在のところそれを確認しうる史料は見当たらない。同書では坂本町四番地に店舗を構える米穀商であり、開業した国産方が兜町に移るまでの仮営業所としたとされる。三井組国産方に宮本新右衛門の名前が登場するのは明治八年(一八七五)一〇月改の「目代日勤総名簿」(統二三九三一二二)であって、目代席の「国産 四等」とある。

吉沢吉五郎(付表32)は江戸糸見世の出身で、支配役になったのが慶応三年(一八六七)で四〇歳の時である。明治二年五月通勤支配格、横浜売込店では通勤役となっている。物産会社入社の際には四九歳ということになる。

その他、明治六年の「島方出勤之者名前書」(本一一四三)

によると、岡本藤左衛門(付表38)は島方の産物揃所世話役取締並(当時五三歳)、小倉弥七(付表37)は島方世話役取締並(当時四八歳)、木村忠蔵(付表43)は世話役取締(当時四三歳)、高野幸八(付表48)は島方世話役(当時四九歳)とある。

(3)の国産方横浜店詰の西村喜平次(付表54)および中野用助(付表55)は、本号一月二六日付の記事に、「生糸為換事件不都合ニ付横浜支店長西村喜平次、番頭中野用助共本日雇放免」と出て来る。したがってこの二人は明治一〇年度以降(付録史料3く5)の社員分賦金には登場しないのであるが、中野用助は明治一四年の「日記」第八号(物産八)二月九日付に、「中野用助為試再勤ヲ許ス」と記されており、付録史料6の明治一六年の名簿に名前が再登場する。

西村喜平次は、元越後屋江戸本店出身で、天保一四年(一八四三)に入店し、慶応三年(一八六七)正月に店詰切の通勤支配、同年五月に後見格という重役となり(この時点で勤続二四年)、明治三年(一八七〇)正月に東京本店を退職した。⁽⁵⁾その後呉服店が三井家から切り離された明治五年三月には「通勤役」として、横浜売込店(明治四年開業、三越売込店)に存在する。物産会社を解雇されたときは、四〇歳台後半であったと考えられる。

中野用助は、元越後屋の長崎方という部署の下で、長崎で

三井物産会社「日記」(第二号)

落札した品物を京都、大阪の荷請問屋に送る仕事をしてきた。京本店「賄方永代帳」(本一五六〇)によると、明治三年に長崎での商売の不具合を理由に京都呉服店に懇願して転職を依頼、翌四年正月に東京へ差し下された。そこから直接横浜売込店に回されたと思われる。同史料には同年十一月に「横浜売込店中野用助」の記事がみえる。明治五年四月には三越家支配役となっている。

橋爪清九郎(付表57)も越後屋江戸本店(東京呉服店)出身で明治三年に上座役であったが、明治七年正月に横浜売込店に移った。青山貞造(付表59)、岡山席二郎(付表63)も同様上座役である。この本号日記三月一六日に岡山席二郎は「社員差免、横浜高瀬英祐方江可差遣段、三野村(利助)紹介者注」より通達「付本日取計事」、青山貞造は五月一日に「横浜支店青山貞三依頼社員差免事決義」とある。そこで明治一一年三月作成「(三井組製茶掛人名)」(追五七九—九)を見ると、青山貞三は三井組製茶掛常員の「二等書記 六級」、岡山席二郎は「出納方兼庶務方 八級」という肩書きを持つ。同史料には付表58番の森田孝平も「副支配人 四級」とあるので、当時三井組製茶掛取締をしていた高瀬英祐の強い要望があったものと思われる。この三井組製茶掛のメンバーの中に、意外にも前述の物産会社を放免とされた中野用助(付表55)が「二等書記 本課留守居」と出ている。物

産に復帰するにあたり、ここで力を蓄えていたと思われる。メンバーの入れ替え、貸し借りは銀行との間でも見られることである。

中西善三郎(付表61)は元江戸向店の支配役である。慶応元年に勤仕二八年であることから、物産入社時は五〇歳位であったと思われる。明治一四年二月に「旧国産方不都合二付」暇となっている。

(4)は三越売込店の田中彦七ら五名の請書であるが、呉服店の貸附金取立て業務を物産会社に引継ぐさい、この五名は国産方と同時期に移籍したのではない。一緒に物産入りすることになっていたが、事情があつて延期となり、三越を監督する大元方から物産会社への依頼によつて、改めて明治一〇年六月三〇日をもって物産会社職員となったものである。本日記六月十五日の磯清五郎処分についての記事を参考としてもらいたい。以下は大元方「日記」(本七三八)明治一〇年七月二日の記述である。

「一、六月三十日ニ物産会社江左之通り

拜啓仕候、先般旧三越店ニテ貸附金取立之義貴社江委任致候ニ付而者、右同店田中彦七、新井庄兵衛、杉山佐七、深井太七、磯清五郎此五名之者は其際同断貴社江引渡し可申之所、遷延ニ相成居候ニ付、今般更ニ御引渡申度存候、御承引相成候ハ、向後当役場ニ於テ一切関係不致、

都而貴社之御都合ニ御執計罷□度候、此段及御頼談候也

明治十年六月三十日

三井組大元方印

三井物産会社御中

一、右返書左之通り

為読扱者先般旧三越店ニ而貸借金取立之義御委権ニ付
而は、田中彦七、新井庄兵衛、杉山佐七、磯清五郎、深
井太七、五名更ニ御引渡被成度段、承知致し、右為御請
如此御座候也

明治十年六月三十日

三井物産会社印

三井組大元方御中

(七月三日)

「一、昨二日田中彦七、新井庄兵衛右兩人出頭候様申遣
し候所、本日田中彦七出頭、新井庄兵衛病氣之趣申出候、
依而同人江前二日ニ記し有之候五名者、向後物産会社江
更ニ引渡し候段、三郎助殿より右之趣御申渡有之候(以
下略)」

前年明治九年一二月の物産会社「惣勘定書」(別一七五一

一〇)の貸金勘定の中に「一金六拾貳円五拾銭 三越取立
懸り人員五名月給立替金」とある。前号「日記」十二月一四
日の記事には、「一 国産方取立懸り田中彦七外四名江月給金
拾貳円五拾銭ツ、支給いたし候事」とあり、五人の扱い方が、
元の身分地位に関係なく同賃金が支払われていることがわか

る。

田中彦七(付表82)と新井庄兵衛(付表83)はともに明治
五年の呉服店改革時に元方役というトップの座にあり、改革
の推進役となった。

ちなみに越後屋時代の職階における名目役は上から

元方掛名代—元方掛名代—勘定名代—名代—後見—

通勤支配—支配—組頭—役頭—上座

明治五年春改の三越家役人順席は上から

元方役—元改役—名代役—通勤役—支配役—扱役(是迄

組頭)—加役(同上座)となっている。

田中彦七は越後屋江戸向店出身で、入店は弘化元年(一八
四四)、明治元年八月通勤支配格となり彦七を嘉右衛門と改
名、明治二年七月後見格宿入の上、越後屋東京本店の後見役
となり、明治四年一月嘉右衛門を元の彦七と戻して名代役と
なっていた。

一方の新井庄兵衛は江戸糸見世の出身であり、新三郎、半
三郎、半兵衛と名を変えて明治元年庄兵衛と改名、明治四年
二月東京糸店勤務のまま横浜御用所勤番となった。やはり名
代まで昇った。新井庄兵衛にも明治九年一月一六日付けの
単独の請書(本一一一五—一六)が残されているが、ここでは
省いた。

二人とも物産会社に正式移籍したのが明治一〇年六月であ

三井物産会社「日記」(第二号)

るが、付録史料4の明治一一年時の社員分賦金に田中彦七と新井庄兵衛の名は入っていない。田中彦七は、物産「日記」第四号(物産四)明治一〇年の一月二七日に「田中彦七横浜詰メ申渡ス」と出て来るので、そこまでは在席が確認できる。新井庄兵衛は、物産会社が明治一〇年一月一日「新井庄兵衛事取立掛為省費且近来不勤杯ナレとも別段差障無之ニ付、三井組大元方ト申談、三野村今日返事済ニ而差免候」(物産「日記」第三号)とあり、物産会社へ移籍の時期も病気で休みがちであったところ、いなくても業務に差し障りはないので経費節約のため解雇としたのであるが、物産会社は新井の立場と大元方の関係を考慮して、大元方の了解をとつたものである。この翌年五月一日に「旧社員新井庄兵衛死去」(物産「日記」第五号)、大元方「日記」(本七三九)でも「物産会社附属当時、退身旧糸店新井庄兵衛昨年来病気の処養生相不叶、昨一二日午後十時三十分死去」と書かれている。

杉山佐七(付表84)、深井太七(付表85)も同じく江戸糸見世、東京糸店の出身である。

杉山佐七は天保九年(一八三八)入店、明治二年八月後見役となった。三越家では名代役となっている。文久二年(一八六二)通勤支配役の時が三九歳であったから、明治一〇年(一八七六)といえは五三歳である。付録史料3、4の明治

一〇年、一一年の分賦金支給のさい「員外」とされている。深井太七(付表85)は文政期の江戸糸見世通勤支配役深井太右衛門の三代目にあたる。東京糸店では通勤支配役であったが、明治五年三月、前述の西村喜平次(付表54)とともに、三越家通勤役となり、翌六年四月売込店勤務となった。磯清五郎(付表86)については、明治六年春三越家通勤役(本四九七)とあるので、前身はそれなりの役職にいたと思われるが、記録されたものが見あたらない。

深井太七の場合、明治八年一〇年改の東京大元方「目代日勤総名簿」(統二三九三二一一)によると目代席三等に、磯清五郎も同様国産方五等の席にいて、二人ともすでに三井組にも席をおいたことがわかる。同史料の中の「横浜国産方人員」(統二三九三二一一四)では明治九年一月の横浜国産方の人員は、横浜国産方の筆頭は高瀬英祐、次いで宮崎佐平、三番目は目代深井太七、西村喜平次、磯清五郎、中野用助の順に書かれていることを参考までに記しておく。

付録史料2と5に掲載したのは明治九年と一二年の社員分賦金(賞与)である。

〈付録史料2〉は明治一〇年六月付を以て行われた物産会社の第一回の決算報告書の中の社員利益分賦金である。明治九年七月と一二月在席の社員一九名と長崎支店雇四名、および益田孝、木村正幹への利益分賦金支給額が記されている。

明治一〇年上半年期までの在職者が判るが、明治九年一月一に移籍した拝司永造をはじめとする国産方からの人々、及び一月一日に入社した鈴木董（付表29）には支給されていないので⁽¹²⁾ここには名前がない。丸利助（付表12）は付録史料4には登場せず、付録史料5に再登場するが、「日記」第五号（物産五）明治一二年八月一六日に「新橋荷物方下使丸利助儀当春荷物取扱不都合有之差免置候処、改心之儀段々申立候ニ依り本日仕役致候而も可然段及達候事」と再勤を許されている。

また九年八月に三野村利左衛門から回された賄方の藤原正助（付表16）は分賦金支給の際には存在していない。

余談ながら、木村正幹は「日記」第二号の中でも、上田安三郎を上島と記しているが、この分賦金名簿では「上田」と書いている。分賦金の記載者は木村正幹である。

〈付録史料3〉は明治一〇年一月から一二月まで在籍した四二名の分賦金を受けた人々が記されている。明治一一年八月付をもって支給された（益田は貳万四円貳銭九厘、木村が壹万貳円貳銭五厘⁽¹³⁾）。うち九名が「員外」であるが、杉山佐七と鈴木董も員外に含まれている。員外のうち、太田原則孝は明治九年十一月に開設された中外物価新報局員である。

付表10の鹿野直一郎については、付録史料3には「故」と、同4には「死去」と書かれている。分賦金の作成される直前

七月末に出張先の佐賀県多久にて盗賊によって殺害されたものであるが、「金員少も掠奪不被致且計算臨終之際迄判然突合」ということで弔意として与えられたものである（物産「日記」第五号）。

付表10の小僧稲垣治郎七は、同姓同名（旧姓名は吉岡吉太郎、明治一一年江戸本店・元方勘定名代稲垣次郎七の名を相続、三井銀行勤務）がいるが、次郎七名前の時期が重なるので別人である。

〈付録史料4〉は明治一二年九月付の明治一一年度社員分賦金支給の名簿である。全体で一七名、うち「員外」三名にも手当が支給されている。急増した人員とともに会社全体の規模が判るであろう。この史料は木村正幹の筆であることもあり、コピーインクであるため濃淡のムラで、判読しづらい部分がある。ちなみに総轄益田の分賦金は壹万円、副総轄木村の分賦金は五千元⁽¹⁴⁾である。

仏国博覧会に関わる伊達忠七（付表87）が明治一〇年七月一二日に近藤英次（付表91）、梅田幸広（付表92）とともに雇い入れられているので名前があがっている（物産「日記」第三号）。

〈付録史料5〉は明治一二年分の分賦金である。史料に日付は書かれていないが、明治一三年七月一三日に支給されている（物産「日記」第八号）。やはり木村正幹の手によるも

三井物産会社「日記」(第二号)

ので、コピーインクで書かれている。数枚重ねられた下の方にコピーされたものとみえ、文字が薄くて非常に判読し辛い。ここには上田安三郎(付表23)の名前がないが、明治一三年三月二〇日に番頭二等、二六歳で上海支店預り支配人に任命されている事実がある⁽¹⁵⁾。

補足として明治一二年の物産会社「日記」第七号(物産七)に、月給がある程度まとまって書かれている箇所があるので参考までに記す。日付は十二月二三日である。

「一本日増給ヲ達ス

三拾円	宮本新右衛門
貳十五円	伊東彦七
拾七円	福永文七
十五円	新井新三郎
十五円	竹泉嘉平
〃	保坂弥七
十五円	林 万丘
十三円	徳岡栄造
拾五円	川上新十郎
十三円	遠藤大三郎
八円	岩瀬順七郎
六円	小林藤次郎
六円	手代見習席へ昇ス

四円五十銭	四方熊吉
四円五十銭	稲垣次郎七
六円	川島為吉
拾壹円	高山忠蔵
十五円	木村忠蔵
拾四円	国産方ト米方宛
拾四円	杉山佐七
十四円	大坂 竹内恒三
拾貳円宛	同 岩鼻 敏
拾貳円	同 杉本喜知造
八円	山根 暢
九円	長崎 伊藤捨次郎
	長崎 藤城良三
横浜支店詰	
十六円五十銭	深井太七
十六円五十銭	高橋啓助
拾六円	橋爪清九郎
十四円五十銭	根岸半二郎
十四円五十銭	伊東清兵衛
十三円五十銭	中川喜拾郎
八円五十銭	内田鉄太郎
六円	石光真澄
	同高石紋四郎

四円 手代見習へ昇ス

高森与太郎

七円五十銭 手代見習へ□□

丸 利助

五円 同 星野儀助

拾円 又原大二郎

右之通本日相達候事」

なおついでながら、鈴木董（付表29）はこの日社員差免と
なっている。

〔付録史料6〕は明治一六年一〇月現在の社員人員録である。原本はコピーインクによる焼落ちが多く、取扱いに注意を要するため、現在はマイクロフィルムのプリントで公開している。社員の所属は朱字で書かれているので太字とした。〔明治二十年第一月更正三越店員・物産会社社員・東京相統講人名録〕（別六九）によって明治一六年〜二〇年の社員を追うことができる。合わせて参照されたい。但し手代三等までしか入っておらず、見習席や小童などは出てこないのので、これをもって総人数とすることはできない。

三井物産会社は明治一三年三月に社員職制が変更になり、益田孝が社長、木村正幹が副社長となった。社主としていた三井養之助、武之助は元締となり、馬越恭平（付表7）、押

司永造（付表30）も元締となった。馬越、押司の元締役の月給は金七五円となる（物産「日記」第七号三月一日）。しかし押司永造は明治一五年一月廿二日に死亡している。また羽太紀克（付表5）も明治一五年五月一八日病死、坪内安久（付表6）は明治一六年五月一四日依願解雇、杉山佐七（付表84）は明治一四年一月病死、古谷龍蔵（付表8）は明治一六年八月に四日市支店を共同運輸会社に売却したさいの跡始末で、物産会社への事務を免除、ということと右の人々は付録史料6には名前がない。

最後に付表について若干の説明をしておきたい。

明治九年の人員は、社主兩名および総轄益田孝、副総轄木村正幹以外は、付録史料2の社員分賦金の支給を受けた人々に○印を付け、同年一月に入社した29番の鈴木董、次に付録史料1〜3の押司永造以下東京国産方、横浜国産方の順に配列してある（辞令の発令が十二月であるため）。ただし、鈴木董以下は分賦金の対象にはなっていないので、鈴木は入社月を、国産方出身者は請書にある勤務先を（ ）に入れてある。なお島方出身者には*島方と入れてある。このような形で明治九年に在席した人々を確定した。前述した付表100の鹿野直一郎は「日記」第五号に「明治九年十二月末長崎支社詰」と書かれているが、裏付ける史料がないため九年の欄の

順番の中には入れなかった。一年の時点で月給六円なので、手代見習席であったかと思われる。その次に明治一〇年に正式雇用とされた付録史料1の(4)三越売込店出身の五人を(三越)と入れた。明治一〇年以降は重複する人々以外は付録史料に配列されているとおりの順番とした。なお付録史料には明治一〇年一二月に入社した執行弘道(付表81)の名前が入っていない。物産「日記」第三号(物産三)一〇月二四日に「執行弘道此度香港にて銀銅貨交換等之事取扱之為第一国立銀行ト申合せ都而被致同様ノ取扱ニ而当社江備入、月給五十円差出候事」と出てくるので付表の明治一〇年に入れておいた。明治一二年六月二七日まで「日記」に登場する。すなわち「一笹瀬元明龍動出発ニ付木村横浜へ送ル、同人香港支店江立寄同店之事務ヲ調査し是迄之事ヲ本社へ報道スル事ヲ命し候ニ付、執行江□□其段相達候事」とある。

上田安三郎や、執行弘道のように在席が確認されても付録史料に出ていない人物には、一線を引いたが、全員を調べたわけではないことをご了解願いたい。

なお、付録史料以外から知り得た情報には*を付けて入れた。

物産会社「日記」第二号の原稿作成は樋口知子が行ない、小苺米丕美氏、酒井照子氏に校合に協力していただいた。こ

ここに記して謝意を表します。

(樋口知子)

(1) 翌明治一一年の正月からは一月二日が商業始となり、海外への事業拡大への取組を意識していることが窺える。

因みにこの時期は三井銀行や三井組大元方は正月四日を仕事始めとしている。物産会社が正月三ヶ日を休日としたのは明治二四年頃からである。

(2) 明治九年三月に日曜日の休日と土曜日半休とする太政官達が公布され、官庁では四月より施行されたが、三井も大元方の日記(本七三七)をみると四月から日曜日を休暇とした(それまでは定例休日は毎月一日、六日、一日、一六日、廿一日、廿六日すなわち一と六の日であった)。

(3) 木山実「三井物産会社の創業期における海外支店の設立」(同志社大学大学院『商学論集』第29号)、木山実「三井物産草創期の人材とその海外活動―明治一一年パリ万国博派遣社員―伊達忠七の事蹟を中心に―」(愛知大学経済学部 経済論集 第一四七号 一九九八年)を参照されたい。

(4) 東京両替店「伺願帳」(三井文庫所蔵史料 別二一

- 八三)。東京両替店宛に改名願を出している。慶応元年に先代永造の娘を順養子にしているので、先代の兄弟であろうと思われる。明治五年までの名簿類には名前が見当たらず、明治五年にいきなり東京大元方組頭役として登場する(三井文庫所蔵史料 本五二七)。
- (5) 「宅々店々并名目役人控」(三井文庫所蔵史料 続二七八四)および「年数控」(三井文庫所蔵史料 本一〇〇五)。史料によって「御暇」とも「宿入」ともある。慶応三年時点で二四年間の勤続ということであり、入店時一二歳〜一四歳位だとすると、三〇歳半ば過ぎとなる。慶応三年に望性銀を得ているが、暖簾印を貰った形跡はない。また改名の回数も多く、支配役で忠七改め利兵衛、後見役で藤右衛門、明治三年に喜平次と改名している。
- (6) 「名代言送帳」三井文庫所蔵史料 別一七八二)。
- (7) 中西善三郎は慶応元年一月中西姓から岡田と改姓し、退役しているが、元の中西姓となったと思われる。物産会社を暇となった翌年三越の上座役酒井孝次郎を養子としているので、継ぐべき店を持っていたと思われる(同右「名代言送帳」)。
- (8) 田中嘉右衛門の名は元江戸本店名代で安永九年(一七八〇)京本店に移籍した勘定名代の家筋で、一時的に彦七が名跡を継いだものかとも考えられる。そうだとすれば田中嘉右衛門は京都に自分店があることにならる(《田中嘉右衛門家内人数割覚》(三井文庫所蔵史料 別一九三〇一二)(明治三年帳))。
- (9) 明治四年三月に「年来御奉公無滞奉候二付、御役儀結構被仰付、以御蔭家内相続仕莫加至極有難仕合と存候」と相続する家(店)があるらしいこと、しかし追々老年となり、糸店勤仕の組頭役高橋又七を跡相続人として勤仕のまま養子に貰い請けたいと元方へ願出で、引退を匂わせていたものである(糸店「永用帳」三井文庫所蔵史料 本一一二二)。
- (10) 「年数控」(三井文庫所蔵史料 本一〇〇五)。
- (11) 明治五年「東京相続講銘々由緒老綴」(三井文庫所蔵史料 別二五六九)。二代目が三井に勤仕していないことから、自分店をもっていると思われる。明治六年九月の「家督連名宿所附」(三井文庫所蔵史料 本五二七)では横浜に住居、深井太右衛門の名が記されている。
- (12) 物産会社「日記」第三号(物産三)の明治一〇年七月十四日に
「明治九年分賦金規則ニ照準シ半額預り証書を以夫々今日相渡候事

一旧国産方九年半季分賦計算半途ニ而差添の趣ニ付、夫々当社より立換貸金取計候事」という記事が見える。国産方から来た人々の半期分の賞与は大元方から支払われるのであろうか。

(13) 「明治十一年中損益差引残り純益金報告」(三井文庫所蔵史料 本一二一五―一五)。

(14) 「明治十年中損益差引残り純益金報告」(三井文庫所蔵史料本一二一五―一四)。

(15) 由井常彦「明治期三井物産の経営者」(『三井文庫論叢』第四一号)を参照されたい。

(16) 執行弘道は物産「日記」第四号(物産四)、第五号(物産五)によると、明治二十一年一月二日に香港へ旅立つ。同年八月一七日に香港出張店が開業するので、その責任者であろう(九月廿日には支店と書かれている)。

凡例

一、翻刻にあたり、原本の墨筆とコピーインクの筆書の区別はしていないが、朱筆は太字で、鉛筆は書体を替えて区別できるようにした。鉛筆の数字はイタリック体とした。また朱合点や朱の跨線は太くした。赤鉛筆、青鉛筆は注記してある。

一、読みやすくするため、適宜に読点「、」を加えた。一部に並列点「・」も加えた箇所がある。

一、原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は助詞の者、江、而は漢字のままとし、字体を小さくした。子をネと読む場合も字をすこし小さくして漢字のままとした。

一、平仮名、片仮名の組み合わせによる合字はそれぞれ平仮名、片仮名に直した。

一、単純な誤記は直した。

一、抹消箇所は、墨で消された文字には左傍に、を、朱で消された文字には、を、また鉛筆で消された文字には左傍に・を付けた。書き直された文字は、原則として右傍に記したが、場合によっては左傍にした箇所もある。

一、欄外書や余白書込み、後筆挿入の区別をいちいち付けることは難しく、また煩雑になるため、欄外書のみ左のように表記した。ただし明らかに新しい記載（おそらく「三井

物産沿革史」編纂時代と思われる）は省略してある。

欄外書のうち、見出しと思える場合は、当該箇所の一ツ書の脇に*をつけ「」に括った。内容の補足と見られるものには、当該箇所の最後に段を落として*を付け、「」に括った。なお本文中にも（）や「」が使われているが、*印で区別されたい。

一、行間の（）は紹介者による注である。また本文中に注を入れる場合は、「」内に「注」と入れた。

一、コピー用インクによる文字の損傷箇所は、判読可能な文字は本文に入れ、判読不能の文字は□、文字数の判らない場合は□とし、他の判読不能の文字と同じ表記とした。

一、余白は後に書き込むため空けてあったと思われるが、ここでは原則として余白の明示はせず、日付ごとに一行空きで追込みとした。

附表 物産会社職員一覧 (明治9~16年)

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治一六年
1	三井武之助	(社主)	社主	社主	社主	元締
2	三井養之助	(社主)	社主	社主	社主	元締
3	益田 孝	(総轄)	総轄	総轄	総轄	社長
4	木村正幹	(副総轄)	副総轄	副総轄	副総轄	副社長
5	羽太紀克	○	番頭席	番頭席	番頭席	* 5月依願解雇
6	坪内安久	○	番頭席	番頭席	番頭席	
7	馬越恭平	○	番頭席	番頭席	番頭席	横浜支店支配人 元締
8	古谷龍藏	○	番頭席	番頭席	番頭席	* 9月共向運輸会社へ
9	金子弥一	○	番頭席	番頭席	番頭席	長崎支店支配人 番頭一等
10	木田幾三郎	○	手代席			
11	伊東彦七	○	番頭席	番頭席	番頭席	
12	長尾 一	○	手代席			
13	水谷伝七	○	三池手代席	長崎手代席	長崎(島原分)手代席	本社 手代一等
14	岩鼻 敏	○	本社手代席	本社手代席	大坂手代席	大阪支店支配人 番頭三等
15	三河孝助	○	横浜手代席			
16	藤原正助	○				
17	高山忠藏	○	下男	本社下男	—	
18	井上晋三郎	○	本社手代見習席	本社手代見習席		
19	田中房吉	○	本社手代見習席	本社手代見習席	東京手代見習席	

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
20	田中熊吉	○				
21	増田幸七	○	番頭席	番頭席	番頭席	本社米方副支配人 番頭二等
22	中野平藏	○	長崎手代席	長崎手代席	長崎手代席	長崎手代一等
23	上田安三郎	○	本社手代席	本社手代席	—	上海支店支配人 番頭二等
24	山口林藏	○				
25	竹内滝次	○長崎支店雇				
26	速藤彦太郎	○長崎支店雇	三池手代席	三池手代席	三池手代席	三池出張店支配人 手代一等
27	片山彦三	○長崎支店雇	長崎限中小僧			
28	伊東安次郎	○長崎支店雇	長崎限中小僧	長崎支店限雇手代見習席		
29	鈴木 董	* 11月離入	員外	—	* 12月社員差免	
30	拝司永造	(取締)	番頭席	番頭席	番頭席	
31	宮本新右衛門	(東京)	番頭席	番頭席	番頭席	本社米方支配人 番頭一等
32	吉沢吉五郎	(東京)	番頭席	番頭席	番頭席	上州 番頭三等
33	中井七兵衛	(東京)				
34	新井新三郎	(東京)	本社手代席	本社手代席	本社手代席	本社売買方副支配人 番頭三等
35	竹泉嘉平	(東京)	本社手代席	本社手代席	本社手代席	長崎 手代一等
36	福永文七	(東京)	番頭席	番頭席	番頭席	本社 番頭三等
37	小倉弥七	(東京) * 島方				

38	岡本藤左衛門	(東京)	*島方	手代席暇		* 8 月病氣暇			
39	川上新十郎	(東京)		本社手代席	本社手代席		—		
40	稲垣保兵衛	(東京)		本社手代席	本社手代席		本社手代席		荷物方 手代二等
41	橋本喜三郎	(東京)	*島方	本社手代席					
42	原 彦太郎	(東京)		本社手代席	本社手代席				
43	木村忠藏	(東京)	*島方	本社手代席	本社手代席		本社手代席		
44	鎌田徳兵衛	(東京)	*島方	本社手代席	本社手代席		本社手代席		
45	田中藤助	(東京)		番頭席	番頭席		番頭席		馬廻出張店支配人 番頭三等
46	林 乃兵衛	(東京)		本社手代席	本社手代席	* 万丘と改名	本社手代席		本社手代一等
47	竹内恒三	(東京)		本社手代席	本社手代席		大坂手代席		大塚支店副支配人 / 兵庫出張店支配人 番頭二等
48	高野幸八	(東京)	*島方	本社手代席	本社手代席				晒館 手代一等
49	遠藤大三郎	(東京)		本社手代席	本社手代席		本社手代席		
50	又原大次郎	(東京)		本社手代席	本社手代席		本社手代席	* 12 月横浜	島方 手代二等
51	上田基兵衛	(東京)		本社手代席					
52	吉田鉄治郎	(東京)							
53	鈴木庸吉	(東京)		本社手代見習席	本社手代見習席				
54	西村善平次	(横浜)				* 1 月罷放免			
55	中野用助	(横浜)				* 1 月罷放免			横浜 手代一等
56	北条森蔵	(横浜)							
57	橋爪清九郎	(横浜)		横浜手代席	横浜手代席				横浜 手代一等
58	森田孝平	(横浜)							

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
59	青山貞造	(横浜)	明治10年 * 5月依願社員差免	明治11年	明治12年	明治16年
60	伊東安兵衛	(横浜)				
61	中西善三郎	(横浜)	横浜手代席	本社手代席	本社手代席	
62	平野留七	(横浜)				
63	岡山庸二郎	(横浜)	* 3月社員差免			
64	勝間田敦蔵	(横浜)	手代席 暇	* 8月社員差免		
65	北村鉄三郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席 死去		
66	徳岡栄蔵	(横浜)	横浜手代席	本社手代席	本社手代席	
67	石井金之助	(横浜)	本社手代見習席	本社手代見習席		
68	長谷藤吉	(横浜)	横浜手代席	本社手代席	四日市手代席	
69	松岡清四郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席 死去		
70	深沢藤三郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代三等
71	長谷川仙之助	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	—	
72	新井庄次郎	(横浜)				
73	松本豊助	(横浜)	横浜下男	横浜下男	横浜下男	
74	大藤真助	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
75	加藤孝平	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代二等
76	中川喜十郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜支店詰	
77	野村竹二郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
78	北出豊吉	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代三等
79	高森与太郎	(横浜)	横浜小僧	横浜小僧	横浜童仕 * 12月手代見習	

三井物産会社「日記」(第二号)

80	日本米次郎	(機派)	横浜手代見習席	機派小僧 放免		
81	執行弘道		* 12月入社	—		
82	田中彦七		(三越) * 旧国産方貸付金取立掛			
83	新井庄兵衛		(三越) * 旧国産方貸付金取立掛			
84	杉山佐七		(三越) 員外本社事務為取扱	員外		
85	深井太七		(三越) 手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代一等
86	磯 清五郎		(三越) 横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	上州 手代一等
87	伊達忠七		番頭席	番頭席	番頭席	
88	秋本弘輔		番頭席 放免			
89	保坂弥七		本社手代席	本社手代席	本社手代席	島方 手代一等
90	中島新三		本社手代席			
91	近藤英治		本社手代席	本社手代席	本社手代席	本社 手代一等
92	梅田幸広		本社手代席	本社手代席		
93	田中長右衛門		本社手代席	本社手代席	兵庫手代席	本社 手代一等
94	内田鉄太郎		本社手代席	本社手代席	横浜手代席	
95	安達阿四郎		本社手代席	本社手代席		
96	山口甫吉		本社手代席	本社手代席	本社手代席	
97	渡辺守太郎		本社手代席	本社手代席	本社手代席	
98	深沢森蔵		横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
99	根岸半次郎		横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
100	松本常盤		横浜手代席	本社手代席	本社手代席	本社勘定方副支配人 番頭三等
101	伊藤清兵衛		横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
102	渡辺巳之吉		横浜手代席	横浜手代席 暇		
103	鹿野直一郎		長崎手代席 故	長崎手代席 死去		
104	駒田作五郎		四日市手代席	四日市手代席 退社		
105	斎藤鑑吉		本社手代見習席	—	東京手代見習席	横浜 手代三等
106	四方熊吉		本社小僧	本社小僧	* 12月手代見習席	
107	向井政二郎		本社小僧	本社小僧	四日市董仕	
108	川島為吉		本社小僧	本社小僧	東京董仕	
109	中田桃作		本社小僧	本社小僧 放免		
110	船垣治郎七		本社小僧	本社小僧	東京董仕	
111	高橋善吉		本社小僧	本社小僧	東京董仕	
112	徳阿徳太郎		横浜小僧	横浜小僧	横浜董仕	
113	田尾長助		島謙下男	島方下男 死去		
114	田中繁吉		下男	島方下男	本社下男島方蔵口	島 手代三等 *明治14手代
115	高島広助		横浜下男	横浜下男	横浜下男	
116	風間浅吉		横浜下男	—	横浜下男	
117	相本豊知造		大坂限雇手代	大坂手代席	大坂手代席	長崎 手代二等
118	高石紋四郎		大坂限雇手代	大坂手代席	大坂手代席	大阪 手代二等
119	小林嘉三郎		大坂限小僧	大坂小僧		
120	田中長太郎		長崎限雇手代	長崎支店限雇手代席	長崎手代席	長崎 手代二等
121	小島祐次郎		長崎限雇手代			
122	山根 暢		長崎限雇手代	長崎支店限雇手代席	長崎手代席	長崎 手代一等

三井物産会社「日記」(第二号)

123	藤城良三	長崎限雇手代	長崎支店限雇手代席	長崎手代席	
124	中野清次郎	長崎限小僧	長崎小僧		
125	野口藤三郎	長崎限小僧	長崎小僧		
126	宮田長太郎	長崎限下男	長崎下男		
127	高野弥三郎	三池限雇中小僧	三池手代席	長崎手代見習席	長崎手代三等
128	藤永定次郎	三池限雇中小僧	三池手代席 退社		
129	前田得兵衛	馬関雇手代	馬関支店限雇手代席	馬関手代席	馬関手代二等
130	(某)	馬関下男			
131	会田久四郎	室町限雇	室町限雇手代席	東京手代見習席	
132	丸 利助	新橋荷物方附属運漕方手代		横浜手代見習席	
133	青糞伊三郎	新橋荷物方附属運漕方手代			
134	中村小一郎	新橋荷物方附属運漕方手代			
135	竹内久二郎	新橋荷物方附属運漕方手代			
136	高橋啓助		横浜手代席	横浜手代席	
137	星野義助		横浜手代席雇	横浜手代見習席	
138	伊藤捨次郎		長崎手代席	長崎手代席	
139	佐藤真司		三池手代席		
140	豊田正五郎		四日市支店限雇手代席	四日市手代席	
141	石光真澄		横浜手代見習席	横浜手代見習席	横浜手代三等
142	杉本尊平		横浜手代見習席	横浜手代見習席	
143	日馬重吉		横浜手代見習席	横浜重仕	
144	中尾彦三		長崎支店限雇手代見習席	長崎支店限	

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
145	沼口初太郎			本社小僧	東京童仕	
146	木下栄之助			本社小僧	東京童仕	
147	新倉銀之助			本社小僧	東京童仕	
148	安原次郎			本社小僧	東京童仕	
149	戸倉甚太郎			横浜小僧		
150	喜多春吉			横浜小僧	横浜童仕	
151	千葉万次郎			馬関小僧	馬関童仕	
152	山田藤三郎			大坂小僧		
153	高橋金助			本社下男	本社下男飯焚	
154	井上鉄藏			本社下男		
155	森村清兵衛			横浜下男		
156	松岡 讓				番頭席	函館支店支配人 番頭一等
157	岩瀬順七郎			手代席		函館 手代三等 *明治14館 三二改名
158	水品久賢			本社手代席		函館 手代三等
159	稲富幸七			四日市手代席		四日市 手代二等
160	田中孝助			長崎(口ノ津)手代席		口ノ津 手代二等
161	笹瀬元明			龍動手代席		英国倫敦支店支配人 番頭 三等
162	山尾熊三			米国手代席		米国紐育支店支配人 手代 一等
163	益田耕三			香港手代席		

三井物産会社「日記」(第二号)

164	岩下清周				東京手代見習席	仏国 手代三等
165	小林藤次郎				東京手代見習席	長崎 手代三等
166	渡辺専次郎				東京手代見習席	倫敦 手代二等
167	宇佐美保介				四日市手代見習席	
168	加藤方次郎				四日市手代見習席	
169	芝山貞吉				四日市手代見習席	
170	名川岩市				四日市支店限	
171	青山藤次郎				馬関支店限雇	
172	平島俊三郎				長崎手代見習席	
173	服部種次郎				長崎手代見習席	三池 手代三等
174	守山藤三郎				長崎支店限	
175	釜海次郎				長崎支店限	長崎 手代二等 *兼梅三郎
176	田中甚吉				長崎支店限	
177	湯村辰次郎				長崎支店限	
178	高石又吉				東京董仕	
179	高山松司				東京董仕	
180	三好熊次郎				四日市董仕	
181	杉本薫三郎				大坂董仕	
182	(姓不明) 喜平				四日市下男	
183	曲木高配					仏国巴里支店支配人 手代一等
184	大河内安貞					晒館 手代一等
185	福島与助					本社 手代一等

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
186	大橋八郎					本社 手代二等
187	端 善次郎					大阪 手代二等
188	田村市助					兵庫 手代二等
189	庄司徳兵衛					島 手代三等
190	副島鐵太郎					上海 手代三等
191	上野山吾之助					本社 手代三等
192	荘司平吉					函館 手代三等
193	寺島 昇					本社 手代三等
194	阪本良吾					龍動 手代三等
195	間島与喜					大阪 手代三等
196	福原栄太郎					上海 手代三等
197	河西慶定					長崎 手代三等
198	鈴木熊太郎					上海 手代三等
199	長谷部信義					上海 手代三等
200	高橋清吾					函館 手代三等
201	沢松好之					長崎 手代三等
202	加藤繁生					本社 手代三等
203	中村武七					長崎 手代三等
204	溝部正一					長崎 手代三等
205	田辺次郎一					本社 手代三等
206	林 忠正					公国 手代三等

三井物産会社「日記」(第二号)

207	飯室重吉				函館 手代三等
208	青山大助				長崎 手代三等
209	益田英作				本社 手代三等
210	布施高造				函館 手代三等
211	宮崎定吉				函館 手代三等
212	小山長十郎				函館 手代三等
213	米原為三				馬関 手代三等
214	進藤八左衛門				馬関 手代三等
215	堺 宅治				長崎 手代三等
216	北国正之助				長崎 手代三等
217	井手真太郎				長崎 手代三等
218	杵村新太郎				長崎 手代三等
219	宮崎勘次郎				長崎カ 手代三等

〔表紙〕
 自十年一月一日
 至同年六月十八日
 第一月ヨリ六月十八日到ル
 十日誌

第三号 〔三井文庫所蔵史料 物産二〕

明治十年一月一日 晴

明治十年一月二日 雪

一年賀として社中社員出頭ス

一羽太より電報ニ而、古谷方より金額^(入用カ)□□□式万円入用之由
 申来ルニ付、長崎ニ四千円有合之分為持遣ス、アト^(如何カ)□□□致
 スヘキ歟と問合来ル故、余ハ四日ニ送ルト申遣ス

一尾州宮崎江米買入之事頼ミ遣ス^(マ)

一月三日 晴

一商業始メ

一諸官省御買上ケ物方之課目ヲ廃シ、是迄取扱来りし事務ハ
 売買方江合併いたし候事

一田中彦七・田中長右衛門兩人川越之方江差向ル

一南部斎藤之米百石着船ス

一若留悴岩槻出張先キニ於テ米百俵買付之事申越ス、但し宮

本は幸手ニアルよし

一昨日仙台平尾・荒井へ電信ス

一若津より電報アリ、同返事ス

一長崎羽太より同断

一尾州宮崎より同断

一宮本新右衛門^(マ)宮崎玉県下ヨリ帰着ス

一月四日 晴

一仙台平尾・荒井ヨリ電信アリ

一馬関秋本ヨリ同断

一木村正幹長崎ヨリ帰着ス 東京丸長崎十二月三十日午後
 七時出帆、今日午前六時入浜

一島方商業始メ薪炭并干魚行事来客ス

一大阪藤田ヨリ電信アリ 霜降外套地之事

一平野留七神戸ヨリ帰港ス

一月五日 晴

一米国帆前船ベトン長崎ヨリ石炭積入横浜へ今日着ス

一風帆船ヘルミン号江石炭并二嬉野茶三万九百斤昨日上海へ
 向ケ長崎より出帆セシ電報アリ

一嬉野茶安直見計ひ、アト引続キ買テ宜キ段羽太申越ス

一月六日 晴

一尾州出張宮崎左兵衛江米代金を為換甲壹号三井銀行証書を以て郵送ス、此金壹万円也

一肥前新米式俵一丸、肥後同壹俵共長崎ヨリ送り来候分横浜ヨリ送り来ル

一東京ニ而買入新米代金之内、壹万円三井銀行ヨリ受取

一月九日

一茶見込有之候ニ付、明日東京丸を以横浜支店茶方平野留七大坂、神戸江差越、太体十三弗より八九弗之品金高五千円迄ヲ詰ニシテ買取、代金ハ時々大坂銀行西村席四郎へ依頼シ、買付全金申出次第荷為換ト見做[]候而、申越次第本行江返入可致段依頼書同人江渡ス

*[第一国立銀行長崎電信為換打金]

一金壹万円三井銀行、三千五百円第一国立銀行ニ而電信為換を以長崎支店へ渡方之義取組ム、第一銀行打金百円ニ付四拾五銭也 三井銀行

一月十日 晴

一東京丸出港長崎へ出状ス

*[長崎馬関へ送り金]

一金貳万円長崎支店渡、同壹万円馬関秋本弘輔渡 大坂より

現送之義三井銀行江依頼ス、尤東京丸便ニ而可差送段電信を以申越候由之事

*[肥後米]

一昨日金子より電信を以古米船乗壹円四拾三銭ニテ七千貳百四拾七俵

新米三六入千俵壹円三拾五銭船乗ニテ買入候段申来候事

*[筑前米]

一今日古谷より三万石之外三万俵注文之内壹万五千俵買取ニ付金貳万円宛可送段申越候間、今日東京丸ニ而現送スルニ付、十四日長崎着可致候間、同所江可申越段及返報

一昨日大坂藤田へ、一月限買見本三月限八十銭内外ナレハ三百枚買エト電信を以頼越ス、今日返事可致との答有之事

一長崎ニおゐて国産方出張竹内恒三ヨリワットソン輸出来一件立換金千三百貳拾九円六十〇銭七リ切符銀行ヨリ申来候間、拜司江相渡し銀行二階へ為持候事

一銀行瀬尾金平尾勢地より帰店、便を以井田一平より此度買取見本米七袋持帰リ候事

*[横浜三池石炭状]

一三池石炭六弗七分五リニ而五十噸十四番江船渡約定ニ而売却候由、浜より申来事

*[盛岡約定]

一盛岡斎藤定興組合当所江此節出張セシ武蔵権八江盛岡ニ而買取新米壹万石石乗合商法約定案を以及示談、太体承引ニ付

控耆冊相渡置

一月十一日 晴

丑甲三号手形

一金貳万円奈古屋宮崎左平江為換金内券を以可差送分、受取
書銀行へ為持差越、券受取郵便差出事

*大坂買付
丑甲五号手形

一大坂二而一月限五十八錢ニ而二千枚、三月限七十七八錢ニ
而三千石昨日買付候付、入金ニシテ貳千五百円為換証券を
以藤田伝三郎ニ差送事

一盛岡六日町武蔵権八・斎藤市太郎ト正米彼地ニ而壹万石迄
乗合買付約定書調印済

一月十二日 晴

一下関中本栄八江買注文左之通買付之段電報セリ

一月限千石 四円十壹錢貳り

三月限三千石 四円三十六錢五り

一大坂江注文一、三限右三千石宛買付藤田へ依頼セシ処、電
信遲着ニ付間ニ不合、明日可取計との事

一糸平来店、当社ト乗合ニテ米壹万石位外国輸出ヲ試度トノ
事ニ而、舟其外アルウイン取調可申答

一今日益田事ハラヨリ呼出ニ相成、正米買入方其外承ル

一兜町米商会社

一月限

一月十三日

一兜町米商会社買付 本場

二月限 拾九枚 四円七十九錢

三月限 五拾枚 五円〇壹錢

一大藏省出納局より新潟丸輸出来米ニ付、指令書下渡相成候事
一盛岡行ニ付馬越へ委任状并壹万円内券を以相渡ス

一月十五日

一郷大書記官殿より召ニ応シ益田孝出頭、糸平より五千石丈
ケ古米御買上ニ相成候間、明後日より御請取方被命候事
尤輸出来袋詰入之処も明後日より相初ル筈

一奥州ニ而買米之事 壹万石迄石ノ巻着 大坂ニ而も五千石八十
錢以内程ニ而(一月限)出来 其他近々買取候ノ事申立候事

一奥州買米之事ハ最初より渋沢ト談合アルヲ以、同人方江依
頼いたし候筈、今日銀行へ両渋沢トモ寄合談判相調候

一米商会社買附 米又

埋 三月限五拾枚 五円〇八錢五
九錢二十
十錢 貳十五

残 三月限百五十枚 —— 十九錢七十五

〔注、「残」の文字上欄外に「一」とあり、さらにその上に横書にて「平〇九錢」とあり〕

一大坂藤田二月限八拾錢迄ナラハ三千石、三月限九十錢迄ナラハ式千石買付頼越ス

一月十六日

一磯買入生糸十五箇着浜候由、電信浜より来ル

一兜町米商会社

二月限三拾六枚 売埋四円八十八錢

*〔馬関一月限〕

一馬関一月限三千石 三円九拾八錢四厘

此代金壹万九百五拾貳円

此入金千貳百円即時送り有之

残壹万七百五拾貳円

一月十三日買

同一月限千石 四円十壹錢貳り

此代金四千百拾貳円

此入金不分明

〆壹万四千八百六拾四円

右江对シ金壹万五千円現送、為換等之間を以馬関送り之義

三井銀行ニ頼越ス

一一昨十四日田中藤助大坂より帰着之事

一坪内安久当分依頼正米売買方兼勤倉庫取締専務申付事

*〔馬関正米千五百石買入〕

一馬関秋本より筑前米、豊前米千五百石買候段申来候事

一兜町米商会社

二月限り 三拾枚貳番売埋四円八十七錢

一月十七日 雪

一兜町米商会社 京亀口

売埋 百七拾枚 七十 五円十三錢 七十 十貳錢 百

右は過日相頼候分仕切致事

一兜町米商会社 米又 新キ

買付 百五拾枚 前 五円十三錢

*〔三〕

買附 百五拾枚 本 五円〇九錢 七拾五 五円拾錢 七拾五

買付 三百七拾枚 本 五円十壹錢 百五十一 拾貳錢 百五十一 拾三錢 百五十一 拾四錢 十七

〔注、*〔四〕の上に横書にて「平十三錢」とあり〕

買付 百三拾枚 貳番 拾三錢 百拾十 十四錢 十

〔注、*〔五〕の上に横書にて「平〇九錢」とあり〕

一今日広島丸出帆ニ付長崎江三井為換壹万円、馬関江五千円

封状ニシテ差送候事 長崎ハヒツトマン添
馬関ハ駅通寮出

一ヒツトマン上海行ニ付益田横浜ニ出ル

一馬関入用金三万円大坂・長崎間ニ而出納寮為換相願度、
(三野村左衛門)

三利へ申込置事

一田中長右衛門帰店事

*[馬関、筑前米千石買付]

一馬関秋本買付正米筑前千石四円〇式錢買タル電報アリ

一月十八日

一兜町米商会社

一金千八百九拾円也

米又渡シ

一金千貳百三拾円也

同人渡シ

右は昨十七日朝場百五拾枚、本場三百七拾枚、ノ五千貳百

石カイ正抛金皆渡シ

一同 京龜口

三月限百七拾枚ウリ埋益金口錢差引金四百六円〇拾錢也請

取、勘定方へ渡ス

一同 米又口 勘定口

二月限り三拾枚 七十九錢買 勘定金百七拾壹円九拾錢入

三月限り五百貳拾枚 八十八錢ニ而売理 入金四拾五円四拾錢

二月限り三拾枚 平均直合 出金三円也渡シ

差引入ノ金貳百拾四円三拾錢 米又ヨリ請取

一兜町米商会社 米又口

右は昨十七日買附百三拾枚半敷金三百三拾円也渡シ

但シ式拾枚分は常定分除キ

一石ノ卷斎藤市太郎ヨリ電信、ツルガマル米貳百五拾石深川
久住ヨリ請取テクレ、荷主ヨリ久住へ電信シタ、右電信案
内有之候事、但シ盛岡近江屋藤兵衛殿

十七日買入正米申立分 十八日

、常州貳千〇五拾俵

四八七五

勢州三百六拾貳俵 四八五

、武州上千五百九拾六俵

四八六二

常州貳千貳百九俵 四七八

、尾勢州上米四百拾俵

四七五

武州二千九百四十五俵 四八七

一月十九日 晴

一三菱持新潟其外龍動行運賃三ヶ一方取下ケクレ申出書三野
利へ渡ス

一勢米井田江買付米見本着

一三限千百貳拾六枚買

*[兜町商社]

一三月限千百貳拾六枚為買付半敷金三千貳百五拾八円米又へ

渡ス

内

五百貳拾六枚 (五円拾貳銭拾三銭四枚
十四銭五百六拾七枚
五十五)

〔注、*「六」の上に横書にて「平十三銭」とあり〕

六百枚 — 拾三銭 六百枚

〔注、*「七」の上に「同」とあり〕

〆

一月廿日

種違其外極上

・常陸米貳千六百九拾五俵 四八七五 四斗入 千〇七十八石 五千貳百五十五月 廿五銭

・武州 千四百貳拾 五 四百五十六石八斗 貳千貳百八十四月 貳百三十五月廿銭

・遠州 百貳十俵 四九 四百八十八石 貳百三十五月廿銭

・常州 千八百六十八俵 四八 同 七百四十七石貳斗 三千五百八十六月 五十六銭

・武州 貳百六拾四俵 五 同 百〇五石六斗 五百貳十八月

右廿日、廿一日之買物トシテ差出可申事

×六千〇八十九俵 平均四円八十八銭一り 貳千四百三十五石六斗 全志万 千八百八拾九月

〇一銭

一月廿一日

一月廿二日

一井上氏金千五百円朝鮮賞金、千九百円月給金合三千四百円、并ニ図司某為換金六百円余共、明日米国飛脚船便ヲ以為換取組井上氏へ可差送答ニ而、井上氏金ハ伊藤氏より請取、十四番へ紙面相添、金ハ三井内券を以送ル

一去十一月三野村氏ニ差出置候肥前米貳万石勘定違ニ而、更

ニ調製小三野へ相渡置候事

*〔第一銀行大坂電信為換〕

一大坂電信為換 第一銀行

百円二付五拾銭

益田 十八銭

大坂ニ而一両日立換之電信為換

百円二付三拾貳銭

右引合候ニ付相記置事

子ハ夕平野留七婦東屈

*〔茶届〕

一茶貳万五千斤計此代 三千七百円ノ処 三千五百円私

右式拾枚已下平均十五枚位之分買切候事

一支配荷式百廿七箇 三十五番 内百八十箇 今日売

一茶百拾三箇之為換五百円貸

右持帰りの由未夕皆着不致候付、追而明細書可差出筈
 一 インスレット試験之義製造人吉田量平より依頼居候の分催
 促二来ル

一月廿三日

一 唐津石炭問屋紙幣察炭納人帆足鉄之助来店、同所石炭為換
 取組之事件松田より伺合居候様之振相(利益ヲ三分シ
老分山方
老分店方
老分雜費)ニシテ、請合之望有之ハ松田より申立候へとも、
 必ス当方へ相任せ可申ニ付、引合相始候而は如何哉之段申
 来候、尤尅ヶ月凡出炭千万斤、当時満島ニ而八円より少し
 下直ニ相成居申候由、いつれ方法写今夕為持可申候間、勘
 考致呉候様申置、引取候事

一 島根県勝部本右衛門貸金返済延期申立、過日来段々引合之
二月五日限
 上当一月迄利子并元金之内千円之辻二月廿日限返済之約証
 取置候事

証書、元証書ト一纏ニ入置、右代理高橋義一

一 大坂商社一月限敷金藤田渡、残り九百廿五円、并廿四日入
 用増敷八千三百五拾円、合九千貳百七拾五円大坂第壹銀行
 ニ而当座借を以三井銀行江請取、藤田へ可相渡様西村へ頼
 越ス、尤日歩

一 島根出張三井銀行江勝部金取立之依頼申越ス

一 三月限貳百枚 (五円三十式錢 一百〇五) ツレ
三十式錢 九十

一 鉢山局買入ナルベキ運送船ハ千早、肇敏、快風、石川四号
 之内式艘入用トノ由、岩橋万造ヨリ申来候而、船大サ噸数
 其外書載シ為持呉候様申越ス

一 大倉喜八郎ヨリ馬関ニ於テ九州米千石買入度依頼ニ付、秋
 本へ申越ス、尤代金ハ彼地ニ而受取可申筈ニ答置事 朝鮮
 行

一 深川浅草倉庫ニ輸出米正米取扱ニ付、出張之者夜食料と其
 地人力車代として当分之内壹日壹人ニ付八錢宛支給之決義

一月廿四日 晴

*[四日市運賃]

一 三菱船四日市ニ而米積取益田約定、大藏省古米五千石、当社
 新米壹万石丈ケハ両艘下持ニ而、百石ニ付三拾壹円ニ小野氏
 江談判済事

一 馬関三月限買付五千石之内貳千三百石四円五十式錢五り余ニ
 売埋電報来ル

一月廿五日

常州 千五百六十八俵 四九 四斗八 六百貳十七石貳斗
 三千〇七拾三円貳十八錢

総州 五百俵 四七四 四斗八 貳百石
 九百四拾八円

三井物産会社「日記」(第二号)

武州 八百六十五俵 五 同 三百四十六石
千七百三十石

野州 千九百十八俵 四九壹五 同 七百六拾七石貳斗
三十七百七拾〇月七
十八錢八リ

勢濃州^{州三百五十俵} 四百七拾五俵 五〇五^{四九五} 四斗 百四十石
六百九十三月

濃州 百貳拾五俵 四九 四斗貳升八 五十石五斗
貳百五十七月貳十五錢

平均四円九十銭九リ余 貳千三百三十石九斗
壹万〇四百七十月三十一錢八リ

輸出米事件

海上受合濡米惣受合

龍動迄 七分

舟沈没セシ時之受合

貳分五リ

一月廿六日

一阿仁銅山出產之小判形銅見本郷氏へ相頼、出来次第上海へ

差送候筈ナリ

廿七日 一書状志通 倫頼より 立野郷三行

一同 一快風丸 百五十噸 三本柱 同

一同 一石川丸 三百五十噸 三本柱 同
石川島ニ而昨年造

一同 一快風丸 百五十噸 三本柱 同

一同 壹通 同 横浜ラウダ行

廿六日 一今午後四時出帆西京丸ニ而渋沢、益田上海行、大倉朝鮮行

一見送り并支店事件ニ付木村出港

一生糸為換事件不都合ニ付、横浜支店長西村喜平次、番頭中

野用助共本日雇放免ニ付、同所長トシテ当分坪内安久差出、

事務引次可申段申渡事

一月廿七日

一湯殿其外建築入札

落札

壹 六拾三円 海老原宗八

貳 七十円九十一錢五リ 平野芳太郎

三 八拾三円拾五錢 清水代 藤沢清八

右開札決定事

一月廿八日

一千早丸 四百五十噸 三本柱 米国出
十式三年前製造

一肇敏丸 三百五十噸 三本柱 同

一快風丸 百五十噸 三本柱 同

一石川丸 三百五十噸 三本柱 同

石川島ニ而昨年造

一致達丸 三百八十噸積 2000

船長 辻寛三郎

二月廿日迄勢州着

百石ニ付三拾円

積出し舥下人夫賃荷主持

着後舥下人夫賃舟持

米受渡用捨米壹俵ニ付三合事

枅計リ渡欠請合事

濡式俵等弁金ノ事

一月廿九日

一 総州米三千〇四十八俵 四斗入

一 野州米千百〇三俵 同

一 常州米四千六百拾六俵 同

一 武州米三百拾貳俵 同

一 勢州米千六百廿俵 四斗二升入

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

右今日出納局ニ書揚事

一 肥前米第壹、貳両号勘定書古谷より到着致候事

一 秋田県令石田英吉来訪、出店之事ヲ談ス

一 輸出新瀉運賃取下ケ方書面三野村へ渡ス

一 三月限百五拾枚 五円三十三銭売埋

一 同五百枚 五円四十銭

一 今日より伊勢米御蔵納相始事

一 今日より伊勢米御蔵納相始事

一 今日より伊勢米御蔵納相始事

一月三十日 雪

一 岩橋万造ト風帆船致達丸条約取極、書面取換置事

一 浅草御蔵納米八樽計リニして欠米壹合より八合迄ハ官より

用捨可致、其余ハ詮義之上ナラテハ難聞届との事

一 三陸米壹万五千俵大急ニ成行を以買入申来候事

一 三陸米壹万五千俵大急ニ成行を以買入申来候事

一 三陸米壹万五千俵大急ニ成行を以買入申来候事

一 三陸米壹万五千俵大急ニ成行を以買入申来候事

一月三十一日

一 総州米千百俵 四斗入

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

一 〆壹万〇六百九拾九俵 同

三井物産会社「日記」(第二号)

野州米八百八十五俵 四斗入 四円九十九銭六リ
三百五十四石 千七百六十四円四銭四リ
五円〇四銭四リ

常州米貳千四百廿五俵 四斗入 五円〇八銭
四百七十石 四千九百二十七円六十銭

武州米百六拾五俵 四斗 五円十六銭
六十六石 三百四十円五十六銭

四千五百七拾五俵 千八百三十石

九千貳百貳拾九円五拾貳銭貳リ
三十八円二十四銭九リ
三十三円貳拾四リ 五円四銭三リ余

50454 余

〔注、左の「』」内記事未済〕
 『一深川より浅草迄舁下賃定価大蔵省へ申出事

一横浜受米問ヶ条之事

一三菱ト古米五千石四日市より取寄条約調事

一三陸米浅草蔵引移候事

一浅草廻し残米ハ深川残し置事

一電信局へ官報催促并諸局へ達し方申説事』

*二月十六日之分

二月一日

〔注、左の「』」内記事未済〕
 『一陸前米貳千百貳拾俵

五斗入 四円七十六銭四リ
 千〇六十石 五千四拾九円八十四銭

一陸中米百四拾俵

四斗入 五十七石貳斗

一陸前米四千五百拾壹俵 五斗入 貳千貳百五十五石五斗

〆六千七百七拾四俵 三千三百七十石七斗』

一陸前米四百五拾俵 五斗入 四円七拾六銭四リ
二百廿五石 千〇七拾壹円九十銭

一同米四千四百九拾壹俵 五斗入 四円八十銭八リ
貳千貳百四十五石五斗 六円三百九拾

一同米四千百三十俵 五斗入 四円八十三銭一リ
三千貳百五拾俵 千六百廿五石 七千八百五十円〇三十七銭五

一同米八百八拾俵 四斗二升入 四円八十五銭四リ
三百六拾五石六斗 千七百九拾四円三銭八リ

一陸中米六百四拾三俵 四斗入 四円八十七銭八リ
二百五十七石貳斗 千貳百五十四円六十銭一リ

〆九千七百十四俵 四千七百貳十貳石三斗

貳万貳千七百六十七円貳十九銭八リ 四円八十銭一リ

貳も余

一陸前米六百廿俵 五斗入 四円八十三銭一リ
三百十石 千四百九十七円六十銭

一武州米六百六俵 四斗入 五円貳十九銭一リ
千三百四十二石四斗 貳千三百四十四円七十三銭八リ
貳百貳拾貳石四斗 千貳百貳拾貳円五十三銭八リ
貳百 二石四斗 千貳百貳拾貳円五十六銭八リ
七百五拾貳石四斗

〆千七百貳拾六俵 七十五拾貳石四斗

代貳千七百八拾四円十五銭三リ

三千八百三十八円二十四銭八リ

三井物産会社「日記」(第二号)

一米貳千石 五円五錢 壹万〇百円

一米三千三百五拾石 五円八錢 壹万七千十八円

〆七千貳百石 平均五円〇五錢五り余 三万六千四百円五十錢

平均五円〇五錢五り余

〔ヤ〕 一月四日休

一当休無シ

〔ヤ〕 一月五日

一河内米五百石 四円七十錢 貳千三百五十円

一摂津米貳百石 四円七十錢 九百四十円

一肥後米貳百五十九石 四円七十五錢 千貳百三十円二十五錢

一伊予米貳百貳十石五斗 四円六十四錢 千〇貳十三円十貳錢

〆千百七十九石五斗 此金〆五千五百四十三円三十七錢

平均四円三十三錢 六十九錢九り余

右今日書上ケ候事

第一国立銀行約定外五万円別約定書相調、印形為濟為持候事
一新潟丸約定書草案出納局書添候廉有之、今日取下ケ三菱へ
打合置事

〔ヤ〕 一月六日

一アルウイン横浜より帰ル、来店

〔ヤ〕 一月七日

一広島丸出帆第貳号益田へ出状

*〔三池〕 一三池石炭四拾貳円より少々安くとも売捌候事

大坂

一肥前米五百九拾五石 四円七十五錢五り 貳千八百貳拾九円貳十貳錢五り

一筑後米三拾六石 同上 百七十一円十八錢

△〆六百三拾壹石 三百円四十錢五り

兵庫

一肥後米二百十二石四斗 四円七十八錢 千〇十五円二十七錢二り

一筑前米二百七十六石 四円六十九錢七り 千二百九十六円三十七錢二り

一豊前中津米百貳拾七石六斗 四円五十七錢二り 五百八十三円三十八錢七り

一肥前米三拾四石 四円七十錢壹り 百五十九円八十三錢四り

六百五十五石

〆三千〇五拾四円八十六錢五り

平均四円六十九銭九り余

一 〇〇米百式十八石 四円七十銭 余
六百壹円六十銭

〆七百七十八石
三千六百五十六円四十六銭五り 平 4699

二月八日

大坂

一 豊前米式百廿石五斗四升五合 四円七十五銭
千〇四十七円五十八銭九り

一 摂津米四百石 四円七十八銭六り
千九百十四円四十銭

一 伊賀米九百石 四円七十九銭三り
四千三百十三円七十銭

△ 〆 千五百式拾石五斗四升五合 平四円七十八銭四り余り
七千式百七十五円六十八銭九り

△ 合 〆 式千五百五十一石五斗四升五合 四円七十七銭六り余
壹万〇式百七拾六円九銭四り

東京今日買入

一 武州四百六拾六俵 百八十六石四斗 五円三十壹銭九り
九百九十一円四十一

銭貳り

一 勢州三百俵 百廿九石 五円式十九銭一り
六百八十八式四円五十三銭九り

一 常州三百俵 百廿石 五円二十銭八り
六百廿四円九十六銭

〆 千六拾六俵
四百三十五石四斗 式千式百九十八円九十六銭一り
平均五円二十八銭余

一 武州提糸七箇売捌キ六百廿弗受取

茶三拾五番へ売込代之内千弗、アメ一より式千弗受取由報知有之

二月九日 晴

諸県買米

見合置

一 肥後米式千表 三斗四升五合入 四円拾五銭八り
六百九十石 3,076.020

右字土二而買入

一 同米三千表 三斗四升五合入 4,614.030
千〇三十五石

右八代二而買入

一 肥前米三千俵 三斗四升入 4,347.240
千〇式拾石

右若津

一 筑前米五千俵 三斗四升五合 437 7,538.250
1,725 21,850.

右馬関

一 肥前米百四拾七石八斗壹升九合七夕

武州上米七百俵 式百八十石 五円三十四銭貳り
四斗入 千四百九十七円四十四銭

金 33,887.290
石 4,470.
代 19,575.540

勢州上来三百五拾俵 四斗三升入 五円式十九銭一り
 百五十石五斗 七百九拾六円式十九銭五り
 〆千〇五拾俵 式千貳百九十三円七十三銭五り
 四百三十石五斗 平均五円三十式銭八り余
 右明日届出可申事
 今日より輸出来袋詰初ル、今日ハ浅草計、尤朝八時より出勤
 暮詰之筈

二月十日 曇

風帆新瀉丸昨夜品海へ入港、何時ニ而も積込可相成段、三菱
 より午前第八時ニ申来候

勢州古米壹石 貳百四十壹式斤

同 新米同 貳百三十四五斤

長崎支店積付案内

一肥後古米千四百四拾俵

此石四百八十八石八斗八升

得元廻し三斗三升九合五り

此惣斤十三万六千八百八十斤

得試俵之処九十斤 七分五り

右英国アルミテージ船積

一肥後古米千三百五拾五俵

此石四百六十石七斗

得元廻し 三斗四升

一同 六百九十七俵

此石貳百三十九石七升一合

得三斗四升三合

〆貳千五十式俵

此石六百九十九石七斗七升壹合

右米国アーメジ号同断

二月十二日

アルミテージ号入港申来候事

(注、八行余自あり)

二月十日買入

武州米五百五拾七俵

四斗入 二百二十式石八斗 五円三十二銭九り
 一千八百七十三銭一り

勢州米八百六拾三俵

四斗三升入 三百七十一石〇九升 五円貳十八銭
 千九百五十九円三十五
 銭五り

〆千四百式十俵 三千百四拾六円六十五銭六り
 五百九十三石八斗九升 平均五円式十九銭八り余

二月十一日買入

武州上来五百四拾九俵

四斗入 式百十九石式斗 五円三十四銭八り
 千九百七拾貳円式十八銭式

勢州上来三百三拾俵

四斗三升入 百四十一石九斗 五円式十六銭三り
 八百四十六円七十八銭

ノ八百七拾八俵
三百六十壹石壹斗

千九百十九円拾銭〇二り
平均五円三十一銭四り余

二月十三日

二月十二日買入

一 常州上米千式百八拾七俵

四斗式升入 五円貳拾〇銭三十一銭
五百四拾石〇五斗四升 五円貳拾九
銭七り

ノ貳千八百五拾九円九十九銭七り

一 今朝よりサトウ事件ニ付私報電信止メ

一 アルミテーシ号米明日東京へ解下候筈

一 アーメシヤ着港申来候間、是又大村屋へ申付候事

二月十四日

二月十三日買入

野州上米三百六拾貳俵

凡四斗式升入 五円貳十銭〇八り
百五十式石四升 七百九十一円八十二銭四
り

武州上米四百〇六俵

凡四斗入 五円三十四銭八り
百六十式石四斗 八百六十八円五十二銭五
り

ノ七百六十八俵
三百四十四石四斗四升

ノ千六百六十円三十三銭九り
平均

右届差出候事

一 今日官報願差出候事

一 十四番江上海より電報、明十五日出帆船候ニ付渋沢、益田

帰朝、尤談判25都合好相調タル由、アルウイン申来候事

一 今日東京丸出港ニ付、益田へ書状神戸迄差越置候様アルウ

イン江相頼事

一 野田出張ニ付暇乞として木村罷越申

一 今朝藤村県令へ面会、佐藤七郎右衛門事件談話候処、区戸

長連印之義察当スレハ無論忽瓦解可致候付、別紙写相添願

書ヲ直ニ差出可然段申聞候付、小橋三郎申聞ル

一 山梨県預り米壹万余石売捌方依頼可相成ニ付、近々書面取

調候筈

二月十五日

二月十四日買入

武州上米三百七拾三俵

四斗入 五円三十四銭八り
百四拾九石式斗 七百九十七円九十五銭二
り

右書上候事

一 山梨県下第十国立銀行株主栗原信近ト申仁江い細同県事件

ハ相談可致旨県令より申聞候、明日県令出発帰県相成候事

一 小橋三郎も半日後レ位ニ而出県申付候事

一 田中平八古米当社新米大蔵へ売上ニ付、輸出見込等申出候

事

一 輪出来袋大小入交有之、口糶式様ニ相成不都合ニ付一樣ニ

糶付候へハ、壹袋ニ付壹厘五毛宛直増申立候処、大蔵省へ

今更難申出ニ付、到底惣而二三拾円増位之事ニ付、袋代金損分ニ相立、一樣糶ニ申付候事

一新潟丸へ竹式百本、座四百枚、筵五百枚、古垂木三円分入用ニ付為持事

一新潟丸約定書草案閣届相成下渡相成候間、三菱岩崎弥之助

ニ相渡置、本書相認候答事

一旧先取社用作徳米売払依頼状田沢市太郎ニ出ス

一黄緋絨共十四番へ払渡事

二月十六日

十五日買入届

一武州上米三百三拾九俵 四斗入 百三十五石六斗 五円ト三十一銭九リ

代七百廿壹円式十五銭六リ

一麻袋六拾九箇上海より横浜着ニ付、其俣同地ニ差置候、船賃百五拾弍弍五分、和金六拾二匁四分八リ西京丸へ払

*「三百入」

一横浜蔵敷伺出候事 出納局へ

一大島武左衛門船製作替ニ而金弍百円貸渡、右区戸長奥印取

置事

一即日アルウイン江申聞ル、直ニ注文申越タリ

一麻袋拾万枚可成上海ニ而買入可致段出納局注文ノ事 三

十七日申出ル
一深川より浅草迄船下賃定価出納局へ申出可致答 三

一勢州古米五千石取寄候付、三菱ト約定取組可との出納達有之事 三

一三陸米不残浅草蔵へ廻し方事 三

一浅草廻し残米ハ深川ニ差置可申との事 三

一電信局へ官報催促申立候事

一商社余り四限下落ニ付、百枚丈ケ四十銭台買付相試候処、五円五十銭平均ニ而四拾枚丈ケ出来事

二月十七日晴

一武州上米三百八拾壹俵 四斗入 五円ト三十銭八リ 百五十式石四斗

此金八百〇八円九十三銭九厘リ

右昨日買入届致候事

一勢州米壹万石受方ニ付 (四カ) 候条差出事

一山口県下第式拾大区六小区松本梶ヶ原四百七拾五番地金子十郎へ木村より三十円、金山より弍十円昨今両日駅通寮為

換取組差送事、弥一頼ニ依ル

*「勢州古米入蔵引当」

一横浜弍十五番持蔵 弍万俵積

一ヶ月八十枚 六十枚ニ可相成哉

右アルウイン聞取

一新潟丸約定調印三冊宛預り置、内巻冊今日出納局へ出ス

*〔深川縣下〕

一深川蔵出しより縣下浅草御蔵迄是迄廻シ巻俵二付迄巻錢式り宛、水揚持方廻し後片付迄三り五も、合巻錢五り五も仕
払辻

一武州上米三百八拾六俵 四斗入 五円三十錢
百五十四石四斗

代八百十八円三十式錢

右本日買入届可致事

二月十八日

一今朝飯田巽方江罷越、深川蔵米浅草蔵移事件相守候処、上
米無之候ハ、不残早々可差廻との事ニ付、深川詰へ達候事
一郷并与倉へ行、買米上機会ニ而相進候処、同意ニ付、明朝
可相決との事

〔注、右欄外青鉛筆にて○印あり〕

二月十九日 晴

*〔十八日買入〕

一武州上米三百俵 四斗入 五円三十錢三り
百式拾石 六百三十六円三十六錢

一今日西洋軒周頼各老入前四十三円九十錢宛

〔注、右欄外青鉛筆にて○印あり〕

一今午後薩州暴徒追討被仰出達相成事

一四月限六百四拾枚、平均五円三拾八錢八りニ而買埋致事、
残り貳百六拾枚ナリ

一三月限百四拾四枚、平均五円十九錢ニ付同断

同其段ニ而買越三十六枚事

二月廿日晴

二月十九日買入届

一武州上米三百七拾俵 四斗入 五円貳十三錢六り

一大坂相場十七日出状三月限五円五十式錢より五十六七錢、

壹式錢、又七錢（一昨二番 四十四錢平均）

一ワットソン渡米浅草蔵見本ノ八品取寄銀行廻し、武州米ハ

差出不申候事

右は新潟、高砂兩艘へ積入可申積事

*〔新潟〕

一浅草御蔵ニ而囊詰勢州米六千百式十四納、六斗四升入トシ

テ三千九百十九石三斗三升也

一昨日雉子橋ニ買米外々見合候様三野村承り帰リ候事筆之

機ヲ失ス

〔注、右欄外青鉛筆にて○印あり〕

一明治九年五月より十年一月廿九日迄横浜茶方取扱月割損益
計算為致候処左ニ

洋式千五百八拾五弗壹分三厘

内訳

貳千四百七拾貳弗壹分六厘 旧国産方

百拾貳弗九分七厘 物産会社

右全損金ニ相成由申来候間、最前月割帳精算取調且国産取扱中何程当社引受後何程ニ仕訳候様申越、書類差返候事

(注、右欄外青鉛筆にて○印あり)

二月廿一日

一 三野村利左衛門事久々病氣保養不相叶、今午前尅時過死去候付、銀行用向は利助引次候段、斎藤保造申来候事

一 益田へ前断電信ス

一 益田

二月廿二日晴

一 百貳十九番口ヘルト、クラツク事パン屋ニ而此度ビスコイ

ト壹万斤注文、今日出来箱詰済 百貳十目斤ニ付五錢也

一 ワツトソン受米浅草御蔵ニ而取掛リ候由ニ付、粇人受取方

借用三野村より頼出候付、今日ハ不取敢田中藤助へ申越、

明日より竹泉、遠藤両人間罷出候様申付置事

一 益田長崎昨日出帆之由ヲルトより申越ス

一 奈古屋丸着、益田・羽太より来状

一 馬関当店出張所左之所ニ掲札ス

下ノ関阿弥陀寺町

百七十四番地

三井物産会社出張所

右取極候段秋本弘輔より申越ス

一 三菱汽船不残御用船ニ相成、四日市積米出来不申段大蔵省

二 届出候義申来候間、高砂丸積米方飯田江申入置事

一 長崎ニ而ワツトソン渡勿出来并筑後米長崎県庁へ粮米入用

ニ付可相渡段出納局より達有之間、官報相願候事

一 四日市江内券三万円同地銀行傭丁平助ニ渡ス

二月廿三日

一 三野村死去ニ付香料として三円為持候事、銀行大元方共三

円宛、第一より貳円也

一 昨日新潟丸竹、古米并繩為持事

粇石

一 伊勢新米貳百三十四五斤

*「64」
古米貳百四十壹貳斤

*「64」

一同 武州新米貳百三十壹斤半

*「64」

*「64」

〔注、右の三項*箇所に跨り弧線あり〕

右新潟丸積入平均

一 兜町商社本日売買高

買二月限り 三拾枚

↗

買三月限 四百九十六枚

買同 三十六枚

↗ 五百三拾貳枚

売四月限 貳百六拾枚

内

買 百枚

〔青鉛筆〕

〔5.46〕

差引売百六拾枚

〔此貳百七拾枚代□六日買
差引拾枚残り〕

*「買」の
外へ貳百七拾枚」

〔注、右「内」の文字は青鉛筆にて記載後、
赤鉛筆で末梢されている〕

↗ 相改候事

*「内丑甲三七号」

一金三千五百円内券を以仙台江送ル、盛岡馬越渡、戸田□次

郎同地持参候筈

一 大坂三月限大印納残り

社持買三千四百石

壹万六千貳百石之内
壹万貳千八百石売上ケ

↗

一 正米 土印売込米残り凡積

肥後 肥後古米貳千六百〇六石七斗七升五合

同新米四千九百五十貳石貳斗

若津 肥前新米凡壹万八千三百四十石余

馬関 九州米壹万〇四百四十八石余

大坂 米貳百七十九石五斗

〔伊予
河内〕

一 五号外套絨 五百拾貳丈

一 四号罽帽絨 百四拾四丈

一 黄絨 五十七丈六尺

右入用ニ付定用品ニ類似之品有之候て取調可申出事 陸軍

二月廿四日 晴不二南風

一 山科入用金三百円為換手形を以鈴木良三、矢田信へ送ル

一 横浜石庫入勢州米請取書出納局飯田氏へ渡ス

二月廿五日 休

一 三野村利左衛門殿神葬ニ付用事請掛之者計出勤、其余ハ彼

方へ参候事

二月廿六日 曇

一 深川輸出送り古米箕通し出来、売払方伺書差出候事

一 外務省へ呼出ニ而、金八円七十五錢也、人夫三十五人、右先日火事之節駈付相働候付被下候との事、荷物方より届出
 一 岩橋万造より風帆撰津丸三千五百石積勢州江差廻候ニ付、
 来ル廿八日出帆、依而添書并運賃半方貸渡呉候様申来候事
 一 勝部元右衛門貸金利足千貳百十壹円貳十五錢之内、過日六
 百円受取殘金不殘受取、元金之内千円ハ当日中ニ受取可申
 約束致候段、島根銀行出店より申来候間、受金被致候事

二月廿七日

一 三月限三拾枚 五円十五錢買
 右米又ニ申解不改故取計申入事

一 益田、渋沢帰朝ニ付迎トシテ七時より木村^{横浜}神戶行

一 ビスコト代取下候事

一 山形県鑄形銅壹万三千斤

一 会津荒銅壹万四千斤

一 右平均貳拾円ニ願度段淺野又兵衛殿申来ル

一 延地丁銅三万斤

一 右式十三円同断

二月廿八日

一 勢州米三千五百石、撰津丸運賃千〇五拾円ノ半金五百貳拾

五円、岩橋万造へ相渡候事

一 横浜茶上林熊二郎より買請度申出候処、太体元金貳拾九弗
 位之処迄ニ而三拾弗五分申談候而、直談ハ打合候得共、半
 方三月十五日迄延金申談候ニ付、即金之外相断候様平野留
 七江申聞ル

一 竹百五十本差渡三寸、板百五十枚貳三寸位こと早々新潟
 丸へ持せ候事

一 ビスコイト百四箇藏敷一ヶ月貳円七十錢、尤火難其外受負
 万段之義、明日五局第壹課へ申出候答事、横浜藏敷一日壹
 箇ニ付凡貳錢宛ナリ

一 三菱高砂丸積入来ル六日より相始候段申越、且又新潟丸積
 袋今日積出し切致候段申越ス

一 大藏省御用米買入ニ付而は、糸平方壹万石ニ付四百円宛手
 数料として申請、此外解下賃等ハ別段申受ル由

[注、右欄外青鉛筆にて〇印あり]

注文 内山下工作分局

試験場陶器掛

一 石膏塊五噸

一 右支那上海へ可申越との事

一 先取会社残用横浜津田達藏地面同裁判所ニ而昨廿七日入札
 二付、南一介立会候処、入札人無之候付、一長日中揭示相
 願可申との事

三月一日 晴

一 旧銅貨買入ニ付金壹円ニ付平均拾貫

○百五拾文を以手数料無之ニ而、浅野又兵衛と壹式万程不知人買付候義申附ル、尤浅草御蔵へ入候にも欠錢、筵包、^(注) 其外雜用壹円ニ付式拾五文ト見積置ト十分之由、荒井申居候事

(注、右(注) 箇所行間朱筆にて書入左のとおり)

「此入ヲ改而壹円則拾貫、□□ニ付式厘宛ニ而、惣入費手数料淺又受合歩合共此方へ壹円壹錢三リ手取ニ約束致候事」

一 五月限出ル

三月二日

一 厦門江輸出米相成度計算書を以大蔵江上申書木村より郷氏へ渡ス

一 横浜十四番へ益田行、便を以第五号絨式百六拾丈七尺英國江注文仕足し申越相頼置候事

一 先取社残用青森作徳米代田沢市太郎より為換証を以式拾七円十錢受取

一 旧銅貨引換代り差向キ新紙幣三万円下渡願書差出置候事

一 支那厦門江輸出米之義書面を以上申致置候処、速ニ可取掛との儀三野村を以差函相成候間、即刻益田へ打合横浜へ申越、船為雇之手配致候事

三月三日 晴

一 四月限買埋式百枚 式百六十枚之内

十枚 五円九錢
式十枚 十錢
五十枚 十三錢
四十枚 十式錢
十四錢

一 五月限買附七十枚

五十枚 五円十九錢五り
十枚 式十一錢五り
十枚 式十一錢五り

一 高砂丸横浜積入受負之辻今日相届候事

一 昨日益田孝横浜江出張、アルウイン江紺第五号絨陸軍省より注文之分注文申付候事、委細別紙書帖留メニ注文之写シ有之候事

一 筵三千枚 一竹千五百本

一 板五百枚

一 右高砂丸ニ入用之分、三菱ニ而差向買入候段アルウイン氏へ申越候段、通達有之事

一 今日飛脚船便を以石膏塊五噸工作局注文之分上海へ申越候事

三月四日 休

(144) 三月五日 雪雨

○龍動より電報ニ而米之直段申越ス、是ハ一月四日ニト十日ニ差送リタル見本到着シ、彼ノ相場ヲ取り而申越シタル価なり

- 5 肥後新米 拾貳志半
- 6 肥前ノ米 拾貳志
- 7 肥前中米丸 拾壹志四分ノ三
- 8 武州中米 拾壹志四分ノ三
- 9 尾州中米 拾壹志四分ノ三
- 10 常総中米 拾壹志半
- 11 三陸上米 拾壹志
- 内別ニ四日ニ小見本差送リタル分
- 1 肥前新米 拾壹志四分ノ三 六ト同シ
- 2 肥前新米中 拾壹志四分ノ一 七ト同シ
- 3 肥後新米 拾貳志半 5ト同シ
- 4 拾壹志

右之通りアルウインより申出候事

右之趣大蔵省へ申出置候事

一下ノ関ニ而五千石、若津に而六千石、郵便ニ而申越タル分之大蔵省へ上納届置、但し書面ハ三野村の手江廻ス

一秩禄公債証券券五千円也藤田熊太郎所有之分買取代金四千三

百七拾五円払候、尤百円ニ付八拾七円五十銭也
一 田中藤助番頭席月給十五円、福永月給十五円ニ相定申渡候事

三月六日

一 渋沢・益田両名間ハ別段之詮儀を以電信許可相成候事
一 旧銅貨代リ新銅貨三万円御下渡可相成段指令有之事、尤手
数料被差下百分ノ一也、銀行江相托ス
一 五月限百五拾枚買付

五枚 五円貳十六銭
百廿枚 貳十七銭 廿五枚 貳十八銭

一 開成学校米日英へ注文物凡金高五千円位之分受書差出候事
*七日付
八日差出ス

一 大蔵省より呼出相成、正米壹万石計リ可買入段申付相成候事 益田

*「= 33,500 [注、横書]
— 80,000」

三月七日

一 四月限買埋六拾枚 内五円十六銭 二十枚
— 十七銭 四十枚
平 5.186

一 四日市銀行依頼水谷金平送り米三百五十俵仕切七百円余、
今日為換を以差送候事

一 ヒットマン材木受取方来ル十二日ニ相決候間、拾四番二通
達之上当日立会并川島屋堀ニ直様差置哉否掛合候事

右 堀差配人

深川西平野町壹番地

華岡米次郎

一 高砂丸約定調印濟候事

一 兵庫ニ而陸軍注文米壹万石揃ヒ、内金貳万円受取候段^{ハイシ}拜司
より電報セリ

一 大坂西村席四郎上着候事

一 横浜支店詰月給増額相達候事

一 三池出張木田事、馬関江引取候由申来候間、即刻出張石炭
精々輸出候様電信ス

三月八日

野州米七百五拾貳俵 四斗貳升入 三百十五石八斗四升

四円八拾八錢八厘替 千五百四十三円八十貳錢六り

常州米貳千六百八拾六俵 四斗貳升入

四円九拾錢 千貳拾八石壹斗貳升
五千五百三拾壹円七十八錢八り

三陸米^{千俵}四百三拾俵 五斗入

* [此納五百七十俵有合を以仕払蓄]

四円四拾七錢

五百石
貳千貳百三十五円

総州米千八百六拾四俵 四斗入

四円九十五錢

七百四十五石六斗
三千六百九十円〇七十貳錢

六千三百〇貳俵 貳千六百八十九石五斗六升

金壹万三千〇〇壹円三十三錢四り

右七日買入之辻を以届出候事

○英国蒸気船ケンツミヨ一号江常州米五百俵四斗三升入、三
陸米五百俵五斗入、右積入香港へ向ケ積廻し売試ニ付今日
解下四艘を以横浜へ廻ス、尤通常解下一艘三円七拾五錢ニ
而三百俵積之処、風波ニ付貳百五拾俵積を以、壹艘ニ付四
円宛之代受を以大村屋より積廻ス

一 山梨一件ニ付部理代差越候小橋三郎一昨日帰東候由申来、
県庁指令書其外持参候付、佐藤方江談判取消候段郵便を以
申越候事

一 開成学校よりクロノグラ壹箇代価五百弗米国江注文伝票下
渡相成候事

一 二月廿六日五千円、外ニ三月一日五千円宛三廉合貳万円大
坂ニ而藤田、拜司兩人間江暫時正米代トシテ銀行より借用
分証書差廻候間、既ニ昨日貳万円陸軍より受取候付、大坂
ニ戻し方頼置事

一 新潟丸積出帆届、横浜税関ニは昨日附、東京府へは今日附
を以相届候事

一 東京府より呼出ニ而博覧会出品取調之書取を以早々可差出

との事 林万兵衛

一紙幣局呼出ニ而、外国江注文品送り方船中危険料差出候而も、当方之荷物無事ニ而他之荷物毀損之節、救助金トシテ無事之荷物ニ対シ出金相懸候事ト而、甚迷惑ニ付、右出金無之様約定致方取調可申出との事 林
一ワットソン来店ノ事

三月九日

- 一三陸米三千百六拾三俵
- 一三州米貳千六百六拾九俵 四斗入 千〇六拾七石六斗
- 四円九拾五錢替 貳錢五リ 五千貳百八拾四円六拾貳錢 五拾七円九十三錢 六拾貳錢 五十三錢
- 一尾州米四百九十四俵 五斗入 貳百四十七石
- 四円九拾五錢替 千貳百貳拾貳円六十五錢
- 一常州米七百俵 四斗貳升入 貳百九十四石
- 四円九拾三錢 千四百五拾五円三十錢 四十九円四十四錢
- 一肥前米貳千七百六拾俵 三斗七升入 千〇貳拾壹石貳斗
- 四円九拾五錢 五千〇五十四円九十四錢
- 一三陸米貳千五百貳拾俵 五斗入 千貳百六拾石
- 四円五拾三錢 五千七百〇七円八十錢

*「一月之内」

〆三千八百八拾九石八斗
九千百四拾三俵

代金壹万八千六百九拾貳円七十四錢
右八日買付届出候事 外ニ古米少々出入

三月十日

- 一野州米五百俵 貳百十石 四斗貳升入
- 四円九拾五錢五リ 千〇四拾円〇五十五錢
- 一常州米百八拾九俵 四斗貳升入 七拾九石三斗八升
- 四円九拾四錢 五錢五リ 三百九拾三円三十貳錢八リ
- 一総州千六百〇七俵 四斗入 六百四拾貳石八斗
- 四円九拾五錢五リ 三千百八十五円〇七錢四リ
- 一三州米九百貳拾俵 四斗入 三百六十八石
- 四円九拾四錢四厘 千八百十九円三十九錢貳リ
- 一勢州九拾七俵 四斗三升入 四十壹石七斗壹升
- 四円九十五錢三厘 貳百〇六円五十九錢
- 一三陸米千八百八拾俵 五斗入 九百四十石
- 四円五拾貳錢五厘 四錢五リ 四千貳百七十壹円五十錢
- 〆米貳千貳百八十壹石八斗九升 貳圓三十錢
- 五千百九十三俵

*「一月之内」

金壹万〇九百十六圓四十三錢四り
七 貳
 右九日買附之届致候事

一 橋爪清九郎長崎詰申付、今日出帆、東京丸を以出張為致候事

一 増田充統(總)依頼之石驗見本三箱上海江可差送分、橋爪便を以長崎迄為持差越事

一 昨日アルウイン江開成所注文之コロノルジ一ツ分書取相渡シ、其為同校教師より遣シタル欧州江之書状今日アルウイン江郵便ニ而遣シ送り方頼ム

一 英一ノカラバ来社し而、アモイ行の船半高俵無しニ而積み呉候ハ、百斤貳十錢ニ而積入たしとの事ニ候へ共、夫ニ而者不都合ニ付、是非俵ニ而積入候事ニ申談ス、尤廿五錢相払可申事ニ返答ス、追而挨拶アル筈なり

(注、右欄外青鉛筆にて〇印あり)

一 糸所持之生糸是非買入度フィセルより頼み越シタルニ寄り、掛合候ニ、高直七百五十文故行届カス、其段フィセル迄返答ス、蓋し欧州沸騰壱割貳分も高直ニ而、上海大騒キと支那より電信有之候よしなり

一 ヒットマン并ブリ子江東京丸ニ而出帖ス、但シブリ子も増田充續之シヤホン三箱送り遣ス

一 藤田行違ニ而米三千石買入候よし拜司より申越しニ付、金

子繰替へ相払候而宜之趣電信ス、此米ハ中米ニ而凡四円八十錢之よしなり

一 藤田方江相払タル三千石(陸軍省注文之内)去月買入之内、五千円受取証書ヲ以三井銀行より取立ニ遣シタレハ、大坂ニ而已ニ返却し、報知アレハ手形は返却ス
 一 今日新鴻丸横浜出帆

三月十一日休

一 米方休日無之、今日より改号号ヨリ始メ、浅草御蔵へ米輸送ス

三月十二日晴

一 三陸米凡四百六拾五石 五十八錢七り 四円五拾五錢

此金凡式千百三拾貳円九拾五錢五り 式三百〇壹円七十五錢

一 尾濃三州米凡百八拾五石 四円九拾六錢

此金九百拾七円六拾錢

一 総野常州米四百四拾石 四円九拾五錢

此金

〆千〇九拾石

右十日買入届候事

一 山梨事件ニ付村井三四之助来店、取組方如何哉之尋有之間、

相断越候段申答候処、少々意味違候へとも御相談出来不及
 ハ致方無之、此義ハ同人よりも早速甲州へ申越答之所、取
 紛延引致候事ニ付、早速可申越と申帰り候事
 一肥後金子、麻田、中島三人無事之段知通を以式十九日書状
 受取事

(注、右欄外赤鉛筆にて〇印あり)

第百五拾八号伝票

一 式号紺絨三千〇四拾四丈六尺

此ヤール壹万〇百四十八ヤール七分

メ

一 四号紺絨百四拾三丈四尺

此ヤール四百七拾八ヤール

メ

一 三号紺絨百五拾丈〇五尺

此ヤール五百〇壹ヤール七分

第百六拾号伝票

一 同 式拾七丈六尺

此ヤール九拾貳ヤール

第百六拾号別同

一 同 三丈五尺

此ヤール拾壹ヤール七分

メ 六百〇五ヤール四分

第百五拾八号

一 黄絨壹丈九尺

此ヤール六ヤール四分

第百六十号

一 同 四拾五丈八尺

此ヤール百五拾貳ヤール七分

式口メ黄絨百五十九ヤール壹分

第百六拾号別

一 萌黄絨八丈三尺六寸

此ヤール貳拾七ヤール九分

式口メ三十壹ヤール九分

*「第百五十九号伝票

萌黄絨壹丈貳尺
 此ヤール四ヤール」

一 五号紺大絨七百八拾四丈

此ヤール貳千六百拾三ヤール四分

式口メ壹万三千四百拾五ヤール八分

*「第百五十九号同

五号紺大絨三千貳百四十四丈〇七尺
 此ヤール壹万〇八百〇貳ヤール四分」

一 甲六号紺大絨貳百三拾五丈貳尺

此ヤール七百八拾四ヤール

メ

第百五十八号伝票

一 白絨巻丈巻尺

此ヤール三ヤール七分

第百六十号同

一同 八丈式尺

此ヤール式拾七ヤール四分

メ三十巻ヤール巻分

第百六十九号伝票

一 紫絨拾五丈

此ヤール五十ヤール

メ 右十五廉伝票四通を以

右陸軍第貳課より注文今日益田出省承帰り候、尤可成丈内

国ニ而買入、残り外国へ注文可致筈

一 陸軍省第貳課長沓下売上受書差出候事

三月十三日

一 三州百三十五俵 買

一同 八百六十五俵 持

メ千俵

一 美濃四百拾八俵 買

メ

一 尾貳百三拾俵 買

一同 四百九拾俵 同

一同 千四百九拾五俵 持

メ 貳千貳百拾五俵

一 勢州千六百〇貳俵 買

一同 貳千〇九拾五俵 持

一同 三百五拾俵 同

メ 四千〇四拾七俵

右 貳千貳百貳拾五石

得 壹石之代金五円

一 常州千貳百九拾九俵 買

一 野州三千百五拾俵 買

一 総州四百八拾七俵 買

一同 三百八十五俵 持

メ 八百七拾貳俵

右 貳千貳百三拾五石

得 壹石ニ付代金四円九十八銭

一 駿州貳百五十俵 持

一 遠州四百五十巻俵 買

右 貳百八拾石

得 壹石ニ付四円九十五銭

右 昨十二日買入を以届出候事

一 益田横濱行

一 紺軍鑑羅紗凡四百ヤール

三井物産会社「日記」(第二号)

- 但巻ヤール金壹円五十五銭
 右今明口中現金引換
 一紺軍鑑絨凡六百ヤール
 右来ル十六日迄同断
 右買入約定中橋広小路角高橋屋金次郎ト取結事、尤見本陸軍へ出ス
 一米千四百式拾九石九斗五升浅草納済改御出之内百四拾八号を以受取書申請候事
 一山梨事件ニ而小橋三郎該地差越候旅費ハ実費ヲ仕払、別ニ賞金遣し呉候様今泉より申越候間、金拾五円遣候事
- 同十四日 水曜日
 一大坂より之電信ニ、三月限四円八拾式錢八厘ニ而売リ、五月限り五円六錢買、いづれも千石
 一下ノ関三切三拾六錢、五月限四十三錢七千石位買エル、相場不換
 一新潟丸品川入港免状外務省より下渡相成居分、同船過ルル
 一日出帆ニ付、今日三野村を以出納局へ返上致事
 一総州米三百三十俵 買
 一常州米五百九拾八俵 買
 一野州米八拾俵 買
 ×四百四拾石 (注、墨書を朱筆で上書してある)

- 一陸中米三百三拾五石式斗 齋藤之内
 ×
 一陸前米三百六拾六俵 同断
 一同 式千七百〇七俵 戸塚之口残米
 ×三千〇七十三俵
 此石千五百三拾石
 此内
 一△勢州下米式百拾壹石 一日受
 (注、右△印鉛筆)
 一同米式千七百壹俵 持
 ×凡千石
 惣×三千三百〇五石式斗
 右昨十三日買入届出候事
 一羽太より電信来リ、高瀬焼残米江足シ、白米ニして七千石
 軍事會計より請合候段、新藏より飛脚長崎ニ差立、金子之外打合候段申越候而承知之段即刻返報ス、依而昨日差出候高瀬米大藏ニ願書下戻之義申入候事
 一改号後第一勘定書并浅草受取書三葉相添差出候事
 一五月限拾枚売埋 5,200

三月十五日

- 一 駿州米七拾俵
- 一 常州米百俵
- 一 野州米三百四拾貳俵
- 一 勢州米七百拾四俵
- 一 勢州米七百拾四俵
- 一 此所ヲ以五百石届出候事
- 一 三陸米五百石
- 一 内三百五石 二月受米
- 一 残り百九拾五石 買入可申事
- 一 〆千石
- 一 右昨日買入届致候事
- 一 今日拾四番ニ而依頼青毛布八斤物四分宛ニ丸差江五千円計之品売ル
- 一 中橋社革代金京都府勸業場江為換を以差送候事 147.567
- 一 山田銀行出張店へ先日荷為換行違之金千三百貳拾円三井銀行江相渡、請取書郵便を以差送候事
- 一 勝部本右衛門より千円返済之分島根銀行ヨリ本行江通達無之由ニ付、催促申越候事
- 一 五月限売埋貳百拾枚

三拾枚	五円拾八錢
四十枚	十七錢
三十枚	五円十九錢
五十五枚	十五錢
五十五枚	十四錢

*「皆済」

三月十六日

- 一 竹千本
- 一 筵千枚
- 一 右高砂丸へ積入候事
- 一 明後十八日より武州米袋詰之分積出し之筈、尤惣數五千袋相調可然との事
- 一 岡山席次郎社員差免、横浜高瀬英祐方江可差遣段、三野村より通達ニ付、本日取計事
- 一 吉沢吉五郎横浜詰申付候事
- 一 陸軍御用扱ふニ付馬越呼戻、代り福永来ル十八日出帆、鳳翔丸ニ而差越候事
- 一 宮本新右衛門深川出張申付候事
- 一 赤毛布貳千三百枚 七斤半物 1600
- 一 青同千百五十枚 同 900
- 一 花色千百五十枚 同 900
- 一 〆四千六百枚 本部也
- 一 〇〇〇代三枚四分五厘 四分六厘
- 一 〇〇〇代三枚四分五厘 四分六厘
- 一 右十四番持合候事

三月十七日

一 警視局へ毛布^{七斤半}本部千枚売上、壹枚ニ付三円六拾八銭ニ

而、赤五十、青廿五、紺青式拾五組合ニ致候約定決定

一 赤毛布其外組合拾四番之口不揃ニ付、四千六百枚分四分三
り五毛ニ而買切候様松屋伊助ニ掛合置、尤到底四分四厘迄
ナレハ買切可申決定一 緋絨式十反口壹ヤール壹枚四分迄ニ而断然買取候様、堀精
助ニ申越ス

一 今日横浜堀精助□素毛布之高

八斤物式百枚 赤五十、青三十、紺式十
五本筋色合十四番ト同シ

同 千式百枚

赤六百、青六百
式本筋十同明日着之筈

七斤物六百枚 赤計式本筋同断

右三口共四分五リト申居候由

一 藤田拾万円程陸軍御用蒙リ候付、壹万五千元電信為換拜司
より頼越候間、直ニ引合銀行より渡方申越候事一 英国ニ試送り茶入用ニ付、壹万斤程見本之品ヲ拾五枚より
十六枚迄ニ而買入置候様横浜ニ申越ス

一 寒天拾箇壹箇三千入凡代十円

右信州諏訪郡金沢村信濃屋工藤甚兵衛より送り荷致し、敷
金式拾五円并駄賃拾円相渡、荷物受取置具候様頼越候処、
最前国産方引合彼彼方は已前之心得を以送り附候事ニ而、無拠約定無之候処勘弁シ、右金相渡置、品物ハ島方へ預リ
置、追而出京候節已後之事ヲ談ル筈と申越ス一同国同郡玉川村福田清三郎よりも同様頼越、尤荷物未夕着
不致候一 三井銀行持米古米五千石大坂ニ有合候分、ハラ江御買揚五
円式拾四銭ニ申立候処、高直ニ付、当方持米大坂ニ而撰河
播州新米式千石四円八十銭、下ノ関持米筑前新米三千石四
円四十五銭、平均五円を以合併シ銀行より願出、御聞濟ニ
付当方持米両所へ手配電報ス

(注、右欄外青鉛筆にて○印あり)

一 津田孝助より申越タル白米搗賃并減方写、左ニ

上白米壹石搗賃 拾貳錢五厘

減方尾勢三州物 壹割式三分 地廻り者減少シ

中白米壹石搗賃 拾錢

減方 右同断見当

下白米搗賃 右同断

減方 凡八分見当

三月十八日休

一 陸軍注文白仏蘭子ル六百八拾ヤール、一ヤル^{マツ}六拾五銭を以
廿日納受書差出候事

一 山梨銀行栗原信近ヲ訪泉米之事ヲ談、到底同人帰県之上何

分之報知旁代人名差出可申トの事

三月十九日

一馬関ニ而受米金壹万円并三千石買米代壹万三千五百円、合式万三千五百円を明日大坂ニ電信を以申越、西京丸便を以送致方三野村へ打合置事

一大坂請米代拝借金とも七万円、外ニ式千石買米代九千六百円ハ同地へ相備置度、尤不残廿四日迄ニ相揃候様手配同断、此余御下金ハ東京取ニ而受金可相成義も申置事

一盛岡出張馬越恭平陸軍御用繁ニ付呼戻、代リとして明廿日陸路ヨリ福永文七差越スニ付、川下金引当トシテ千円内券を以相渡し置事

一高砂丸夕方品海着、廿日より米積始ル

三月廿日

一金三千三百七拾貳円之辻三月限買附、東印五百貳拾六枚、

一三拾六枚分増敷金トシテ米又へ払候

一米会処ニ而五十俵売り

五円十四銭 五俵、十三銭 貳十俵、十貳銭 貳十五俵

一四日市江二斗三升内外ニ而も買入而よしと申遣ス

一長崎江電信し而、金子高瀬江行キタルカ問合セ、且ツ茶免

税之事今日達シアル趣申出ス

一同処ヨリ返事ニ、金子十三日出張シタ

一岩手県下陸中国第十四大区六小区一ノ瀬駅ノ東作瀬ニテ、

一冊瀬孚ト申者ヨリ泥炭考計見本相添送リ来候事

一今井より秩禄公債証書九拾円廿五銭ナレハ拾万円何時も出来可申、其義不相調候ハ、安利抵当式両条明朝返事承度との事

一米商会所五月限百枚売附

三拾五枚 五円拾六銭

六拾五枚 一拾五銭

ノ

三月廿一日 雨

一陸軍五局ヨリ呼出ニ付木村出頭、伊藤より過日約定紺第五号高直ニ有之候処、一般地元之高直ナル事は致方も無御座ニ付、あと注文伝票之内々地出来品ヲ差除、其余は早々約定取結候様可取計、尤一兩日中電信之返事着可致ニ付、其上ニ而速ニ取結可申段相答置候処、絨高直ナレハ陸軍ニ而も別ヲ申立、金ヲ請増可申積ニ付、返事次第至急可取計との事

一肥後高瀬より、陸軍會計軍吏補吉田ヨリ昨午後八時過電信を以、若津買米之内陸軍へ粮米として高瀬廻し五円三拾銭ニ貳万俵売渡方金子、中島、菊永ヨリ返事可承段申来候間、

三井物産会社「日記」(第二号)

今朝壳渡方御沙汰願江ト返事セリ、依而古谷へ電信并郵便
 出ス、尤代金東京、大坂間ニ而下渡願度申越置候事

一東京丸出帆ニ付長崎へ出状并ニ上海在合絨見本可差送候、
 郵便、電信等差立置候事

一陸軍より上海へ見本ヲ送り、第四号甲六号霜降等有無取調
 可申との事、依而前条ニ取計事

一黒霜降絨三百反今并仕入候分見本来ル、代金六拾五錢位

三月廿二日晴

一高砂丸積入米千八百八拾壹袋之受取書七葉勘定方へ預ル^(廿カ)⑩

*「鉄」

一島根県下出雲国飯石郡吉田町田部長右衛門より過日見本差

送り候鉄鋼銑類ハ、支那江壳弘方試送り、先日桜井忠精
 中より益田江依頼致候事ニ付、同家手代新田章八直ニ引

合置候義候、東京ニ而入札ニ不及段申越事

一名古屋丸着、高瀬残米調等委數報知有之事

一第貳号、五号紺絨龍動より電報、式号八拾貳ヘンス、五号
 八拾四ヘンスニ買附之義申来、陸軍へ書面差出ス、此後之
 注文は多分沓片ハ安直ニ出来可致と申来事

三月廿三日

一甲府第十銀行栗原信近来店、明日より帰県之上来事取纏、

更ニ相談可致^合せ頼上置候事

一島田江黒霜降大絨壹ヤール六拾五錢位之由今并氏より申来
 ル、凡三百反有合之由

一赤青毛布八斤已上物持合有之は買揚願出置候様水谷へ談有
 之由

三月廿四日 雨

一陸軍伝票昨廿三日取下ケタル分三葉勘定方江廻シ預ケ置候

事<sup>(第百九拾三号
第百九拾四号
第百九拾五号)</sup>⑩^(注、高明ニ義之助印)

三月廿五日 休

一色絨其外今日より陸軍へ引込相始候事

一去十一月約定絨事件ニ付、昨夕横浜より龍動へ電信を以掛
 合、返事今夕到着、全式拾四時間を以往復ス、尤此方注文
 通無相違趣アルウイン氏申来事

三月廿六日

一高砂丸積淺草御蔵ヨリ都合七千五百袋可積入ニ付、今日迄
 積切之五千袋ニ残り式千五百袋即刻より取掛り候様田中藤
 助へ申越ス

一奈古屋丸今日出帆、長崎馬関、^(益田カ)□□へ出状ス

一山田銀行より大麻取扱諸費

四百五拾七円五十銭壹り

百円 手数料

右合金内券を以当社へ送り越候事

一紺第弐号絨式千八百〇四丈六尺

一同第四号〇百四拾三丈四尺

一第五号〇四千〇式拾四丈七尺

右龍動注文請書差出、尤当年十月廿四日限を以秩禄公債証書

五千式百円相添差出候事

一旅費定則中他処旅宿三十日已上半額之義改正致候事

一昨夜浅草御蔵内堀ニ而三陸米積解下式艘沈船ニ付、三百五

拾俵入札売不足、元価□船方より取立方可請取田中藤助届

候事

				蒸氣	
				住東	
				栖原	
同	同	同	同	同	俵
同	同	同	同	同	俵
同	同	同	同	同	俵
丸藤	浅草	越	九銭	九銭	糠小米遣シ 賃金
百俵	百五拾俵	百俵	拾銭	拾銭	往復賃金
九銭	拾銭	拾銭	同	同	
壹銭八厘	四銭	同	同	同	

手搗	徴役場	百俵	拾五銭	同
水車	船杉橋 塚本	六拾俵	なし	四銭

△七百拾俵
此石式百八拾四石也

右之通り日々出来之由

外二

王寺 水車四ヶ所式百俵計

本所 蒸氣式ヶ所百五拾俵計

一陸軍抵当秩禄公債証書金高五千式百円ノ辻第弐課受取書壹

通 (高明ニ義之助印)

三月廿七日晴

一乙六号照準絨有合八百ヤール余壹円拾壹銭五リニ警視局ニ寄□スル

一益田鉱山局ニ呼出し相成、三池石炭ハ半分礦夫・軍夫用ニ

付採出相成兼候との事

*[四日市米]

一勢州買米

一四万式千三百五拾俵

井田買取 積出し済

内壹万六千九百式拾四俵 彼地残りの分

残式万五千四百壹俵

三井物産会社「日記」(第二号)

一 式万九千八百七拾七俵 宮崎買取
 内六千六百俵 積出し済
 残式万三千式百七拾七俵 彼地残り居
 右松島吉十郎手配を以当方着米引合候処、無相違候事
 一 五月限買埋式拾枚 アト
 五円〇四銭 十枚
 五円〇五銭 十枚
 一 他処旅宿日当ヲ改正セリ
 三月廿八日 晴
 一 五月限買埋拾枚 五枚——五銭
 五枚——六銭
 * [26,300 三] [注、横書]
 80,000 一] [注、横書]
 一 益田横濱行
 一 三池石炭昨年十月迄之分代金残り今日午前鉱山局ニ相納、
 右受取証金高千八百拾壹円五錢三厘之辻書留郵便を以長崎
 支店へ差出事
 一 五月限買埋三拾枚 五円〇七銭
 第貳百廿三号陸軍第貳課伝票
 一 黄絨百八拾丈 得三尺二付金壹円五十五銭
 一 四号紺絨三百〇壹丈四尺 得同断同壹円六十五銭
 右来ル三十一日迄納之筈を以第二課江約定

一 三野村、西村ト花屋敷ニ而会話
 三月廿九日晴
 一米七百石 花巻より 五百石郡山より
 千四百石盛岡より 2,600
 右廿三日迄川下ケ致し候段馬越より申来ル
 肥前 新米 精ケ六時間 凡六拾石
 肥後 同 同 同五拾石
 肥前 上米 上白 凡壹割壹分減
 肥後 同 同 八分減
 搗質上 壹石二付 三拾七錢換
 同 中 同 三拾四錢換
 同 下 同 三拾壹錢換
 但近町之分運送賃共右定之内ニコモルナリ
 米主より運送スルトキハ壹俵二付八通宛引去ル
 凡千五百石壹ヶ月間精ケ高市中米屋定メ請負
 引去凡千石以上壹ヶ月間臨時受負夜中精米可致候
 外二四拾杵立 壹ヶ所精米機械在リ
 同 同断
 此式ヶ所ニて凡千四百石
 合而式千四百石之御受合申上候也
 一 陸軍省第五局式課より本日注文相成候、ケツト式千枚、伝

票写シ左二

一 赤厚毛布 八斤物千枚

一 萌黄厚毛布 〃 千枚

右弍千枚本月卅一日限上納之約定也

三月廿日 午前十一時地震

		一日ニ搗石数	踏質	
			壹升ニ付	
大阪	蒸気	九拾石位	弍厘	玄米ノ善悪ニヨリ減シ 相定メル平均七八分壹 割弍分位
西ノ宮	水車	五百石同	同	
兵庫	同	四百石位		八九分上白壹割壹分減 シ
□神		四百石位		

〆石数千三百九拾石也

右之通大阪より報知アリ

一 高砂丸船将并三菱莊田来店、米五百袋今日中出来可致哉相
談ニ付、今日中ニ可成積切為致可申段相答置、直ニ浅草御
藏ニ申越、今日中解下積迄為致候様申談ス

一 横浜有合石炭多久、唐津合〆四百廿俵余有之申候、元価壹
万斤四十円六十四錢七三二相当候間、抄紙会社へ引合呉候
様（〇四十七円五十錢）申来候、外ニ唐津入船

賣直段四十五百位
〇壹艘百廿噸 壹万斤三十六円五十錢

同 四十六百位
〇壹艘百十噸 同 三十七円五十錢

右買入置候而は如何ト徳田申来候事

大蔵省出納局より達し三野村を以

一 若津ニ有之御省米壹万七千石早々長崎ニ差廻可申との事、
但何日頃ニ相揃可申哉可申出旨

一 神戸同米（十四号、弍十号、弍十弍号） 届米四千八百六拾四石
弍斗六升六合七夕之辻今般ワツソン 渡米之内ニ加入致候付、
至急手配可致との事

*「此精算書ニ通今日出納局へ差出候事」

一 キンフルより内外米穀運送受負方致度ト大蔵ニ申出候由、
此ニ直々呼出候而は後日用事無之節断苦敷ニ付、彼より罷
出候様取計方頼との事

一 高砂丸、新瀉丸龍動ニ而エシエント取計振南領事へ申越度
ニ付、い細承度ニ付両人間飯田面会致度との事

一 長崎ニ而古米^{〇三万弍千弍百石也}三万三千石、新米弍万石とも不日ワツトソン
江悉皆相渡度との事

右之通達有之事

第弍百弍拾七号陸軍第弍課伝票

一 弍号查下 七千足 壹足ニ付五錢壹り 460

三井物産会社「日記」(第二号)

右四月一日限可相納答

三月卅一日

- 一昨夜十四番より毛布拾四箇送り来ル、直ニ陸軍ニ納ム
- 一宮本引合佐倉鈴木忠右衛門江米代金五百円相渡、米不渡事
件ニ付、千葉銀行佐藤精造始末方打合ノ為来店
- 一龍動出張代理富田冬三江米事件出張之写飯田巽ニ用立置事
- 一三月限東京兜町商社平均四円九拾五銭ナリ

四月一日 日曜 休

四月二日

- 一陸軍運輸局より米壹万石代金五万六千五百円之内受取残金
四十二号 三月六日 壹万五千円手形 大坂銀行
- 四十三号 三月廿九日 三万五千五百円同 同行
- 右拝司より送到来候間早速入帳為致候
- 一赤毛布千四百枚
- 一青同 千枚
- 一 式千四百枚 七斤より八斤迄
- 一 英壹斤ニ付洋四分五厘五も
- 一 右横浜七十番バトスン社中より田辺屋五郎平買約定之内、
前書之通買約定致、手金五百枚相渡置候段、横浜より三十一

日付を以申来、尤四月十日入津之答

一 五月限百式枚売付 式十五 五円十銭
六十五 八十九銭

一 六月限百三拾枚同 式十 式十壹銭
百 十五銭五厘

右売付候事

一 常州古米百式拾式俵壹斗九升替トシテ売払事

一 盛岡武蔵権八代理、左之者ニ申付候段、権八より引合候事

東京本紺屋町卅壹番地木下新一郎方 木下平四郎

四月三日 休 神武天皇祭

四月四日

一 五月限売附九拾八枚 本

八十 五円〇五銭
三 〇〇三銭

一 五月限拾枚 式番

五五 〇〇四銭

一 四月限売埋三拾五枚 本 残り六十五枚

八 壹 五円 式十五 五十八銭
四 四 九十八銭 九十七銭

一 東京丸着銀行麻田左衛門^(在右衛門)帰着相成候事

一 午後七時馬越恭平盛岡より帰着

一 横浜輸出残米入札売候義大蔵省より委任之指令ニ付、横浜江宮本を以直ニ申付置候事

一 東京府博覧会掛り佐々木金兵衛来店、出品依頼相成候事

四月五日 晴風

一 キンフル江運輸方談判之次第出納局江上申ス

一 運輸船雇方御申付被下度段願書同局ニ差出ス

一 秋田荷為換有之、願書今日差出候事

一 英カーデフ五百噸有之、拾式枚半位ニ而売却致度ニ付、神戸ニ而入用之事出来候ハ、頼置段中原申置候事

四月六日

一 旧国産方持羅紗式百五十反計、此ヤール七千五百ヤール程有之、平均七分ニ而売切候事出来スル時は断然相頼との事
 一 大蔵省より呼出ニ付木村出頭候処、戌年米壹万五千石程淺草倉廩ニ有之分、世間相場ニ関係寄候様売払方見込可申出との事

一 両艦輸出米受取書英外目計ニ相調、益田、木村兩名を以可差出との事

一 横浜より坪内来店、外国新聞へ報知は全く半年分申込候事
 一 無之段安シ致事

一 米国製スミスウエツソン銃三挺ニ玉并書冊相添炮兵本廠江差出、昨年同国博覧会之節西郷中将殿江入御覧候品ニ付、幸便ニ任せ見本差送注文請度義、ヲールシホールより依頼ニ任せ差出候処、書面御受取置、銃は追而差出可申との事
 一 二付、取下ケ置事 課長代佐伯申聞被下候事

一 博覧会事務局より出品荷物運搬ニ関係之件一覽表為心得三葉御下渡相成候事

四月七日 晴

一 六月限五拾枚売附 又ト ^(印カ)

三十 五円〇五錢
 十 〇四錢
 〇三錢

一 五月限売附拾枚 又ト

十 四円九拾五錢

一 五月限売附七拾枚 □ト

式十六 四円九十六錢
 四十四 九十五錢

一 日報社約条西洋紙拾四番より送り来ルニ付、引替手形荷物方へ持セ遣ス

一 秋田県荷為替願書御下ニ相成候、右写^(三野村利助)シミの村殿へ相廻シ

三井物産会社「日記」(第二号)

候事

- 一 木村風邪ニ而不勤之事
- 一 麻田左右衛門来社之事

四月八日休

- 一 四日市井田より金六千円米代之由為換案内有之候事
- 一 撰津丸今夕四日市着之由、尤帆綱差送候上ナラテハ出帆相成兼候段岩橋へ通達可致ト電信依頼候付、返事取付、便船次第差送候儀申越事
- 一 高瀬町深江屋より、菊永昌介より来状、三月廿一日出也、同地ニ而陸軍売揚米ハ六円拾五銭ニ直上ケ(五円五拾五銭之処)春出し致候由申越ス

四月九日

- 一 高砂丸品海入港免状三菱より取戻、三野村氏へ持せ大蔵ニ返納相願候事
- 一 昨九年十一月売渡候肥前米貳万四百五拾四石余之高不残長崎ニ而ワツソン代理佐々木ニ相渡候ニ付、差障無之段大蔵より達候付、依頼之義三野村より申越ス
- 一 横浜ニ而毛布代八千弗余銀行借ニ相成居候由候、今日八千円ノ辻内券を以支店ニ為持返入為致候事

一 六月限百枚 四円九十六銭 式十五
 五銭 四十九
 二五

一 同限三拾枚 九拾四銭 又印

右壳附本場ハ出し候事

一 乙六号照準絨八百ヤール余、壹ヤールニ付壹円貳拾貳錢五厘ニ而陸軍へ売揚候事

一 田辺屋約定毛布平均六斤九步余之物、赤毛布千四百枚、青毛布千枚、英壹斤、洋四分五厘五毛替之分、壹枚ニ付三円六十五七銭ニ而陸軍売揚ケ申込置候事

*三井銀行ト米代金今日差引

一金八拾壹万〇百九拾六円五十八銭九り 銀行受之

内

七拾八万三千三百六拾九円貳十七銭三り 銀行ヨリ引出し
 差引残貳万八千八百貳拾壹円三十一銭六り

四月十日

一 旧先収会社残用金六百八拾四円五十銭六厘之辻三井銀行為換券を以書留郵便出ス

一 浅草御蔵成年米見本下渡願書出納局差出、即刻取下被下左之通

千貳百九拾九石三斗五升四合 戌武州米

三千七百七拾八石八斗七升 同遠州米

四千八百七拾四石四斗三升壹合 同越後米
 四千八百九拾四石壹斗壹升九合 同佐渡米
 四千七百八拾石八斗壹升六合 同羽前米
 拾九石六斗 同肥前米
 〆 壹万九千六百四拾七石壹斗八升七合

右ニ当ル麻スキ見本(佐渡)箕通し□差見本壹袋宛取下候事
 右古米之内龍動ニ輸出致度段郷氏江申入候処、至極宜事ニ
 付心配致呉候様との事

一 高砂丸第貳回運賃洋銀取下方ニ受取書差出候事、此分即日
 三菱ニ渡ス、い細輸出米扣ニ有之

一 スナードル銃之彈藥三百万発式ヶ月之内ニ調製約定大藏卿
 より益田江直命ニ而、直ニ昨日アルウインより龍動江電報
 を以注文セリ

一 今日迄売米高千八百四拾九俵也

四月十一日

一 ヒットマン槻材上高利兵衛掛り合候分三百拾五本之内、平
 野利兵衛より請取候節拾六本不足ニ而式百九拾九本之辻此
 度預り人栖原角兵衛より受取書取附、預置候書類勘定方渡
 候、此不足材ハ再び裁判所ニ申立置候事

一 スナイトル彈藥約定ニ付上申書今日益田大藏へ持參、岩崎江
 相渡候事

*「商社」
 一 今日迄商社売付米 平均五円貳錢余
 五月限 三百八十俵
 六月限 三百十俵 同 五円〇三錢余
高直十三錢より
 安直四円九十四錢

一 田辺屋口毛布赤千四百枚、青千枚、外ニ市中ニ而買物百枚
 とも合式千五百枚、杓枚ニ付三円六拾貳錢五りニ而陸軍へ
 売上ケ候事

一 日本ボント当時龍動相場利足七歩之分百〇七、利足九歩之
 分百〇九之由電報有

一 今日高砂丸横浜出帆
(注、右欄外赤鉛筆にて〇あり)

四月十二日

一 スナイトル空彈龍動問合之義下命ニ付電信を以掛合候処、
 同地十日発返報昨日到着、右空彈は元価江運賃ヲ加ヘ千発
 ニ付四拾壹志八分ノ一ニ買収ウ相成、尤受渡ハ六週間ニ三
 百万発ノ筈ニ付、其趣今朝大藏省へ上申ス、岩崎へ渡ス

一 銀座持家借用人家賃滞ニ付引合之末勸解願致候処、今日中
 家賃金払候筈を以、既ニ家ハ立退申候事

一 高瀬より中島新藏長崎へ報知書到着、八代古米九百俵余土
 草ニ荷上ケ致有之分、同人罷越長崎局へ送り出候段羽太よ

三井物産会社「日記」(第二号)

り申来候、此余八代ニ而千俵余有之由ニ付、不日中島彼地へ着候ハ、早速可申越答

四月十三日

一 深川正米諸蔵不残検査として木村廻見致候事、米取調書面別紙ニ有之事

一 島方江廻見致候事

一 長崎江若津より廻米着届

第壹号報告 新古有高九万九千六百八拾四俵

第貳号同 八千六拾九俵 若津四十四号より四十八号送状

右羽太より申来事

*第一号報知

内新米八万五千五百五拾壹俵

一号、式号共合算六万千貳百貳十俵ナリ

一 勢州買米三万石之内、松坂より和船を以左之通送候方相成、案内有之事

山本丸竹三郎和船 南勢米百廿四俵

宮本丸重右衛門同船 同 貳百四拾九俵

右之内山本丸今日入着水揚致候事

四月十四日

一 昨年買入タル公債証書之内未夕書換ヘナラサル分、余り東

京府之方長引クニ付、伊東彦七ヲ以問糺候ノ処、東京府之手ニは預ケ無之、増田勇助取扱方何等不都合之筋ニ付、同人病氣引込中ナレトモ人ヲ以其始末ヲ糺問ス、但し旧先収会社より益田孝へ渡しタル分も同様千円余持去り居ル

一 大藏郷(柳ヶ)より東洋銀行之エシメントへ達シアリ而、彈葉代手附金貳千五百磅ジョンマツトへ渡方相成ル筈、依之其写ハ

アルウインニ遣し置候事

一 三野村来社、此程中当社より内願せし式万石御買上来之一

条許可相成ルべくニ、書面差出可申旨通し有之

一 麻田左衛門義高瀬之方江出張可致答之処、銀行ニも用事差急候事ニも無之由ニ付、先ツ見合候事ニ相談す

一 第貳百五拾三号伝票

四号紺絨

七百六拾丈

此ヤール

貳千五百三十四ヤール

式号同

五千九百丈

同

壹万九千六百六拾七ヤール

五号同

壹万貳千六百丈

同

四万貳千ヤール

三号同

千八百丈

同

六千ヤール

甲六号同

三千四百丈

同

壹万三千三百三十四ヤール

一 第貳百五拾四号同

黄絨

貳百三拾丈

同

七百六十七ヤール

紫絨 拾丈 同 三十四ヤール

藍絨 三十丈 同 百ヤール

右式通今日陸軍第貳課より下渡来ル

十二月十二日限可相納との約定ナリ

一第貳百六拾八号伝票

一青毛布 八斤已上 千枚

一赤毛布 同 千四百五拾枚

〆式千四百五拾枚

得壹枚ニ付三円六拾貳錢五り

右本月十五日限上納約定事

一六月限百枚 東印 買埋 五円三錢

一 同百三拾枚 又印 買埋 五十一二錢

七十一三錢
七十五一四錢

右本場ニ付片付候事

四月十五日 休

一長靴下千三百〇五足陸軍式課より注文相成、壹足ニ付七錢

式り宛也

一生雲齋四千貳百八拾貳反、水のし工料壹反十九錢五り宛ニ

而受負、明日請書陸軍式課へ可差出筈伝票下候

一今夕アルウイン方へ益田、木村行

四月十六日

一大限大藏卿俄ニ大坂行ニ付、益田横浜ニ出行

〔*鉛筆にて〇印あり〕

一大坂上納米用ニ付、今日西京丸を以竹泉嘉平差越書類相渡

一生雲齋取下方ニ付、抵当トシテ秩禄公債証書五千元之辻、

木村利右衛門名前之分差出候事

一公債証書差纏村尾甚四郎より受取書差出候分相揃候事

一村尾掛リ合証書願付ニ候今泉へ相談之上加藤定助ト申者来

社ニ付面談致置

一五月限買埋 本庭六十 貳番九十

貳十枚 四円九十三錢 五十枚 九十壹錢

七十枚 九十三錢 十枚 九十錢

今日改残り

一五月限貳百三十枚 売

一六月限八十枚 同

一黄絨四拾九丈貳尺六寸七五 陸軍約定

百六十四ヤール貳分式り五

右第貳百七拾九号を以本月十七日限納之筈

尤曲尺三尺ニ付金壹円四十五錢宛

三井物産会社「日記」(第二号)

四月十七日

一 鹿児島県官員より買米之儀被申付候節、取扱方大坂、馬関、長崎、若津江書状出ス

一 独逸公使より申越之菜種、大豆、豌豆見本送り方之儀、頃日依頼之分如何相成候哉之旨為問合、勸商局関口忠篤殿來社ニ付、太田原則孝面接、右は本社ニ於テ見本取揃候手筈之旨申立候処、然ル上は彼ノ地へ送達ニ付而之照会等は本局ニ於テ可取扱候間、見本取揃候ハ、本局へ可差出、且其節時機買取方相達候ハ、何石位丈ケハ直ニ可便哉之見込書相添候様申聞ル

四月十八日

一 六月限買埋八拾枚 四円九十二錢五り

右ニ而六月限惣仕切事

一 無号ヨリ第三十五号迄売揚米勘定肥前米同式通、大坂一月限米名柄石数勘定無号已下改、老号已下両条諸入費勘定書共出納局ニ出ス

一 一昨夜横浜三井銀行出張店へ盜賊立入、老万三千円余蔵ヲ切抜盜取之所、今日捕縛ニ相成候段今井より報知相成候事

四月十九日

一 益田風邪ニ付引籠候事

一 砲兵本廠石炭今日相納始ニ付、横浜より竹二郎来り、林ト

一同出張之事

一 統計表入用之廉々難申出廉有之、書面を以水谷差出候処、弥難申出哉ト尋問ニ付、難申出候段申断候処、書面受取置候との東京府勸業課より申答有之由

一 中島新蔵肥後八代口松橋ニ着、彼地より事情高瀬へ申越候趣を以、金子、中野より過ル十日付を以報知有之候事

四月廿日

一 大坂拜司より三月限入金戻り、老万六千六百八拾九円五十二錢八厘之辻、内券を以差送候付、三井銀行之預ケ金へ入

置事

一 五月限買埋五拾枚 四円八十五錢

一 同百六拾枚 五五 八十三錢 百五十 八十四錢 八十五錢

残り式拾枚 九一 四円八十四錢 惣仕切

*「始〇」

一 六月限買付式百枚 東印

五十 四円九十錢 六十五 九十一錢
八十五 九十三錢

一 砲兵本廠石炭粉濡等之分は老万斤ニ付老円宛直引致候事
一 アモイ行船雇入レタル事以書面大蔵省江届出タリ

四月廿一日

一 浅草御蔵へ願濟貳万石之内、差向五千石丈ケ来ル廿三日より上納之御届差出置候事

一 厦門輸送米履船英国蒸氣船ワイキン号今日神戸出港、明後日品海入船之筈外務省より免状下ル、太体壹万四五千石積也

四月廿二日 休

飛彈町敷

一 今朝益田、木村同道白銀志田町四拾貳番地前田正名より博覧会事ニ付方江罷越、博覧事件談合之末、同人明日より陸路帰国之人

一 西京行ニ付、途中并西京物産仏国向キ之見込有之品壹種宛買収方之義依頼シ、且京都知事植村へ勸業場ニ而世話取纏致呉候様頼状差越置事

一 アルウイン明朝出港、米国飛脚船ニ乗組龍動行ニ付、夕方より益田横浜ニ同行

一 アルウイン并拾四番と当社之間二閑スル商業ニ付、爾来之約条夫々ニ取結、い細同扣ニ入ル

四月廿三日 晴

一 明日より浅草御蔵へ貳万石之内納始ル筈ヲ御蔵江打合置事

一 三菱新潟高砂丸米積入雜費并勢州米横浜ニ積廻し入費共今

日上申ス

一 勢州松坂川辺桑吉より依頼積送り米、本(カ)志米五百四拾壹俵着次第成行ニ而買却方依頼申来候事

三月廿四日付佐藤桃太郎より来状アリ、云ク

御送り付之生糸拾俵未タ売却不相成、其故ハ品物種様々ニシ而一樣ナラス、段々申し込候ものも何卒其用ニ立チ難キを、浜而買入レス、爾来は必ス可相成上等之分を撰撰シテ御送り出し之事肝要ニ御座候、一体最上ノ生糸ハ注文アリ而、且ツ価も上直ニ売捌ケ候へ共、御遣之如キニ而は其注文ニ向ケ難シ、且東洋銀行ニ於而容易ニ見本ヲ不差越、尤必ス倍価ヲ差入る見本ヲ受ケ、又買入アルモ別段之免許ヲ受ケサレハ元ヲ見る事叶ハス不弁極レリ、以後は弊社江直ちニ御送り被下度、左すれ大ニ此□□無く、又必ス代価も速ニ差送り可申候、尚昨便ニは売却之報ヲ申入度と希祈致居候、云々

一 昨夜アルウイン欧州江出帆スルニ付、益田横浜江送り、今喜ニ帰京ス、アルウイン今晚出帆

一 欧州マロツトへ電報ス

スナイドル彈藥之口銭ハ五分ヲ收入スヘシ、而而其口銭并絨注文之口銭等ハ、アルウイン之勘定トシ而チャルトトルメルカルタイルハンク江入金スヘシ、第七号(陸軍五号)絨包み方飾りは不用なり

井上江告ク、アルウインは桑港江向ケ廿三日出帆セリ、総

城之囲ミは解けタリ

一開拓使西村貞陽殿より之書状アリ、同使帆前船上海江石炭ノ積取り差送ルニ付、其取扱兼而達之通り夫々不都合無之様ノ取計可申旨云々

四月廿四日

一ワイキン横浜到着、明朝品川沖へ廻り候筈ニ付、同日より積入用意可致段、十四番より申来ル

一右ニ付前金ハンクより請取之義大蔵省ヨリ尋ニ付、書付益田持參、飯田へ相渡ス

一風帆撰津丸、四日市ニおゐて濃州米六千四百拾貳俵積入、

本月廿日出帆并和船応一丸積紀州米三百俵四日出帆之義報告有之候事

一四日市積永徳丸千貳百七拾六俵社米無事着、直ニ浅草へ廻し候事

一香港送り米千俵、其外内金トシテ十四番より洋千五百弗切符送ル、直ニ横浜支店江送り、廿六日売払之段返事有之候事

四月廿五日

一河辺象吉持米勢州四日市浜店より寿保丸積を以五百四拾壹俵送り荷無事着成行依頼ニ付、今日直ニ仕切為致候事

一同船を以社米六拾俵も無事着、直ニ浅草納米ニ送ル

一大蔵省御買米改号より八号迄諸入費九百貳拾五円六拾六錢六厘之辻御下渡相成候筈ニ付、受取証高野江相渡ス 銀行

*同日受取

一同御買米精算勘定書近々差出候内、大坂一月限、兵庫、馬関、若津等七廉本請済、払金切符御下渡相成候ニ付、其切符之左ニ下紙を以返上可致筈

本文之金真正ニ請取、則最前仮御渡金之内へ返納後右之米欠ハ更ニ御預り申候也

月 日

三井物産会社代

木村正幹小印

右之通相認、明日高野ニ相渡返納可致筈

一厦門行英ワイキン今朝品海ニ着、即日浅草より三陸米積出し始ル、本船舷渡之約定ニ付、定用人足五六人程仕向、其余ハ総而本船より諸向可申筈、船將并十四番レメシユース午前来店、申談済候事

一今日大風ニ而船積不相成、雨風烈敷品川通船もナラス

此日半分

四月廿六日 小雨

一馬越恭平名護丸(マゴ)便ニ而九州地方江出帆ス、金子、羽太其外夫々江出帖ス

一朝第八時フィセル木挽町江来ル

アモイより電信アリ、米は武弗三下銭

上海ニアル船は未タ何共返事なし

一レウ渡シ第一号之石炭代洋六千弗大蔵省より受取り、横浜へ売り遣ス

一十四番毛布勘定書代□同馱江送ル、残洋百五十五弗六分壹り払済

一ワットソン代中平より書状アリ、船之事申越ス

一昨夜報知之小西、益田孝宅江来り而、西洋紙之話アリ、手付金三百円入金スルコトヲ決ス

一厦門へ小麦捌ケよしとの事故、拜司江直段書問合せ遣ス

一第式注文麻袋式万七百枚代金四千式百四円四拾六銭壹厘并百六拾六円諸入費として銀行ヨリ代金受取

一陸中米預り蔵入証第壹式三号三葉、石巻出張福永文七より送り方申越候間、郵便を以差出ス

一六日限売埋四拾枚 式十 四円九十四銭

一限売埋三拾枚 廿四 九十三銭

一差引残り 百三拾枚 九十五銭

一五月限売附五拾枚 三十 八十四銭

一四円八十三銭

一八十三銭

一

一

一

一

一

一

*[天麦]

○大麦本貫ものト唱ルは、即チ六斗入十八貫目アルモノナリ、都而取引ニは貫目を用ヒ、十七貫八百目位之輕目は矢張本貫、即チ六斗入り之ものト見做し而引算ス、依之六斗ニ而拾七百五百目ト見レハ、壹石ニ付式拾九百目トシ、是ヲ拾六百目百斤ニ除セハ壹石ニ付百八十斤となる ○今日之相場ハ五斗入之分

両ニ 六斗壹升

六斗入之分

同 五斗九升

右ハ五斗入之分ハ地回り、六斗入之分ハ上州ものを以多しとす、僅ニ相違スル所謂ハ、品物之善悪ニ拘ラス量目ヲ立ルニ六斗入之方弁利ナレハ、人之六斗入を好ミ而五斗入を望まず、然ルニ僅カニ一斗之違ひニ而一俵ニ五斗以上を宛ル、甚タ難し、壹両ニ六斗一升ナレハ、壹石ニ壹円六十四銭ニ当ル、百斤ニ付九拾壹銭

○カラハよりスターシヤルフ式擬見本差越し、売捌キ呉度申出タリ、警視へ出ス

○毛布式千四百枚田辺屋より買入レ分、陸軍江売上代金受取ル

一 永野桂次郎来社ス

四月廿七日 晴大風 金曜日

一昨夜十四番より電信ニ而、上海ニ於而フリユルカスルと云フ蒸氣船ヲ百斤廿錢ニ而雇入候よし、碇泊日数ハ十六日、兵庫或ハ大坂より積取ル積リ

一ワイキン碇泊日数ヲ十八日ニ減^(マ)ラ、運賃廿式錢ニ減却せし事と併而大蔵省へ御届ス

一マツトより電信ニ而シースターと云フ帆前船六十志ニ而龍動江航海被雇入候よし申越せしと十四番より来状アリ、抛而其船米積ニ的当ナレハ雇入而よしと返事致呉候様申遣ス
一弥魯は土国へ対し戦端ヲ開キタリト申越ス

青森産上晒心太単直段

五月中旬迄之処

円ニ付式^(貫)七八百目より
三^〆式三百目

同中旬より六月上旬迄

同 三^〆式三百目より
三^〆式五百目

六月中旬ヨリ七八月

三^〆式七八百目より
四^〆式三百目

九月

三^〆式三百目より
三^〆式五百目

十月

三^〆式三百目より
三^〆式三百目

右は青森出張三井銀行又原耕蔵此度見本持帰リ之品直段聞合候処、日本橋加賀屋伊助より前書之直段大略申出候ニ付、又原江申通候事、尤送り荷相成候ハ、売捌口錢八歩を以取

計可申段、小倉より引合せ置候事

一ガラバ依頼之スターア六百八拾六挺、シャープ五百五拾九挺、彈藥拾式万式千發長崎ニ有之由ニ付、警視局ニ申立候処、当方ト而別段入用無之、先に彈藥も相揃居候事ニ付、長崎參謀部ニ而入用之義承リ居候間、彼方ニ而早速申立可然様被申聞候事

一大蔵省へ上海ニ於而雇入英蒸氣フリユルカツスル号江、大坂ニおゐて米積入厦門江輸送之義、運賃其外上申之処、即日聞届指令相成候事

一右船江積入は戌年播州米一手ニ而、大坂ニ而可相渡との事

見本下ル

一島課解下船預リ繁吉義、島方倉庫兼勤ニ付無怠相勤候付、

当四月分より自前五円宛双方より割合を以立遣候事ニ決ス

一今終日大風ニ而ワイキン積入不相成候、十八日碇泊之内今日迄ニ壹日半消却候事

一琉球江米送り方之義ニ付、夕方益田前島方江行聞合候処、

米差障無之由ニ候得共、砂糖積取不相成困却候由ニ御座候事

四月廿八日 大風 土曜日

一撰津丸今朝無事着、浅草御蔵之水揚為致候事 四日市廿日発

一益田今朝七時車ニ而播州古米十四番へ持参、厦門江輸送示

談相成筈事

一大藏省江レウ一条ニ付益田出省セリ、依而郷書記官江面会シ而左之ケ条ヲ申立タリ

一昨日御遣被下候播州古米之見本ヲ以相談仕候処、新米之方清国望ミ多く、古米ハ必定直段安直ニ可有之、乍併内地ニ於而御売却ニ而ハ一体之御為メなる事も相肯居候間、是ハ御輸出不相成方可然

一大坂は積込甚タ手間取り候港ニ付、三万五千俵之内壹万俵は神戸へ舁下度、兼而御達方相頼度事

一日曜日ニ而も積込相成候様御指令被下度相願候事
右いづれも承知なり

一紺三号、四号ノ三十式箱十二月中注文之分着セしよし、十四番より申越ス

一今日も大風ニ而積込不相成候 ワイキン号
九年十一月、十二月両度約条之内陸軍九月納之分

初度
一四号紺絨八千六百〇三ヤール七分五リ

* [再出
十四箱
八箱]

同
一三号同 三千七百三拾九ヤール五分

* [三箱
七箱]

* [インドス号]

右横浜式十七日着英国郵船インドス号江積込候分十四番より報知ニ付、明日陸軍へ可相届筈

四月廿九日

三月十六日より羽太より報知

一島原出入米七千七百四拾俵

壹俵ニ付壹円宛借用

一肥前米五百俵 四円五十五銭ニ而同地ニ而売却之由

二月廿九日若津中島新三より報知

一同米三千俵 四円七十銭替トシテ中墊協議之上島原ニ而売却

却

一銀行ベケ絨壹ヤールニ付九十五銭替トシテ陸軍へ売上ケ相決シ、明朝千九百ヤール余持込可申筈事

一開拓使江大倉組黒霜降絨壹ヤール八拾九銭替トシテ陸軍江売揚相決、是又明日引込之筈

* [8,010 三井 賣
8,000 第一 箱] [注、横書]

四月卅日

三万四千俵内 右ハワイキン船ノ積込ヘキ分

一貳千貳百四拾三俵 廿五〇日

一 壹万百三拾壹俵 廿六七日

一 貳千俵 廿九日

一 五千五百俵 卅日

一 貳万九千八百七拾四俵

右ハ浅草御蔵より受取タル分

一 千九百俵 廿八日

一 七千九百俵 廿九日

右ハワイキンへ積込ミタル分

一 今日ワイキン積込五千五百、午後より風荒く見合せタリ

一 貳万五千五百余積込ミタリ

五月一日 火曜日

若津買米差引見込

三号四号共貳万〇千石 六万四千俵

内大蔵省売上ケ 壹万七千四百拾石

此内訳一月廿七日 三千石 四円九錢 御届

二月廿四日 千貳拾石 四円貳十六錢貳リ 御届

三月五日 六千石 四円三十錢 同

三月九日 七千石 四円四拾錢 同

一 貳万七千貳拾石 是ハ御届の前、前書の惣高ハ勘

定ノ前

平均四円三十錢

一 三千八百六拾石 有 余

内 長崎売揚ケ

島原売上ケ 五百俵

大阪回 五百五十俵

此処へ長崎ニ而七千八百石粮米売上ケタル趣キナレハ

凡四千石ハ不足スル勘定

一 耕文社より日々当社へ出張之□を以今日より出社 吉田五

十穂

一 高砂・新潟両艦第三回運賃洋之内トシテ、五千三百拾三弗

三拾四セント渡方相成候間、即刻三菱へ申越ス

木村申出

一 肥後金子、中島より十八日、廿日、廿一日書状到着、宇

土・八代米無事届ニ付、五千俵両地ニ有之分引還り、粮米

ニ売却も難計ニ付、渡米ニ御引当無之様出納局与倉・飯田

へ申入候処、自然売却之節ハ代金返納可致との事也

一 若津買入米之内大坂へ三千俵、馬関江九千俵着之段、出納

局へ届出置候事

一 大坂古播州米輸出之分虫入多く有之段、同局申入置候事

一 ラドノシル号江長崎ニ於而渡米ノ分、ワツソン代理江渡

米方

肥前新米貳万三千八百三拾壹俵

此石七千八百壹石四斗六升六合

右は貳万余石大蔵省へ売渡候内、相渡本請取書ハワツトソ
ン代理より三井銀行出店石田十兵衛受取、直ニ本行江差送
候ニ付、為後証米受取証当支店へ差出候分四月廿一日付を
以羽太より送り来ル分勘定方へ取渡置事

△肥後高瀬米差引

- 二月十四日報告
- 一 三千三百八拾四俵
- 一 一千八百拾九俵
- 一 貳百貳拾俵
- 一 四千三百八拾四俵
- 一 九千八百〇七俵

内私

四月十六日報告勘定書前

- 九千〇八拾六俵 軍団糧食ニ売上ケ
- 七百俵 兵火ニ而焼失
- 一 九千七百八拾六俵

差引貳拾壹俵

二月十四日報告之内不足ニ当ル

△長浜大島米差引

- 同上
- 一 千貳百拾九俵 玉名郡長須町永良かす蔵入
- 一 九百貳十七俵 同郡大島町黒田純一蔵入
- 一 貳百貳拾俵
- 一 貳千四百拾六俵

内

四月十六日報告勘定前

六百俵

高瀬ニ取寄軍団ニ売上ケ

残千五百四拾六俵

県庁ニ売上ケ

三月十四日麻田より報告

- 一 古米貳千五百四拾俵
- 一 同 七百俵
- 一 同 三百俵
- 一 同 三百俵
- 一 同 三百俵
- 一 同 千三百八拾七俵
- 一 同 五百七拾俵
- 一 同 千五百俵
- 一 同 五拾俵
- 一 同 七千三百四拾七俵

内

四月廿一日金子・中島より報告

- 六百六拾五俵程 宇土之分軍団納
- 七百三拾七俵程 同所ニ有米
- 五百七拾俵 松橋有米
- 五百八拾俵 川尻有米
- 元七百俵之内百廿俵被奪
- 千五百俵
- 八代

三井物産会社「日記」(第二号)

此内長崎へ千俵送り

ノ四千〇五拾貳俵

差引残り三千貳百九拾五俵 取調未

一高砂丸積古米仮請取書御下渡ニ付坪内江送り

小島米差引

二月十四日報告

一肥後新米千俵

米寿(安カ)蔵

内千俵

有米四月廿一日報告

同断

一同米七千百俵

熊本ニ而可受取分

内

四月廿一日報告

九百俵

松橋有米

差引残り六千貳百俵

取調未

一肥後新米貳千俵

二月十四日報告
宇土ニ而可受取分

内貳千俵

四月廿二日報告
有米軍団へ売揚

一同米三千俵

二月十四日報告
八代ニ而可受取分

内三千俵

四月廿二日報告有米
此内貳百石程軍団へ売上ケ

一此外江中島新蔵八代ニ而買入古米九百六拾四俵程有之事

一高橋左平次郎より紺四号絨買付約定

紺四号絨凡六千ヤール

壹ヤールニ付壹円八拾貳錢替

元買附直段壹弗五厘替

此洋壹万貳錢三百弗

内貳千弗 十四番へ差入金

九百廿円当社へ差入金

差引残金九千六百三拾七円五拾錢

得日歩利三厘五毛ニ而為換

右之通ニシテ明日引込可申筈

一今日大風ニ而ワイキン江積込不相成事

五月二日

一馬越昨日四時長崎着、明三日大倉ト一同戦地へ蒸気船ニ而

罷越候段、羽太より申越ス

*「惣仕切」

一六月限百三拾枚売埋

東印

式十 四円八十四錢
九十 一八十三錢

式十 八十貳錢

*「〇」

一五月限売附三拾枚 本

又印

式十五 一六十九錢

五 一六十八錢

*【〇】
一五月限同七拾枚貳番

又印

五
六十四 — 七十錢
六十九錢

壹 — 六十八錢

*平均七十五錢ニ成ル

一 横浜石川持家悉階売払代金百拾六円拾三錢之辻、磯野辰次郎より支店江受取、旧書類不残返却致候事

一 古播州米大坂より輸出之分、神戸江壹万俵積出候分は底積トシテアト模様次第新米ヲ積入、フーチャー江可差送哉も難計、旁益田直々郷氏へ行談合候処、諸事相任せ可申との事ニ付、船着セシ哉否旁聞合、電信ヲ拜司ニ出ス

*【〇】
一益田横浜行

五月三日

一 陸軍納絨十四番間違式号代洋引当メ壹万弗可相渡管ニ付、内券壹万円鐘吉為持、正午十二時汽車ニ而支店江為持候、洋買入不足金ハ支店ニ而立換候様申越置候事

一 高砂、新潟両艦積入ニ付、アルチン商会へ可払洋銀三百九拾四弗五拾貳セント拾四番へ可払分も一同買入候而仕払候様支店へ申越ス

一 東京丸長崎四月廿八日出帆、今朝入着致候事

一 三野村来店、船務会社規則案持參相成、太体山印トは想像

候へとも、益田ニ直話致置候者有之由ニ付、一応差廻候との事

一 今朝七時氣車ニ而益田横浜行、大坂輸米新古之事ハ帰店之上可相決との事

一 新潟丸第三回残洋千五百廿三弗八セント、高砂丸同六千四百六弗九拾三セント共今日御下渡ニ付三菱へ渡ス

一 ワイキン号明日ニ而積切り之積り、今日ヲ加算し而五日半なり

五月四日

*【〇】
一益田横浜行 神戸輸出米之事

*【初メ〇】

一 七月限貳百枚 五円也

右今日本場前売附候事

一 馬関秋本より北国米見本到着

越後長岡米 四円七錢 新潟三田米三円九十八錢

一 今朝積入迄三万九百五拾五俵ワイキン江積入、アト貳千五百俵、外ニ小麦七百五拾俵、大麦拾俵積出し候也、尤今日午後ニ付積切不相成、明午前十時迄ニ晴雨ニ拘ラス積切可申事

三井物産会社「日記」(第二号)

五月五日 雨

一四日市買米大蔵省へ売揚壹万式千石之辻勘定書三通を以、
上申致候事

一ワイン出帆ニ付東京府へ届郵便を以申越事

一同船積入高三陸米三万三千六百廿八俵

英計(イギリス) 并麦四百九拾三俵

積書尤麦積入届間ニ合兼候間、宮本直二横浜ニ罷越税関江
申立聞済、明日出帆之由申来候

一陸軍絨内金トシテ式万式千円第貳課より受取事

五月六日 休

一大坂拜司より、兵庫ニ而大蔵省預り米壹万式千俵余出納局
之達無之二付立合不申、如何と申来候間、不及其儀直ニ可
相渡段返事致置事

五月七日 晴

一ワットソン積取米ニ付ベン子テツタシエツツト号三百五十噸今日品
川入港事

*[○] 一益田絨其外之事ニテ横浜行

一横浜支店廿才前後之者小童共筆算修業為致度伺出、聞済申
越ス

五月八日 晴

*[○] 一益田横浜行

一ワイキン免状大蔵省へ返上之分今井氏江相渡、返済頼置事

一横浜銀行支店ニ旧銅貨有之分支店江引渡可申段今井申来候
ニ付、銀行限ニ而浅草江送候方相成、当社買入ニ致置ニ及
中間敷と申談、承知ニ而其取計可致との事

一撰津丸持運賃差引岩橋万造へ払渡事

一馬関銀行ニ而一時借入金三千円迄内券(ツキマ)を以今日郵送致
候事 第八号

一西京丸入着、長崎并馬関より来状

一第貳課相納置国産絨へケ并黒霜四号照準絨 同十四番共代金

式万百六拾八円七十錢九り受取事

五月九日 朝曇小雨

一唐津石炭七拾万斤、壹万斤ニ付三十八円七拾五錢ニ而三田
製紙処へ売約定請書差出ス 徳岡

*[○] 一五月限売附式枚 本壹 四円七十式錢
| 六十九錢

*[○] 一五月限同拾八枚 式番

九 四円七十銭
 六十八銭
 七——六十九銭
 六十七銭

*「五切」
 百七十七枚」

一 米國郵船ニ而アルウインへ出帖ス

一 レウ第貳回、三回石炭代洋合五千七百七拾三弗八拾八セン
 卜外債局より受取

*「内」
 五千七百五十弗
 十四番渡
 坪内持帰」

一 福建^{フクセン}ニ而米取扱為致候もの商會名為心得為知呉候様、飯
 田巽殿より頼候事

上海フリ子ベイヒユラスコンヘニイ

一 フルルカススル江今日迄古米壹万俵、新米壹万五千俵、
 同壹万式千六百俵余積入候処、此上七千俵程積入度電信有
 之候付、差向陸印預り米を以取計置仕候米大坂より至急積
 廻し呉候様、出納局より大坂へ電報有之筈ニ飯田へ申入置
 事

一 永保丸式百俵売五号今日仕切式斗〇九合ニして差出為換証
 を以相送事

五月十一日 晴

一 横浜支店青山貞三依願社員差免候事決議、明日可申渡段坪

内へ申越ス

一 今日坪内、吉沢兩人海軍東海鎮守府開設ニ付、横須賀表へ
 右御用筋打合其外トシテ罷越候事

一 島方岡本藤左衛門本社詰、小倉弥七出張詰ニ交代申渡ス、
 尤三ヶ月交代ヲ定規トス

一 新報局増田勇介不体裁之事有之、明廿二日限放免申聞候事
 一 貞□□介朝鮮江米其外輸送事件、遠藤之申次を以打合旁来
 店候事

一 三井銀行菊永昌介長崎行ニ付、持參金之内馬関ニ而五千円
 秋本へ相渡し、代り金長崎ニ而請取候様本行江依頼致置候
 間、其段電報致置候事

一 西京丸出帆

五月十二日

一 昨夜西京木屋町三条三景楼止宿勸農局御用掛前田正名より
 松方大輔江電信を以、益田、木村之内菅人丈ケ無余義用事
 有之故、急キ出京候様大藏卿より被申付との義ニ付、今正
 午出帆西京丸へ乗船、益田、伊達出発せり、尤益田事レウ
 事も有之旁罷越候事

一 神戸ニ而輸出積入米不足ニ付、四千八百俵專断を以買取積
 入候段電信ニ付、飯田へ宮本を以申入候処、随分不承知之
 趣ニ付、夕方木村直々郷氏へ罷越、断然買揚ニ相決候事

三井物産会社「日記」(第二号)

一元鉱山頭大島高任来訪ニ付、益田昨日不在候付、直々宅江罷越候処、南部鉱山此度旧知事^(カ)文へ受持被相成候由ニ付、盛岡ニ而金銀銅とも塊ヲ以相渡為換申請度、三井銀行江江談致呉候様との事ニ付、三野村へ相談致ス答

一井上龍動より出状、吉富、小沢之分正ニ郵送致し、藤田、中野之分益田持参致事

五月十三日 休

一長崎ニ而大蔵省預リ米之内新米三千石同地出張出納局江可相渡段、飯田権少書記官より郵便を以達ニ付、直々罷越受渡方申談、右は同地出納へ相渡、受取書を以上納可致との事ニ付、其段申越セリ

*「ユーフレート号」

一陸軍約条第貳回入港四号三号絨貳拾三箱之内壹箱不着、残り式十式箱鉄道より入着致候事

*「三号十六箱
四号七箱」

五月十四日 雨

一三池鉱山出張より同地出炭直段組換報知有之事

一大島高任ハ為換引会之義三野村へ通ス

一横須賀造船所江外国注文物受負願書横浜支店より可差出分、

草案都合差障も無之ニ付、坪内江可差出指令ニ及フ

一同地東海鎮守府建設ニ付、受負方之義海軍省七等出仕伊地知ト申仁へ引合方林万兵衛罷越候処、当時金詰候ニ付其義不相調、追而取掛り相成、五郎七知通可致、尤海軍は総而受負ニ無之見遣ひ払ニ付、別二面白き事は有之間敷との事

五月十五日 雨

一会計見習トシテ内田鉄太郎ト申もの、太田原取次を以本日より入社候事

一益田西京宿麩屋町姉小路上ル岡崎和助方へ止宿之事

一古谷龍藏家族今日帰京ニ付、長尾芝口江差越候事

一赤豌豆其外見本注文物勸商局へ之差出候処書面留置、追而評義之上輸送之手続可致、夫迄見本預り置可申との事、右

ニ付白豌豆斗壹升早々差送候様拜司へ申越ス

一チンタ号積入石炭六百噸免稅願書調印、渋沢へ打合候事

*「〇」
一五月限売貳拾九枚 本場

壹 四円八十貳錢 貳 八十壹錢
貳十一 八十錢 三 七十九錢 肆 七十八錢

*「〇」

一同五枚 貳番 二 八十二錢 一 八十錢

*「初より五月完
貳百十一枚」

一木挽町石庫当地へ引移□築一式金四百拾円を以神田大和町

廿式番地平野芳太郎江落札

五月十六日 晴

一輸出米番号左之通可致との事

第一回 新潟、高砂

第二回 ワイキン

第三回 カススル号

右之順を以相唱候様出納局より達候事

一大隈卿御帰東相成候事

一上島十四番へ遣シ、第三回神戸輸出米為換代洋九万弗請取

へキ内、七千弗は運賃海上請合料として同館へ預り置、残

り八万三千弗受取候処、今日浜競馬ニ而休日ニ付明朝可受

取、六十式番へ約定シテ（上海香港バンク）右チエツキは

支店江預ケ置罷帰リ候事

一益田より来状、都合ニ依り直ニ上海行も難計候付、渋沢聞

合、決定次第電信可致段申越候ニ付、同人ニ面会相談候処、

相決次第十八日飛船ニ而可罷越との事

五月十七日 晴

一横浜より洋銀八万弗松岡清四郎持参候付、直々出納局へ養
之助殿持参候事、尤今日ハ遅刻ニ付、□俣仮請取相成、明
日本請取可相成筈事

*【〇】
一五月限六枚 売 四円八十銭
五 八十銭

*【ア】式百十七枚

一前断洋銀買入ニ付、代り金八千円支店二十二時車を以金之
助ニ持参為致事、尤支店小弘立換金百式十円余も同断

一西京前田正名行雨紙包卷ツ明日船便ニ而送候方之義、支店
へ頼、松岡持帰候事

五月十八日 雨

一名古屋丸出帆ニ而長崎并大坂拜司、京都益田江出状致候事

一渋沢より益田へ上海行止メ之義電信頼越候間、即刻申越タ
リ

一上海雇入風帆船長崎へ寄、三池石炭積廻し方相談フィシヤ
ルより上海ニ申越候処、態々長崎へ罷越、僅之石炭積入は
多分相談不調、直々横浜へ可相廻、長崎羽太へ上海送り石
炭何ニテモ同人見込ニ可相任段、兼而益田打合済之廉を以
電信致候事

五月十九日

一アンチモニ紙幣局納之分神戸為換相願置候処、弥明後日
同局条約相調可申ニ付、如何様之取極ニ当社ト約定仕具候
哉、且東京市中売等も追々尽力致呉候哉、打合トシテ愛媛

県下川端熊助来店ニ付、近日益田婦東ニ付其上ニ而可取極
段申答置事

一ワツトソン代理長崎着、古米請取度申出候ニ付、渡方可然
哉羽太より申来候間、三井銀行掛合之上渡方可致段電信及
ひ候事

*「七限三十枚〇」
一七月限三十枚売前五円式十五銭

一鉢山局雇千早丸は未夕修繕半途ニ付、十日後ナラテハ釜石
江出帆不相成由

一第式回着約条絨内金壹万五千元ノ辻陸軍より受取、直ニ銀
行江為持候事

五月廿日休 雨

*「七限」
一七月限四拾枚 五——式十四銭
式十 式十三銭

(注、右欄外鉛筆にて〇印あり)

右昨式番売附候事

五月廿一日 曇

一昨日鈴木董帰着、金千五百円仙台内券ヲ以帰店、右は式ヶ
月利子外受取分

一第式回入着絨代洋買入トシテ、金七千円内券を以横浜支店

江差越候事 上島^(四)

一長野桂次郎製魚肉・牛肉共各代価并ニ何日迄何程出来ル哉
否長崎より聞合電信セリ、依而同人方へ掛合越候事

一益田今日、西京明日出立、来ル廿六日婦東之由申来レリ

一七月限九拾枚売 十四——廿式銭
七十——廿壹銭
六——廿銭

*「七月」
百六拾枚

(注、右欄外鉛筆にて〇印あり)

一上海ニ而雇入タル風帆船サイノシウル号噸凡千百噸、積入
凡式百万斤龍動着^{品川}運賃六拾式志^(大体十四弗)四志式片為^(八分四り位)

換)滯泊日數三十日、英国船ナリ、十四番江上島^(四)を以打合
相違なし

五月廿二日 晴

一サイノシウル免状并達方願差出候事

*「長野製品」

一長野桂次郎製軍中用煮染野菜共十斤入(五十人前也)壹円
廿五銭、壹斤入(五人前)十五銭(牛肴計りもあり)、時
之相場ナレとも五十人前入壹円ヨリ式円迄、一日出来高壹
万人前懸(式千斤)

一第式回輸出ワイキン諸入費金引当として、三千円請取候事
一陸軍約定紺絨第三回着廿五箱、第式回同不足壹箱、合式拾

六箱今夜汽車を以入着ノ事

一 東京丸今朝入着候事

五月廿三日 晴

一 昨夜十四番より来状、香港ニ於テサイゴン米壹担ニ付壹弗七分五厘、日本米壹弗九分五厘ニ売却相成候処、円此後相場高直之見込、太体ヒツセル見込ニは貳弗貳分位ニ可相成ニ付、蒸汽船急ニ雇入候而は如何哉来状ニ付、今朝郷氏ニ罷越相談致候処、雇船出来ルナラ早速可雇入段申聞ニ付、直ニ上島横濱へ差越申、太体壹担ニ付貳十五錢ヨリ貳拾貳三錢迄之間ナルヘシ、海上請合百分ノ壹

一 午後上島帰店、昨夜報知之蒸汽船損候ニ付、横須賀ニ而修繕致候間至急雇入六ヶ敷候付、仏英飛脚船一周日目々々々交換出帆ニ付(此後三十日)、香港迄航海度々積入之方却而弁理ニ相成可申哉との事ニ付、左スレハ壹度太体五千俵位積入可相成、尤横濱迄艀下不申而は不相叶、旁篤と引合試可申、米柄は三陸米ニ而宜候半、壹担ニ付運賃貳拾(三)仙ニ相成可申哉、何分追而申出候様申聞、引取候由候事

一 レ子イ来着致候哉否、且又フイセルト打合候旁(ヒットマン電報有故) 渋沢出浜相成候事

一 大倉組乗合陸軍運輸局へ売上来、神戸ニおゐて右代金之内ニ対シ金千円也十年三月廿三日貸渡証書大倉喜八郎より差

出分拜司より送ルニ付、出納へ渡ス(高明ニ養之助印)

五月廿四日 晴

一金壹万円第貳回着絨代洋買入其外トシテ、内券を以横濱支店へ送ル分坪内へ渡ス

一 七月限五拾枚 前 三十 五円廿九錢
 十 廿八錢
 廿七錢

*「武藏礼済
 是巴下乗合」

*「一」

一同 三拾枚 前 貳番 五十 三十貳錢
 五十 三十三錢
 五十 三十貳錢
 十 廿一錢
 十 三十錢

*「貳」

一同 貳拾枚 前 貳番 十 十 三十錢
 五 五 三十二錢
 三十三錢

*「三」

一金六千四百三拾貳円四拾八錢八厘之辻、銀行内券を以名古屋出店ニ而買入米代殘金ニ対シ可相払分、宮本佐平殿へ渡ス、尤横濱支店へ送り相渡候答付、荷物方へ出ス

一 京都製革場ヨリ製革三箇横濱ニ送り付答ニ付、着早々可差送段申越置事

一 七月限六十枚 十五 三十三錢
 十五 三十二錢
 十 廿一錢
 十 三十錢
 十 二十九錢

一 七月限六十枚 十五 三十三錢
 十五 三十二錢
 十 廿一錢
 十 三十錢
 十 二十九錢

*「四」

一 五月限五枚 四 一八十四錢
 二 〇 八十三錢

*「五月」

〆「式百十六枚」

一 八代三千俵、宇土式千俵之辻、大蔵省預り米掠奪ヲ被免候
 段届出置、尤此米ハ新米ト一同相混有候而、右自然軍団江
 壳込候哉も難計ニ付、必ス他へ御渡方引当ニ相成不申様断
 置候処、今日俄ニ呼出ニ而、右米不残県庁宛吉原大書記官
 江差図次第可相渡義、電報を以可申越との事ニ御座候処、
 最前口達を以申入置候事ニ付、不取敢断書差出候処、残米
 ニ而宜候間可相渡との事ニ付、夫迄相断之儀も出来兼候間、
 直ニ電報致し、且明日水谷長崎行便を以い細書面金子へ差
 出置候事

五月廿五日 晴

一 水谷今日東京丸ニ而長崎詰申付出張為致候事
 一 村尾公債証書一件弥出訴ト相決、其手段ニ取掛度、今泉よ
 り申来候間、断然及依頼候事

昨日落
 一 七月限 売五拾枚 十五 〇 式十九錢
 〇 式十八錢 三十式 〇 式十七錢

*「五」

210

總〆

五百七拾枚

内

三百六十枚 式十五錢已下社持

廿四日より武蔵乗合

式百十枚

五月廿六日 晴

一 益田静岡より留守江電報、明日宮下より横浜へ立寄帰着之
 筈ニ候、渋沢、三野村、浜へも申遣候事
 一 肥前古米、芻米之口三千石相渡候義、出納局へ届出候事
 一 明日益田向候旁木村横浜行

五月廿七日

一 益田、前田、伊達無事着、午後六時十五分気車ナリ

五月廿八日

一 四日市浜店其外周旋荷主物送り米は、口銭老分五り、内式
 厘五毛ノ式五 周旋人江分与致し候義、四日市銀行井田、
 松島ト益田直々申談済
 一 サイノシユル号積古米江足米トシテ、武州米袋詰之義願出
 置候事

五月廿九日 晴

一金壹万七千円長崎より陸軍江売揚米代金之内トシテ、十九日仕出之郵便を以送り来候分丑甲式拾五号内券以受之、当座ニ預ケ置候事

*「18,700. 端ケ」(注、横書)

一第三回緘三号代洋買入并鉦山局上納洋三千百六拾六弗は、買入次第本社ニ送り候様書面を以合金七千円ノ辻、内券を以横浜支店へ差送事

*「〇」
一益田拾四番へ用事有之、横浜行

五月卅日 晴

一カラバ老人より之銃スヘンセル千挺、彈藥三百発ツ、相添へ、長崎ニ有之候事

一肥後八代、宇土ニ而大藏省ニ届五千俵之辻取消ニ而、改而千三百五拾俵之辻熊本県庁へ相渡可申段、願書差出候事

一厦門輸出来三陸品悪敷故直段不面白、旁為報知郷氏へ益田行

一夕刻益田、前田両氏、松方方江会合之事

五月三十一日

一八代、宇土御届米千三百五拾俵ニ願出候分聞濟相成候事

一三池石炭上海ニ而売払代洋之内トシテ三千百六拾六弗三拾五セント鉦山本局上納、工部省会計局請取書明日長崎支店

江差送可申事

一鈴木董計算書類共差出候事

一京都府勤業場山田寅之助来店、炭酸泉売却方周旋方知事より依頼之儀申述ル

一金壹万円洋銀買入代リトシテ横浜へ廻ス

一西京丸入着、福地来着候事

一横浜廿五番シモン エボスより頼ニ付、上中下米見本差廻

呉候様申来候間、左之通

上 勢州米 五円廿銭

中 常州米 五円

下 三陸米 四円四十銭

右市中相場を以益田明日出浜ニ付、持出可然引合之筈事

一銀行菊永昌介長崎より西京丸江乗船帰東、此便陸軍運輸局

七千石売米代物金壹万四千九百円内券を以送來候間、明日

入金致事

六
五月一日

一広島丸出港ニ付長崎、大坂江出状セリ

一岩鼻敏月給拾貳円ニ支給申越事

三井物産会社「日記」(第二号)

一大蔵省之売揚式万石之内、東京納老万石ノ代金五万円受取
書出納局ニ差出、銀行仮受取証取下ケ、直ニ銀行甲乙貸借
通へ入記、受金ニ銀行ニ而入帳、当方より返金ニ致候事
一麻袋計算書出納局へ差出候事
一夕方益田宅へ前田、伊達集會事

六月二日 晴

一商社下落ニ付齋藤乘合候分、七月買理メ(式百十枚丈ナリ)
八月限四百枚迄三十錢已上売付可申哉之義武蔵ト申談済着
手ス

一八月限式百枚 式十 五円三十三錢
九十 三十三錢 九十 三十一錢

*「乗合初」

一八月限百拾枚 式十 三十四錢
六十 三十三錢 三十 三十錢

*「同式」

右蛎殻町高直ニ付売附置候事

一厦門売却米安直ニ付、太々為申入正幹飯田行、其後三種米
少し宛出納局ニ差出候事

*「△一日益田横濱行」

一午後式時より益田、鈴木博覽會事件ニ付、河瀬局長宅へ罷
越候事
一支那上海出店事件ニ付渡沢、益田今朝雉子橋へ罷越事

一仏國博覽會事件ニ付、銀座店ヲ相用ルニ決シ、今日より伊
達出張、荷物取調為致候事

六月三日 晴 休

六月四日 晴

一麻袋代金之内、洋七千弗一昨二日十四番ニ払渡候処、少々
過金ニより其段今日申越置事
一第三回緘入着代金之内之洋三千五百弗、一昨日十四番ニ相
渡し申候

一同断ニ付洋買入代トシテ、内券を以壹万円之辻横濱支店ニ
社告を以送ル

蛎殻

一八月限拾枚売附 五 五 三十八錢
三十七錢

一同
一八月限四拾枚売附 三十 五 三十九錢
三十八錢

*「乗合」三百六十枚

六月五日

一同
一八月限売百拾五枚売

十五 五十四錢 六十五 五十二錢
五十三錢 三十五 五十七錢

同
一 同月限六拾五枚売

五 — 五十四錢
三十 — 五十三錢
三十 — 五十式錢

一 古谷若津皆濟、今日出立之義電信來ル

六月六日 雨

一 高屋長祥來店、神戸紙漉元種製造所売却相成分外人銀主
二 相成、買入致度候処、当社名目ヲ借用相成間敷哉有無共
返事坪内へ申通置呉候様との事

一 昨日より石蔵地築始ル

一 上海ヨリ注文、石鹼六ツ入五百箱早々仕調之義、増田(元)績
へ申込置候事

一 三井銀行ニ而渋沢・益田江万事依頼之義、大三野死後利助
後務引請、一統協和ニ付更ニ依頼致候趣を以、同行重役、
社主ヲ始メ楼上ニ而会合、互ニ心実ヲ吐露し、畢而洋食ヲ
餐ス、木村モ陪席ス

六月七日 晴

一 麻袋拾万貳百枚代出納局より取下候事

一 新潟 高砂両艦雜費下渡相成候間、三菱之分直ニ申越相渡
ス

一 糸平より四日市買米依頼、壹万石位、五千石ニ而も

相場口四日市之商 貳斗壹升五合

当社手数料式分五リ 四日市 壹分

入金壹石ニ付壹円宛 (双)方日歩貳リ五も

右之都合ニ而約定可取結積候処、明朝直ニ罷出可申ニ付、
勢地ニ而弥何千石買ヘルカ電信頼入との事ニ而、手代來ル
一 勢州より米輸送ニ付岩橋万造より小倉來ル

約定取結方ハ太体買米同様ニし候て、紀州ニ於而船雇入候
節、運賃三分ノ壹渡置、空船差廻候節破船ニ相成候ハ、
荷主損等定例之理申居候

運賃百石ニ付三拾円

内 拾円雇入候節国元ニ而 拾円皆納書
拾円四日市積入之節

手数料壹割 運賃金高
尤此分ハいか様ニも可致

解下四日市荷主持、東京水揚迄船持

一 サイノシユル号免状六十壹号下ル

六月八日 晴

一 木村病氣ニ付出頭無之

一 上嶋安三郎本日名古屋丸ニ而長崎へ行

一 福永文七へ米買入之電信、仙台前山孫九郎へ申送ル

一 約定緘拾九箱着、陸軍へ持込

三井物産会社「日記」(第二号)

六月九日

兜町
一米商会所八月限九拾枚売附 五円六十三銭

同所
一同断四拾枚売附 三十五枚 六十三銭
五枚 六十四銭

一四日市へ相場高直ニ付注文見合ト電信ス

一熊本馬越より、古米皆々五円貳拾貳銭ニ而売却シタル由申越ス、白米四百六十石、長崎上納米ノ内又上納スル事ニ相談調フタト電信アリ

一陸軍省預タ米千貳百石大坂ニ而渡シタト拝司より電報アリ
一今朝仏国開店之願書太藏^(柳)邸江持参呈し置ク

六月十日 休

一英国風帆船雇入グレーミス号免状下ル、第六十貳号ナリ

六月十一日 雨 大風

一 船敷了
一 八月限三拾枚売 十五 — 七十六銭 十五 — 七十四銭
十五 — 七十五銭

一同
一同四拾枚売 壹 — 八十銭 十八 — 七十七銭
— 七十八銭 十七 — 七十六銭
十八 — 七十五銭

一同
一同貳拾枚売 五 — 七十五銭 十五 — 七十四銭

*一九

七月限五千七百石

八月限千三百石

右兜町

八月限六千三百石

右船殼町

×壹万三千三百石

一四日市浜店周旋荷米売七号代為換今日差送り候事
一前橋新提糸同所市ニ而頃日四箇程三拾九匁替(百斤四百四拾弗程)候ニ而取引有之由、坪内より申来候事

六月十二日 晴

一第四回約定絨代洋買入トシテ、代金壹万七千円内券を以横浜支店へ差送候事

一東京并諸府県御買米代金差引残金之内、貳万円之辻出納局より受之

一浅草御藏戌年羽前米買下ケ見込書差出并見込共、与倉、其外益田直話相成候事

一太礼服入壹箱、釵入壹箱籠動井上行、明朝仏国飛脚船ニ積入送り方之儀十四番へ頼越候事

一山梨県令藤村ニ面会、柿其外之事ヲ談ス

六月十三日 晴

一 第四回絨代洋買入引当トシテ、内券壹万円横浜支店江益田便りを以送ル

一 麻袋式万千枚、此数七拾箇馬関輸出米入用ニ付、明後十五日出帆東京丸へ為積込、浅草御蔵より受取、横浜へ送ル

*〔益田横濱行〕

一 クリブルト同道益田横濱行

一 東京丸入着古谷龍蔵帰東、長崎支店より壹万四千円余内券を以持帰候事

六月十四日 雨

一 麻袋は三菱会社取扱ニ相成候間、解下運賃等一切当社関係無御座候事

六月十五日 曇

一 東京丸便を以馬関江壹万円内券を以差送候事

一 杉山掛リ合事件代人菊永昌介へ依任状相渡候事

一 村尾掛合事件益田并社主より委任状式通加藤ニ相渡候事

一 当社ニ差纏相出来候節は、乱る時本行取扱人江委頼スル処可有之段申合、則掛合状差越置事

一 鉦山局石炭より請取書、此便長崎へ差送事

一 磯清五郎処分の義ニ付、勘考之上取立方人員之進退ヲ当社

ニ引受ル事ニ三野村ト内書し、大元方より公然通達有之筈

ニ付、直様同人江以後ヲ戒メ過去ヲ叱責し、将来拔衣之勉勵ヲ以、前罪ヲ償フベキコトを誓ハしめて、直様上州江深

江ニ添而差遣ス

一 フィセル来訪シ、サイノシユル約定書ヲ持参ス、いつれ近日同船江同行し而、風入之事を点検スル積リ

一 横浜千歳町地券木村正幹名前之分、先収社より預ケ外ニ書類共 別巻 会計方エ預ル 高明義之助印

*〔681,376 英〕〔注、右二項に跨り横書されている〕

39,370 三井預ケ

17,190 第一預ケ

六月十六日 雨

一 澳地利人サーゲル今日大蔵省へ出頭、米売方之義談判候付、益田へ打合委任相成、一応談判、いつれ十八日再会ヲ約シ帰ル

帰ル

一 越後米、佐渡米戌年分ヲ以第四回輸出ニ相用候積ニ付、袋詰ニ而入庫相成候処、土虫入ニ付、更ニ新米ニ振替之義申立置事

一 大蔵省売米

東京 三万石

式万石伊勢米

六千石尾州米、四千石武州米

大坂 三万石

肥前、摂津、河内、伊賀、播磨、豊前、豊後

筑前、筑後、伊予、土佐、日向、備前、加賀

防長、近江等之米打混

一上海より来ル法師レ子イ今夕渋沢宅ニ而馳走、益田、ヒツセル行

六月十八日

一八月限百貳拾枚 内景気売

六十 五円七十銭
六十 七十銭

右兜町ニ而売付事

一石巻福永へ、三円七十五銭ナラアト千五百石買ベシト申越ス

付録史料

付録1 明治九年十一月 物産会社へ国産方譲渡ニ付テノ達
及ビ請書

(1) 拝司永蔵請書

(〔物産会社へ国産方譲渡ニ就テノ達〕「三井文庫
所蔵史料 本二二二五―二

拝司永造

今般物産会社ト示談之上、国産方一切ノ事業ヲ同社ヘ譲渡シ
候ニ付テハ、都而其社総轄ト協議シ、不都合無之様取締方尽
力可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日 大元方印

前書之通被仰渡奉敬承候、依而御請奉申上候也

明治九年十一月十八日

拝司永造[㊤]

大元方御中

(2) 東京国産方詰請書

(〔御請書〕「三井文庫所蔵史料 本二二二五―三

東京国産方詰

一同へ

今般都合ニヨリ物産会社ト示談ノ上、其店一切事業ヲ同社へ
譲渡シ候ニ付テハ、自今以後都テ物産会社総轄ノ指揮ヲ受、
従前ノ通尽力勉勵可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日

大元方印

前書之通被仰渡奉敬承候、依而御請奉申上候也

明治九年

十一月十八日

宮本新右衛門[㊤]

吉沢吉十郎[㊤]

中井七兵衛^(下札)
〔輸出米取扱
馬関出張中

新井新三郎[㊤]

竹泉嘉平[㊤]

右之通連署捺印御請如此御座候也

- 福永文七〔下札〕「買米事務
宮城県出張
- 小倉弥七〔印〕
- 岡本藤左衛門〔印〕
- 川上新十郎〔印〕
- 稲垣保兵衛〔印〕
- 橋本喜三郎〔印〕
- 原彦太郎〔下札〕「輸出米取扱
大阪出張中
- 木村忠造〔下札〕「貸金取立用
豆州出張中
- 鎌田徳兵衛〔印〕
- 田中藤助〔下札〕「輸出米取扱
大阪出張中
- 林万兵衛〔印〕
- 竹内恒三〔下札〕「輸出米取扱
馬関出張中
- 高野幸八〔印〕
- 遠藤大三郎〔印〕
- 又原大治郎〔印〕
- 上田甚平〔印〕
- 吉田鉄治郎〔印〕
- 鈴木庸吉〔印〕

(3) 横浜国産方詰請書

〔「物産会社へ国産方譲渡ニ就テノ達」〕三井文庫

所蔵史料 本二二二五―二

横浜国産方詰

一同へ

今般都合ニヨリ物産会社ト示談ノ上、其店一切ノ事業ヲ同社
へ譲渡シ候ニ付テハ、自今以後都テ物産会社総轄ノ指揮ヲ受
ケ、従前ノ通尽力勉勵可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日

大元方 御判

右御達之旨一同謹而奉拜承候、一同申合協力勉勵可仕候、依
而連署捺印御請書如件

明治九年十一月十九日

横浜店詰

- 西村喜平次〔印〕
- 中野用助〔印〕
- 北条森蔵〔印〕
- 橋爪清九郎〔印〕
- 森田孝平〔橋爪印〕
- 大津出張中ニ付代理〔印〕
- 青山貞造〔印〕
- 伊東安兵衛〔印〕

大元方役場御中

- 中西善三郎 ㊤
- 平野留七 ㊤
- 岡山盾二郎 ㊤
- 勝間田鉄蔵 ㊤
- 北村鉄三郎 ㊤
- 徳岡栄蔵 ㊤
- 石井金之助 ㊤
- 長谷藤吉 ㊤
- 松岡清四郎 ㊤
- 深沢藤三郎 ㊤
- 長谷川仙之助 ㊤
- 新井庄次郎 ㊤
- 松本豊助 ㊤
- 大橋真助 ㊤
- 加藤孝平 ㊤
- 中川喜十郎 ㊤
- 野村竹二郎 ㊤
- 北出豊吉 ㊤
- 高森与太郎 ㊤
- 山本米次郎 ㊤

(4) 物産会社へ旧三越滞貸金取立事務譲渡達請書

〔御請〕三井文庫所蔵史料 本一二一五―一八

田中彦七

新井庄兵衛

梶山佐七

深井太七

磯 清五郎

今般物産会社卜示談之上、旧三越滞貸金取立之事務一切ヲ同
 社江委任致候ニ付テハ、都テ其社総轄之指揮ヲ受ケ、従前之
 通取立方一層尽力可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日

大元方

前書之通被仰渡奉敬承候、依テ御請奉申上候也

梶山外式人旅行ニ付

惣代

九年十一月十八日

田中彦七 ㊤

新井庄兵衛 ㊤

大元方

三井物産会社「日記」(第二号)

付録2 明治九年七月〜十二月社員利益分賦金

〔三井物産会社第一回年度營業及勘定報告〕より

三井文庫所蔵史料 別一七五(一九)

第八 慰勞金分賦ノコト

社則ニ因リ第一回年度ノ純益金ノ一割ヲ社員一同ヘ慰勞トシテ分賦ス、其金額人員ハ左ノ通

社員利益分賦

一金七百九拾貳円拾九錢壹厘

但全益金高七千九百貳拾壹円九拾壹錢貳厘之拾分之壹

内

- 百五拾円 羽太紀克
- 九拾円 坪内安久
- 百円 馬越恭平
- 百円 古谷竜藏
- 六拾円 金子弥一
- 三拾円 増田幸七
- 四拾円 木田幾三郎
- 五拾円 伊東彦七
- 三拾五円 長尾 一
- 三拾五円 岩鼻 敏
- 拾五円 中野平藏

拾五円 上田安三郎

拾貳円 水谷伝七

拾五円 三河孝助

五円 田中房吉

五円 井上音三郎

三円五拾錢 田中熊吉

七円 高山忠藏

三円七拾五錢 山口林藏

拾六円貳拾五錢

長崎支店雇

竹内滝次 遠藤彦太郎

片山彦三 伊東安次郎

右四人エ配当方は同支店長江委任ス

四円六拾九錢壹厘

右者明治九年七月ヨリ十二月迄当社全益金之内社員江分賦方

規則ニ照準シ、当實際ヲ斟酌、前書之通取極メ支払候也

明治十年第六月 三井物産会社

記

一金七百九拾貳円拾九錢壹厘

但全益金高七千九百貳拾壹円九拾壹錢貳厘之拾分之

壹

右

益田孝

一金三百九拾六円〇九錢五厘

但同断百分之五

右

木村正幹

右明治九年七月ヨリ十二月迄全益之内ヨリ呈進致候

明治十年第六月 三井物産会社

一金七百元

古谷龍藏

一金七百五拾円

金子弥一

一金四百円

伊東彦七

一金四百円

増田幸七

一金七百元

宮本新右衛門

一金四百円

福永文七

一金四百円

田中藤助

一金三百円

伊達忠七

一金貳百元

吉沢吉五郎

付録3 明治一〇年一月〜十二月社員分賦金

(明治十年第一月ヨリ十二月到ル計算済ニ付

社員分賦金其外諸控「三井文庫所蔵史料

本二二一五―五〇)

一金五百五拾円

秋本弘輔

但不束ニ付放免ノ上没収

右番頭席

本社

一金貳百貳拾五円

新井新三郎

一金貳百五拾円

竹泉嘉平

一金貳百貳拾五円

保坂弥七

一金貳百七拾五円

川上新十郎

一金六百元

中島新三

一金百貳拾五円

近藤英治

一金百貳拾五円

梅田幸広

社員分賦金并員外手当金

一金千五百円

拜司永造

一金六百元

坪内安久

一金七百五拾円

羽太紀克

一金八百円

馬越恭平

一金百円 交際費トシテ

同人

三井物産会社「日記」(第二号)

一金貳百貳拾五円	林 万兵衛	一金五拾円	中西善三郎
一金貳拾五円 交際費	同人	一金八拾円	徳岡栄蔵
一金百七拾五円	岩鼻 敏	一金八拾円	橋爪清九郎
一金百円	竹内恒三	一金六拾円	磯 清五郎
一金百八拾円	田中長右衛門	一金五拾円	北村鉄三郎
一金拾円 手当	原 彦太郎	一金三拾円	加藤幸平
一金百七拾五円	高野幸八	一金八拾円	松本常盤
一金百七拾五円	稲垣保兵衛	一金五拾円	三河幸助
一金百五拾円	遠藤大三郎	一金七円 手当	伊藤清兵衛
一金七拾五円	橋本喜三郎	一金七拾円	松岡清四郎
一金百貳拾五円	木村忠蔵	一金五拾円	中川喜十郎
一金七拾五円	鎌田徳兵衛	一金四拾円	大橋真祐
一金百貳拾五円	又原大次郎	一金三拾円	深沢藤三郎
一金七拾五円	上田甚兵衛	一金三拾円	野村竹次郎
一金百五拾円	上田安三郎	一金拾五円	渡辺己之吉
一金七拾五円	内田鉄太郎	一金貳拾円	北出豊吉
一金貳拾円	安達何四郎	一金拾五円	長谷藤吉
一金拾五円	山口甫吉		長谷川仙之助
一金三拾円	渡辺守太郎		
	横濱		長崎
一金七拾円	深沢森蔵	一金貳百五拾円	中野平蔵
一金六拾円	根岸半次郎	一金百円	故鹿野直一郎
			三池

一金百七拾五円 遠藤^(彦)大太郎

水谷伝七

四日市

一金七拾五円

駒田作五郎

一金百五拾円

木田幾三郎

一金百五拾円

深井太七

一金百円

長尾 一

一金百貳拾五円

岡本藤^(左)右衛門

一金七拾五円

勝間田鉄蔵

右兩人へハ暇遣候ニ付在勤中へ対し遣ス

右手代席

一金貳拾五円

鈴木帛吉

一金三拾円

田中房吉

一金貳拾五円

井上音三郎

一金貳拾円

斎藤鐘吉

一金拾五円

石井金ノ助

横浜

一金拾円

山本米次郎

右手代見習席

一金拾五円

四方熊吉

一金拾円

向井政二郎

一金拾円

川島為吉

一金拾円

中田桃作

一金六円

稲垣治郎七

一金六円

高橋善吉

一金拾貳円

高森与太郎

一金七円

徳岡徳太郎

右小僧

一金五拾円

高山忠蔵

一金拾円

島課手当 田尾長助

一金貳円五拾銭

手当 田中繁吉

一金拾円

横浜 松本豊助

一金八円

高島広助

一金壹円

手当 風間浅吉

右下男ノ部

諸支店限雇ノ部

大坂限雇手代

三井物産会社「日記」(第二号)

一金貳拾五円	椀本喜知造	右長崎、三池両所儀ハ前書ノ分賦ノ引当総金額長崎支店へ
一金貳拾五円	高石政四郎	差廻シ、当實際至当分賦方羽太紀克へ委任致候事
同 小僧	小林嘉三郎	馬関雇手代
同 小僧	前田得兵衛	同 下男
長崎限雇手代	室町限雇	会田久四郎
田中長太郎	新橋荷物方附属	丸 利助
小島祐次郎	運漕方手代	青墳伊三郎
山根 暢	丸 利助	中村小一郎
藤城良三	同 下男	竹内久二郎
同中小僧	老 人	
片山彦三		
伊藤安次郎		
同 小僧		
中野清次郎		
野口藤三郎		
同 下男		
宮田長太郎		
三池限雇中小僧		
高野弥三郎		
藤永定次郎		
員外		
太田原則孝		
同 手当		
杉山佐七		
同		
右本社事務為取扱ニ付遣ス		
鈴木 董		

三井銀行

一金拾五円 今泉丘之

一金七円五拾錢 菊永昌介

一金拾円 齋藤保造

一金五円 加藤定助

右本社事務依頼候ニ付遣ス

一金弍円 藏法師 加藤八助

一金五円 小揚頭 関口利三郎

ノ

右ハ明治十年中当社全益金ノ内社員ヘ分賦方規則ニ照準シ、
員外手当等實際ヲ斟酌シ、前書ノ通取極メ支払候也

明治十一年第八月 三井物産会社印

(益田孝印)

元方 (木村正幹印)

④

付録4 明治十一年社員分賦金

(明治十一年第一月ヨリ十二月迄計算済ニ付

社員江分賦金其外諸控)三井文庫所蔵史料

本二二二五―五二)

社員分賦金并員外手当金

一金六百五拾円 拜司永造

一金三百円 坪内安久

一金四百五拾円 馬越恭平

一金五拾円 交際費トシテ 同人

一金三百五拾円 古谷竜藏

一金三百円 金子弥一

一金三百五拾円 宮本新右衛門

一金三拾五円 交際費トシテ 同人

一金貳百五拾円 伊東彦七

一金貳百五拾円 増田幸七

一金貳百五拾円 福永文七

一金三百五拾円 羽太紀克

一金百貳拾五円 吉沢吉五郎

一金貳百五拾円 田中藤助

一金貳百五拾円 伊達忠七

右番頭席之分

本社

一金百貳拾円 新井新三郎

一金百五拾円 竹泉嘉平

三井物産会社「日記」(第二号)

一金百貳拾円	保坂弥七	一金貳拾五円	長谷藤吉
一金百貳拾円	川上新十郎	一金拾五円	渡辺守太郎
一金百円	近藤英治	一金拾円	室丁限雇 会田久四郎
一金百円	梅田幸広		
一金百貳拾円	林 万丘		横浜
一金拾五円	交際費トシテ 同人	一金百五拾円	深沢森蔵
一金百円	岩鼻 敏	一金九拾円	深井太七
一金百円	竹内恒三	一金百円	根岸半次郎
一金貳百円	田中長右衛門	一金百五拾円	磯 清五郎
一金七拾五円	徳岡栄蔵	一金百円	橋爪清九郎
一金七拾五円	原 彦太郎	一金六拾円	加藤孝平
一金八拾五円	高野幸八	一金七拾五円	高橋啓助
一金六拾五円	稲垣保兵衛	一金百円	伊藤清兵衛
一金三拾五円	中西善三郎	一金六拾円	大橋真祐
一金七拾五円	遠藤大三郎	一金七拾円	中川喜十郎
一金八拾五円	木村忠蔵	一金五拾円	深沢藤三郎
一金三拾五円	鎌田徳兵衛	一金貳拾五円	長谷川仙之助
一金六拾五円	又原大次郎	一金五拾円	野村竹次郎
一金七拾五円	松本常磐 ^(磐)	一金四拾円	北出豊吉
一金五拾円	上田安三郎	一金拾円	星野義助
一金三拾五円	内田鉄太郎	一金八拾円	北村鉄三郎
一金四拾円	安達何四郎	死去負債ニ没入 同上	松岡清四郎

	一金貳拾円	暇差遣没入	渡辺己之吉
	一金百円	長崎	
	一金五拾円	中野平蔵	
	一金六拾円	水谷伝七	
	一金三拾五円	伊藤捨次郎	
	七月下旬死去	鹿野直一郎	
	支店雇	山根 暢	
	一金七拾円	藤城良三	
	同	田中長太郎	
	同		
	三池		
	一金百円	遠藤彦太郎	
	一金四拾円	高野弥三郎	
	退社	藤永定次郎	
	退社	佐藤真司	
	四日市		
	退社ニ付手当	駒田作五郎	
	支店限雇	豊田正五郎	
大坂			
	一金七拾円		杉本喜知造
	一金七拾円		高石紋四郎
	馬関		
	支店限雇	前田得兵衛	
	右手代席		
	一金貳拾円	本社	鈴木庸吉
	一金貳拾五円		石井金之助
	一金貳拾五円		田中房吉
	一金貳拾円		井上乙三郎
	横浜		
	一金拾円	石光真澄	
	一金拾円	杉本曾平	
	長崎	日馬重吉	
	支店限雇	中尾彦三	
	同	伊藤安次郎	

三井物産会社「日記」(第二号)

右手代見習席

一金五円

千葉万次郎

本社

長崎

一金貳拾五円

四方熊吉

一金六円

中野清次郎

一金拾円

向井政二郎

一金六円

野口藤三郎

一金拾円

川島為吉

一金拾五円

稲垣次郎吉

一金拾円

高橋善吉

一金拾円

沼口初太郎

一金拾貳円

木下栄之助

一金拾貳円

新倉銀之助

一金七円

安原次郎

一金貳拾円

中田桃作

横浜

一金三拾円

本社

一金貳拾円

放免ニ付没入

山本米次郎

一金拾五円

高森与太郎

一金拾円

徳岡徳太郎

一金拾円

戸倉甚太郎

一金五円

喜多春吉

馬関

一金貳拾円

横浜

松本豊助

一金拾円

島方

田中繁吉

一金五円

死去

田尾長助

右小僧之分

一金七円五拾銭

大坂

小林嘉三郎

一金七円五拾銭

同

山田藤三郎

一金拾七円五拾銭 高島広助
一金拾五円 清兵衛

社員分賦金并員外手当金

長崎

一金七円五拾銭 宮田長太郎

右下男之分

員外手当

一金七拾五円 杉山佐七

一金三拾円 太田原則孝

一金四拾円 田中元三郎

右は明治十一年中当社全益金之内社員へ分賦方規則ニ照準シ、
員外手当等實際ヲ斟酌シ、前書之通取極メ支払候也

三井物産会社印

(益田孝印)

元方 (木村正幹印)

明治十二年九月

右番頭席之分

一金千円 拜司永造

一金千円 馬越恭平

一金百円 松岡 讓

一金六百五拾円 羽太紀克

一金七百五拾円 坪内安久

一金七百五拾円 古谷竜藏

一金六百五拾円 宮本新右衛門

一金六百五拾円 金子弥一

一金六百五拾円 伊達忠七

一金四百円 伊東彦七

一金六百五拾円 増田幸七

一金貳百円 吉沢吉五郎

一金五百円 福永文七

一金三百五拾円 田中藤助

付録5 明治十二年社員分賦金名録

〔十二年分社員分賦金名録〕三井文庫所蔵史料

本社

一金百円 杉山佐七

三井物産会社「日記」(第二号)

一金百五拾円	新井新三郎	一金百五拾円	橋爪清九郎
一金百貳拾円	竹泉嘉平	一金八拾円	根岸半次郎
一金百貳拾五円	保坂弥七	一金百貳拾円	伊東清兵衛
一金百五拾円	林 万丘	一金六拾円	大橋真祐
一金七拾五円	木村忠蔵	一金八拾円	加藤孝平
一金百五拾円	遠藤大三郎	一金六拾円	深沢藤三郎
一金百円	松本常盤	一金五拾円	野村竹次郎
一金百貳拾五円	徳岡栄蔵	一金八拾円	内田鉄太郎
一金七拾円	中西善三郎	一金五拾円	北出豊吉
一金七拾五円	稲垣保兵衛		
一金六拾五円	又原大次郎		
一金百円	岩瀬順七郎	一金百三拾円	大坂 岩鼻 敏
一金五拾円	鎌田徳兵衛	一金百貳拾円	竹内恒三
一金拾円	水品久賢	一金百円	高石紋四郎
一金五拾円	近藤英治	一金百円	杉本喜知造
一金三拾円	渡辺守太郎		
			兵庫 田中長右衛門
	横浜		
一金百七拾五円	磯 清五郎	一金百五拾円	
一金百七拾五円	深井太七		四日市 豊田正五郎
一金百七拾五円	深沢森蔵	一金百円	長谷藤吉
一金百五拾円	高橋啓助		

一金八拾円

稲富幸七

一金五拾円

益田耕三

馬関

右手代席之分

一金五拾円

前田得兵衛

東京

長崎

一金五拾円

会田久四郎

一金百円

中野平蔵

一金五拾円

岩下清周

一金七拾五円

三池

遠藤彦太郎

一金貳拾五円

田中房吉

一金六拾円

口ノ津

田中孝助

一金貳拾五円

小林藤次郎

一金六拾円

島原

水谷伝七

一金三拾円

渡辺専次郎

一金六拾円

田中長太郎

一金三拾円

斎藤鐘吉

一金八拾五円

山根 暢

横浜

一金三拾円

伊藤捨次郎

一金四拾円

石光真澄

一金六拾円

龍動

藤城良三

一金三拾円

杉本曾平

一金百五拾円

笹瀬元明

一金貳拾五円

星野儀助

一金百五拾円

米国

山尾熊三

一金貳拾五円

丸 利助

四日市

一金百五拾円

香港

山尾熊三

一金貳拾五円

宇佐美保介

一金百五拾円

米国

山尾熊三

一金貳拾五円

加藤万次郎

一金百五拾円

香港

山尾熊三

一金拾五円

芝山貞吉

三井物産会社「日記」(第二号)

一金五円 手当 名川岩市

馬関 一金七円五拾錢 手当 青山藤次郎

長崎

一金貳拾五円 平島俊三郎

一金五拾円 服部種次郎

一金五拾円 高野弥三郎

一金百円 已下五名間之引当支店記ス

中尾彦三

守山儀三郎

峯梅次郎

田中甚吉

湯村辰次郎

右手代見習席并支店限雇之分

東京

一金拾五円

一金拾五円

一金拾五円

川島為吉

沼口初太郎

稲垣次郎七

一金拾五円

一金拾五円

一金拾貳円

一金七円

一金七円

一金七円

木下栄之助

新倉銀之助

高橋善吉

安原次郎

高石又吉

高山松司

横浜

一金拾五円

一金拾貳円

一金拾貳円

一金拾円

喜多春吉

高森与太郎

日馬重吉

徳岡徳太郎

四日市

一金拾五円

一金貳円五十錢

向井政次郎

三好熊次郎

大坂

一金拾円

杉本嘉三郎

馬関

一金八円

千葉万次郎

長崎
(記載無し)

右童仕之分

本社

一金拾円

飯焚 高橋金助

一金七円五拾銭

同 井上鉄蔵

一金拾円

島方
蔵□□

田中繁吉

横浜

一金貳拾五円

松本豊助

一金拾円

風間浅吉

一金貳拾円

高島広助

一金拾円

森村清兵衛

四日市

一金拾円

喜平

長崎

(記載無し)

右下男蔵男之分

付録6 明治十六年物産会社社員録

(「物産会社社員録」三井文庫所蔵史料

続三三四六一七)

社員人名録

社長

益田 孝

副社長

木村正幹

元締

三井武之助

三井養之助

馬越恭平

横浜支店支配人

番頭一等

松岡 讓

函館支店支配人

本社米方支配人

長崎支店支配人

金子弥一

番頭二等

上海支店支配人

上田安三郎

三井物産会社「日記」(第二号)

本社米方副支配人

増田幸七

番頭三等

上州 吉沢吉五郎

本社 福永文七

馬関出張店支配人

田中藤助

本社売買方副支配人

新井新三郎

大阪支店支配人

岩鼻 敏

本社勘定方副支配人

松本常盤

大阪支店副支配人

竹内恒蔵

兵庫出張店支配人

笹瀬元明

英国倫敦支店支配人

笹瀬元明

手代一等

米国紐育支店支配人

山尾熊蔵

長崎 竹泉嘉平

島方 保阪弥七

本社 田中長右工門

上州 磯 清五郎

横浜 深井多七

本社 林 万丘

長崎 中野平蔵

仏国巴里支店支配人

横浜 橋爪清九郎

本社 近藤英次

曲木高配

横浜 中野用助

本社 水谷伝七

三池出張店支配人

遠藤彦太郎

長崎 山根 暢

函館 大河内安貞

同 遠藤大三郎

本社 福島与助

手代二等

大坂 高石紋四郎

長崎 杉本喜知造

荷物方 稲垣保兵衛

本社 大橋八郎

長崎 田中長太郎

馬関 前田得兵衛

四日市 稲富孝七

横浜 加藤孝平

大坂 端 善次郎

口ノ津 田中孝助

兵庫 田村市藏^助
 倫敦 渡辺専次郎
 島方 又原大二郎

手代三等

横浜 深沢藤三郎
 函館 岩瀬雀三
 島 庄司徳兵衛
 函館 水品久賢
 仏国 岩下清周
 横浜 北出豊吉
 同 石光真澄
 上州^(海) 副島儀太郎
 本社 上野山音之助
 島 田中繁吉
 函館 莊司平吉
 横浜 齋藤鐘吉
 本社 寺島昇
 龍動 阪本良吾
 大坂 間島与喜
 上州^(海) 福原栄太郎
 長崎 河西慶定

上海 鈴木熊太郎
 同 長谷部信義
 函館 高橋清吾
 長崎 沢松好之
 同 高野弥三郎
 三池 服部種次郎
 本社 加藤繁生
 長崎 小林藤次郎
 同 中村武七
 同 溝部正一
 本社 田辺次郎一
 仏国 林忠正
 函館 飯室重吉
 長崎 青山太助
 本社 益田英作
 函館 布施高造
 同 宮崎定吉
 同 小山長十郎
 馬関 米原為三
 同 進藤八左工門
 長崎 堺宅治
 同 北国正之助

右之通御座候

明治十六年十月廿四日調

(宮本)

同 同

井手寅太郎
柏原新太郎
宮崎勘次郎

三井物産会社「日記」(第三号・第四号)

— 明治一〇年六月〜同一一年二月 —

前号の三井物産会社「日記」第二号は明治一〇年一月一日から六月一八日までとなっていたが、続く第三号も六月一八日から始まり、同年一〇月二九日まで記されている。第二号の最後と第三号の最初の書き手は両方とも木村正幹である。同様に第四号の書き始めも一〇月二九日からであり、第三号の書き終わり日と重なっている。第三号の最終の書き手は益田孝、第四号は木村正幹が書き始めている。三、四号とも記載の多くは益田孝と木村正幹の筆である。第二号が一四七丁もあつたのに対し、第三号は九八丁、第四号は九九丁であるところから、決まった年月日や紙数で綴じている訳ではないことがわかる。また第三号は三井文庫による補修製本が施されているが、第四号は補修されていない。同じく無補修であった第二号が四つ目綴じ仕様の製本であるのに、第四号は簡略に二箇所を結び綴じにしてある、といった具合に、日記の

仕様は必ずしも画一的ではない。それはともかくとして、文字の難解さとは別に欄外に朱書、鉛筆書に加え、兜町、蛸殻町の米相場の数字にたいし、種々のマークが付けられているが、煩雑になるため、目立つもののみ表記した。数字も必ずしも合わないところもあり、また解読しきれない箇所も多々あるので、疑問のある場合は、原本で確認していただければ幸いである。

主な筆記者の木村・益田は極めて多忙であつたと思われるが、基本的には休業日を除き全ての日について記事がある。例外的に、第四号の明治一一年一月二九日〜三一日の記載がない(三〇日は孝明天皇御祭日ということで休業日である)。一月二八日より二月二日の途中まで、益田孝の筆で一氣に書かれており、まとめ書きされている。

さて、明治一〇年の後半及び一一年の初頭にあたる物産

「日記」第三号、第四号には、米相場はもとより、事業の拡大にともなう従業員の配置や動き、各地の景況、物品の流通、輸送手段たる外国船も多数出てくる。物産と種々関わる人物の中に末松謙澄とみられる工部省官員(四号)や、三井銀行大阪支店詰時代の兼松房次郎の名(三号)も見受けられる。

また清国の借款問題とフランス巴里大博覧会出品取扱を契機とする上海および巴里への支店開設の過程、ついで香港、ロンドンへの支店開設のための準備がみられて興味深い。益田孝はこの間、新年を迎える除夜の鐘を聞きながら大晦日の日記を付け、翌一年の元日には業務を行うという、超多忙な状態にあった。益田は一〇月に巴里博覧会事務取扱者として仏国に向かう坪内安久を見送り、一月には上海へ向け上田安三郎、笹瀬元明を送り出し、明治十一年正月早々香港に執行弘道を送り出す。そして二週間後の一月五日にはロンドンと巴里へ向かう社主三井養之助と伊達忠七を見送っている。何のためか、明治一〇年中まで益田が横浜に行つたさいの記事には、△や○のマークが日記の欄外に付けられている(例外もある)。

上海及び巴里に支店を開設するにあたっては、明治一〇年一月三〇日付けをもって三井物産会社総括益田孝より三井組大元方に宛てに出された照会状がある。¹⁾

「以書面得貴意候、陳者当社儀博覧会事務局ヨリ明年仏

国大博覧会御用取扱ヲ被命、此度大蔵省ヨリ海外荷為替御用取扱モ被仰付候ニ付テハ、仏国ノ都府巴里ノ儀ハ枢要ノ地ニ付、支店設置ヲ要シ、其事情ハ已ニ数回口頭ニテ得御意置候次第ニ付、先頃派出致候人員ヲ以テ相当ノ家屋借受ケ、明年一月ヨリ開店為致度見込ニ御座候

一、支那上海ノ儀ハ当社開業以來三池石炭其外売捌方ハ外国人ニ托シ為取扱来リ候処、追々事業拡張シ、何分外人ニ而已托シ置キ難ク故ニ、当六月中ヨリ社員ヲ派出シテ実況ヲ探偵為致候処、凡四ヶ月間ノ滞在ニテ畧同地之事情ニモ相通シ、實際營業為致候テモ差支無之見込相立候ニ付、爾来同地ニ当社支店ヲ開設シ、諸般ノ商務外国人ニ委托スルコトヲ止メ社員ニテ取扱度ト存候、尤モ当春支那政府貸付金ノ儀ニ付大蔵省ノ内命ヲ奉シ、第一国立銀行ヨリ渋沢栄一、当社ヨリ拙生(益田孝)出張御用取扱候ヨリ、支那地方ニ於テ旧銅貨及ヒ銀貨交換之儀双方ハ被仰付候ニ付、右取扱ノ儀ハ当分ノ内第一国立銀行ヨリモ当社へ委托セラレ、旁以テ支店開設ヲ要スルニ至リ候、右者旧国産方貸付金取立ヲ当社ニ於テ相任候間ハ、新ニ支店開設ノ儀者御商議可申上之御約束ニ対シ、

此段御照会及候、早急御回答奉願候也

三井物産会社

総括 益田 孝

三井物産会社「日記」(第三号)

三井組

大元方御中

これに対し、大元方はその日の内に「右廉々御考案ノ通可然奉存候間、宜御注意在之度候、如斯何分追々繁盛手広ノ御取扱ニ成行、於当方モ致大慶候、尚此上トモ百事御尽力ノ程仰ク所ニ御座候」と回答している。どういう理由で上海、およびバリ支店を開設するかに到ったかが書かれているわけで、事後報告とはいえ大元方は直ちに回答書を渡した。その回答に対し物産側も受取書を出すなど、たてまえ上右の史料に見えるように、「旧国産方貸付金取立ヲ当社ニ於テ相任候間ハ」、支店開設には大元方の承諾を必要としたように思われる。なお国内支店ばかりかその後の香港支店、ロンドン支店開設のさいの照会に関する記載は、物産の日記にも大元方側の日記や書類にも見当らない。

物産会社は仏国博覧会出品取扱業務のため、六月二日銀座にそのための店を設置して準備にあたったが、七月一日に室町三丁目角(元越後屋江戸本店跡)⁽²⁾の三井組の持家を借りて移転した。この日記の中に「室町支店」または「駿河町店」と書かれているのがそれである。博覧会出品物が保管されているため、博覧会事務総裁の松方正義、事務官前田正名をはじめ、大隈重信や伊藤博文も視察に訪れている。明治十一年「室町支店損益勘定」⁽³⁾には坪内安久、伊達忠七、益田

栄作らの仏国行きの船賃や、賄道具および食用品の仏国への送貨、送荷の為の蔵敷料、仏国より送られて来た物品の輸入税や月給、その他博覧会に関わる諸費が損金として計上され、また益金としては仏国送り物品の口銭、出品手数料その他があり、差引二七六円一五銭五厘の損金と出している。室町支店はバリ博覧会開催年の翌年明治十二年末をもって閉鎖されている。

余談ながら、三井物産創業時に三井家から切り離された二人の社主、三井養之助と武之助であるが、九月一三日の静寛院宮の葬儀のさいは養之助が三井家名代として増上寺に参列している。また外国荷為替御用取扱者をロンドンへ派遣することにさいし、物産会社が養之助をその任に当てることについても大元方の三野村利助に相談を持ちかけている。

なお創業期の物産会社の海外支店開設については『三井事業史』本篇第二巻、木山実『近代日本と三井物産―総合商社の起源―』(二〇〇九年三月 ミネルヴァ書房)第三章を参照されたい。

前号三井物産会社「日記」第二号の四月廿二日に京都府知事植村が植村となっている。また付表および付録史料中に益田耕三としたのは、益田科三の誤りである。訂正されたい。他にも注(12)の引用史料などを読み直して改めたものもある。

る。

本号三井物産会社「日記」第三号の原稿作成は酒井照子氏、小苺米丕美氏、また同第四号は林登志太氏(故人)が作成し、校合には酒井照子氏、小苺米丕美氏に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表明いたします。(樋口知子)

(1) 「三井物産会社より支那并仏国江出店之儀照會書入」
 (三井文庫所蔵史料 追一六七九―一三)。

(2) 駿河町北側にあった呉服店は、両替店続きに御用所を新築する計画にともない、地所の一部明け渡しを求められたために、手狭になるとして明治五年春南側に移ることとなり、同七年二月普請落成、五月一五日に開店した。「維新以来の駿河町地所家屋の沿革」(三井文庫所蔵史料 特一六八一―)、「大井小助等上書」(東京三越呉服店糸店新築合併維持一件歎願) (三井文庫所蔵史料 本六三七―一九)、および「言送帳三十番」(三井文庫所蔵史料 別一七八―)。明治一〇年の大元方「日記」(三井文庫所蔵史料 本七三八)の七月八日に「明九日より大元方、旧両替店見世蔵二階江引移り候様、三郎助殿より御沙汰有之」、翌七月九日に「旧国産方二階内国博覧会出品之置場ニ相成」

と記されている。室町支店閉鎖後も大きな荷物のあるとき一時的に借りることもあった。この場所は、その後資生堂が使っていたことがある(明治初時ヨリ三井家営業所及関係ノ事業所跡形ノ一覽)三井文庫所蔵史料 特一六八一―、明治一四年「駿河町三井銀行並資生堂薬舗」三井文庫所蔵写真)。

(3) 三井文庫所蔵史料 物産五三〇―一五。

凡例

- 一、翻刻にあたり、原本の墨筆とコピーインクの筆書の区別はしていないが、朱筆は太字で、鉛筆は書体を替えて区別できるようにした。鉛筆の数字はイタリック体とした。また朱合点や朱の跨線は太くした。
- 一、読みやすくするため、適宜に読点「、」を加えた。一部に並列点「・」も加えた箇所がある。
- 一、原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は助詞の者、江、而は漢字のままとし、字体を小さくした。子をネと読む場合も字をすこし小さくして漢字のままとした。
- 一、平仮名、片仮名の組み合わせによる合字はそれぞれ平仮名、片仮名に直した。
- 一、単純な誤記は直した。
- 一、抹消箇所は、墨で消された文字には左傍に、を、朱で消された文字には、を左傍に付けた。書き直された文字は、原則として右傍に記したが、場合によっては注記とした箇所もある。
- 一、欄外書や余白書込み、後筆挿入の区別をいちいち付けることは難しく、また煩雑になるため、欄外書のみ左のように表記した。ただし明らかに新しい記載（おそらく「三井物産沿革史」編纂時代と思われる）は省略してあ

る。

- 欄外書のうち、見出しと考える場合は、当該箇所の一ツ書の脇に*をつけ「」に括った。内容の補足と見られるものには、当該箇所の最後に段を落として*を付け、「」に括った。なお本文中にも（）や「」が使われているが、*印で区別されたい。
- 一、行間の（ ）は紹介者による注である。また本文中に注を入れる場合は、「」内に「注」と入れた。
- 一、判読不能の文字は□、文字数の判らない場合は□とした。
- 一、余白は後に書き込むため空けてあったと思われるが、ここでは原則として余白の明示はせず、日付ごとに一行空きで追込みとした。
- 一、◎とあるのは合印を示す。

〔表紙〕
〔従明治十年六月十八日到〕 ③

同 年十月廿九日

日記

第参号 元方 一 (三井文庫所蔵史料 物産二)

六月十八日 小雨晴

*〔△〕 益田横浜行

*〔旅〕 一サイノシユール号見分旁トシテ益田十時四十五分気車ヲ以

横浜行

*〔限月〕

一兜町八月限売百五拾枚

十 5.770 九十 5.750 十五 5.730

十 5.760 廿五 5.740

*〔石巻〕

一仙台出張三井銀行ヨリ福永江五千円貸渡ニ付、本行江返戻

可致段前山電報ス 即刻本行へ申越ス

六月十九日 晴

一奥国人江米引合として永田町公使館へ益田罷越候事

一東京其外諸県買米代金残り弍千百円余出納局より御下渡相

成候事

一浅草御蔵羽州戌年米入札ニ付、左之通入札

五十八番

羽州米 壹石ニ付高口切 五円拾七銭九リ

弍千六百九十六俵 五百俵 五円弍拾五銭

三百俵 五円三拾壹銭

五十六番

同米 壹石ニ付高口切 四円九拾弍銭八リ

弍千百弍拾壹俵 五百俵 五円

三百俵 五円五銭

右之通申談候事

一岩橋万造所持伊勢丸米弍千八百石陸前石巻折浜積を以、百

石ニ付六拾八円約定取結候事

一島方取扱乾魚・塩魚之義ニ付此度府稅布令ニ付、心得方伺

書岡本藤右衛門府庁江差上置事

一内国博覧出品願等佐々木金兵衛へ差廻置候事

一陸軍約定第壹回入着差引勘定残金受取

六月廿日 晴

一村尾甚四郎江対シ訴訟代理人加藤より警視へ差出、受納相

成候事

一内博事務局より呼出ニ付鈴木董罷出候処、用達御申附之書

面下渡相成候事

一木挽町ニ而工商会社製作場為一見、益田、木村午後罷越候

三井物産会社「日記」(第三号)

事 曲木氏誘引

六月廿一日 晴風

- 一 陸軍約定絨第五回入着、甲六号、五号五箱、三号六箱四箱
- 一 共昨夜気車ニ而着、今日入込可申答
- 一 崎玉県上戸田村日坂平蔵紺屋、金子源右衛門外兩人ニ付訴出、
- 一 同県勸解才判所より廿二日呼出ニ付、同才判と本才判と江
- 一 本社より菊永差出之義届書入用之由ニ付、杉山江相渡ス
- 一 大坂銀行支店兼松房次郎今日より陸路帰坂ニ付、米上納方
- 一 意味違之義委細拜司江伝言相頼ム
- 一 英国江輸送米サイノシユル号江可積入米ワツトソンより買
- 一 請度ニ付見本差廻方依頼候間、今日濃州米見本中原国之助
- 一 二渡ス
- 一 東京在米調書郷大書記官殿へ渡ス
- 一 横須賀造船局より日本古銅釣鐘ノ如キもの入用之由ニ付、
- 一 直聞候処品切れ、尤相場老賣目
- 一 午前郷大書記官より益田呼出し、下関ニおゐて北国米貳万
- 一 石入用ニ付至急買入之義注文有之、即刻夫々手配ニ取掛申
- 一 候事
- 一 岩橋卜帆前船借入条約写石巻福永へ送ル
- 一 大隈殿御舎弟御死去之由
- 一 一炮兵本廠納三池石炭五十噸徳岡取計候事

六月廿二日 晴

*「三池石炭」[230]

- 一 横浜貳拾三番館持霜降絨百反約定之分、外二同館持六拾五
- 一 反共井市中有品見込凡五千ヤール程、壹ヤールニ付壹円四
- 一 拾九錢ニ而陸軍省へ売約定相決候間、新井即刻金五千円為
- 一 持横浜へ差越候事

*「貳十三番持霜降壹ヤール」[230]約定

- 一 高島石炭塊東京瓦斯会社へ売込方申入置分直段壹噸ニ付 97.3 元弗 8200 二百噸丈ケ之分渋沢へ申越候事

*「高島石炭」[231]

- 一 *「古銅」
一 古鏝貳拾万斤注文之釣鐘・半鐘(百斤ニ付十六巴)、並銅品
- 一 込(同十五巴五十五錢ヨリ六十錢)、荒銅並(同拾八巴五十錢)一
- 一 ケ月老万四、五千斤出荷有之、鑄型(同貳拾巴)壹万斤位
- 一 浅又より申来事

六月廿三日 晴

蛎殻町

- 一 一八月限拾枚 五 六円十錢 式 八錢
- 一 一八月限拾枚 三 九錢 式 八錢

- 一 一八月限拾枚 同 式 六円十五錢 四 十三錢
- 一 一八月限拾枚 四 十四錢 四 十三錢

一 高島石炭七百五十噸船縁渡ヲ以英壹番より七弗ニ而買付候事

*[此分式十五錢上ケ陸受取ニ約定受ル]

一 サイノシユルニ積込有之英壹石炭三百噸品海ニ而東京上ケ之義願出、許可ニ付即刻金山事横浜へ書面持參為致事

一 田中藤助大坂輸出并上納米事件ニ而出張相命候事

一 麻米袋八拾箇、此数式万四千枚大坂送トシテ大藏省より受取、明後廿五日出帆(アキモ)を以大坂江差送筈ニ付、今日鉄道江出ス

一 深川ニ而社米入札不人氣ニ而引□候事

一 大隈殿舎弟葬式益田并社主武之助殿罷越候事

一 広島丸入着ニ付長崎より来状有、其内鹿児島県官員より三拾円留守ニ送金有之、為持差遣受取計候事

六月廿四日 休

一 第五回雇輸出米積取グレイミス号品川入着、彼方より依頼スル処之竹千本為持差越候事

六月廿五日

一 グレイミス号江可積入米積出候処、風浪故ニ積入不相成事
一 十四番雇大有丸今日出帆神戸行ニ付、田中藤助大坂出張為致候、右は輸出来は勿論、上納米手順有之旁取計候事三

十円渡

六月廿六日

一 第五回絨代洋買入旁として金式万円横浜支店へ内券為持候事使政次郎十時四十五分出

一 洋千九拾弗銀行預り券も同断之内トシテ為持候事 同人

一 陸軍省第貳課より呼出ニ付木村罷出候処、伊東軍吏より左之通凡直積可申出事

第三絨 第四絨 第五絨当七号

緋絨 黄絨 毛布八斤物赤貳部入

一 渋沢・益田へ府知事談度事有之由申来候付、第三時罷越候事

一 五月限渡米今日ニ而相済

一 陸軍約定第貳回、三回入着、勘定尻残金今日下渡相成候事

六月廿七日

一 広島丸出帆ニ付長崎、馬関江出状ス

一 田中藤助も此舟ニ而出坂候事

一 金式万円馬関秋本江買米代之内トシテ内券為換を以差送候事

一 鉦山局より千早丸約条此度限聞届之段達有之事、尤同船は昨日午前十時横浜出帆セリ

一金五万円馬関買入米式万石代之内トシテ下渡願出納局へ差出候事

一 大坂古米凡五千石佐々木八郎扱米之分、五円式拾五錢換ニ而樽計リニ而買請約定本日横浜ニ而取結、請取済電報之上横濱ニ而代金可払筈

一 サイノシユル号今日品川入港之由、石炭三百噸陸揚済報知之上米積込可申手配ス

一 古谷・宮本、グレーミス号江米積入取調旁トシテ罷越事

*「△」益田出浜

一 松方西京行其外旁トシテ益田出浜

六月廿八日

一 当四月大倉組へ約定毛布赤式千枚萌黄八千枚、高平均三弗三分ト申出候事

一 陸軍第貳課ヨリ呼出、木村罷出候処左之通

一 三号紺絨 四千式百丈 壹万四千ヤール

一 四号同 千百丈 三千六百六拾七ヤール

一 五号同我七号 三万丈 拾万ヤール

一 緋絨三号 五拾丈 百六拾七ヤール

一 黄絨 五百丈 千六百七拾ヤール

一 毛布八斤已上 五万枚 但赤八千枚

萌黄四万式千枚

右伝票ヲ以下渡約定決ス、毛布は七ヶ月間則一月廿八日限、絨類ハヶ月限二月廿八日限ニ引請候事

一 仏国博覧会之義ニ付、午後山方信離方江益田、木村同行、談話ニ及フ

六月廿九日 曇

一 グレーミス、サイノシユル両艦風入検査旁ヒツセル、益田、宮本、金山、品川沖へ罷越候事

一 レウ一件石炭代洋四千三百七拾七弗七十セント外債掛より受取候事 古谷

一 石巻出張福永へ千早丸約定写差送ル

一 大坂住友極上丁銅何程ニ而も百斤ニ付式拾四円三拾錢ニ而三十日間ナレハ約定可取結段、横須賀造船局ニ可申出義坪内ニ申越ス、此分今朝郷氏江益田より談示済

百斤 大坂銀 23,200 位

運賃 1150

23,350

一 村尾甚四郎掛り合公債証書之義、訴願中増田勇介ト村尾ト馴合、最前当社員中彼カ名前を以証書取遣致置候事ヲ以、増田より村尾へ勘弁書昨廿八日差遣候由ニ而、全く増田も悪事ニ組合居候哉と被察候間、先訴ヲ一旦願下ケ、更ニ増田ト村尾ヲ相手取訴出候手順之外無之ニ付、明日代人加藤

より願下ヲ出候筈ニ今泉ト議ス

一 夕方木戸公法会ニ付、益田、木村も罷越ス

六月卅日 晴

一大蔵省より御申付之馬関買米貳万石ヲ先買止、代り大坂ニ
而回石迄買上之義ヲ郷氏より益田へ本省ニ而申付相成、即
刻秋本ニ買止電信セリ

一 上州辺出売買入并生糸荷為換取組として深川^(母)太七、磯清五
郎明朝より出張ニ付、金五千円為持、古谷ヲ惣締として出
張申付事

一 ワイキン号輸出米売却代金之内トシテ十四番ヨリ請之松

岡持参

*「東京より横須賀運賃」

一 東京ヨリ横須賀迄運賃鉄物類

百斤ニ付三錢五厘 大村伝次郎

一 今夜前田宅ニ而益田、木村、伊達仏博會議

七月一日 休 晴

一 午後駿河町店見分として益田、前田、其外^(カ)同行、転移ニ相
決ス

七月二日 晴

一 洋銀貳万五千貳百三拾五弗拾セント、右は第貳回輸出英汽
船ワイキン号積三陸米厦門ニ而売却代之内トシテ、ヨリヤ
ンタリバンク為換を以上海ヨリ送り来ル分出納局上納ス
養之助殿持参

一 奥国人米引合として来店

一 大坂三井銀行ヨリ貳千五百円ト貳千四百円ト内券貳通を以
送候金甲乙帳へ入記

一 先月三十日三井組大元方より頼状来ル、右は旧国産方(三
越店)貸金取立方当社へ依頼ニ付而ハ、田中彦七、杉山佐
七、新井庄兵衛、深井太七、磯清五郎五名引渡可申との義
ニ付、今日請書差出置候事

一 輸出来袋詰今日迄貳万六千四百袋也、此内老万四千百貳拾
貳俵解下積出之事

三日

南新堀老丁目四番地中沢彦吉

永野桂次郎氏より之依頼

一大蔵省へ龍動廿九日出の米一条電信ヲ持参、郷大書記官殿
江渡ス、且ツ大坂ニ而貳万石御注文ノ買米は着手せしを述
フ、価ハ上米五円六十錢、加賀其外北国米五円貳十五錢位
之趣申述へ置ク、○オースタリヤ人江売米之事ハ拾三志位
ニ買フナレハ売ル、左も無レハ此方之手ニ而積送ルベシト

答へ可然との事なり

一 フィセル来り告ケ而云ク、東洋銀行ロセルは本邦より電信アリタルニ寄り、陸軍絨買入荷為替等は内乱等之為メ是迄通りニ而は取組難ク、陸軍省より東洋銀行へ対し保証の書付を得度趣申出たりと

一 野村神奈川県令より之依頼、藤木良三長崎支店ニ而使用スルコトを約し、同人明日より出帆

一 今日よりマチエルと云フ外国人ヲ雇而風帆船輸出之監督ヲナサシム

一 午後洪沢来社

一 遠藤船より帰り来ル、明日より又々袋詰ニ懸ル積リ

七月四日 晴

一 今朝仏国開店願書内務・大蔵両卿宛差出ス、但大蔵省本局へ直チニ差出ス

一 名護丸便ニ而長崎、下ノ関郵便出ス

一 長崎江絨見本等送ル

一 陸軍省絨注文抵当

一 今朝吉沢吉五郎金五千円持参八王子出張、生糸為換取組方為致候事

一 租税局八丈貢納島売却御申付品取下候事

*「五歩口銭入札也」

七月五日

一 小麦百十五石計輸出申立候事

一 陸軍約定絨受書抵当秩禄公債証書壹万七千三百円、新公債証書三万五千式百五十円相納置候事

一 三井銀行所持之秩禄公債証書高四万式千百円之辻九拾円八拾銭替トシテ当方へ買入之義約定ス

一 昨夜拝司ヨリ電信ニ付、今朝陸軍渡米式万石之義相伺候処、取調可申との義ニ付一応引取、午後出納局より呼出ニ而、

大坂、兵庫ニ而式万石買付之分は北国米ヲ除キ中・西国、五畿内中品米迄買入可申、尤是迄既ニ両地ニ而買入候北国

米ハ其儘在庫致置キ、あと式万石相揃へ可申、左候而少々宛ニ而も買付次第時々大坂出納局へ届出差図ヲ請、万一陸

軍へ渡方致候節は出納局、陸軍出会にて拊目ヲ定メ候様可取計との事、飯田より授ケ候事

一 馬関七千石北国米ニ而陸軍渡ハ差止メ、筑前米ニ而七千石可相渡段同人達事

一 長崎三千石は間違ニ而、右は出納出張ニ所持之米ヲ相渡候間、万一引足不申節は預ケ米ヲ以渡方可致ニ付可申通置との事ニ而、即時申越候事

*「△ 益田横濱行」

一 益田横濱行

一大坂表出張銀行ト拜司ト貸借利勘定入組、不当之義も有之
 旁三野村ニ相談候処、更ニ相改何と歎省略之取計方御相談
 可仕ニ付、一先書類預リ置との事 木村引合

一七月二日高崎ヨリ古谷・磯報知

○出穀島村辺上^上等^中斗斗式升^中目凡式百四十目

等^中斗斗三升^中目凡式百五十目 等^下斗斗四升^中目凡式百

六十目

平均式百五拾目

○生糸^前橋廿九日市^中平均^中兩二三十五匁五分

伊勢^崎一日市^中兩二三十五匁、^本庄二日市^中平均^中兩二三十五匁二三

分見込

安^中二日市^中平均^中三十四匁見込、出品昨年ニ比スレハ三分ノ

一也

七月六日 雨

一第六回陸軍約定絨第貳号

右昨日鉄道ヨリ着

一勝部元右衛門より残金七千円之内五百円入金、利足勘定差

引残金

来ル九月三十日限延期返済約定決ス

七月七日 雨

一金七万円下関、大坂、兵庫買入米貳万八千石之内トシテ
 出納局より下ル^{宮本}取上事

一秩禄公債証書四^千式千^百円之辻三井銀行ヨリ九拾円八十銭

ニ而買付、代金三万八千貳百貳拾六円八拾銭之辻銀行江相

渡、書換未ニ付右証書預リ券并代金受取書取ル、就而は一

昨日陸軍抵当トシテ同行ヨリ借請候新公債証書三万五千貳

百五十円、秩禄同壹万七千三百円は抵当ニ預リ候積を以利

足不払約束を以受取置候事 依而仮証書差出候事

一金三万七千七百七拾三円廿銭は甲乙帳借越江納入トシテ、七

万円受取之内証書代^全払残^カ□□銀行へ入金致置候事

一大坂買米貳万石之内出来丈ケ宛早々出納へ届出、差図ヲ請

候様電信ニテ可申越との達し飯田より承ル

一馬関ニ而七千石陸軍渡し之分渡し始ル、当日筑前米直段を

以売渡へキ陸軍ト約定ニ付、其段陸軍へ掛合、且当日相場

申越候様電信スヘシト同断

一小麦輸出ニ付、税関ヨリ本船乗込官吏江達し書細田時義横

浜支店より送り米分遠藤へ渡ス

一横須賀造船局より注文左ノ通 坪内より申来ル

丁銅大小取交セ 壹万キロ(十トン)

唐銅^{和上品}除キ 壹万五千キロ(十五トン)

右八月中旬納候事

七月八日 休

七月九日 晴 大風

*△ 益田横濱行

一 ワットソン江用事有之、益田横濱行

一大坂、兵庫買米式万石来ル廿日迄ニ買入相成候哉聞合可申段、出納局より達し

一 昨日東京丸着、長崎、熊本等より来状、金子明細報知来ル

一 室町三丁目巷、式番地三井組持家ヲ当社へ借請之義談判相

濟、明日午後より移転致候事ニ銀座ト申合候事

一 西洋貫之台式丁浅草御蔵より拜借、品川両艦江為持候事長

谷藤吉

一 ヒットマン帰東来店候事

七月十日 大風

一 明十一日朝馬車を以金壹万円深沢藤三郎へ為持、古谷出先

迄差送候事

一 田辺屋白黒霜降絨代之内七千円相渡ス

一 輸出小麦袋詰相済を積出候事

一 雲州勝部元右衛門差引残貸七千円余来ル九月中(三十日限)

返納、尤可相成致度候も可相納事ニ相成、添証書昨日為差

入候事

一 石巻買米之内石浜ニ有之分四百八拾俵第五弥生丸江積込、

六月廿九日出帆之義、福永より申来ル

一 銀座より室町三丁目店江出張店引移候事

一 第式回厦門輸出米代洋之内式万四千七百五拾弗為換を以送り来候分、十四番より可請取筈之内、四千式百八拾四弗十四番江フルルカスル運賃□可払分、差引残り式万〇四百六拾六弗支店より送り来受取置、右差引洋買得之上相加上納可致候

七月十一日 雨 大風

一金壹万円深沢藤三郎へ為持今年前第四時より馬車ニ而高崎

古谷迄送り候事

一 七月限式百枚程九月限へ乗換ノ決義米又ニ申付候 兜町

本付 七月限三拾枚買理 十五 五円五十九錢

前 九月限三拾枚売附 十五 六円〇七錢 五五 三錢

七月限式拾枚買理 十五 四錢 五五 三錢

九月限式拾枚売附 十五 六 〇〇六錢

十五 〇〇五錢

*「アルウィン江絨之事ニ付電信ス、井上氏へ月給の事ニ付出状ス」

一 鉦山局より三池同局送り鉄棒類長崎入着之処、横浜税関免状無之付廻漕差聞候由、本局より早々通知方申立候様羽太

より来報ニ付上申ス

一馬関ニ於而陸軍七千石渡し米昨日始入り五百石渡ス、当日筑前米直段五円貳十五錢計枿立間欠四升壹石此代貳十壹錢相加へ、五円四十錢ニ当ル段出納局へ届ル

本
七月限百四拾六枚買埋 貳十五 五十五十七錢 壹一六十錢
百十五 五十八錢 五十九錢

貳番
七同 四枚 買埋 貳 六十錢
六十錢

九月限百六拾枚売附 貳十七 六一〇八錢 五十一〇〇六錢
〇七錢 六十一〇〇五錢
差引拾枚売過ニ付、買埋十枚申付置候事

*「馬関計升立間欠四升也」

七月十二日 雨

一仏国出店ニ付博覧会御用相勳度願書、意味書直し今日大蔵省へ養之助殿持参

一井田一平来店事

一伊達忠七、近藤英次、^(梅)枝田幸広雇入指令ス、松本常磐月給支給同断

一ヒットマン来店事

一埃国人来店、絨見本小切相渡直段取調、且見本十反宛注文相頼ム

一夕刻フイセル来店し而云ク、香港より之挨拶バンク不承知、

尤アルウインより九千磅ヲ預ケ而為替ヲ借用スルコトヲハ
ンクへ申込ミタリと而其写ヲ送ル

七月十三日

一大坂買入貳万石ノ内

第四十号 来状、壹万貳千八百俵ト貳百石買入案内アリ
第四十一号

一大坂拜司・藤田・坂本平介江出状ス

一下ノ関より之電信ニ寄レハ此度陸軍省より引受ケタル白米
貳千五百石、俵は先前買入之内より筑前米千九百俵借用セ
しニ付、直チニ買入代米備へ置クトノ事ニ付、夫ニは不及
趣申答置ク

一函館製造石灰見本開拓使ヨリ下渡相成、当地直談可申出様
頼談有之事林

一第六回約定絨代洋内渡トシテ三万四千円陸軍より林万兵衛
取下ケ、直ニ銀行当座へ預ケ入事

一昨日勢州桑名残米、美濃貳千俵壹斗八升売却出来ルナラ売
り、銀行留守代理福田へ電信ス

七月十四日

一石巻福永ヨリ電報三百石引取ル由、い細郵便出スト申越タ
リ

*〔益田浜行〕

一 益田為換事件香港上海銀行其外ニ用事有之、横濱行
 一 明治九年分賦金規則ニ照準シ、半額預リ証書を以夫々今日
 相渡候事

一 旧国産方九年半季分□計算半途ニ而差障之趣ニ付、夫々当社より立換貸金取計事

一 大坂より輸出米ニ付雇入之風帆船ダフン来ル廿日頃神戸入港之筈ニ付、兵庫ニ而八千石請取度申立旁飯田へ打合候処、式万石買付之内を以可成丈半方兵庫ニ而買入輸出来江相渡、代りは大坂御蔵米可相払様取計方依頼有之事

一 ダフン号千三百五十噸積

神戸
横濱ニ而龍動行ヲ取極レハ壹封ニ付六十志

同欧州行ヲ取極レハ 六十五志

同所ニ而行処ヲ極メスフアルモース江着之上龍動行ヲ極
 メル時ハ 六拾貳志

同断欧州行ハ 六拾五志

右江米八千石、小麦貳千石積入之筈

一 井上馨殿送り金を為換千三百弗取組方益田横濱ニ而取計事

一 第七回サムサ号馬関輸出来可積入分横濱へ昨日入着

一 洋壹万六千六百弗ハ第六回絨代内并第五回残洋旁今日支店

より十四番へ渡ス

七月十五日 休 晴

七月十六日 晴

一 兵庫買米八千石は枿目立合出納ニ願出候様飯田より達有之
 ニ付、直ニ電信ス

一 長崎ワツトソン渡米古米貳千石新米ニ振替之義同氏代人ヨリ申立ニ付、三野村打合、直ニ木村出納局へ罷出、飯田江打合候処、新米ニ而交換致可然ニ付、其段電報ヲ以可申越段即時達有之婦社候処、佐々木八郎も右事件談合ニ来店ニ付、大蔵聞濟之義申聞電信セリ

一 グレーミス、サイノシユール号式艘共積切之事

一 大坂輸出来神戸積米八千石、小麦貳千余石英国風帆船ダフン号江積入之袋詰達し方申出飯田ニ渡ス

一 大坂・兵庫両地ニ而買入小麦貳千余石、大蔵省御買揚願書
 同断

一 神戸輸出来万一引足不申節は、大坂買入米之内ヲ以立換方大坂出納より御達相成候間、其節は大坂ニ而袋詰之上当社より神戸江輸送可致段も飯田より達有之候事

一 グレーミス号式万千百貳拾袋凡五斗八升入トシテ

一 サイノシユール号米壹万四千四百五十袋、小麦貳百袋凡五斗八升入 米 8,381 斗 11 八

七月十七日 晴

一 洋三千百拾三弗、荒石代上海売却

一金三千七百四拾円、横浜売同断

右七月中鉦山局へ相納手形長崎へ可差送筈

一 長崎ニ而大蔵省預り米ワツトソソ渡、残り壹万石迄は新古

米取交、速ニ出張出納局へ可相渡様電信可致、飯田権少書

記官ヨリ達有之 宮本

一 第七回神戸より輸米八千石兵庫ニ而一時ニ買入候而は直段

騰貴ニ付、兩地ニ而買入、大坂ハ袋詰之上送ルヘシト同断

飯田江相伺候上電信セリ 宮本

*「大坂より神戸へ船下二石五錢」

一 貳万石米代之内金五万円大坂出納より可相渡段電信今日本

局ヨリ申越相成候間、此方よりも申越可受取段飯田より達

有之、即刻拜司へ電信セリ 宮本

一 岩橋万造来店、伊勢丸遅速ニ相成候間、今日出帆致遠丸ヲ

以千石丈ニ而も積送り候様申越候との事ニ付、其段福永へ

申越ス

一 三野村利助来店、明治九年分計算表并履歴表とも一覽之上、

則写夫々相調同人江相渡置候事

一 グレーミス、サイノシユル号とも品海出帆候事

七月十八日 晴

一 大坂、兵庫ニ而米四万四千石買入着手、来月一日ヨリ追々

渡方相成候様手配可致段、今日午前十時郷大書記官より達

有之事

*「△ 益田木村横浜行」

一 益田今朝両艦見分其外トシテ横浜罷越候ニ付、前一件打合

として木村も罷越ス

*「第八回サマンサ号」

一 下ノ関より輸出来可積入船ハサマンサ号八百九拾九噸之由

一 第五号、貳号、同六号絨昨日入着、黄絨、緋絨廿三箱合シ

テ四拾三函入着、今日陸軍へ引込事

七月十九日 晴

一 第七回馬関輸出サマンサ号免状願并袋詰届等飯田へ差出候

事 木村

一 クレーミス、サイノシユル号積入届同断

一 広島丸入着、松方太輔殿帰東

*「宛」

一 兜町七月限五拾枚買理

一 同九月限売付五拾枚

一 第六回絨代金之内九千五百壹弗七分九リ并第七回之輸入税

其外之内四百九拾八弗貳分壹厘、合洋壹万弗支店より横浜

十四番江払入候事

五 五円五十五錢
五 五十六錢
五 五十七錢

廿 六円〇貳錢
三 〇〇壹錢

三井物産会社「日記」(第三号)

七月廿日 晴

一陸軍渡大蔵省御買入米、兵庫・大坂ニ而四万四千石御申附之内金拾万円至急大坂ニ而御払渡相成度願書飯田へ差出ス
 一金巾三幅物拾五迄高崎江差送呉候様古谷より申来ル
 一古谷より老人手伝可差越申来候間、今晚馬車ニ而高崎迄差越事

*「宛」

一七月限買埋五拾枚 五円六十銭

一大坂ニ於而五万円出納局より受取之段電報有之式万石代之内

一浅草御蔵三陸米入札也 落札五円

七月廿一日

一杉孫七郎より松野半蔵ト申仁ヲ簿記見習ニ差入呉度頼越候事
 事自費

一第七回絨代之内式万八千円請取候事

*「I. 773,882 在」

11,210

三銀幣

1,628 第一ノ」

七月廿二日休 晴 夕時大震

一郷大書記官より大坂・兵庫買米陸軍渡之内、上物ナレハ北

国米入交候而も宜敷、尤一日三千石宛渡方依頼之義西郷中将より電信有之由申来候間、大坂江申越候事^{廿三日}

七月廿三日 晴

一金拾万円大坂ニ而今明日間ニ下渡ニ可相成段、飯田より達相成候事

一中口周平来社、兼而益田へ申入置候大和石炭見本并採取人とも一同来話

勢州四日市出シ 掘採并運賃共壹万斤ニ付式十壹円

同松葉崎ノ脇^{鳥羽}

同 十九円

右巾三尺余ニ付数十里連続シ、一日ニ拾万斤掘採相成見積

ニ付、銀主致候哉、為換貸致候哉、両条之間引合度、尤開

成学校試験は炭素百分ノ六拾位ニ而、石塊ハ不残炭ト相成

候由、四日市其外より運送、是ハ吠入ニして壹万斤ヲ四拾

石之割ニ受合可申見込之由申候、いつれ明日可罷出との事

一今朝益田大蔵省ニ抵り、郷殿ニ面会シ陸印米之事ヲ談ス、

出納局ニ壹万石の贏余ハアルヨシニ付、一時之繰換は夫ニ

而可弁答、仏出店之願ハ勸商局へ回達スルよしを聞く

一午後前田氏ニ面会ス

一佐々木、三野村来訪ス、ワツトソンより買入レタル米代価

ハ横浜の三井銀行へ払渡シ而宜キコトを約ス

一アルウイン并南保、富田冬三氏江出状ス、但しクレミス、

サインノシユル送り状各巻通ツ、を双方江、雇船約定書ヲアルウインへ、井上氏江渋沢より之巻封、及井上氏両児、福沢塾之もの等を加封ス

〔注、右欄外鉛筆にて○印あり〕

一四日市へ出帖ス

一福永文七より三陸米四百俵着ス

七月廿四日 晴

一本日本村正幹住ノ江丸ニ乗込大阪江向ケ出帆ニ相成、午後一時十五分ノ気車にて益田同道ニ出港之事、但シ住ノ江丸午後六時横浜出帆ス

*「△」〔注、△は「益田同道」の文字上欄にあり〕

七月廿五日

一朝十一時松方大輔の命ニ抛り而益田大蔵省へ至ル、出店の談アリ

郷大書記官殿より米之事談アリ、下ノ関北国米八千石義相渡し而よし、陸軍へ半分北国米玄米ハ試□之上可受取との事、右隔日ニ三千石渡ス筈とのよし

一勸商局長河瀬氏ニ面会ス

一松本良順来社ス

一上海より四千弗入手ス、茶代之内と云フ、尤此茶ニ付而は

大ニ議論アリ

一ヒットマン来社ス、^{上海}厦門より米何程ナレハ売ルト申越せり、郷殿江明日可承事

一中島婦社ス

一松方殿より博覧会願返却ス、但しいつれ用達之命□□^(有之カ)□よし〔注、右欄外鉛筆にて○印あり〕

七月廿七日 陰

一馬関秋元へ内券(丑乙一九号)ニ而金壹万円送ル
一致遠丸積込米之儀岩橋万造ニ再応面談之上、同船ハ彼ニ為任、其代リニ撰津丸へ当社之分積取候筈示談行届キ、岩橋より撰津丸船長江之書状相渡候ニ付、右を封入シ福永文七江郵便出ス

一仏都巴里斯へ支店設立ニ付、明年同府大博覧会へ出品荷物取扱方広告(巻週間)日報・々知両社へ依頼ス

一中島新三義当分駿河町支店詰申達ス

一日報社新聞用紙約定継続相成、十四番へモ申遣ス

一倫敦アルヒン江電信を打ツ

七月廿八日 陰晴不定

一宮本新右衛門大蔵省出納局へ出、御買上米四万四千石の代価之内金拾万円大坂電信為換之分切符受取来ル

- 一 横浜より坪内安久出京ス
- 一 同所より洋銀三千三百弗荷物方便ニ而到来ス
- 一 第七回の絨代価五千弗相払候付、受取証書拾四番より到来ス

七月廿九日

休

七月卅日

- *△
御還幸ニ付供奉之官員方出迎トシテ益田孝横濱江出役、午後帰社

- 一 第七回絨代価之内五千弗之証書横濱拾四番より到来ス
- 一 四日市駒田より米代金千円内券ニ而到来ス
- 一 大政官旁殿江之横文面状郵便ニ而出去
- 一 一昨廿八日出納局より御下ケ相成候米代金拾万円之切符、大坂本郵拜司へ宛書留郵便ニ而出去

*△

- 一 益田孝七時之車ニ而出浜シ、東洋銀行へ抵り絨毛布為荷換之事ヲ内談ス
- 一 拾四番ニ至リ諸勘定等之事ヲ詰決ス
- 一 小麦厦門ニ而式弗式分ニは売却シ得ヘキニ付、神戸在荷之

分同処江積入可然考案アリ

午後一時之車ニ而ヒットマン同道帰京ス

一 木村氏廿七日夕着坂之よし

一 午後二時半郷殿私宅ニ至リ、大坂より電報四万式千石買付之事ヲ報シ、五千石過分之事を謝す、五千石位之過分は敢而妨ケ勿ルベシトノ答なり、○下ノ関式百艘北国米入津シ、急ニ正米下落せしを報ス、安直ナレハ少々ツ、式万石位は買入而もよしとの事ナリ、然し都合尚可談との事

小麦を或ハ厦門江輸出スル方上策ナルベシトノ考案ヲも建言せし処、可然との事なり、尤此小麦ハ御買上ニ取極メたる歟、真ニ麦ナレハ御買上ニ可取計との談アリ

一 明日第四時より五時之間ヒットマン同道可相越旨大藏卿より達アリ

七月卅一日

一 朝益田出納局へ出張、本日中大坂ニ於而拾万円請取方出願いたし、直チニ宮本ヲ以書面ヲ出シ、十一時同地江電信ヲ以達アリシヨシ

一 十一時松方大輔殿より之御用ニ寄而孝出張ス、仏博覧会并出店之一条ナリ

続而郷殿ニ面会ス、鹿児島送り米下ノ関ニ而凡式万石可相成廉直之もの買入可申、且ツ運賃(和船)取調可申旨内達

八月三日

一坪内安久来社

一金壹万五千円正金ニテ石井金之助横浜支店へ持セ遣ス事

一八回絨代金之内トシテ、本日陸軍省第二課より金貳万七千円受取候事

一益田大藏省へ出省ス、郷殿より下ノ関船ハ陸軍運輸局より可相回、其旨同処江案内致呉候様との事なり、尤船ハ凡五千石積之筈ニ有之よし、アト米鹿児島へ運輸ハ五十錢より六十錢までニ而諸入費相込、和船ニ而被積可申事申立置ク、受渡之ため尅人乗組ませ候事も命令アリ、右一々秋本へ電信ス

一熊本金子へ出状ス

一本日千俵入札ニ而売ル、いつれも五升□

八月四日

一今朝益田、松方大輔江抵ル

一今朝召ニ応し而鉦山局へ益田抵ル、佐藤局長近日三池江出張とのよし、右ニ付運送船等之事談アリ

一武蔵権八来ル、千早丸当月十五日漸く釜石出帆とのよしニ付、其旨申聞置

一昨日出納局より御下附之五万円之切符、本日郵便にて大阪支店へ差出ス

一原六郎来社

一神戸運輸局より、馬関より鹿児島工和歌の浦丸にて米廻送可致、大藏省電報有之旨松方殿より通知有之候事

八月五日

休

同日 六日

岩代福島佐野理八より仏都巴里斯へ支店開設之趣新聞上紙ニ而承知、就而ハ該店規則其外承知致し度趣之書状一昨日到来之分返書認メ、規則書別郵便出ス

一横浜三井銀行へワチソン代理佐々木八郎へ可相渡金貳万貳千八百九拾六円五拾壹錢内券ニ而差送ル

一金三千七百四拾円、洋銀三千百拾三弗、右者三池石炭上海

并ニ横浜ニ於テ売却代価之内トシテ本日鉦山局江上納ス

一午後益田孝大藏卿ノ邸ニ抵り為替之事等ヲ上申ス

一午前大藏省へ出仕、郷殿ニ面会シ、馬関より鹿児島回シノ米ハ小枅、斗枅いつれニ而も梟之望みニ從引渡可申旨申立置ク、且ツ仏国江出店ニ付而ハ大藏省為換御用被仰付度旨之書面ヲ差出ス

但し先急保護願之儀御沙汰程被及、内諭ありて書面御下渡となり

八月初七

*₁₀
 一 蛸殻町今日八月限買埋メ 五十枚 五十枚 五円七十七銭
 同 七十枚 五円七十八銭
 蛸殻町十月限売 五十枚 五十枚 五円九十九銭
 三十枚 九十枚 九十八銭

米又

一本日御蔵の相落チノ米七千七百円余相払、本切手受取商社
 江遣ス

一 浅田某肥前ノ人、雉子橋之周旋ニ寄り而仏出店之方手代ニ
 備入ル、今日初而面会シ室町江送ル

一 今日貳万八千石ノ代金江四万円受取ル

一 午後ツイセル来社ス、ダフン神戸江昨夜着之報知有之タル
 由、碇泊日数三十日

一 サマンサは碇泊日数三十日、未夕横須賀ニアルよし

一 午後横浜より深江来社ス、八王子江発途セント、金五千円
 入用之趣なり

*₁₀
 一 今日兜町八月限買埋メ六拾八枚 八枚 五円八十三銭
 三十四枚 八十五銭

*₁₀
 一 同十月限売附 貳拾枚 九枚 六円〇三銭
 六枚 六円〇三銭
 五枚 六円

*₁₀
 一 同十月限売附 三拾枚 十五枚 六円〇三銭
 〇三銭

八月八日 朝雨 午時より天気

一出納局より呼出しニ付宮本出仕ス、下ノ閑陸軍渡方之義如
 何哉見すなりキ、未夕報知無之ヲ以早速電信ス

一 サイノシユル、グレイミス立換洋銀今日大蔵省より受取ル
 其額ハ

*₁₀
 一 八月限買埋メ 百廿四枚

五、五円七十五銭 十七 七十七銭
 七十六銭 三十一 七十八銭
 五十五 七十九銭

*₁₀
 一 十月限売付ケ 百廿枚

十五、九十三銭 三十五枚 九十壹銭 十枚 九拾貳銭
 九十貳銭 三十枚 九拾壹銭 八、九拾銭

是ニ而八月限買埋メ都合 貳百四拾貳枚

十月限昨今両日ニ而売付 貳百貳拾枚

*₁₀
 一 十月限売附ケ 百枚

五十枚 五円九拾九銭 貳拾枚 五円八拾九銭
 三十枚 八拾九銭

八月九日 晴

一本日東京丸便ヲ以テ大阪、長崎へ書状出ス、馬関秋本江内
 券ヲ以テ金三万円送ル

三井物産会社「日記」(第三号)

一西京丸便にて大阪并長崎より来状有之事

*[兜町]

一八月限買埋メ 七拾枚

壹十一 七拾貳錢
五十八 七十四錢

〆三百拾貳枚

*[同所]

一十月限売付 八十貳枚

十 五円八十五錢 八十貳錢 六 八十四
貳十 八十四錢 壹五 八十六錢
三十五 八十三錢 壹八 八十五錢

〆三百貳枚 外二百枚

一今日出納局へフリユルカスル、ワイキン号勘定書二通并洋銀共差出ス

一下ノ関積サマンサ船四百頓丈ケ横浜ニ而積込ムニ付、其頓数丈ケ壹頓五志ニ減却スルコト昨日フィセルより申越せしニ付、即チ今朝出納局へ申出許可ヲ得タリ

一今朝勝部元右衛門倅来社シ面会シ申込し事ハ、追而可否揆拶スベシト答へ置ケリ

元八月限り売り 千〇三拾枚売り

内三百拾貳枚 買埋メ

〆残り七百拾八枚

昨日御蔵払米下り米高直六円拾錢より安直五円六十五錢ニ而貳万四千俵

十月限是迄売付六百貳枚此内八月限垂換分三百拾貳枚〆貳百九拾枚

八月十日 晴

*[〇] 一 蛸殻町八月限買埋四拾八枚

壹十五枚 五円七十七錢 貳拾貳枚 五円八十錢
七十九錢

一同九月限四拾枚

売附 拾枚 五円八拾八錢 拾四枚 五円八十六錢
拾五枚 八拾七錢 拾枚 五円八十八錢五り

一倫敦アルヒン江電信ヲ打ツ并ニ郵便ヲ出ス

一坪内安久来社

一下ノ関買入北国米貳万石、大阪・兵庫買入米四万貳千石代金之内トシテ金七万円御下渡シ被下度旨、出納局へ出願候事

一兜町米商会所売付百三拾八枚

内九月限五拾七枚 十枚 五円八十七錢 貳枚 五円八十
四十五枚 八十六錢 五拾五枚 五拾五枚 五拾五枚

*[〇] 一同十月限八拾壹枚 六枚 五円九十錢 貳十八枚 五円八十八錢
四十七枚 八十九錢

一前同断八月限買埋百三拾八枚

四枚 五円八十錢 壹枚 五円八十貳錢
百廿壹枚 八拾壹錢 四枚 八拾壹錢
七枚 五円八十錢 四枚 五円八拾貳錢

一今日益田大蔵省へ罷出、郷殿ニ面会シ金之下渡ヲ歎願ス、且ツ下ノ関悉皆買付相成リシ趣も届ケ置ケク

一 利涉丸今日無事着、明日より荷揚之事
 一 アルウィン江郵便出ス、伊藤参議并井上議官江ノ書状封中
 ス

一 アルウィン江電信ス、米之一条

八月十一日

一 出納局江益田出頭、金催促ヲ為ス
 一 今日井上君江出状ス、為替第二号送ル
 一 今便ニ而荒井系作より佐藤送り之生糸積出ス
 一 佐藤桃太郎へ出状ス
 一 金五千円三井銀行内券ヲ以テ横浜支店へ送ル
 一 兜町十月限五拾枚
 買埋 五枚 五円七十六銭 三十枚 五円七十八銭
 十枚 七十七銭 五枚 七十九銭

八月十二日

一 兜町米商会所十月限売附百五拾枚
 内訳 三拾枚 五円六拾六銭 百十枚 五円六拾五銭
 十枚 六拾四銭

八月十三日

一 大阪・兵庫ニ於テ買入米四万式千石之代金之内トシテ、出
 納局より金貳万円受取ル

一 風帆船ダフン号去ル六日神戸港江着船候ニ付、欧州へ輸出
 ノ御米積込相始メ候趣申越候間、不敢出納局へ御届書差
 出し候事

一 金八万円出納局へ御下渡し相願候、内訳金五万円ハ下ノ関
 買入北国米貳万石代金之内第二回也、金三万円ハ大阪・兵
 庫買入米四万式千石代金之内第四回御下渡金也

一 佐々木八郎殿、成島柳北殿来社

一 開拓使貸附係より材木入費御下渡有之旨達しニ付、御達し
 書ハ井田一平へ持セ遣ス

一 福永文七より千早丸空船ニ而帰ル云云電信到来セシニ付、
 益田浜町広瀬氏并鉢山局長江面会、是非積入之事願出速ニ
 相運ビ、同局より千早丸へ達示可有之旨ニ付、早々積入着
 手セヨト福永へ返電ス

八月十四日

一 大阪・兵庫ニ於買入米四万式千石之代金之内トシテ金三万
 円本日出納局より受取ル
 一 グラハ来社、井田一平来社
 一 坪内安久来社ス
 一 木村来ル廿一日飛脚船にて必ス帰ルト電信在
 一 軍粗濟ンタ様子ナリト羽太より電信来ル
 一 開拓使より材木入費金五百九拾円九拾式銭七厘受取り、直

三井物産会社「日記」(第三号)

ニ井田一平江渡ス、同使へ差出シタル受取書ノ裏面ニ同人
之受取書アリ

八月十五日

- 一金三万円内券ヲ以テ馬関秋本弘輔へ本日西京丸便ニテ送ル
- 一西京丸便ヲ以テ長崎・馬関・大阪支店へ書状出候事
- 一夕刻より益田大隈邸へ行
- 一金山孝輔本日より通勤間届候事

十六日 木曜日 晴

- 一金三万九千八拾円四拾五錢大坂ニ而ワットソンより買入米
代金として、横浜三井銀行へ東京本店内券ニ而送候事
- 一玄武丸、乗風丸引合ノ為メ今朝益田開拓使へ出頭之事
- 一昨夜古屋竜三上州より帰社候事
- 一深井太七義従来取立掛之処、今般浜支店より願出候ニ付、
手代席申付月給拾五円ト申渡候事
- 一同店根岸半次郎義当度改め雇入、手代席申付月給拾三円五
十錢ト申渡候事
- 一来十月上旬堅米五千石馬関ニ而入用ニ付、当社ニ而引受呉
候様ワットソン代理佐々木より頼談有之、早速秋本へ電信
ニ而櫓渡し備幾何ノ見込か問合セタリ
- 一龍動アルウイン并ジヨンマート氏より来状并彈藥送り状、

同引替切手等落手ス

八月十七日 金曜日 晴

- 一仏船ウオルガー号ニテ羅紗三十九箱入港之趣ニ付、浜支店
より内案状来ル
- 一蛸殻町九月限り売附四百枚 五円六十四錢
- 一同八月限り買埋四百枚 五円五十錢
- 一山口県第二課より仏国博覧会出品委託致度ニ付、運輸費、
陳列費等之都合有之ニ付、急ギ返事ヲまつト電報アリタリ
- 一本日室町支店へ大隈公、伊藤公等御来店之事

十八日

- 一兜町米商会所十月限買埋八十枚
十五枚 五円四十六錢 四十枚 五円四十八錢
廿五枚 四十七錢
- 一同 十月限買埋五十枚
十枚 五円四十五錢 十五枚 五円四十八錢
十枚 四十六錢 十五枚 四十九錢
- 一山口県第二課へ昨日之電報ニ対し返事ス
- 一昨日横浜支店より仏国船ニ而条約緞四拾三箱入港之旨申越
ス
- 一武之助殿病氣ニ而出勤なし
- 一昨日は大蔵卿輔、外務大輔、内務少輔、勸商局長等室町支

店検査トシ而被相越、諸蒐集之物品一々点検セラレタリ

一坪内安久、古谷来社シ生糸為替引続キ貸付之事相談シ、古

谷は明日より又々上州江出張の筈、金老万円持参ナサシム

一岩橋万藏来社シ、帆前船難破ニ付アト始末の事追々相談ア

リ、到底今月中猶予ヲ頼ノム故ニもし猶予ヲ望ムナレリ、

致遠丸ニ而色く少々ツ、なりと運輸可致旨ヲ談判スレ共、

同船ハ外との約条モアリ而、何分談判調ハス帰去ル

一今日下ノ関ニ而堅米四千石、長崎ニ而千三百石売り払而よ

しと電報ス

*^九一兜町米商会所九月限買埋百五拾枚

十五枚 五円四十七銭 九十枚 五円四十九銭
十五枚 四十八銭 三十枚 五十銭

一同断十月限買埋百九十九枚

壹枚 五円四十九銭 貳拾九枚 五円五十壹銭
貳十八枚 五十銭 百三十一枚 五十貳銭
十枚 五円五十三銭

一カキ殻町米商会所八月限買埋

拾枚 内五枚 五円四十五銭
五枚 四十六銭

一孝今朝大蔵省へ出、郷殿二面会ス、談小麦之事ニ及フ、

段々談論ノ上、小麦大坂并兵庫ニ而積入之分損益式ツ分ケ、

大蔵省ト当社ト受持チ之事ヲ約ス、其試験ナルヲ以なり

八月十九日 日曜日ニ付休

一上海より電信ニ而硫酸ノ売込^{約定ノ}込込高等問合せアリし、即刻大坂

江電信し而造幣寮へ照会ヲ托ス

一仙台石ノ巻より電信アリ而、千早丸は貳千六百石ヲ積而十

七日出帆セリト

一拾四番より報知ニ、厦門米はシマリ、小麦は極上百斤ニ付

貳弗なりト

八月廿日

一下ノ関江十五日ノ飛脚船ニ而内券三万円之送り分届カサル

趣電信アリ

一陸軍条約紙四拾三箱本日同省へ持込、内金三万円下ケ渡シ

義受取書相添へ差出ス

一兜町十月限り七拾九枚

買埋 八枚 五円五十壹銭 五枚 五円五十三銭
六拾六枚 五十貳銭

一兜町十月限 百枚

買埋 貳十枚 五円四十五銭 五十五枚 五円四十七銭
貳十五枚 四十六銭

一下ノ関ニて鹿児島廻シ見込米之内、高千穂丸ニて千石積込、

下ノ関ニテ三千四百石積込様郷様より被仰候事

八月廿一日

三井物産会社「日記」(第三号)

- 一 上海フリ子エ電信ヲ打ツ
- 一 西洋紙廿三リーム式箱荷物方より持込受取
- 一 本日之飛脚船にて木村帰京之由、大阪より電報有之候事
- 一 坪内安久来社之事
- 一 前田殿来社之事
 - 一金參千參百拾七円六十式錢也
 - 一同八拾八円七拾五錢也
- 一 洪沢栄一殿来社
- 一 陸軍条約六回メ着、残金三千四百六拾三円九十壹錢三リ受取勘定済、同七回メ三千七百式拾円三拾七錢八リ受取勘定済之事
- 同 廿二日
 - 一 今朝第七時益田横濱行之事
 - 一 第十一時頃ニ出納局より可能出様御達し有之、養之助殿出頭ス、然ル処兼而郷様より御達ニ被成候高千穂丸ニ本日出帆ニ付、馬関秋本江添書ヲ差出ス様御談ニ付、武之助横濱へ參り、右添書益田より受取、同道シテ二時三十四分ニテ帰東ス
 - 一 陸軍省条約九回メ式号緘六拾反、五号百九拾八反、内金トシテ陸軍より受取ル

八月廿三日

*〔△〕〔注、△印は左の二項に跨っている〕

- 一 今朝木村帰京ニ付益田横濱へ行事
- 一 今朝木村広島丸にて帰京ス、第十二時気車にて益田同道帰社ス
- 一 本日迄売り断穀町
 - 八月限 百四拾式枚 五円三拾三錢
 - 九月限 三拾九枚 五円八拾七錢
 - 同 拾枚 平均 五円八拾八錢
 - 同 四百枚 平均 五円六拾四錢
 - 平均 五円四十八錢
- 一 九月限兜町 百六拾七枚
- 一 十月限兜町 式百式拾五枚
 - 惣メ 九百八拾三枚
- 一 陸軍条約緘緘六十六反、五号百六拾式反、第八回メ殘金トシテ式千九百六拾円式拾三錢壹厘受取勘定済
- 一 仏国出店ニ付欧州為換其外御用之義取扱方願出置候処、願出之趣聞置候、取扱順序方法之義ハ取調之上追而可相達事ト本日大藏卿代理松方大輔殿より指令書下附ニ付、請取差出候事

八月廿四日 曇

一清国上海ニ於て而銀銅貨兌換願書渋沢ト連名ヲ以、今日大蔵卿へ願書差出候事 益田持参

一三野村ガラハ来訪

一高崎出張古谷江前五時ノ馬車ニて金壹万円長谷ニ持セ遣ス事

一浅草御蔵勢州米五円六十銭ヨリ安直四円五十銭、美濃米高直五円式十五銭、安直四円五十銭、遠州五円五十五銭ニ而壹万千七百拾壹俵不残落札相成候事

一千早丸第三時四十五分品川海へ着船候事

八月廿五日

一千早丸品川港へ入船ニ付鉾山局より御呼出有之出頭、陸揚之手配早々可致様御申談の事

一追々米之出入勘定試候処、長崎過米千三百石余、然し是は軍団売之内江組込メハ済ムニ付、残ラス出納局へ渡シ、増田幸七出京之事申遣ス、大坂ニ而凡千七百七拾六石余之余分アリ、抛而九日限り式千石売付ケ之事申遣ス

但し大坂ニ於て而ワットソンより買米ヲ引当ニ九月限り四千石売付ケタル処(四十銭迄)、十七銭内外ニ而式千式百五拾石買埋メタリ、然ルニ相場式拾三四銭ニ立戻リタレハ、又々三千石ノ売り注文ヲ今朝申遣シタリ

一龍動八月廿三日出之電報落手、云ク

新潟丸の米は満足ニ陸揚せり、其内B勢州六千五百五拾九俵十式志六片ニ売却せり、欠減凡式分ト八分ノ三ニ不
過、アト九月中至急御輸出アランコトを冀望ス

開拓使江乘風丸之義ニ付出帖ス

一第七回輸出来積英国風帆船サマンサ号依願、横浜ニ而凡四百噸此米式千八百余石積入頃日相済、馬関江向ケ出帆ニ付、大坂より田中藤助至急出張之義、尚取扱方等電信并郵便ヲ以指令ス

八月廿六日 休

一今夜大風、地震等アリ

一大坂ニ而九月限三千石昨日売附注文式拾式銭売附電信来ル

八月廿七日 晴

*[大坂九月限六千七百五十五石改]

一大阪九月限アト注文式千石売附式拾四銭七厘出来之義電信来ル、都合売附高六千七百五拾石ナリ

*△△

一昨日龍動電報ニ而アルウインより三万弗拾壹番江預リ金致セシ由申来ニ付、今日東洋銀行談判として益田出浜

一新潟丸B印米売却届ケ并当時直段計算書(電報ノ分)相添、大

- 蔵省へ差出ス
- 一 同船積入米右払残り拾貳志三片ニ不残売却之電報来ルニ付、口上ヲ以大蔵省へ申出置候事
- 一 佐々木八郎来訪、馬関米一件いつれ一兩日中出京可申談申居候事
- 一 大蔵省御注文スナイトル彈藥横浜来着之内拾万発上海品川領事江送り方分、三菱広島丸来ル三十日発錨便を以送致候付、渡方達書国債局ヨリ来ル、尤三菱受書写とも直ニ横浜へ差送候事
- 一 同省議案課ヨリ呼出宮本差出候処、鹿児島県へ和歌浦丸ヲ以送り方致し、五千石米代価凡見込ニ而も書出呉候様申来候ニ付、出納ヲ経テ御答可申上段断置候事
- 一 開拓使小牧昌業ヨリ来書
- 乗風丸一昨日上海出帆、不日長崎着ニ付荷積配慮致度依頼、并玄武丸は北海道貨物運送多端ニ付、陸前地方回航之義求ニ難応義申来ル
- 一 第七回輸出来事件馬関秋本へ郵便出ス、并二田中へ横浜税関届米高写差送候事
- 八月廿八日 晴
- 一 兜町十月限百七拾枚買埋 本場東廻シ
- 内四拾枚 4.97 百拾枚 4.98 貳十枚 4.99
- 一同四拾枚同断 貳番付出し同断
- 内十五枚 4.97 貳十五枚 4.98
- 一金四万四千貳百八拾貳円五拾三錢、此米九千三石四斗五升六合、石ニ付四円九拾壹錢余馬関御買入米代金払証書下渡相成ニ付、如例小切紙下紙ヲ以右金受取米預リ申候段小印ヲ押シ、明日宮本ヲ以出納局へ差出ス
- 一 スナイトル彈藥拾万発上海送候ニ付、海上受合手数取計方大蔵省ヨリ御達有之、直ニ十四番へ申越ス
- 一 鉦山局三池事件抵当地券入換之義申立候処、可聞届ニ付明日書面可差出との事
- 一同千早丸積米貳千六百廿壹石三斗五升、運賃割三千石ニ付千円之割を以、八百六拾六円六十六錢七り明日上納致ス筈
- 一 馬関買付北国米貳万石代金之内、第貳回金五万円出納局ヨリ今日請取、直ニ銀行江廻ス
- 一 兜町十月限拾五枚買埋 貳番東印 4.890
- 一 神戸海岸六丁目浅海庄蔵方ヨリ馬越電信、野田一同今日午後六時出帆東京丸ニ而帰東
- 一 蛸殻丁九月限三百枚買埋 4.600
- 右は仲買柴崎守蔵ヲ以島慶ヨリ貰請度談示、尤渋沢ト両家ニ而六百枚申請度段も懇願ニ付、午後六時前讓渡決答ス、依而最初より相談人辻純市へ渋沢当方ヨリ代トシテ米又差遣シ、明朝付出之筈ニ届出置候事

一 スナイトル彈藥千式百九十四箱横浜今日積成、残り五拾箱
上海行之分三菱江相渡、請取書長尾一より差送候事

八月廿九日 晴

一 昨日島慶へ讓渡之九月限買理帳合今朝相濟、買理切紙米又
より差出候事

一 十月限兜町百式拾枚買付 米又東廻し
前本

三十枚 四円八十九錢 五十五枚 九十三錢
十枚 九十二錢 廿五枚 九十三錢

*「更二初ル 平均 4.914」

一 同八拾枚買付 貳番付出し 同東廻し

三拾枚 四円九十二錢 三拾枚 九十三錢 貳拾枚 九十三錢

*「平 4.919」

一 中島新三事仏国博覧会出品依頼用并同用建築事件共引請取
扱方申付候事

一 上海送リスナイトル彈藥拾万発請取書三菱より差出候分印

紙粘用^(貼カ)ニ付、大蔵省へ差出候而差障無之哉、横浜へ掛合越
候事

八月三十日 晴

一 東洋銀行本店ヨリ電信ニ而アルウインより三万弗入金致セ
シ由ニ付、横浜同行ロセルヨリ三井銀行受合ニ相立候哉掛

合トシテ三野村へ書状差越候ニ付、持参候而談合之上何時
も差障無之由答有之事

一 浅草御蔵入札三陸米代金貳千円余今日上納日ニ付、田中長
右衛門為持差出候事

*「△」

一 今日東京丸帰浜、馬越長崎より帰ル、野田軍吏一寸帰東候
由ニ付、益田迎旁トシテ出浜候事

一 和歌浦丸積馬関北国米計算大略書類差出候様大蔵省議案課
より申付ニ付、買入代并受米入費并渡米其外諸入費引当之
分とも差出候事

一 昨日大坂九月限三千枚買理メ平均貳十錢電報来ル

八月三十一日 晴

一 昨日広島丸横浜出港ニ付、長崎、馬関、大坂田中藤助等へ
出状ス

一 多久石炭約定引続キ六ヶ月取結方可成丈安直ニ取結ムヘシ
ト決定之義、羽太江電信ス

一 千早丸積三陸米貳俵不足之儀米方より福永へ申越ス

一 新報局利益分賦金分与之分申渡ス

一 約条五号絨三拾箱、此ヤール壹万貳千七百七拾七ヤール、貳
号同九箱、此ヤール三千貳百九十八ヤール横浜着、アト五
号式拾五箱次ノ飛脚船ニ而入着之筈、陸軍江届出候事

三井物産会社「日記」(第三号)

九月一日 晴 二百十日

一 約定絨為換金之義ニ付、東洋銀行ヨリ三井銀行保証書案益田へ相廻候分三野村へ渡候、来ル三日相調候筈

一 第七回サマンサ号東京積入米請取証書四葉十四番より受取一滋賀県管下高島郡饗庭林大曠野地面井上馨持所之分、地味検査として大坂ヒツセル商会在留蘭人エリエント申者出張ニ付、案内人入費立換之義県庁江相頼置、追而同地三井銀行ヨリ返納可致段、県令其段正幹より申越置候付、本行ヨリ右仕払通達方致置候様申越置候事

一 横浜信州屋并ブラガ来社、田中平八同断

一 島方交代小倉本社詰、岡本出張昨日之事

九月二日休 晴

九月三日 曇

一 香港滞在ヒツトマンより米送り方之儀電信ニテ、兵庫北国米四円五十銭内外ニテ買ハレルナラ式千石買付、明日迄同港入着之船江直ニ積入可申、尤手統等ハシンブソン問合可取計旨、拜司江電信并出状セリ

一 渋沢持三陸米式斗壹升ニ支那人より買取候由五千俵上来也

一 野田軍吏正再度九州出張、今日陸路出発

*[△]

一 益田出浜、右は東洋銀行絨為替談判之為也

*[□]日売附

一 兜町十月限売埋百貳拾九枚 東店

五枚 五一拾貳錢、六十枚 五一十壹錢、六十四枚 五一十錢

一同七拾壹枚売埋 東店

壹枚 五一拾錢、十五枚 五一〇九錢、五拾五枚 五一〇八錢

一同十一月限貳百枚売附

貳十枚 五一〇八錢、九拾枚 五一〇七錢、九十枚 五一〇六錢

右九月一日付落

九月四日 雨

一 昨日横浜東洋銀行へ三井銀行より之保証状ヲ遣し而、龍動江八万五千磅之為替ヲ依托セリ、且ツ当社保証状ヲモ交付セリ

一 今日龍動江電信し而、黄絨九百碼、伝票九十九号ト同載百五十四号之分ヲ注文セリ

一 アルウィン江出帖ス

一 ダブン船積証書落手セリ、大坂拜司より

一 品川沖(横浜積)より龍動江下ノ関より同所へ送り米有之ニ付、壹艘雇入方フェイスルニ托セリ

一 横浜尾形より依頼之三陸米ハ昨日横浜店ニ而断り申遣候事

一 佐々木八郎二面会シ、下ノ関売り米断リ候事

一 兜町十一月限百〇四枚売附 東印

貳枚 五円貳十三銭 十五枚——貳拾貳銭

六拾貳枚——貳十壹銭 貳拾五枚——貳拾銭

一同限五拾壹枚売附 東印

貳拾枚 五円貳十三銭 三十壹枚——貳十貳銭

一 陸軍約定絨第十回入着引込ニ付、内金トシテ三万貳千円請取候事

九月五日 雨

一 東京丸出帆ニ付大坂、長崎、上海へ出状ス

一 今朝兜町十一月限寄附五円十九銭之処、大倉組西館注文之由を以三十壹銭迄も騰貴致候事

*〔九〕

一 九月限兜町三拾枚買埋 東印

壹枚 四——九十七銭 貳拾九枚 五円

一 横浜支店長交代左之通

坪内安久

右当分横浜支店長申付置候処差免、更ニ仏国博覧会事務

取扱申付候事

馬越恭平

右当分横浜支店長申付候事、但本社売買方従前之心得を

以兼勤候事

右相達銀行江も通知致候事

一 中島新三義、春來戦争之地奔走旁ニ付手代席ニ備入、月給

貳拾円宛支給之義申達ス

一 伊達忠七儀、仏国行前田ト同行候而は依頼品等差障ニ付、

坪内安久ヲ先行ト決議ス

一 兜町九月限 三拾枚 東印

買埋 壹枚 四円九拾七銭
貳十九枚 五円也

二重ニ付消シ (注、右二行の間に書かれている)

九月六日 晴

一 鉢山局より呼出しニ付養之助殿出頭相成候処、先般佐渡出

張処江三池当支店より塊炭三万四千斤送り方致、右代千拾

四円六拾銭、外ニ清昌丸船頭松田卯之藏へ操替前貸金三拾

円共合千四拾四円六拾銭之辻御下渡相成候ニ付、長崎支店

へ入記為致、三池江も其段通知可致事

一 大藏省より益田呼出有之、石巻ニ而米買入支那積送之事郷

殿より談アリ

一 正米売捌キ俵員・石数・代価

一 正米取入高 一 正米残有高

右月報 毎月末迄之分翌月初日ニ差出之事

三井物産会社「日記」(第三号)

- 一 正米有高
- 右周報 毎土曜日迄之分月曜日朝迄ニ可差出之事
- 右正米方
- 一 諸物品仕入数并代価 惣代価 但
- 一 諸物品売揚并代価 同 但シ依頼品共
- 一 諸物品残有高 但シ依頼品及仕入品共
- 右売買方
- 右之通り報告書元方江可差出段達ス
- 一 上海ニ而売捌之為メ旧銅貨并銀貨各五千円ツ、大蔵省より下渡之義、第一国立銀行と共に願出ス
- 一 勸農局へ益田出頭し、富岡生糸売捌之義引受願出ル、奥村某へ委細弁解ス
- 一 フイセル来社ス
- 一 三井銀行より出し呉レタル保証書東洋銀行ニ而不相知ニ付引換、先前之分ハ今日返却ス、合セ而東洋銀行より三井銀行へ宛書状差出ス、六千磅アルウィンより預ケシ分引留メ置候一条なり
- 九月七日 晴
- 一金壹万五千円三井銀行内券内丑乙四八号ヲ以テ横浜支店へ差送り候事 但シ荷物方便
- 一 ワイキン、フルユルカススル勘定書出納局江差出ス

- 一千早丸雇総願書ヲ鉾山局江出ス
- 一 昨日アルウィンより電信アリ
- 一 出納局へ益田孝出張ス、飯田殿より下ノ関之米堅米、残り米も輸出難相成旨被申聞、抛面フイセル江は船減方申送ル
- *〔九〕 九月限前七拾六枚 買埋 二十六枚 5,030 四十枚 5,020
後二枚 買埋 5,040
- 九月八日
- *〔九〕 一 兜町九月限買埋 九枚 五円拾銭
- *〔118〕 一 八王子出張古谷龍造江金壹万円深沢ヲ以テ差送り候事
(マ)
- *〔31〕 5,520
第一 4,100
- 九月九日 休 雨
- 九月十日 晴
- 一 斎藤、武蔵乗合米代金之内同人方より差金之内追々米着ニ付、先達而五百円引当貸渡候処、此度尚依頼ニ付八百円貸渡可申処、武蔵帰郷ニ付電信を以掛合之上証書取置、木下

江相渡ス

一 三野村両度、前田京平来訪

一 糸平より香港へ米価聞合電信依頼ニ付即刻出ス

一 肥後小島米寿方船乗諸入費取戻之内、半方心配、尚迷惑ニ

付差遣度出張弥市より申来候付、評議之上右半方差遣儀ハ

不筋ニ付相断、不残取戻、別段^(森カ)来心配旁為挨拶金貳百円

遣候事ヲ決シ出状ス

一 兜町十一月限売附百枚 貳番 米又

内 貳拾枚 五円三十貳錢 四十枚 —— 三十壹錢
四拾枚 —— 三十錢

*〔九〕

一同九月限買埋貳拾枚

内 十枚 五円——五錢 十枚 五円——六錢

一金壹万五千元之辻上州出張古谷方江明朝馬車を以長谷ヲ以

送ル

九月十一日

*〔九〕

一 兜町九月限九枚買埋終リ

五円 貳枚 五円〇壹錢 四枚 同貳錢 貳枚 同三錢 壹枚

一 三菱風帆須磨浦丸江石巻ニ而三千石積取之約定調印済、百

石ニ付七拾貳円之筈、同社船本龍之助江宮本より引合、碇

泊日数四日之処、更ニ五日ニ談判済

一 三陸米千四百俵売八百円手金受取

一 陸軍約定絨不足ニ付書面差出候処、確証可差出候様ニ御談
有之候事

一 渋沢、益田、三野村三名今夕ヨリ熱海行、大印見舞也、十
四日帰東之筈

九月十二日

一 西京丸出帆ニ付、長崎、上海、馬関、大坂へ出状セリ

一 神戸よりシンブソン馬関行ニ付、添状十四番へ渡ス

一 約定金拾壹回入着、五号絨三拾七箱明日氣車ニ而差送候筈

一 石巻積米三千石之内、高橋長三郎米五百石積入候事ニ決ス、

今井依頼之故ヲ以右へ当候金受取事

*〔△〕

一 横浜支店茶云々ニ付、第十二時より木村出浜

一同店茶課田口留七儀^〇館より可請取金八千貳拾貳弗五分七

厘自分引込置、不渡申立居候処露顯ニ及ひ、段々取糺候処、

内六千五百九拾八弗^〇四厘ハ全売茶ヲ致し店江は代金払未ニ

致置、実ニ不残買取、其茶既ニ夫々合茶ニ而売払、或は残

茶ニ相成居、又六百三拾壹弗は即今手元ニ有之分今日取返

し入金致し、貳百貳拾九弗式分は諸払ニ相成、千九百四拾

九弗三分三厘ハ旧国産方取扱中より引負有之筈、暫時入置、

全差引残り九百九拾三弗五分三厘之辻当社ニ相成諸入費等

三井物産会社「日記」(第三号)

二而、仕払或ハ預り金ニ成居候段、書面を以申立候付、夫々取糺申付置

九月十三日

一 第八回輸出横浜積米国船アソニ一号雇入、今日ヨリ日曜日ヲ除キ日数廿日碇泊ヲ以約定候間、米七千五百石、凡千噸余積ニ付用意致呉候様十四番より申来候処、休日ニ付飯田宅へ宮本差遣し、明日より御蔵ニ而壹日式千袋宛出来方御達申立置候事

一 横浜計算至急申付候ニ付、出納手伝トシテ松本事一兩日滞留之咎ヲ以出張為致候事

一 工部書記官長谷川ヲ訪、不逢

一 静寛院宮様御葬議ニ付諸官省休暇、養之助殿三井家名代トシテ増上寺ニ罷越事

九月十四日 夜大雨雷

一 浅草御蔵今日より袋詰初ル

一 長谷川工部書記官ニ相尋候処、千早丸来ル廿三四日頃横浜出帆致ニ付、今日最前之通指令可致候事

一 山尾太輔殿、長谷川とも明日より出立、釜石并石巻等へ出張相成候由、木村山尾氏へ行

一 サイノシユル并クレミス号輸出入費合金七百六拾四円三拾

五銭壹厘今日御下渡ニ付、出納局手形ヲ以銀行江廻ス宮本新右衛門浅草ニ而受取事

一 第八回輸出雇入船ハ益田帰浜之上本約定ヲ決スルコトニ致置ケリ、尤明後日曜并十七日新嘗祭兩日は休日ニ付、其内益田帰浜候ハ、十八日より日数相始候事ニ話置候

九月十五日 晴

一 昨夜第拾壹回着紺五号絨百九拾九反、此碼壹万式千三百四拾五碼五分今日陸軍へ引込、内□式万四千円取下ると申出置候事

一 上海プリ子ヨリ為換送り洋銀証書(十四番渡リ)式枚之内式千七百〇式弗七拾セント之分長崎支店金入用ニ付、同所銀行出張店ニ而引換、右代リ洋本行江三日間返納可致事ニ付約定之分右合洋之外ニ式千六百式十壹弗横浜ニ而買べ、横文手形と引換請取置候事

一 今夜十時気車ニ而益田帰東

九月十六日 休 日曜日

一 風帆須磨浦丸今日午後横浜出帆ニ付、石巻江電信セリ

九月十七日 新嘗祭休

*〔△〕

一 アンニーウエストーン号雇事件ニ付、益田十二時益田出浜

一 青森県下津軽郡五所積村代理安藤吉四郎義、県庁より添翰を以来店ニ付引合置、宿等不案内ニ付相頼候間、米七百石着次第世話致し候之段相答、宿差遣候事

*〔宿 董風楼〕

九月十八日

一 十一月限九拾枚買埋 五円廿銭 七十枚
拾九銭 式十枚

右兜町之分昨日取計候事

*〔差引〕

十一月 蛸百枚

5.280

同兜三百十枚

5.140' 5.040 □□

十月 蛸五十枚

5.280

九月 同百四十八枚

5.280

一 神戸より香港積米并小麦シンブソン請取書昨日到着候事

北国米五千六百四十四俵式千十三石六升式合五勺

英斤六十壹万五千七百八十壹斤式分五り

小麦八百七十袋 五百卅石七斗、十五万六千六百斤

一 青森県下依頼米七百石入着ニ付、遠藤儀代理安藤氏ト本船江請方として出張為致候事

一 第八回輸出来積入相始ニ付、宮本新右衛門出浜

一 第八回輸出欧州行運賃壹噸ニ付四拾七志半ニ而積入、横浜碇泊日曜日ヲ除キ今十八日より廿日間約定

一 グレームス、サイノシユル兩輸出来見本ニ依レハ、当時龍動直段十三志三片ニ而、尤彼ノ嗜好スル所トアルウインより電信セリ、今日届出置

*〔兜町限月〕

一 十一月限兜町買埋百拾枚 五円式十銭

一 蛸殻町十月限買埋三拾九枚

壹 五円十五銭 十壹——十八銭 五——式十銭
十——十七銭 式——十九銭

一同十月限買埋拾壹枚

三 五円十八銭 四——十九銭 四——式十銭

*〔九〕

一 九月限四枚買埋蛸殻町

壹 五円十五銭 壹——十六銭 壹——十七銭 壹——十九銭

一 仏博并支店開設用多端ニ付、午後四時より金山ヲ室町支店エ出勤申付候事

一 第拾壹回約定絨代金之内式万四千円陸軍より請取、直ニ三井銀行江入金ス

一 勝部元右衛門銅壳捌方依頼ニ付、島根県松江出張三井銀行

ニおゐて積付立会示談ニ付、夫々打合決議之次第銀行本店并大坂出張店へ申越ス

一 鹿児島県属官青江秀、中山(アキマ) 来訪

九月十九日 曇

一名古屋丸出帆ニ付長崎、上海、馬関、大坂へ出状セリ

一 旅費規則中改正増加昨日決議、支店・出張店へ送ル

一 石巻出張福永ヨリ第弍弍弥生丸へ石浜蔵入米七百七拾四俵、

此石三百弍拾石三斗九升弍合弍勺積出候段、十三日附ヲ以

申来候事

一 蛸殻町九月限買埋拾枚 五円弍十銭

一 長崎出張出納局江米渡方ニ付、請取証四枚来ル

47米弍百弍十弍石八斗七升 亥肥前 46米六拾八石八斗八升 亥肥前

同同百五拾三石 亥筑後 同同千弍拾五石壹斗 亥肥後

右出納江預ヶ置候事

一 千早丸再航海之節三千石ニ付千円之約定通願書江聞濟之指

令有之候事

一 蛸殻町十一月限百枚 八十枚 五円弍十弍銭

買埋 六十枚 一弍十弍銭

一 兜町十一月限百廿枚買埋 六十枚 一弍十弍銭

九月二十日 雨

* [〇] 一 英一米引合并本船見分旁益田九時出浜

一 麻袋拾万枚至急電信注文致候様出納飯田殿より宮本へ達有

之、直ニ益田へ電信セリ、尤内地右品ニ而も買入可然との

事ニ有之

* [49,300 三半]

49,300 半一

一 香港ヨリ送り来ル滑草見本計算表とも伊勢勝江為持候事

一 麻袋拾万枚電信を以カリカタ江注文申越候事

九月廿一日

一 蛸殻町九月限三枚買埋 五円弍十六銭

一 去十二月約定絨之内延着之願書十四番之横文相添、陸軍省

へ差出候事

一 麻袋直段壹ツニ付壹銭ヨリ壹銭五りも上直ニ可有之趣ニ而、

口上を以飯田へ宮本より申入ル

一 兜町九月限買付百枚 五十枚 五円弍十八銭

本 五十枚 一弍十九銭

九月廿二日 晴

一 福岡県属官

一 勝部本右衛門出銅山本調査并船積之節立会等致呉候様依頼

書請取、尤出銅有無ニ不拘当十二月三十一日限皆済之筈ニ約ス 書類出納へ渡候、依而島根出張銀行江代理依頼ヲ本行へ談ス

九月廿三日 休 晴

一 明日出納局へ可罷出旨ニ付、為手廻今朝飯田殿へ行キ、大坂ワットソン渡皆済報知之事ヲ通ス

一 飯田殿より達シニ、東京即今第八回輸出之アト七八千石引続輸出致度ニ付、麻袋都合次第船雇入可致、尚又馬関ニおゐて陸軍渡其外残米ニ而八千石程堅米有之分ヲ輸出致度、

此分ハ過日船雇方申付置候歟ニ付、麻袋不足ハ大坂より廻スコトニ致スヘシ、其アト筑前若松辺ニ七八千石計残米有之ニ付、来月中頃迄ニハ不残馬関江三菱引負を以廻漕可致

筈ニ付、同所着ノ上は協同社明キ庫有之時ハ直ニ入庫可致、無左而は他之借庫ニ而も当社江貢米回漕規則を以請取置、

此米ヲ麻袋之手ニ入候順ヲ以不残輸出致可申ニ付、即今東京之分とも、都合第八回より以下拾壺回迄四艘之義丸ニ委任スルニ付、切角心配可致候様との事ヲ達シタリ

一 神戸ニ而当社買入米北国五千石ヲ香港ニ輸送スル船入着之由、拜司より申越ス

一 田辺依頼上海送り鉄昨日神戸江積戻置候段申来ニ付、三拾貳番へ預り置可然申付候

九月廿四日 晴

一 当月より已来大蔵省御買米六月迄精算分手数料壺石ニ付五錢宛之分御払下して出納局へ申出ル

一 益田氏品川江転居今日当病、中山来訪

一 九州産広形紙祿印之分壺枚、見本直積之為メ山口県大書記官木梨真一殿へ渡ス

*〔注、鉛筆にて欄外に丸印あり〕

一 午前宮本事出納局へ呼出ニ而、筑前若松、カフリ両所に馬関迄船運賃百石ニ付何程候哉聞合呉候様依頼有之事

一 三井銀行江島根県下勝部事件打合書類差廻置

一 十一月限兜町売百枚 六枚 五円〇三錢、式十五枚——〇壺錢 六十九枚——〇式錢

九月廿五日 雨

一 一条約第九回殘金三千貳百九拾五円〇式錢五厘之辻、本日御下渡相成候事

一 ダブソン号香港積米貳枚四分四リニ売却済、小麦は末相払由申来候事 神戸積ナリ

一 過ル廿日御注文麻袋拾万枚、此節欧州米価沸騰ニ付輸出増殖ニ付高直、則壺枚十九錢乃至貳十錢迄位ナラテハ横濱着

不致段甲谷他ヨリ返報ニ付、即刻上申セリ

一 筑前若松・カフリ両所より馬関江船賃取調之義出納局へ可
差出分、馬関より返事無二付、不取敢博多より壱石二付拾
式錢相掛候儀申立置候事

一 井田口四日市より回米之内宝昌丸積式百四拾俵分、過ル十
七日大風ニ而遠州沖ニ而難船ニ及び、漸伊豆国甲浦ト申処
へ吹附ラレ、尤皆潰ト申迄ニも無之段届出候事

九月廿六日

一 第六回輸出ダフン号積海上危険料并船雇入ニ付、電信料と
も出納局へ御下渡之義申出ル

一 広島丸出港ニ付、上海、大坂、馬関江出状セリ

但此便を以ブリ子石当り証券式枚十四番裏書ヲ取送り致
ス

一 麻袋上海ニ而拾四錢九厘ト申来候間、買入可然返報セリ

一 英一番館より番頭ヲ差越し、昨日差遣シタル三陸米見本之
品四千五百俵横浜船渡百斤ニ付洋式弗壹分ニ而買受ケ度申
聞ルニ付承知、明日、明後日の内ニ積出スベキ旨相答ヘタ
リ

一 馬関陸軍渡米七千石之内、六千式十八石八斗四升六合四勺、
六百式十壺石壺斗九升九合三勺、兩通陸軍受取書出納へ上
納、代リトシテ飯田殿受取書下渡相成、出納へ渡ス

九月廿七日

一 十一月限三拾枚兜町買埋 午前 四円九十錢

一 兜町十一月限百枚売附 引渡

三十枚 四円八十九錢 七十枚 一十八十八錢

一 英一より依頼米四千五百俵之内、左之通買付

本穀米六百俵 式斗七升 米又

同 式百四十俵 式斗壹升 同

同 三十三俵 式斗〇七合

同 百八十俵 同 同

同 六百俵 式斗〇六合 陸七

同 式百俵 同 同

メ千八百五十三俵 五斗入

本穀米 三百九拾四俵 五斗入 持分

南部 六百七拾俵 四斗入 同

メ千六〇六拾四俵

津軽米 千五百九拾俵 式斗壹升 三八入 米又

惣メ四千五百七俵

右買附等相決明朝迄積切手配致事

*[筑前加布利運賃上申]

一 筑前国加布利港ヨリ馬関江米運賃壱石ニ付馬関へ雇船ヲシ
テ式拾三錢ヨリ五錢迄之由申来候間、直ニ出納局ニ電信セ
リ

式千石余積之由、然ルニ馬関當時有米八千石計也、依而入船至急ナレハ四千石買米可致事ニ大蔵へ申立可致、壹噸ニ付四拾七志半之由

一麻袋拾万枚加谷他ニ而先直段位ニ買付候由、来報有之候事
一龍動へ毛布云々電信今日正午出ス、序ニ□□ハ当社へ直ニ可積送段アルウイン江申越ス

一昨日日落

蛸殻町九月限買埋三拾貳枚 五円十五銭

兜町十一月限売附三十枚

拾枚 四円九十銭 十枚 —— 九十志錢 —— 九十銭

一午後六時前田正名ヨリ明日三田開業ニ付蚕種紙両三枚、生糸式三把□小把、心配為持呉候様申来候ニ付、即刻事情横濱へ差遣し、左之廉々十時気車ニ而取寄せ、直ニ育種場へ為持候事

生糸下仁田 貳把 五斤ニ而五百十弗

安中同 貳把 四百八十弗

八王子同 貳把 四百三十弗

掛田同折返 三把 六百八十五弗

蚕種紙 武州 壹枚 八十五銭

同 羽前 壹枚 七十五銭

同 岩代 壹枚 壹円

右之直段付を以浜より送り来、前田へ書付渡ス

九月三十日 晴 休

一三田育種場開業ニ付、正幹并室町不残罷越ス

一兜町商社新築開業式ニ付、名代宮本出張、稻荷社祭礼ニ付酒壹樽寄進セリ

酒壹樽寄進セリ

*[金子二十九日若津着]

一昨日金子弥一若津着之来報セリ

一三菱風帆須磨の浦丸廿九日石巻竹ノ浦出帆之由、同社より開報セリ

十月一日 晴

一今朝田中、遠藤七時ヨリ出浜、宮本八時十五分出浜、津輕

米印附手配其外之為ナリ

一国重・佐々木昌也・矢野・中山来訪

一長崎グリブルトガラスト同行来訪

一新井庄兵衛事取立掛為省費、且近来不勤勝ナレとも別段差

障無之ニ付、三井組大元方ト申談、三野村今日返事済ニ而

差免候段田中彦七を以代聞ニ而申付タリ

一第十式回絨税金并絨代金之内トシテ洋三千百弗之辻十四番

受取証書差送候分藤渡し

十月二日 晴

*〔齋藤宿〕

一 齋藤定興来訪、宿小伝馬町式丁目山田屋又兵衛方

一 米国風帆第八回欧国輸出来昨日積切候事

一 勝部本右衛門既銅大坂廻しニ付、雲州地方ニ而調査方等当社委任状ヲ以、該地出張三井銀行藤木久三郎江当ル分并手続書共本行江相廻セリ

一 第八回輸出アンニウエストン号積壹万式千五百拾壹袋ニ而積切ニ相成候段、ヒツセル来話ニ御座候

一 横浜支店根岸半次郎事、内国博覧会審査席へ罷出候様、尤生糸審査掛へ今明日両日中ニ罷越手続承候様長官前島密ヨリ達有之、直ニ横浜へ申越タリ

一 昨夕遠藤来店、品川土地五千之上少々付候様相談請候間早々返答承度との事

一 フイセル・岡本健三郎・中山（アキマツ） 来訪

一 第拾回着約定絨残洋三千五百六拾三元三拾貳錢八厘之辻陸軍より下ル

十月三日 晴

一 上海ヨリ電信ニ、麻袋壹万枚大坂、壹万五千五百枚下ノ関江昨日出帆名古屋丸便を以積出候事

一 勝部本右衛門貸金元利之内へ金式千五百拾円、島根県出張

三井銀行為換ヲ以差送候事

一 筑前国加布利より米輸送方当社へ引受異度出納局より談有之候処、別段出張為致候等之義ニ而取扱兼候ニ付、御断可申出決議

一 大坂御買揚米代金之内拾万円之辻、九月廿七日電信為換を以大坂出張出納局ニ而請取置分、証書更ニ御下渡相成候而（第貳百七十四号ナリ）、明日飛脚船便を以拜司へ差送、出納江差出、同人より差出置候仮書ト引換可致分、并七月三十日同断之分、未夕引換不相成哉ニ付、催促共申越ス

一 筑前若松加布利より三菱請合廻米壹万四千石之辻、馬関受取方指令書写明日船便ヲ以秋本へ送ル

一 上海ニ而銀貨、旧銅貨渡指令書へ増加ノ廉有之ニ付、明朝可差出との由を以、第壹銀行脇田氏取ニ来候間相渡ス忠蔵

一 十月限百枚兜町売付

七十壹枚 四円九十貳錢、貳拾八枚——九十壹錢 壹枚——九十錢

一同貳拾枚売附

壹枚 四円九十三錢、九枚——九十貳錢、十枚——九十一錢

一 仏国博覧会出品其外願書三綴、願書出品嵩八拾五噸輸送及出品依托引請取扱人并職工共都合六名渡航之義聞届、指令書今日下渡相成候事

一（マ）

三井物産会社「日記」(第三号)

十月初四

- 一 出納局ヘタイタン号雇入之届書ヲ出ス
- 一 小麦三千石三円三四十銭位にて買入ラルベキ旨申立シニ、即ち買入方申付ラル
- 一 下ノ関ニ而輸出来三、四千石不足之分は、筑前より急速運送ナラサレハ買入レ而もよし、いつれ取調ベル筈
- 一 横浜へ着シタル高千穂丸ニ而残米千式三百俵アリ、此分早速明朝横浜石庫へ陸揚ケル事、当社江被命タリ
- 一 下ノ関、四日市米相場書電信之趣出納局へ届ル
- 一 兼而横浜より注文ノ紙着セリ
- 一 仏支店章程等坪内安久ニ相渡ス
- 一 倫敦ヨリ送り来ル西洋紙価左ニ
 - 第壹号 壱リームニ付 洋式弗七分六厘三七
 - 第貳号 同 同五弗五分式厘七四
 - 第参号 同 同三弗〇四厘九六
 - 第四号 同 同四弗九分五厘五六
- 一 蛸殻町十月限六拾六枚売附
 - 五枚 四円八十六銭 十枚——八十四銭
 - 五枚 ——八十五銭 廿枚——八十三銭
 - 十三枚——八十式銭
 - 十三枚——八十式銭
- 一 同所十月限拾貳枚売附
 - 貳枚 四円八十式銭 五枚——八十式銭
 - 五枚——八十銭

*「改

蛸殻町十月限 780」

- 一 兜町十月限貳拾七枚売附
 - 七枚 四円八十式銭 十七枚——八拾壹銭
 - 三枚——八十銭
- 一 同十月附拾五枚売附
 - 十壹枚 四円八十式銭 十四枚——八十銭
- *「兜町十月限 1720」
- 一 勝部本右衛門荒銅大坂着之義同地出張人野坂ヨリ電信セリト、当所出張人より届来ル

十月五日

- 一 臨時黃絨第四号絨代共式千〇六拾四円五拾三銭式厘之辻陸軍省より下ル
- 一 兜町十一月限百六拾四枚買埋
 - 拾枚 四円六拾八銭 百五拾壹枚——六十五銭
 - 三枚——七十銭
- 一 同七拾壹枚買埋
 - 六拾壹枚 四円七拾三銭 十枚——七拾四銭
- *「埋切」
- 一 ハラ新穀買入方今日より相始ニ付、米又江立川出張買収方申付ル、尤米主より口銭不申請分ニ限り、百俵ニ付式十銭宛口銭立遣候筈
- 一 上海より馬関送り麻袋壱万枚ニ而は引足不申ニ付、八千五

百枚必ス広島丸ニ而同地へ可差送段電報明日掛候筈

一 出納局ヨリ達書来ル、右は馬関ニ有之陸軍運輸局ニ有之黒米三千八百石、白米千貳百石当杜へ預ケ方致候、最前渡方之節同様之手続ヲ以受米可致との事ニ付、即刻電信郵便セリ

一 今午後前田暇乞トシテ雉子橋江被招候付、益田、三野村出席致候事

十月六日 晴

一 馬関御買入北国米精算勘定書貳万四千四石五斗五升貳合六勺之辻、精算書出納局へ差出ス

一 兜町十二月限買附九十枚、〇

五拾五枚 四円七拾錢 三拾五枚——七十壹錢

一 同三拾枚、〇

貳拾五枚——七十壹錢 五枚——七十貳錢

*「十二月限兜始り 百貳十枚」

× 蛸殻町十二月限買付百枚

十枚——六十八錢 三拾枚——六十九錢 六拾枚——七十錢

*「蛸殻 百枚」

一 昨日新米買入高千四百〇四俵米又之手より買入候事

一 大坂、馬関、東京ニ於而新米買取之義、昨日益田へ出納局長与倉より申附候趣を以、四日市、若津共早速着手致候様

出張人江可申越段、同人より木村へ達し

一 大坂出納局納四万貳千石余ニ相成候分、八百石余増受方聞濟、直ニ大坂出張局へ電信相成候事

一 小麦三千石代之内壹万円、并当春より六月迄手数料七千円余、今日大蔵省より受取事

一 兜町十二月限買附百枚、〇

五枚 四円七十七錢 七十五枚——七十八錢 廿枚——七十九錢

*「兜町×高 20」

十月七日 休

一 大蔵省より御申付ニ付、石巻、四日市等新穀直段聞合、電信出セリ

一 今日売茶亭ニ而前田別盃ニ付、三井銀行ヨリ出水并三野村、

今井、西村、当社両会主、益田、木村、馬越、伊達、坪内、

近藤、中島、浅田共集会、別席ニ而出水、其外江前後之手

続益田より演説□□□酒飯差出候事

十月八日 晴

一 十月限蛸殻町買埋貳拾壹枚

五枚 四円九十五錢 十六枚——九十六錢

一 兜町十月限買埋拾五枚

三井物産会社「日記」(第三号)

十枚 四円九十七銭
 一枚 九十八銭 一枚 五円 九十九銭
 一 出納局江呼出、木村出局候処与倉より前日買入米計算凡書取を以、翌日十時迄ニ必ス差出様頼候事
 一新穀買入米代拾万円下渡願申出ル

*「△」

一 仏国郵船出帆ニ付前田出立、坪内同行、午後二時三十分益田、三野村浜行、武之助殿木村ト六時十五分出車を以罷越、益田一泊、余八十時九分ニ而帰東候事

*「前田、坪内九日午後三時横浜出帆セリ」

十月九日 曇

一 今日益田品川宅ニ而紅茶試製ニ付、松方殿も出席相成候由ニ而、益田出勤不致候事

一 甲府銀行栗原信近より益田・木村へ葡萄乾函宛差被贈候事

一 兜町十月限四枚買埋

一枚 四九十五銭 一枚 九十六銭 一枚 九十八銭

一 蛸殻町十月限五拾七枚買埋

拾枚 九十七銭 貳拾枚 九十八銭 貳拾枚 九十九銭

七枚 五円

*「埋切」

一 兵庫、大坂買入米貳万石勘定、本日出納局へ差出候事

一新穀代金之内トシテ金四万円(東京四日市)現金ヲ以、外ニ貳万

円長崎出納局渡証書(若津)、四万円(大坂馬関)合拾万円本日御下渡相成候事

一 第十回欧州輸出来積入雇米国風帆タイタン号、長崎より馬関へ入港免状本日下ル

十月十日 雨

一 西京丸出帆ニ付左之通取計候事

一金四万円(大坂馬関)新米代金之内出納局より受取方可致、

証書式通を以書留ニ而拜司へ送ル

一同貳万円若津同断壹枚を以羽太へ送ル

一 タイタン号免状壹通羽太江同断

一 秋本・金子并上海へ出状セリ

一 出納局長与倉殿より石巻港新米買入着手致し、他之手ニ不

落入様注意可致段内達有之、直ニ福永へ電報セリ

一 兜町十月限買埋八拾貳枚

四十七枚 四円九十五銭 三十三枚 九十六銭 一枚 九十七銭

一同壹枚買埋 四円九十七銭

*「兜町残り 十月限 70」(注、跨線の上に欄外書されている)

*「七十枚」

一 四日市へ買米着手ノ事電信ス

一 洋紙四号三十リムヲ報知江売ル

十月十一日

一 兜町十二月限百枚 若留 買附○
東廻し

五十三枚 四円七十五銭、四十七枚 四円七十六銭

一 青森県下桂井吉郎右衛門代理安藤吉五郎持登米七百石、仕切之上今日帰県ニ付、県序第弐課并桂井、銀行田中九右衛門江返翰相渡候事

一 福島県官小山政蔵其外江、為談合益田午後上野行

一 兜町十二月限三百三拾枚買附 東印 米又○

百六十五枚 四円七十六銭 百六十五枚——七十七銭

一 同百〇九枚買附 又印 米又○

六十枚 四円七十五銭 三拾枚——七十六銭 十九枚 七十七銭

一 同六拾壹枚買附 又印 米又○

十枚 四円七十四銭 十枚——七十五銭 四十一枚——七十六銭

*「蛎殻町十二月限 米百枚

兜町 十二月限 買 米八百廿枚
 合九百貳拾枚」

一 銀行ヨリ尾高氏来訪ニ而出殻近日出荷相成ニ付、如何様取計可然哉との事ニ付、越前堀出店へ直ニ船送り相成度申入置候事

一 大風波ニ而深川諸蔵へ手当トシテ夕方宮本其外出張、今夜

詰番申付候事

十月十二日 晴

一 蛎殻町十二月限買付百枚

拾枚 四円七十七銭 廿枚 ——七十八銭

五十枚——七十九銭 貳拾枚 ——八十銭

一 兜町十二月限買付六拾枚 東○

十枚 四円七十九銭 五十枚 ——八十銭

一 同三拾枚買付、三拾枚 東○

十枚 四円七十九銭 廿枚 ——八十銭

*「兜十二月 九百十枚

蛎同 貳百枚」

一 蛎殻町十二月限四拾枚買 米又

十枚 四円七十九銭 三拾枚 ——八十銭

一 同百六拾枚買

五枚 四円七十八銭 貳十五枚 ——七十九銭
 百卅枚——八十銭

一 兵庫ニ而買入候米は兵庫へ差置可然段、与倉殿より申付有之候事

一 開拓使乗風丸石炭代千九十九弗余本日同使林ヲ以上納セリ
 一 国債局より借入之拾万九千八百円之内、五万円は先日納済、残り金本日三井銀行へ相廻、上納方依頼致候事

*「兜町一
 一 若留十二月限貳百枚買 四円八十三銭○

三井物産会社「日記」(第三号)

*「同」
一米又ニ而本場十二月限式百九拾五枚 (ママ) 八十二銭 百四十五
八十三 七十四
八十四 ○

*「同」
一同 アト同 百九拾五枚 二百卅五 八十三銭
五十八 八十四銭

*「宛」
×一万九百八十五

右ニ而惣計買式千枚之買

*「×千六百枚」

一アニーウエストン并サマンサ船積証書各一通ツ、ヲ南領事
江出ス、但シ書状はアルウインに托ス

一齋藤定興之代木下来リ、南部ニ新米千石式円五十銭に而売
物有之、買取方如何哉ヲ尋出タリ、尔来は都而石の巻江出
し而金と引換へニ致度、委細明朝齋藤ト相談の上挨拶有之
筈

一深川大潮ニ付木村宅破損故、本日本挽町へ転宿候事

十月十三日 晴

一 蛸殻町十二月限三拾枚買付

五枚 四円八十七銭 五枚 —— 八十八銭
十枚 —— 八十九銭 十枚 —— 九十銭

*「蛸殻十二月」
×四百卅枚

*「右帳入済」

一兵庫買入米第壹号、若津第貳号出納局へ届出候事

一 兜町十二月限買附百四拾枚

七十枚 四円九十銭 七拾枚 —— 九十三銭

一同百枚買附

五拾枚 —— 九拾貳銭 五十枚 —— 九十三銭

一 蛸殻町十二月限百四拾枚買付

四十枚 四円九十銭 百枚 —— 九十七銭

一 蛸殻町十二月限式百六拾枚買付

十枚 四円八十九銭 百枚 —— 九十銭
百枚 —— 九十銭 五十枚 —— 九十七銭

一兵庫より香港輸出来壹万五千七百拾五俵、此斤百貳拾八万
五千八百六拾貳斤積入、ヒリブラキツハトルツク号江渡方
致し、十四番組合より受取証書并税関免状共拜司より送り
来ル

*「盛岡米三斗五升

式俵 壹駄

手数料五銭」

十月十四日 休

一 昨日高砂丸龍動無事着電信有之事

十月十五日 曇

一 島方木村忠藏当分蚕種紙取扱手伝トシテ、横浜支店へ今日より差越候事

一 中島新三室町支店用相片付、本日より米方出勤申付候事

一 古谷龍藏四日市買米用トシテ明朝より出立、陸路三州地へ立寄、直ニ出張之筈

一 蛸殻町十二月限六拾枚買付 本 四円九十九銭

一同 拾枚 貳番 四円九十九銭

*「メ」

*「キ 2738」

十月十六日 雨

*「△」

一 十四番江用向有之、益田横浜行

一 古谷龍藏出立四日市行ニ付、金壹万円ノ内半分を以為持差越候事

一 正米高直ニ付、今日一日買入方見合候事

十月十七日 晴

一 室町支店江産物一見として東京府知事来店相成候事

*「今日止メ」

一 三陸米五十石始而買附報告ニ付上申、并ニ金貳万円請取方

申出ル

一 名古屋丸出帆ニ付、長崎、馬関、大坂等江出状セリ

一 品川江益田氏引越候事

十月十八日

一 瓦斯局売石炭六百拾五噸、壹噸ニ付七円七拾貳錢替、野村

竹次郎より書付差越置候事

一 東京府知事午後四時より室町支店へ来車、物品□覽、薄暮引取候事

一 ワットソン方麻袋七千五百枚買入、受取代金165之事ニ中原来店之上相決候事

一 レウ一件電信料立替之分取下と国債局へ申出候事

十月十九日 雨

一 渋沢口出穀式箇□目十五貫目尾張屋幸五郎荷之分本莊駅諸

井泉衛より昨夕刻島方へ持付候間、手置申付候事

一 サマンサ并アンニーウエストーン号見本米十四番へ為持候事
一 豊前小倉人堤半藏・柏木點治・久良知重敏等ヨリ先日米豊

前米取組方談判之末馬関秋本へい細書面差出、実地之勘考并打合等ニ付、其書面趣意相違無之哉否為念堤藏蔵へ今日

見せ候上、郵便差出ス

一 エニーウエストーン土州沖ニ而難風ニ出逢、余程の荷打チヲ

三井物産会社「日記」(第三号)

モ爲し、辛クシ而横濱江着したり、委細取扱は拾四番江委
托セリ

十月廿日

一 郷殿より之呼出しニ寄り而孝出省ス、其談ニは三菱商会ニ
而は損失無キトキハ蒸氣船ヲ欧州江送ルベシ、至急取調運
賃高ヲ申出へし、一石ニ付弍円五十錢もアレハ可然との事
序ニ出納局へ回ル、アニーウエストン一条ヲ巨細ニ話し置
ケリ

一 小倉旧知事在英ニ而為替入用との事故、洋千弗受取、アル
ウイン江六十日目渡の手形ヲ以三志拾壹片弍分五リ換ニ而
百九拾六磅拾七志六ヘンス之高ヲ取組ミタリ

十月廿一日 休

十月廿二日

一 アンニーウエストン号難船景況届書出納局へ差出候事
一 第十三回約定絨代内金三万三千円迄取下方申出候事
一 渋沢市郎殿より送り方之出穀麻袋入三十八本、此量目弍百
三拾貫弍百目送り状前ニ而当方掛改、弍百弍拾六貫九百五
拾目有之、欠切三貫五百弍十目有之ニ付、運賃三円八拾錢
小網町迄下
有之、武州新川内国通運会社印 弘渡見合置、追而荷主掛合之上

可相払と申答置候、此外早舟舸下賃九十五錢(浅草山ノ宿荒川屋印)
有之、申請度申立候へとも、小網町迄の運賃ニ而弍重払も
難計ニ付、是又断置候事

一 ヒツセル来訪

十月廿三日

一 齋藤定興、木下とも兩人へ万仙ニおゐて酒飯差出、奥州之
事件談合致候事

十月廿四日

一 金三万三千円第十三回約定絨代之内トシテ第弍課ヨリ受取
一金三万円東京買入米代之内トして大蔵省ヨリ受取候事
一 南一介来社、宮辺事件落着ニ付片山へ取掛之段申来候事
一 渋沢依頼出穀三拾九本越前堀より、四十八本当蔵ヨリ鉄道へ
送り横濱へ差向候事

一 金杉瓦斯局石炭代四千七百四拾七円八拾錢受取候事

十月廿五日

一 広島丸入着上田安三郎帰店、ヒツトマン同断
一 広島丸出港ニ付馬関江出状ス
一 約定絨代洋之内へ金弍万円横濱支店送り

- 一 渋沢市郎来店、出穀欠減等之義打合候処、別段不正之筋発覚セサレハ致方無之二付、運賃払相成度依頼有之候事
- 一 ヒットマンより太政官上申書尅通横浜より頼越候処、遅刻ニ而明日差出ス

十月廿六日

- 一 出納局長与倉殿、長崎・馬関・若津・四日市等蔵所見分有之二付出張、来ル三十一日出帆東京丸ニ而発立ニ付、馬関其外案内方依頼方、夫々申越候事

十月廿七日

- 一 金貳万円大坂新米買入金之内トシテ、并六千円余共出納局より請取候事

* [6046.6:31]

十月廿八日 日曜日

- 一 ヒットマン同行、益田雉子橋ニ抵ル

十月廿九日

- 一 第二号紺、第四号甲六緋黄藍絨欧州注文電信ヲ以申遣ス、且今夕の郵便ニ委敷書帖出ス
- 一 田中長右衛門近在より帰京ス

一 (一)

三井物産会社「日記」(第四号)

〔表紙〕 明治十年十月廿九日ヨリ

日記 ④

同十一年二月廿七日ニ至ル

第四号 「(三井文庫所蔵史料 物産四)

十月廿九日 晴 月曜日

一陸軍省第貳課約定絨類左之通、本日龍動へ電信ヲ以注文申越ス

貳号紺絨七千六百七拾碼

四号同五千四百碼

甲六号同壹万八千碼

三号 紺絨千碼

藍絨百碼

黄絨千五百場

右電信之上英国メール (ラキマ) 号ヲ以郵便書ヲ出ス

*〔宛十二限売埋〕

一兜町十二月限百五拾六枚売埋 本 又印之内

六拾六 五円拾貳銭 九十 五円拾壹銭

*〔同上〕

一 同限八拾四枚売埋 貳番 又印之内

三拾四 五円拾壹銭 五十 五円拾銭

一三野村来社、龍動井上より来書ヲ渡ス

一矢野、中原国之助、中山来社

一 千早丸釜石江向ケ昨廿八日出帆之段、鉾山局ヨリ通知有之
二付、石巻江出状ス

十月卅日 晴 火曜日

※△

一 英壹并拾四番アンニールウエストン事件等二付、午前益田、田中長右衛門横浜出張

*〔宛十二限買付 入帳済〕

④ 一 兜町十二月限 三拾枚 五円八銭

七拾枚 五十枚 七銭
五十枚 八銭

百枚 買付

一 工学局より注文ノ石膏三拾六担、上海ブリ子江買付方申遣ス

一 英一番ニ而申聞ノ米三陸米ハラ江申立シ処、下廉ニ付到底不被行其趣断リ遣ス

一 大坂梓司江電信ヲ以竹内恒三四日市江出張之事申遣ス

一 長崎江石炭当時売口悪しく積回スコト勿レ、増田幸七呼寄せの事申遣ス

一七宝会社巴里斯行之荷物ワットソン雇入之帆前船ニ積入方
三拾頓約束ス

但し運賃は神戸より龍動迄貳磅

神戸迄の運賃は此方ニ於而受持之約束

一東洋銀行江七月三日注文絨毛布代払方ハ三井銀行分店ヲ頼
み而払入レ置キ、追而銀行トノ差引ニ相立拾四番の手ヲ経
サルコトニ内々示談ロツセルといたし候事

二重ニ付消 (注、左の二項にかかる)

一兜町十二月限七拾枚買附 本 東印分

五拾枚 五円〇七銭 貳拾枚 五円〇八銭

一同限三拾枚買附 貳番 東印分

五円〇八銭

一御買入米手数料第貳回分貳千五百四拾四円拾六銭七厘出納
局ヨリ受取事

十月三十一日 曇 水曜日

一出納局副長与倉守人殿御用ニ付長崎行

一東京丸出帆ニ付若津、馬関、大坂ニ出状セリ

*△

一益田横浜へ米用ニ而罷越ス

一馬関輸出来積風帆サマンサ号免状大蔵省へ返上ス

一約定絨三拾五箱、毛布貳拾九箇昨日汽車ニ而着ス、陸軍江

引込候事

一午後五時ヨリ於精養軒渋沢、益田、木村、上田ト会食、上
海江第壹銀行合併出店事件ヲ談シ、全く合併出店決議、来
ル七日出帆西京丸ニ而上田上海ニ帰ル節、銀行ヨリモ尅名
出張之筈、此席へ中島も明日出立事件引合旁陪食ス

十一月一日 雨 木曜日

一四日市送り金貳万円明日出帆千年丸便ヲ以現送スル筈ニ而、
出納局へ書面差出し正金取下ル、七拾銀行運輸掛リ飯島松
五郎ヲ雇遣ス

一中島新三奥州出立、宮城銀行并福永へ出状セリ

一陸軍約定請書江秩禄公債証書六千百円之辻相添、今日差出
候事

一約定絨入箱尅ケニ付十尅錢五厘ヲ五分増シ十貳錢尅厘トタ
ン尅箱ニ付尅円三拾貳錢五リヲ五分増尅円三拾九錢尅厘宛
ヲ以爾後買受度、第貳課へ申出候事

* (宛一月限買初)

① 一月限兜町千石買附 百枚 五円十三銭 若留

② 同限貳百拾枚同断 東廻し 米又

拾枚 一十銭 百六拾枚 一十三銭 四拾枚 一十四銭

③ 同限拾枚買附 東廻し 米又

五枚 五円拾貳錢 五枚 —— 十三錢

④ 一同限拾枚買附 東廻し 米又

五枚 五円十壹錢 五枚 —— 拾貳錢

一 匏貝壹万斤 大貳步方 中三歩方 小四歩方

破レ壹歩 合五百斤ニ付八十錢買附之事

一 糸平より十二月限千五百枚売買戻し五円十錢ニ而頻ニ頼み
出而タレ共、不承知之事答へ置ク

十一月二日 晴 金曜日

一 ヒットマン来社シ、メードメリエン号三百頓丈ケ石炭積込
呉度旨願望スルニ付、式弗五分之約条ニ而雇船スルコトニ
取極メ、其旨長崎へ申遣ス

一 毛布追々納メ都合よしと

一 龍動より去月廿九日以電報注文せし陸軍絨式号紺七拾九片、
四号六十八片、甲六号七拾壹片、黄緋藍共に六拾三片ニ而
約定せし趣申越セリ

一 横浜ノウアルス(亜米一) 来社、神戸ニ於而新米買入度趣
申聞ケタリ、抛而百斤式弗壹分ナレハ売却スヘシト答へ、
品之品等ヲ鑿定スル為メ拜司神戸へ出張為致、ウアルスニ
而相見ル積リ約束し而大坂江電信、其高六百頓ト云フ

一 陸軍省上箱不残売下相成候事

一 四日市行蒸氣千年丸俄ニ小笠原島行、代り東海丸今日出帆、
飯島乗組罷越事

一 白米五百俵上海へ送り試之義出納局へ申出候処、聞届相成
候段、飯田書記官殿より達相成

一 銅見本香港送り之分下大坂ニ而早々下渡之義国債局へ書面
差出候処、早速指令可致との事

一 四日市麻袋壹万貳千袋、今日より三菱龍応丸江積入差送ル
筈、尤品川ニ而積入方同社より依頼ニ付入費ハ申請候筈、
運賃も可然との事ニ付追而可取極事宮本引合

十一月三日 天長節ニ付休 晴 土曜日

一 上海より麻袋百五拾五箇、数四万八千百枚入着

一 今年後八時頃ヨリ延遠館ニ於テ、外国公使并外務卿引請ニ
而、天長節賀会開設ニ付、益田も出席致候事

十一月四日 晴 日曜日

十一月五日 雨 月曜日

一 今晝呉服橋内陸軍長処焼失

一 東海丸送り金貳万円四日市ニ昨日無事着ス

④ 一兜町十二月限買附百枚 ①初

五枚 五円廿四銭 八十五枚——廿五銭 拾枚——廿五銭五り

④ 一同一月限買附百枚 ①

八十枚——廿三銭 拾枚——廿四銭 拾枚——廿三銭五り

一欧州・米国荷為換金取扱方命令状、本日大蔵省より御下渡相成益田

一出納局ニ而白米販売見込之事

伺書ハ以来都而二通ヲ差出し可申事

長崎ニ而土蔵用意アルコト、石ノ巻米之事等夫々飯田殿と

談話ス

一 小松彰と云フ人来り、信州莫之談アリ

一 ヒットマン来社ス

十一月六日 曇 火曜日

一大坂買入米代金之内三万円出納局より受取、三井銀行へ入ル、是ニ而都合七万円也

一同断之アト買入代五万円、若津同三万円下渡願今日差出候事

一 上海買入麻袋三万五百枚并五万^(七カ)千六百枚、平均代壹枚ニ付拾八銭式厘宛取下方願書差出ス 出納局

一金壹万円横浜支店江送ル、田中長右衛門持参

一 アンニーウエストン号痛ミ米今午後二時入札之由十四番より申来候間、田中長右衛門出張申付ル

一 仏国行建家見分として松方殿木挽町普請場江来光ニ付、益田罷越候事

一 室町支店より、博覧会出品同事務局より検査として、午後三時より出張相成候事

一 横浜着香港買入麻袋百五十五個四万八千枚之内、壹万百枚三十四箇四日市送りとシテ同地へ残し置、アト浅草へ船送り申越ス

一 昨日田中長右衛門儀深川其外米廩主任申付ル

一 今日より田中藤助大坂出足、四日市出張申来ル

一 横浜支店松本常盤月給七円五十銭ニ増給申付候事

十一月七日 水

*〔〇〕

一新潟米事件は、来月十日より第四国立銀行東京店支配人辻金五郎ト申仁彼地へ出発ニ付、手続書を以明後九日朝御断承度ニ付、御用候ハ、明日正午迄ニ第四銀行江出状致候様三野村申来候事

一 国債局より大坂銅見本下渡指令書当社へ送致之筈ヲ、誤而直ニ大坂出張局へ相送候付、不取敢電信を以申越候間、当

三井物産会社「日記」(第四号)

社ヨリも受方可申出段本局より申来候付、拜司江電信セリ
 一 勸商局、国債局へ伺出置候富田冬三龍動出張当社委任事件、
 此度帰朝ニ而免度義聞置之指令有之候事

一 此度上海支店之義は、第一国立銀行トノ乗合ナルヲ以笹瀬
 正明^(元)ト云フものヲ副役ニ雇入、上田江相副候事、就而は渋
 沢と評議、上田は廿五円、笹瀬は廿円、外ニ賄料一ヶ月拾
 円ツ、差遣し可申事

旅費は上等の船客料ヲ与ルコト

上海資本金は双方より式千五百円ツ、五千円となし、余者
 貸付スルコト、尤利息相付可申事

右之件ニ取極メ事

一 英一番より飛切米見本ヲ以買入度旨申越せしニ付、夫々見
 本差遣し候事

一 七十六番ハウイエ来リ、横浜支店ニアル出穀は是非残ラヌ
 売却致度旨懇談なせとも、渋沢の荷物体ニ而九十七枚半
 迄ナレハ売却スヘシ、左も無レハ売却不致ト断レリ

*「鉛筆にて○印あり」

十一月八日 木

一 兵庫・大坂買入米式万八百七拾五石式斗七升六合、代金十
 壹万七千三百三拾七円九拾四銭五厘甲三拾九号証書并馬関
 北国米式万四千四百六斗、代拾万四百壹円九十八銭八厘甲九

拾号証書出納局より下渡相成、如例預り置候分下ケ紙ニし
 て差出置候事

一 横浜競馬ニ付案内有之、益田午前十時ヨリヲリヤンタル銀
 行江罷越候事

一 上田安三郎義、上海出張中月給式拾五円外ニ賄料拾円宛支
 給之義申渡ス

一 買入米代大坂、兵庫ニ而五万円、若津三万円之辻出納局ヨ
 リ請取候事

一 陸軍ヨリ毛布内金并絨殘金トシテ壹万円余受取候事
 一 兵庫買入注文小麦三千石相揃候付、アト引続買入金之内ト
 シテ壹万円出納局へ可申出ニ付、郷大書記官へ申入済ニ而
 アト引続買入可申との事

十一月九日 晴 金

一 上田安三郎西京丸ニ而今日出発ニ付、金壹万五千元若津買
 米代之内江、五千元上海基本金トシテ長崎支店へ現送致候
 事

一 笹瀬正明^(元)(銀行ヨリ差越ス人)上田ト同行ニ付本日当社へ傭入、
 出張中月給式拾円并賄費拾円支給之義申渡事

一 岐阜県二等属佐野成績来店、同県産葉烟草見本差廻候間、
 製造之可否ハ素ヨリ優劣等如何哉試験為致度、尤産高三
 拾万斤位之由ニ而、是迄不殘三州江送り出し喰田煙草^{イダ}ト唱、

東京江送り来候由

一 過ル五日中島新三仙台着、六日石巻へ罷越候段郵便来ル
 一 浅野又兵衛来店、大坂より毎月坂本平助製造延地丁銅金高
 貳千四百円計送り来候ニ付、右為換九歩金借受、着当日よ
 り五日間入金之筈ニして、百円ニ付五十銭、尤右日数ヲ越
 ル時ハ壹日百円ニ付三、四銭位之日歩利ヲ以定約相願度段
 申来候事

十一月十日 土

一 会津草倉鑄形銅八万五千斤、山形幸生同壹万斤、出羽荒川
 同壹万五千斤、一口ニシテ平均十八円八拾五銭、唐銅五万
 斤、平均拾五円八十銭ニ買入吳候様淺又より申出候事
 一金七千六百六拾貳円貳十銭上海買入麻袋四万貳千百枚代壹
 枚十八銭貳厘換出納局より受取

一 麻袋三百入三拾五箇勢州四日市送り、来ル十二日出帆東海
 丸江積約定を以横浜支店より同社へ相渡候様取計為致候事
 一 田中長右衛門今日アンニーウエストン号濡米入札ニ付出浜
 一 益田横浜十四番行

一 支那政府貸与金一件ニ付、上海電信料四百余円今日国債局
 より取下候事

④ 一 兜町十二月限売埋千六百石貳千石若留名前之内
 千四百石

五円貳十六銭

十一月十二日 月

一金壹万円横浜支店貸 松本常磐渡 第一
 一同貳万五千元四日市出張古谷送候金 三井
 一 キングヲフスエーデン英船雇入、明後日より積入之約定ヲ
 以横浜積ニ而雇入
 一 十四回着約定緘代之内三万四千円陸軍より受取、銀行江差
 入候事

一 横浜貳万円洋銀買入として石井を以差送事
 一 四日市東海丸出帆ニ付、前断金差越受取証書為引替郵送致
 候事

④ 一 兜町十二月限四拾枚売埋 米又

貳十枚 五円貳十五銭 貳十枚——貳十四銭

④ 一同十二月限四拾枚同断 若留

貳拾枚 五円貳十五銭 貳十枚——貳十四銭

一 若留正米口銭

売米百俵ニ付貳十五匁

買米同断 貳十銭

右ニ仕度申出候事

一 安達何四郎義本日ヨリ月給六円宛支給申渡ス

一 此度雇入之キンクラフスウエーテンは七百八十八頓ニ而、
英国江五十式志半、歐大州江五十五志ナリ
碇泊日数十五日、明十四日より

十一月十三日 火

*〔拾回〕

一口チイル号輸出小麦不足ニ兵庫白米割積致可然段出納局よ
り達有之候事、尤厦門行ナリ五千石積約定

*〔十一回〕

一 キンクラフスウエーテン号輸出米袋詰、今日より浅草御蔵
ニ而始ル

一 海外為換取扱御申付受書本日大蔵省国債局外債課へ差出ス

十一月十四日

一 大坂出納支局伊東殿今日帰坂

一 東京鎮台被服陣営課へ呼出ニ付木村罷出候処、是迄大倉、
吹田兩人条約満期ニ付相廢、更ニ当社へ申付候而も差障無
之哉之段軍吏副松田より口達相成候間、事業ニ於而差障無
之候間、条約書面草案下附相願置候事

一 西陣織

霞広東織 曲尺(カ) 壹尺ニ付壹円八十五錢
(格力)
□ 模様紬織 同 壹円四十五錢

右小室信夫ニ申越置之出来直段候事

*〔十二回輸出船雇入〕

一 馬関輸出積入船タイタン破談、代り英国風帆船ベルシロル
号八百九十三噸之雇入ル 龍敦(五十五式志半)
大洲(五十五志)

*〔第九回同出帆〕

一 第九回輸出ロングヘル号大蔵省小麦三千石并当社米積入
(運賃欧大洲中へ) 昨日出帆之段神戸より電信有之候事
(壹噸ニ付五十志)

一 新潟入鍵富徳次郎事三年前米国へ罷越商店ニ滞在、此節帰
朝ニ付同県大書記官南部氏より依頼ニ付、当社へ見習とし
て出頭可相成筈ニ打合相成候事

一 横山彦二郎より月給五円支給申渡ス、尤米方江相勤させ候
事

一 戦死招魂祭ニ付諸省休日之事

十一月十五日 晴

一 金壹万円兵庫小麦買入代金之内へ出納局ヨリ請取、第一銀
行江入ル

一 甲谷他ニ而買入麻袋四万八千百枚、代金八千九百余円請取
(出納局より) 同断

一 大坂新米代拾万円取下方申出ル出納局へ

一 第十二回輸出馬関袋詰米并若松廻米見本善悪共三通り出納
局ニ差出ス

十一月十六日

- 一 大坂、兵庫米代拾万円申出候内八万円受取、三井銀行江渡ス
- 一 第拾貳回馬関輸出用英国風帆船ベルシロル号免状六十六号を以下渡候而直ニ長崎へ郵送セリ
- 一 岩橋万造回漕船一件ニ付訴訟為致ニ決シ、南一介江代言人相頼、書類請取書引換相渡ス
- 一 益田横浜行

十一月十七日

- 一 広島丸入着、原彦太郎大坂より帰店
- 一 長崎詰増田孝七同船ニ而帰社、九州米勘定書類持帰り候事、出納局米受取書も同断
- 一 山口県令関口同船ニ而着
- 一 明後日仏国送り門検査トシテ松方其外出張之筈

十一月十八日 休 日曜日

- 一 昨十七日京都府知事榎村出京
- 一 益田、木村午後会場行

十一月十九日 月

- 一 昨日長崎三井銀行江電信為換壹万円取組候事

一 鍵富徳次郎、光村(アキマツ) 今日より見習として入社致候事

一 関税局より頼之生金巾内国木綿代市中大取引并小売直段凡取調書差出候事

一 今日仏博行門ノ検査アリ、無滞相済ム

十一月廿日

- 一 昨日高橋某古川市兵衛之代ニ約定幸生壹万斤、荒川壹万斤 鑄型銅買付ケタリ、横浜迄先方ニ而持付ケ賃常ニ拾貳錢ニ而取極メタリ
- 一 昨日之仏飛脚船ニ而鮑貝(朱清カ) 殻千貳百斤英国へ積出しタリ
- 一 横浜馬越病氣ニ付、代理深井多七江命帰京聞届候事
- 一 中島新三貢米取組ニ付委任状申越したり、依而差遣ス
- 一 大藏省江孝出仕ス、加州并青森等安直之もの買付可申旨被命タリ、郷大書記官御談シ
- 一 出納局江も出仕シ、欧州より之電報ニ通譯書差出しタリ
- 一 ハツチャロル号ハ弥長崎江立寄候事ニ取究りたる趣、并ハルミノ号アモイ行廿五錢ニ而俵ノ儘積入候事決定せりと拾四番より申越したり
- 一 養之助子西京行之事アルニ寄り、武之助子出納方を引受ル筈

一 大坂、兵庫買米代之内五万円本日受取ル

一 三陸米買入ニ付入用之由ニ付、出納支局へ電信為換ヲ以忒

万円出納本局へ相願、聞濟之上式万円上納ス
 一陸軍第拾五回絨毛布内金四万九千円受取

十一月廿一日 水

一四日市買米代之内三万円受取、今日出帆田子浦丸便ヲ以

一蛎殻町一月限買附六拾枚 本 米又

五 五四十五錢 十五 一十七錢
 式十五 一十六錢 十五 一十八錢

一 同所同五拾枚買附 貳番 同人

拾枚 五四十六錢 四拾枚 一十七錢

一 広島丸ニ而養之助殿西京行

一 兜町一月限 百六拾六枚 八十三 同 五円拾七錢
 八十三 同 十八錢

一 同 貳百三拾四枚 百六十 同 五円拾七錢
 百六十 同 十八錢 貳番

一 〆五百拾壹枚 今日買付

一 今日東京鎮台江願書出ス

一 三重岩村県令ヲ尋問ス

十一月廿二日

一 素麵長 壹箱二百九拾把入

正味量目壹貫四百目、此金七拾錢

即ち百式十目一斤二付六錢 壹割上ケ

一切素麵 壹箱貳百把入

正味和斤三拾斤入 此代拾斤二付五拾錢 百六十枚

即ち百式十目一斤二付三錢七厘五毛 壹割掛

一 細同 壹箱三百把入

正味壹貫貳百目入 此代 九拾五錢

即ち 同様二付 九錢五厘 壹割

一 棒鱈 一円二付貳〆八百目

百斤二付五円七拾貳錢 五分〇〇〇 Kani

一 昨日大藏省談し加賀、青森共当分見合之沙汰アリ、新瀉も

三元式十錢以上ナレハ買フニ不及との事なり

一 金三万円受取り(出納局より)たり

一 馬越恭平昨夜益田宅江来、伊勢□□之話アリ

一 島田敬助より買入之米は、米与より第一国立銀行へ質入レ

ナルヲ以同人より銀行へ断り、当社よりは銀行へ入金し而

受渡ヲ可致約条

一 小麦厦門積之分は俵別入レ高平均スルコトニ決ス

一 若津より長崎江回米運送規則当社江出納局より下渡しなり

たり

十一月廿三日

一 新嘗祭ニ付諸官省休日

十一月廿四日 (記事ナシ)

*「三銀 53.030

第一 60.537」

十一月廿五日 日曜日

十一月廿六日

一 出納局長与倉殿四日市出立之義申来事

一 香港へ輸出白米ハ神戸ヨリ積出し、玄米ハ東京ヨリ五千石、下関ヨリ五千石積送度ニ付、雇船之都合ニ寄り石数増減ハ不苦段ニ而雇船可致旨、出納局より申来ル

一 三池石炭横浜売代之内七百五拾円本日鉾山局江相納、右証書長崎支店へ送り勘定為致候事

十一月廿七日

④ 一 兜町一月限百枚買附 五円拾九銭 米又

一 益田横濱行

一 大坂買米代之内江拾万円電信為換出納局ニ相願候事

一 キンクドムスウエーテン号并ハルミノ共夫々巡回せり

一 十四番行アルウインより之為替手形調印為致候事

十一月廿八日

一 白米量目検査為致見候処、壹石ニ付貳百貳十八斤余アリ

④ 一 ①ノ買十月限百枚 五円三拾一銭五リかへ売理
但し廿九日

一 東京鎮台より木村呼出しアリ出張ス、書面加筆ヲ要スル一条アリ、直ニ之ヲ更正し而差出ス

十一月廿九日

一 大坂より出納局電信為替十万円受取夕趣申越ス^(カ)

一 亜米一ゲ一より手紙アリ、兵庫ニ而九拾万斤より九拾貳万五千斤之米貳弗壹分ニ而買受ケ可申趣申越ス、依而電信有之候ハ、金相払フ否哉問合せニ遣ス、尤大坂江は其事文通ス

一 ワットソン来訪ス

一 出納局江白米并玄米香港売却勘定書凡積持參ス、直チニ輸出ニ決議ス、尤以来支那送之米は決し而海上乗合ヲ要セサル事之達シ飯田氏よりアリ

一 ロテール積之小麦貳弗貳分五リ、白米貳弗五分ニ而売却せし事(厦門) 届出置ク

一 アニウエストン荷物受負金内とし而、洋三万五千四百八拾九弗三分六リ受取りタリ

三井物産会社「日記」(第四号)

一四日市送り金正金明日之田子ノ浦丸ニ而式万五千円并為替
手形式万五千、いづれも出納局より受取り差立ル

一キングトンヲフスエデン号今日出帆ニ付、海上受合何程相
付ケ可申哉打合せニ付、百斤ニ付洋式弗六分と十四番へ返
事ス

一ヒットマン来訪、カルカタ袋直違ノ事ヲ細説シ、十四番江
懸合遣ス

一昨夜東洋銀行江出頭し而、ロセール船売上代金直チニ受取、
香港ニ預リ置呉候様申遣ス

十一月三十日

一金壹万円電信為換、壹万円陸為換ヲ以大坂ニ而入金之上、

取計方三銀ニ電信頼ム

*[O]

④ 一 月限百枚売埋 米又

五十枚 五円三十五錢 五十枚 —— 三十四錢

一 アンニーウエストーン号米請受代之内、三万五千四百八拾九
弗三分六厘本日出納局へ上納ス宮本

一 垂米一江兵庫売米は官米ニ致呉様飯田より談有之ニ付、其
段大坂ニ可申越事

一 勸農局ヨリ製造人江貸渡為引当支那茶フルイ十組注文之分、

横浜入港之内ニ而五組カ丈当方江借受度松方江申立呉候様、
熊谷申来ル

十二月一日 小雨 土

買付 一 蛸殻町二月限百枚 前 米又 東廻し

④ 五十 五円三十五錢 ④ 五十 —— 三十六錢

買付 一 兜町二月限百九拾枚 前 米又 東廻し

④ 百 五円三十四錢 ④ 九十 —— 三十五錢

④ 賣埋 一 同一月限百拾枚 前 五円三十三錢 米又

④ 一 蛸殻町十二月限売埋 前 百枚 五円五十七錢 米又

一 今日出納局ニ而兵庫売新米四千石は、大蔵省買米ノ内より
可相渡儀決したり

一 アンニーウエストーンは惣受合ヲ付而欧州江雇入不苦趣達しあ
り、其趣十四番江申遣ス

一 今日勸農局江出仕シ而富岡製糸売捌之命令状写ヲ受取りた
り、未タ御請不差出

一 大蔵省客室窓掛ケ見本決定ス

一 海外荷為替取扱程規聞届の旨ハラより達アリ

十二月二日 休

十二月三日

買付

一 兜町二月限拾枚 東買 五円三十六銭

一 亜米一江兵庫ニ而可売渡大藏省新米ハ升量ヲ以売渡ニ付、

枮欠ハ市中買入通りニして試計ニ致シ、右欠ヲ以平均勘定

□可致旨出納局飯田より達シ、木村承り帰り候事

一 馬関北国米外国送り之分も同断、宮本承帰候事

*「〇」

一 益田横濱行

一 横浜ニ洋銀買入之為メ式万円送ル

一 伊達弥助来社ス

十二月四日 晴

買付

一 兜町二月限三拾枚 式番 米又 五円三十九銭

一 岩橋万蔵石巻運賃一件勸解願過日より南一介江委任着手、

当一日才判処ニ於而对談ニ相成、本日万蔵代理小倉芳助よ

り約定当日渡金ハ、即今は割入金残金は十二年六月限返済、

第式渡ニ当ル賃金ハ十一年一月より一ヶ月五拾円宛月賦返

済之証書ニ改正シテ、前事件ヲ取消可申事ニ決定スルニ付、

本日裁判所届出可申段、南氏来店談示相成候事

一 兜町一月限百枚 買付 伊東 五円三拾四銭五厘

一 兜町一月限五拾枚 買付 伊東 五円三拾五銭

一 大分県第二課官員原田信吉殿紅茶見本ヲ持来リ、増田君ト

対面シ、紅茶之見本残シ帰りタリ

一 蛎殻町二月限百枚 買付 米又 五十枚 五円四十銭 五十枚 四十壹銭

一 陸軍絨毛布代之内、五万九千三百九拾五円拾四銭壹厘下渡

相成候事

一 出納局より馬関米代三万円并麻袋代内金壹万八千円共下渡

相成候事

一 横浜支店江洋銀現代り壹万円送ル 金山

一 香港より来電アリ、白米三万ヒロ式弗六分、玄米式万担

式弗四分ニ而一月中渡売約定調フヘシ

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

銅十九弗五分ナレハ売レル

右ニ付出納局へ申立許可ヲ受ケ、直チ二十式番江申遣ス
尤銅も売却之事頼ノム、浅草より八日積玄米積出之筈ニ而
手配ス

一 渋沢栄一來社、出穀之事、上海支店組合難相成事、香港江
遣スヘキ執行之事等談ス

一 ウラルシホスマン來社ス

一 ヒットマンより之報、香港錢高価尅弗千〇五十枚とのよし
ナリ、抛而大蔵省申立此便送ル積リ書面差出ス

一 大豆有高等南部、仙台江問合せし処、南部ニは少々有之趣
申越ス、価は石ノ巻着三円十錢

一 昨日支那人之手口ニ而信州屋ナルモノ米買入之為メ來社シ、
百斤之価貳弗と申聞候ニ付、貳弗一分ナレハ売却スヘキよ
し答ヘタリ、大豆も貳弗ナレハ買度よし申居レリ

一 龍動へ電信し而船一艘雇入之事申遣ス

十二月五日

一 夕刻ニ至リ而香港より電信アリ、米約定調印せり、相場玄
米貳枚四分、益氣配よし、此後高直之見込、白米漸々少々
ツ、御積送り可然事申越、銅は売却せり、幸生ノ品人ノ好
ム処なり

一 米國香港行郵船、正味百斤拾六錢ニ而瓦⁽²⁾万枚積送り之約
ヲ結フ

一 伊國送り蚕種約条草案片山江送り遣ス、但し渋沢喜作來社
ニ付、則ち草案ヲ為見、都而内意ニ付決定差送ル、同人奥
州へ出立スルニ付、約条取結之事は委托ヲ受ク

一 洋銀四日迄ニ可相払分悉皆払入、受取証書馬越より金山ヲ
以差越ス

* [23,670

第 一 105,429]

一 肥前ノ人原田某今日長崎江出立候ニ付、^{石炭}鉾山之事羽太江委
敷申遣ス

一 上海江も出帖ス

十二月六日

一 出納局ニ而船式一艘雇入許可ヲ受ケタレハ、アベルコロン雇
入之事フィセルヘ申遣ス、但シ四日市ニ而新古積込之事
一 スナイドル彈藥之入費ニ付并勘定書小倉ヲ以國債局へ差出
ス

一 銅香港送り入費百斤十八錢と見而^(實)文八百目ニ付、百元
ニ付五百円ニ当ル、即ち百元ニ付九拾錢程之運賃トなり
一 勢州買米代之内五万円正金請取、大坂同断電信為換七万円
今日達相成候事

一 外国為換当社取扱ケ所届大蔵省國債局江届出事

十二月七日

一 出納局より呼出しニ付仕せし処、大坂は五円以上に而も上物撰取少々ツ、買取差支無之、奥州は三円七拾錢、石の巻渡高シ、故ニ見合せ可申、肥前は肥前米ニ而五円以下之分は買取可然、尤其品能々相撰候様被申付候事
 一 右夫々電信ス、中島新三より四千円福永へ送り金之事電信ス

一 大豆買入米三円三十錢買止メ之事中島へ電信ス、福永江も約条見合せ之事申遣ス

一 千早丸着港之よし申越ス

一 午後亞米一ウヲルス来り而、風帆船雇入之事ヲ頼ム

一 兜町一月限六拾枚

三十 同 五円三十七錢
 三十 同 三十三六錢

一 蛸殻町二月限貳百枚 百 同 四十六錢
 百 同 四十五錢

右いづれも売埋メ

一 執行なるもの香港派出の事示談調フ

十二月八日

一 当ハルミノ船百六十俵小麦不足之事申越スニ付、送り方ヲ為ス

一 香港式枚四分五リニ騰貴せし事電信アリ

一 陸軍省毛布直段相違の事ニ付、互ニ話アリ

(一)

十二月九日 休

十二月十日

*「フラチル之事」

一 若山県フラチル之事

元数寄屋丁四丁目若松豊次郎方 瀬戸十助

稿老ヤール十五錢 無地同十四錢

一 大蔵省純張本日より七十日限り掛^カラス上納候様指令相成候、

金高貳百三拾円也小倉

一 岩手県令島惟精来社

一 四日市式度目輸出米積風帆船英国デュークラフ・アベルコ

ルン凡千五拾噸積分、英国行志噸ニ付五拾二志半、大洲行

五拾五志ニ而雇入度免状願出候事

一 陸軍渡一件米諸入費惣計算書とも出納局江差出候事

一 欧州よりスナイドル彈藥百五十箱、外ニ八箱ノ船積証書落手せり、Batna 号積証書ハ馬越江渡ス

十二月十一日

一 勸農局より今日富岡製糸巴里斯売捌之命令状ヲ得タリ

一 十一月三十日迄現在高五千六百九拾九斤式分六リ

三井物産会社「日記」(第四号)

(直一カ)

□有合せ之分送り方被申付候ニ付、差支無キ趣答置ケリ
 一 欧州よりアルウィン昨夜手紙ニ而、毛布刳除もの凡疋万枚、
 絨余分もの三千ヤール、極安直ニ買収可相成乗合ニ而買入
 候而者如何之趣申越候ニ付、今日以電信買入方申遣ス

一 昨日島菱之受米悉皆済み

一 ホーリン船老万担程積之船、俵之儘ナレハ式十錢、三分一
 散米歟又ハ袋入ナレハ十八錢ニ而、香港江神戸より雇船致
 候事、但し出納局へ御届出ス

一 尚千五百石程も正米当地買入之命令アリ

一 西郵勝三来社し而、毛布染直シ之事陸軍省依頼ス

一 五代氏銅パール船へ積込之事懸合候処、廿五錢ナルヨシ
 ニ付、即チ同人江問合せ候へ共不相知ニ付、其旨ヒツトマ
 ン江申遣ス

一 ゲーリツキ号今日より積込之趣申越ス

一 報知新聞紙引取今月は見合之事申越ス、尤代価問合ニ付式
 円式十錢位ナルベシト答へ置ケリ

十二月十二日

一 兜町二月限三拾枚 買付 米又

五円三拾四錢

一 蛎殻町二月限式百枚 買付 米又

百枚 五円三拾三錢 百枚 五円三拾四錢

一 末松殿ヨリ預り置候生糸七百十七匁三分、田中ニ依頼シ売

ニ出シタ

一 兜町二月限り四拾枚 買付 東印

式十枚 五円三拾三錢
 式十枚 三拾四錢

一 同二月限り 式拾枚 買付 米又

五円三拾三錢

取消ス(注、右二行文字上に朱書されている)

一 今日木村下ノ関江出張ニ付、益田も同道出浜ス

一 十四番江アルウィンより之為替三通不渡り横浜店江預ル

一 東京買米代老万円受取ル

十二月十三日

一 兜町二月限式拾枚 買付 米又

五円三拾三錢

一 養之助今日帰京

一 金老万両石井金之助ニ為持、横浜へ遣ス

* 今日ゲーリツキ出帆、積荷老万俵

一 信州屋、静川屋兩人支那人同道来社、頻ニ米之示談アリ、
 到底決定せず

一 益田大藏省ニ至リ、奥羽米輸出の事ヲ一層盛ニせんと申上
 しニ、東京有米僅カニ四千石、下ノ関老万式千石、大坂三

千五百石ナルヲ以実分之事ハナラス

一 松方大輔殿ニ龍動茶勘定書ヲ呈ス

一 拾四番へ小麦之買付書ヲ送ル

一 大坂、下ノ関北国米有高の聞合せ置ク

一 福永文七より文通ニて、千早丸昨夜午式字石ノ巻出帆のよし、

式千五百有余石積入之事申越ス

一 ロングフエロー之荷為替金国債局より拝借とし而受取ル、

勘定書帳記は別に規程取設ケル筈

十二月十四日

一 横浜支店江金札一万円差送ル

一 三菱商社ヨリ小野義臣来訪、面話致ス

一 勸農局長江富岡製糸仏国巴里ニ而売捌方御下命之請書差出ス

一 鉱山寮所轄蒸気船千早丸ニ而石ノ巻ヨリ積越候米江保険料

差出候儀、第一国立銀行江談判相整ふ

一 夜渋沢ニ集会し而株式之取調ヲ為ス

一 執行正道辞表聞届之事申越ス

十二月十五日

一 兜町二月限百枚 買付 米又

五円式拾六銭

一同二月限百式拾枚 買付 米又

五円式拾六銭

一 勸商局長河瀬氏ニ、内務省ニ於て而見候海外荷為替貸金は勸

商之主意ヲ体認候而取扱可申云々、右ニ付米国取扱人ニ福

井信一江依托致度頼置ク、阿片之話アリ

一 出納局ニ至リ、三千石買入之注文アリ

一 ザンジバル号蒸気三万担積香港江神戸、下ノ関より雇入相

成りたり、神戸碇泊日数式十日、運賃ハ別冊輸出備忘ニ記

シ置ク、右之事局へ申立シニ、白米ハ大坂壱万五千担、下

ノ関より玄米壱万五千担輸出の事飯田殿より達シアリ

一 アニウエストンも弥今日結局金子受取り相済タル趣申越ス(夕刻)

一 米国郵船シテイヲフベキン号壱万三千担積入之事談判相

調フ、但しゲリツク同様

一 糸平来社、当月限仲裁ニ立ツ、尤更ニ決セス

一 馬越来京ス

一 信州屋支那人之使とし而来ル、未夕結了セス、ツマリ横浜

持付百斤式弗壱分五リニ而口銭ヲ出ス歟、然ラサレハ口銭

無之ニ而式弗一分式リ五毛程なれば壱万担取組可申旨決答

ス

一 香港江壱万五千担程式弗五分シテイヲフヘキン号積之分

三井物産会社「日記」(第四号)

先売り之事、フィセル江頼み電信ス

十二月十六日 日曜日

一明日仏行人員出帆ニ付欧州行書状認ム

一坪内江生糸命令状写海外荷為替取組程規并海外支店取扱手続書、七宝会社積付目録(神戸より風帆船ニ而積取之分)、海外ニ而可取扱手数料書等写取り差送候事

一夕刻仏行人員江別盃ヲ遣ス

一今便龍動江鮑貝千七百斤程送ル、アルウィン江も出状ス

十二月十七日

一昨日ハ飯田君之宅ニ行、香港より之電信ゲリツキ号ニ而積出シタル分は、無滞式弗五分ニ而売却せし事ヲ届ケル

一今日糸平来リ而頼ニ懇望シ、当月限千枚以上是非解合ヲ要求スルニ付、五円五十銭ニ而同人江為任タリ

一三時四十五分ニ而益田孝横濱江行ク、但し仏行見送り等之為なり

一蛸殻町米商真鍋某ナルモノ、津輕米尅万四千俵程持参引合ヲ為ス

一今日仏行スル人員ハ浅田逸次、駐春亭、外ニ鵜飼外兩人、事務局官員等数十名なり

一横浜ニ而フィセル二面会ス

一此度巴里支店江生糸器械糸六箇五百三十七斤送り遣ス

一大坂ニ而協同社ノ土蔵出火、米百石程焼失、千五百俵程濡米出来之趣申越ス

十二月十八日 火曜 曇天

一蛸殻町十二月限三百枚七枚 売埋 米又

五円五拾銭

一同 十二月限八拾枚 売埋 米又

五円五拾銭

一兜町 十二月限七百貳拾枚 売埋 米又

五円五拾銭

一同 十二月限 百枚 売埋 伊東

五円五拾銭

一午後金貳万円三井銀行エ振込ミ、下ノ関江電信為替取組タ

一今日出納局江出仕ス、肥前米若津ニ而五円内ハ上物而已相撰買取り之事命令アリ、筑後米も上物ナレハ買取り而よろしきよし、大坂焼失之事、アニーウエストン八千四百弗上納金新潟丸勘定書手数料ヲ除キタル分呈進ス

一従昨日正米買米又々着手ス

一スナイドル弾薬三拾尅万六千発ベルサ号ニ而到着致シタル趣報知ヲ得タルニ付、大蔵省岩崎君江通達し而陸軍省渡方

ヲ促ス

一 鎮台より一ヶ年需用之要品直積り可申出旨沙汰アリ
 一 渋沢氏来社し而古川銅之談話アリ

昨夜之郵船ニ而旧メ銅五千円香港江送り方ヲ為ス為メ、第一国立銀行より出張せし処、已ニ夜ニ入り税関退出後如何トもなし難く、次便ニ延ス

一 千早丸昨日無事着之報知ヲ得タリ、抛而八百円運賃内金相納メ、明日より陸揚之筈

十二月十九日

一 斬穀町一月限六拾八枚 売埋 米又

三十枚 五円貳拾六錢
 三十八 五円貳拾五錢

一 同 二月限三拾枚 売埋 米又

五円貳拾九錢

一 同 二月限百七拾枚 売埋 米又

八十五枚 五円貳拾九錢
 八十五 五円貳拾八錢

一 兜町 二月限百枚 売埋 米又

三十枚 五円貳拾九錢
 七十 五円貳拾八錢

一 同 十二月限拾枚 売埋 米又

五円五拾錢

一 同 一月限六拾貳枚 売埋 米又

五十八枚 五円貳拾六錢
 四枚 — 貳拾五錢

一 同 一月限百五拾三枚 売埋 米又

五枚 五円貳拾八錢 十六枚 五円貳拾七錢
 百廿五 — 貳拾六錢 七枚 五円貳拾五錢

〆一月限 貳百八拾三枚

二月限 三百枚

十二月 十枚

一 武之助殿私用ニ而西京へ帰京ス 広島丸

今日上海并下ノ関、長崎等出帖ス

一 羽太紀克貳十五両、水谷伝七貳十五両、中野平三五十両
 夫々賞状相添へ目録差遣ス、但し九州騒乱中之功勞ヲ賞ス
 馬越恭平も五拾両、右同断

一 横浜より香港へ到着之米袋A B印二枚差越ス、直チニ出納局へ持參ス、A之方三錢五厘揚リニ申上、則ち拾万枚程も買入可然之達ヲ蒙レリ

一 九百頓積ノセーラボルン風帆船五十志ニ而龍動又ハ欧大洲ニ行くとノ事ナレハ何出候処、雇入而差支無之よし被申付候ニ付、即チ兩条共拾四番江電信ス

一 拾四番より之電信ニ云ク、香港ニ而廿九日積之米は已ニ貳弗四分七リニ而売却せり

三井物産会社「日記」(第四号)

一 龍動より電報アリ而生糸ノ高価ヲ告ク、抛而直チニ横浜江派出し而夫之報道ス
 一大蔵省より東京買米代とし而金壹万円受取ル

十二月二十日

一 今日朝野新聞社長来車、紙一件ニ付益田ト相談ス
 一 今午後横浜ノ商人信州屋并静岡屋同伴来社シ益田ト対面、米一件相談致候得共不行合シテ帰ル
 一 今朝大蔵省へ米見本大坂、兵庫買入之分呈進ス
 一 今朝金壹万円為持松岡并磯清五上州江派遣ス、生糸買入之為ナリ

一金壹万円東京買入米用大蔵省より受取ル

一金貳万円横浜江石井金之助為持差遣ス

一 但し洋銀下落ニ付買付之為メナリ

龍動より電報アリ而高砂丸積四千(アキマ) 袋九志七片半、但

大沢もの売却之事ヲ報知ス

其外毛布青壹万五千枚、赤五千枚買付タルコトヲ申越ス

一 与倉殿より之達シニ而、三千石内ニ而も買米止メ、諸国相場景況問合せタシ、報知可致様達ヲ受ケタリ、抛而諸方江

電報ス

一 古川市兵衛之銅香港江回送スベキ分五万斤、仏ノ郵船ニ而

積ムコトニ決シタリ、運賃貳十銭

一手島(マ)(大倉組来社、東京鎮台云々話アリ)
 一 真鍋某津軽米一条ニ付、増田幸七横浜江相越ス

十二月廿一日

一 富岡製糸所山田三等属より、欧洲直売之順序愈々相済タル旨ニテ、生糸目録相添達し有之候事

一 今日飯田大蔵権少書記官ヨリ三万ヒコル神戸積之蒸気船式拾壹銭(マ)トニ而宜敷候間、相雇候趣御達シニ相成候

一 今午十二時頃福岡県令渡辺殿来社、益田ト対面、色々該県勸業之事相談ニ相成候

一 宮本、増田、田仲、遠藤、米又へ阪本町錦吾楼ニテ夕刻ヨリ酒肴ヲ遣ス

一 今般手代見習席ヲ置キ、并ニ当直宿直規則ヲ設ケ置キ候事
 一 石井金之輔、鈴木帛吉、田中房吉、井上音三郎、斎藤鐘吉ヲ手代見習席申附候事

一 保坂弥七倉庫方兼島方売買方申付候事

一 古谷龍藏貳十五兩、麻田左衛門百兩、菊永昌介五十兩、中島新三百兩、九州一条賞美状相添差贈候事、尤麻田并菊永は銀行ト乗合

十二月廿二日 土曜日 晴

一 原彦太郎本日四日市へ出張ス

- 一 右同人以借金三万円現送ス
- 一 横浜支店へ金貳万円現送ス
- 一 横浜拾四番フイシヤル来社、益田氏面会ス
- 一 大蔵省ヨリ大坂、四日市ニ於テ買入米代ノ内トシテ金六万円御下渡相成候事
- 一 但シ三万円大坂ノ分、三万円四日市ノ分
- 一 宮本新右衛門、竹泉嘉平、竹内恒三

十二月廿四日^三 日曜日

- 一 此度雇入レタルベルサ号神戸江廻し候ニ付、もし水入とし而百五十頓計リ積入レ候ハ、洋拾錢ニ而積入可申旨申越スニ付、即チ当社之分三千三百俵直チニ送り出ス
- 一 此度シテイヲフペキン号江可積入分ハ、御蔵之分五千俵、外八千俵は当方より積ムコトニ決ス

(注)

十二月廿四日 月曜日

- 一 昨日龍動より着せし白米クレミユス見本并原品見本相添大蔵省江呈進ス
- 一 諸県買米廿五日限り一時相止メ、アト買入ハ明春別ニ相達スル筈之申渡アリ
- 一 海外明年之輸出ト予算ヲ差出スベキ達アリ
- 一 米袋麻小振リ之分見本ヲ呈セシ処、壹万丈ヶ急ニ注文可致

口達アリ、尤代価凡八錢見込

*「此分廿四日之部ニ加フ」注、右十二月廿四日より中カッコに括る

廿二日 土曜日続キ

一 今日米国郵船ニ而欧州江文通ス

十二月廿四日

一 香港行米検査せし処

英百四拾九斤半、内風袋拾壹斤より拾斤迄ハセーと云フ袋拾四番より送り越ス、其入り量百〇九斤英、内風袋壹斤

此枳目三斗五升、代価壹袋ニ付洋七錢之見込、八錢と見込而一石ニ付八拾三錢、百斤ニ付拾錢、内風袋一斤之分米代とし而收入スルニ付、此代式錢四リト見るトキハ風袋ノ代七錢六リ

一 限月買付残有高米平均本日本米又ヨリ左之通報知ス

一 兜町一月限拾五枚

東印

一同 貳百三拾枚

又印

右平均直段五円貳拾三錢五厘七毛

一 兜町二月限三百枚

東印

一同 三拾枚

又印

右平均直段五円三拾四錢九厘

一 蛸殻町一月限四拾貳枚

又印

三井物産会社「日記」(第四号)

右平均直段五円貳拾貳錢

一同 二月限百貳拾枚

右平均直段五円三拾三錢

又印

右之通ニ御座候

一 今日デユク・オフ・アベルコロン号免状大蔵省ヨリ受取、

書留ニ而横浜拾四番江送ル

一 アニーウエストン号勘定書再調ハラ江出ス

一 執行弘道此度香港にて銀銅貨交換等之事取扱之為メ第一国

立銀行ト申合せ、都而上海同様ノ取扱ニ而当社江備入、月

給五十円差出候事

一 本日龍動十一月二日発之書面達ス

一 夕刻ヨリ福岡県令及ヒ崑小二郎君へ浜町常盤屋ニテ肴酒ヲ

差出ス

十二月廿五日

一 横浜支店へ金三万円現送ス

一 横浜支店ヨリ加藤幸平茶ノ事ニテ出府ス

一 大蔵省ヨリ荷為換金三千七百円御下金相成候事

一 横山彦次郎本日勢州四日市へ出張申付候事

一 昨日英国風帆船アヘルマルン号勢州四日市へ為差廻、大蔵

省ヨリ御免状御下渡ニ付、本日請書差出し候事

一 大坂、兵庫、馬関買入米九万三千七百四拾余石代金及経費

等ノ残金九千八百九拾六円貳拾五錢壹厘、本日御下金ニ相

成候事

一 拜司、古谷、中島、秋本、金子、福永等へ今年ハ本日限ニ

テ買米可見合様電報ニテ申遣ス

一 大倉組手代手島氏来社ス

一 香港より電信ニ而玄米相場式弗五分五厘、白米式弗六分ニ

而買手有之由申越ス

一 此度仏郵船ニ而古川銅五万斤積込ム積り、旧銅貨は壹万円

程送ル筈、皆香港

一 上海江は旧銅貨四千元差送可申、積許可ヲ蒙ル

一 香港高価ニ付三陸米は往々騰貴可致、陸中は川下ケ不相成、

陸前米買入レニ如カズト、尚三円八拾錢迄なれば買入レ可

申、尤勘定は来年買入之分ニ加算可致旨、石ノ巻福永へ申

遣ス

一 伊達弥介ヲ招キ以徳織物之談事ヲ為ス、東京府、大蔵省等

之注文ヲも拝し而以來は必ス他江壳却不可致、又当会社ニ

而は精々尽力売方ヲ可致旨約束ス

十二月二十六日

一 龍動アルウイン氏ヨリ十一月九日発シノ書状着ス

一 西村席四郎明廿七日出帆船へ乗込帰坂スルニ付、来社ス

- 一 横浜信州屋ト支那人両人同道シテ新米為買入来社シ、益田氏面会ノ上色々相談有之候処、終ニ直段不定メ退社ス
- 一 浜町中山氏来社ス
- 一 仏国博覧会出品荷物ノ事ニテ今夕ヨリ杉山佐七横浜ヘ行
- 一 清国政府ヘ貸与金ニ関シタル電信料横浜拾四番ニテ採換、洋銀四百六拾三弗四分五厘本日フイセルヘ可戻、横浜支店ヘ号外書ニテ申遣ス
- 一 仏国巴里斯及里昂ニ日本ノ領事館無之候故、巴里斯臨時代理公使中野健明ヘ荷為換ノ義照会ニ及様、大藏省外債掛ヨリ御達有之候事
- 一 彈藥三百万発外債局ヨリ御注文ノ分皆着ニ付、惣精算書至急可差出様岩崎君ヨリ御沙汰有之候事
- 一 高千穂丸積戻り米横浜支店ニテ是迄御預り置ノ分、此度弊社ヘ御払下ノ義出納局ヨリ御聞届ノ趣相来ル
- 一 米国郵便船シチヲフヘキン号本日午後六字入船ノ趣横浜支店ヨリ来報
- 一 伊達弥介と古代織物の事ニ付約定取結フ

十二月廿七日

- 一 一月限劔穀町四拾貳枚之分五円三拾錢ニ而売埋メ
- 一 長崎、上海共出帖ス

- 一 米又江為手当金貳百兩相渡ス
- 一 宿直ノ規則相設ル、但し兩度分食料拾貳錢差遣候事
- 一 田中彦七横浜詰メ申渡ス
- 一 伊東彦七横浜江遣し而、拾四番トノ勘定并東洋銀行トノ勘定ヲも相立候事
- 一 横浜支店ニ於而事務局荷物取扱方不都合有之、鈴木董横浜江遣ス

十二月廿八日

- 一 兜町一月限貳拾枚 売埋 又印
十枚 五円廿九錢 十五円廿錢
- 一 一同 拾五枚 売埋 東印
内 四枚 五円貳拾九錢
拾壹枚 三拾錢
- 一 明年海外輸出来之見込出納局江申出ス
- 一 金貳万五千円小室より預ル、年八分ノ利息
- 一 米袋四日市少キ趣申越スニ付、横浜ニアル分送り方達ス
- 一 勸農局富岡生糸指令書受書差出ス
- 一 メードソリエル号六十万斤積神戸より式貳拾錢ニ而福建江雇入候事、但出納局江申立済
- 一 ロールドアイレス号風帆船横浜より香港ヘ十八錢ニ而三分

三井物産会社「日記」(第四号)

- 一 散米ニ而送運之為雇入レタリ、但し出納局伺済ノ上月曜
日より荷物積初メ候筈
- 一 アニーウエストーン諸勘定金受取式分五り十四番取立料送り
遣ス
- 一 神戸ニ而垂米一江渡シタル米四万九千余斤受取証書来ル、
抛而洋銀受取り江出状ス
- 一 執行弘道江昨日金三百兩貸渡ス、月給之内より式十兩ツ、
返却之筈、但渋沢ニも承知
- 一 保坂弥七倉庫課兼売買方島方申付ル
- 一 長崎ニ而昨冬三野村より被頼買入レタル肥前米勘定書差出
ス
- 一 ファイセル早朝来リ、諸般談事ス
- 一 大倉喜八郎と長崎之米事件談話ス
- 一 大蔵省江彈藥勘定可差出事
- 一 古川市兵衛銅十四番江相渡シタルニ付、受取証書第一銀行
江渡ス、但し売代金は同処江振込候約条

十二月廿九日

- 一 今朝十四番より手紙電信アリ而、オシニツク之事ニ付香港
弥騰貴式弗六分五り之事申越ス
- 一 オシニツクは式拾式錢との事故断ル、尤マラバルと申ス蒸
氣船近日入津の由ニ付、横浜よりは十六錢、神戸よりは十
八錢、下ノ関よりは廿錢ニ而買入ルベシト申送ル
ヘルサ号□米ハ先キ売リヲ要スコトニ申遣ス
- 一 英一番より来状ニ而、米十萬俵ヲ五萬俵買入度趣申越スニ
付、精算の上壱萬俵より式萬俵迄式弗式分式り、式萬俵よ
り以上四五萬俵迄式弗式分五りと申遣ス
- 一 英一番よりカントン米袋五千計り売ルヨシ申越ス故、直チ
ニ買入方申送ル
- 一 遠藤ヲ浦賀江遣し、米の景況ヲ為見ル
- 一 南部斎藤之勘定書差送ル
- 一 仙台福永より文通ニ而預リ米之事申越スニ付、聞届電信ス
昨日五千円商社より受取ル
- 一 今月限り受米は商社仕切直五円五十式錢ナレ共、五円式十
錢ニ而勘定シ、正米来年ニ持越しスル
- 一 南部中島江電信し而、米下落のよしニ付買入方申送ル
- 一 ウラント云フ船八百噸積み最上ノよしニ而、英江五十志、
欧州江五十一志に而参ルよし十四番より申来レリ、依而直
チニ雇入レ申送ル
- 一 夜横浜より人ヲ遣ス、銅并旧銅貨積入之報知并十四番より
之受取証書ヲ帰參ス
- 一 ベルサ号昨日午時神戸江向而出帆ス、サンジハールは一昨
廿七日同地江向ケ出帆ス
- 一 フィッツパトリック号積荷損金拾四番江相払フ

一第一国立銀行より洋式千五百弗上海支店資金之内江受取ル、但し直チニ横浜江送ル

一社員若干名より歳暮ニ付式十五円ツ、借用申出タリ、尤一ヶ月分月給貸渡シ之方聞届難キ旨相決ス、横浜之方も同断ニ取計フ

十二月廿日

今朝飯田殿ニ面会、香港雇船等之事申告ス、ロツセル商会香港より電信の肥前一条ニ付云々申上ル、いつれ四日に取究挨拶可及トノ話なり

一ベキン号 社米八千七百三拾三俵

正味九拾貳万〇貳百三拾九斤八分式り

拾四番渡九拾万式百六十三斤一分三式り

此石

政府之分

四千九百九拾八俵

浅草仕出皆掛正味四拾四万六千〇七拾壹斤半

船渡 四拾三万九千七百三十六斤五分式り

此石

右政府ノ分ヲ除キ、余は皆海上受合相付候事と申聞候事

一龍動より電信アリ、魯土政府之和平ニアル^(マア)近キニアリト思フ、もし然ルトキハ生糸高価ニ昇ルヘシ、電信アリ

一本日香港江見本送ル

A 陸中米 九年米

B 陸奥米 同断

C 陸前米 同断

AA 陸中新米 十年米

CC 陸前新米 同

D 播州新米兵庫買入

E 淡州新米 同

F 兵庫新米中取交へ

右いつれも香港江送ル

一島菱米扱伊東幸三口錢五十円差出ス

一上海支店、仏国支店開業之事大元方江照会シ、回答ヲ受ル

一アンペラ横浜より来ル、抛而津軽米式千袋積入レ相始ム

一中島より千石買入レシニ寄、アト壹万石

一安藤香港領事江渡沢ト両方より出帖ス

一中野梧一來社

荷物方附運送方手代

金五円也 丸 利助

金三円也 青塚伊之助

金三円也 中村小一郎

十年十二月二十六日

右者春来ヨリ事務非常之勉励有之候ニ付、別段之御手当シ

三井物産会社「日記」(第四号)

テ

十年十二月三十一日

金拾四円也

川上新十郎

金拾円五拾銭

稲垣保兵衛

金九円也

又原大治郎

右は月給支給候事

勝間田鉄藏

西南騷乱荷物取扱方繁劇之際出精致候ニ付、為手当金拾円被下之

川上新十郎

稲垣保兵衛

又原大治郎

上田甚兵衛

渡辺守太郎

西南騷乱荷物取扱方繁劇之際格別勉勵致候ニ付、為手当

給一ヶ月分被下之

益田横滨工行

一横浜ニ而引合左之件々

一仏国江此郵便ニ而積込ム品ニ、生糸富岡ノ注文もの六千

余斤

一出殻会社之もの上品、渋沢之品上下品

一米国江輸出セシもの出殻各一箇備中生糸

一英江輸出セシもの茶五十五箱

一横滨荷物方之もの江も夫々手当ス

一拾四番ニ抵り香港江電信スル、左之通り

ベルミス船積余リ壹万俵、ヲシヤニック壹万担、右式

弗五分五リ以上ナレハ売却スヘシ、相場は此以後如何

なる見込歟電信セヨ

一亜米一より米代之内江壹万八千弗受取レリ、尤追而受取証

書着の上決算の筈

一拾四番江毛布式百箇着セシヲ以、其税銀千式百弗、并銅之

税銀等立換ヘタルヲ以払異度旨申聞ルニ寄り、承諾シ仕払

方支店江申告ル

一シテイヲフヘキン号ニ積込ミシ米東京之計算ト、船渡之計

算ト凡式分五リ程の相違アルヲ以、東京之計算表ヲ拾四番

江遣シ而、其事ヲ香港江申送ル

一英一番より之返答ニは上来而已入用之よし

一木村三日下ノ関江来タル電信アリ

一田中藤助下ノ関着之事申越ス

一香港ロセル商会江播州米D、淡路米E并兵庫米平均見本F

并C陸前米送り出ス、相場は兵庫之分式弗式分五リ、C印

は式弗式分式りと申遣ス

一信州屋民次郎来社シ、新陸前米入用之趣ニ而、百斤横滨渡

し式弗壹分八リなれ共、同人之手数料もイレハ式弗壹分七

り二而売却いたし呉度、但し俵数は壹万俵より貳万俵との話なり、抛而三千俵ナレハ貳弗壹分八りに而売却スルニ決答ス、尤横濱之在米千三百四十三俵三陸米は貳弗壹分五厘手取り二而売却スベシト挨拶、稍取極メコト為し而帰り去レリ

一 仏支店江出帖ス

一 横濱ニ而生糸之手配ヲ為ス

一 室町之勘定ヲ受取ル

一 大坂よりイツハトリツキ号并ベルミス号惣計算ヲ送り、此

ニ於而初而明瞭ナルヲ得タリ、抛而概算スルニ、ベルミス之損は三百円内外、ハトリツキ之損は千三百弗計りなり、

是偏ニ□□シ之勝負ニし而、此二事之損失ヲ以漸く其欠減之起源ヲ知り得タリ

一 今日アニーウエストン出帆ニ付船積証書四通勘定書共拾四番より送り越ス

一 此二筆ヲ擱キ新年ヲ迎フ

除夜

明治十一年一月元旦

一 ガラバより書状ニ而、津軽米見本差越呉候様申越スニ付、則ち四千俵程有之と申遣し見本之ニ添ユ、外ニ兵庫平均見本一袋ヲ遣ス、但し価ハ貳弗分あり、尤津軽米之方ハ貳

弗分分式り

一 執行弘道明日出帆ニ付来ル、安藤領事江之書面ヲ付与ス

一月二日 商業初メ

一 陸前新米三千俵卅一日談合之分、横濱渡百斤ニ付貳弗壹分七厘五毛無口銭ニ而信州屋民次郎江売却ス、但し八日輸出ノ口ニ付五日迄ニ積出し候約束

一 執行香港出帆（但し神戸江向出帆同処ニ而ベルサ江乗移リ之筈、金貳百円入費引当相渡し、拜司江之手紙ヲ托ス

一 羽太、下ノ関木村江も出帖ス

一 三池小林氏来社ス、松島之事等ヲ知ル

一 横濱有米丈ケは尚五毛ヲ信州江遣スコトニ挨拶ス

一 一月限兜町ニ而若留ニ而百枚アリ、拾三銭

一 一月限同 伊東ニ而百五十枚、いづれも三拾五銭

一月三日

一 孝病氣ニ而引籠従事ス

一 ヲシニツキ号壹万俵、外ニベルサ号之内壹万俵は貳弗五分五厘ニ而売却せしよしニ申越ス

ヲシヤニツク之内

一月四日

三井物産会社「日記」(第四号)

一 三陸もの初商三千九百程売却ス

一月五日

一 飯田殿方江至リ飛脚船積之分アンペラ入之義願出ス

一 巴里斯より電信アリ

一 ガラバ来社シ古伊勢米壹万担程入用申出ス、価貳弗三分位の事ニ話シ置ク

一 下ノ関ハロシエロール壹万七千式百五十袋積入之報知フィセルより申越ス、抛而龍動に電信シ而壹頓四十三弗之割合ニ而海上受合相付候様申遣ス

一月五日

一 蛸殻町 三月限り百枚 売附 米又

三十五 五円五拾五銭

六十五 五拾四銭

同 同 同 同

十五 五円五拾五銭

八十五 五拾四銭

一月六日 休日

一月七日

一 フィセル来社ス

一 レメデュース四日市江遣スニ付、免状願大蔵省江出ス

一 信州屋江売付之米受渡之ため、田中長右衛門横濱江出張ス

一 五日ニ巴里より電信アリ、松方大輔殿江可申立事は益田今朝罷出上申ス

一 アルウィンよりフィセル江之為替千八百三拾六弗七リ之手形は、即チ横濱店江回ス

一 小松彰、信州之人兩名(一脱)は十四銀行之人)同道し来社し而、生糸其外之談事ヲ為ス

一 アニウエストン号海上受負証書夫々金庫江入レル

一 十二月限惣買付高三千百九拾枚

此利益壹万三千四百五拾四円式十銭

一月八日 晴

一 兜町 二月限 貳拾枚 売埋 米又

五枚 五円三拾五銭 十枚 五円三拾四銭

五枚 三拾三銭

一同 一月限 百五拾枚 売埋 米又

三十 五円三拾貳銭 九十 五円三拾壹銭

三十 三拾銭

一 蛸殻町 二月限 百貳拾枚 売埋 米又

拾枚 五円四拾壹銭 百十 五円四拾銭

一 兜町 一月限 貳拾枚 売埋 又印

拾五枚 五円三拾壹銭 五 五円三拾銭

一 兜町 一月限 四拾枚 売埋 又印

五円三拾壹錢

一 今日小林秀知氏来社ス、依而共に鉦山局長及工部卿江到レ共、不在ニ而空敷婦社ス

一 ウラント云フ船帆風船壹艘雇入レタリ、英江五十志、歐大州江五拾壹志ニ約定セシニ付、最早積込に差支無之旨申越ス

一 蔵宿三百円取立之事期限已ニ過キタレハ、請求方三銀取立方ニ依頼スル様照会ス

一 岐阜県へ出張之根岸半次郎より申出之節ハ、為替金用立呉候様三銀本店江依頼状差出ス○金壹万円横浜江送ル

一月九日

一 下関江差向タルサンジハル免状取落シタルハ、直チニ今日之便ニ而差送ル、木村迄

一 上海江出状ス

一 メ子ロ^(方)船三百万斤積蒸氣船、神戸・下ノ関より香港江運漕之為メ雇入レタリ、但し半高ハ十八錢、半高ハ拾九錢ニ

而碇泊日數^{三方}ハ十五日、下ノ関よりアンペラ詰メ壹万担積入レ、余は皆日本俵之儘と約定シ、昨日休暇ナレ共飯田殿江

上申し、今日許可ヲ得タリ

一 ラシヤニツク入港の報知アリ

一^(マ)レメデユース免状本日収手、即チ十四番江送ル

一 兜町 売埋 二月限 五百石 五円三拾錢 渡辺留二郎

一月九日本

一月十日 晴

一 蛸殻町三月限 貳百枚 売附 米又

七拾枚 五円四拾四錢 百三十 五円四拾三錢

一 兜町 二月限 貳百四拾枚 売埋 東印

壹枚 五円三拾三錢 貳百三拾九 五円三拾貳錢

一 同町 二月限 拾枚 売埋 又印

五円三拾貳錢

一 兜町 一月限 五拾枚 売埋 若留

五円三拾貳錢

一 同 五拾枚 売埋 伊東

三拾枚 五円三拾壹錢 貳拾 五円三拾貳錢

一 兜町一月限 五拾枚 売埋 伊東

五円三拾壹錢五り

一 十二月限未夕請取方不濟分七百五拾石、本日五円五拾錢ニ而売払

一 今日米国飛脚船便ニ而アル^(マ)ン状達ス

三井物産会社「日記」(第四号)

- 一月十一日 晴
- 一 兜町二月限 拾枚 売埋
五枚 五円三拾壹錢 五枚 五円三十錢
- 一 同二月限 拾枚 売埋
壹 五円三拾貳錢 九 五円三拾壹錢
- 一 今午後四時頃横濱信州屋来社、米一件二付益田ト相談ス
- 一 今朝ガラバ氏外一人同伴来社被致候得共、社長留守故遺書シテ帰ル
- 一 馬越氏今日来社
- 一月十二日 晴
- 一 兜町二月限 拾五枚 売埋 東印
八枚 五円三拾三錢 壹 五円三拾貳錢
六枚 五円三拾壹錢
- 一 今日三井武之助殿広島丸ニ而帰京被致候
- 一 昨夜大元方より当社番頭迄深川ニ而馳走アリ
- 一 龍動派眞心得命令状相□シ三の村氏へも為見相決ス
- 一 益田孝横濱江到ル、増田幸七ニ托シ金貳万両横濱店江送ル
- 一 東洋銀行江洋四万五千弗毛布絨代ニ仕払フ
- 一月十三日 休日
- 一 欧州行書状ヲ認ム

- 一月十四日 晴
- 一 兜町二月限 貳拾五枚 売埋 東印
壹 五円三拾四錢 十三 五円三拾三錢
壹 五円三拾貳錢
- 一 同 一月限 五拾枚 売埋 伊東
五円三拾貳錢
- 一月十五日
- 出帆スル
- 一 養之助殿江命令書相渡ス、外ニ為荷換命令書写、第一号為荷換拝借証書写、中野梧一より之井上殿江、并山本より之届物等相托ス
- 一 香港執行并ヒツトマン、巴里斯支店江も出状ス
- 一 昨夜乗組ニ付益田、伊東其外出、今朝孝帰館ス
- 一 生糸三拾九箇今便仏国江送ル、但針道并富岡の提糸なり
- 一 昨夜英一番江到リ米之談アリ、今日カラハ来社し而尚見本ヲ定メ、横濱江送り而壹万貳千ヒコルより壹万四千担迄、勢州上来横濱着\$230ニ而取極メたり、尤壹万貳千より壹万四千迄ニ而は不都合ニ付、斤数取極候様申送ル
- 一 東洋銀行ニ尚可相払金員貳万三四千弗アリシヲ以、百分ノ

一之割引ニ而シテイヲフベキン号積并ヘルサ積之当社米江
 対シ式万五千弗之為替受取、夫ヲ以直チニ絨毛布残洋相払
 残りは次の勘定ニ預ケル

一都而二月末迄は、香港より之送り金は百分ノ一之割引ニ而、
 当処ニ於而被受取候事ニ東洋銀行ト内約ス

一アルウィンよりフィセル渡り之為替四通不渡り之分、此度
 同人江送り戻ス

一原六郎、須藤等来社ス

一第一国立銀行江レウ石炭勘定残在之、金式口割之分相払フ
 一十三日黒田開拓長官江石炭一条建言書ヲ呈ス

一月十六日

一西村貞陽殿来社ス

一フィセル来り、香港より尚拾万袋買入度式弗五分式りニ而
 二月中買入ヲ望ミシ電アリ、即ち出納局江出而其事ヲ申上
 ル

一上海江出帖ス、長崎江出状ス、尤石炭一舟丈ケ神戸鉄道局
 納入之為積出様申遣ス、式十八円五十錢之直

一十二月限受渡米古々米、代り米無之分、五円五十錢ニ而売
 戻し示談ス

一中島江、尚三円九十錢内外ニ而も石の巻売物アレハ、買入
 レ而よしと申遣ス

一今便ニは上海江壹万円の旧銅貨ヲ送ル
 一マ

一月十七日

一蛸殻町三月限百枚 売附

三十五 五円六拾四錢 六十五 五円六拾三錢

米又

一月十八日 晴

一福岡県第二課浜口正弘入来ニ付、同県ヨリ下ノ関へ回漕ノ
 石炭東京へ差送り方ノ伝言、并同県下ニ而該石炭ハ最上等
 ノ品位カ、又ハ別ニ上品アルカ取調報知有之様依頼ス

一勸商局長河瀬秀治并属官一名来訪

一英一番送り伊世米昨十六日より受取初ム

一社員長尾一身持不宜義有之候間、今日放免申付候事

一兵庫ニ而白米英斤渡リニ付不足ヲ生し、夫カ為積入レ差支
 候趣ニ付、出納局江懇願し而電信ヲ乞

一香港より旧銅貨補助銀貨之事ニ付電信アリ

一同断古川市兵衛銅の事申越ス

一月十九日

一兜町三月限 五拾枚 売附

米又

三井物産会社「日記」(第四号)

- 式十 五円五拾七銭
- 五 五拾九銭
- 一 五円五拾八銭
- 一 蛎殻町三月限 百枚 売附 米又
- 五円六拾貳銭
- 一 出納局江出頭ス、長崎在米余り上米多分ニ無之候ハ、有丈ヶ少々とも小舟相雇輸出可然旨達アリ ○香港江上米ノ 芻米大坂より四千石輸出之達アリ ○代金受金之事、伺置ク
- 一 郷大書記官殿面会、昨夜香港より落手之電信ヲ申談ス
- 一 渋沢ニ相談、直示の通り取計不苦事ニ香港安藤江電信ス
- 一 古川之銅、渋沢より挨拶ニ而一ヶ月之延ハ十九弗式分五リ、二ヶ月ナレハ十九弗半、即金ナレハ十九弗ニ而売却差支無之趣、抛而其趣十四番江中送ル
- 一 巴里より種紙一条ニ付来電アリ、渋沢喜作ニも相通ス
- 一 毛布絨内金願書差出ス
- 一 蔵懸り保坂ニ申付ケシニ付、現品受渡昨夜相済タル趣以書面申出ル
- 一 十四番絨代四千五百円、外ニ税銀立換并麻袋アンペラ之代等仕払馬越江申遣ス
- 一 今日午後五時木村帰着

同廿日休

第一月廿一日

- 一 積信社沼津社長江原素六、副江藤慎平、長倉源作、依田治作、幹事坂三郎、新川五兵衛、株金百株ニ付百円、而し而現今ノ私金ハ四拾株ナリ
- 一 金貳万円横浜支店へ洋銀買入之為送ル馬越直渡
- *「第一銀行電信為換盛岡へ打賃百円ニ付五十銭」
- 一 金壹万円盛岡出張中島新三江第壹銀行電信為換ヲ以送ル、打賃百円ニ付五拾銭也定ハ六十五銭
- 東印
- 一 兜町三月限 売百枚

五円七十一銭	四拾	六十九銭	三拾
七十銭	三拾		
- 一 同百枚 売

五円七十銭	六十五	東印
六十九銭	三十五	
- 一 蛎殻町三月限百拾枚 売

五円七十五銭	十
七十四銭	五十
七十三銭	五十
- 一 東京鎮台江馬越罷出候処、約定云々同台都合ニ寄り相止候儀ヲ差除度申入候処、難差除段久保田より申聞候付、明日決答之儀申入引取候事
- 一 午後五時より渋沢、益田同道、支那事件ニ而雉子橋行

第一月廿二日 晴

- *「廿一日巴里第一号書状到着」
- 一 昨夜巴里ヨリ第壹号書状来ル

一難波舟平過ル十七日帰東ニ付来訪相成候事、尤昨年来預ケ金不相替依頼致度との事

第一月廿三日 曇

一東京鎮台条約式ケ年間取結方書面違權無之ニ付、大倉組、吹田組、当社ト三分ニシテ迄ケ年間用品公平ニ仕別、本日鬪引致し則当社之分 梅

天竺襦袢袴下 メリヤス袴下

メリヤス長靴下 短靴下

銅無地鉦 真鍮無地鉦

革手袋 黒四ツ目鉦 黒ホツク

黒美女鉦

一香港行大坂より芻米、上玄米積百五拾万斤積風帆一艘式十錢ニ而雇入レ之事、昨夜十四番より申越ス、但し三分ノ一は散米

一第十四国立銀行ト生糸約条草案小松彰方江為持差送ル

一昨日小林氏来社ス

一香港江卅日便貿易銀壹万円并定位五千円尚送り方国債局江書面ヲ呈ス

一上海江出帆本日之船ニ而大坂より旧銅貨壹万円、從当地壹万円積送り之筈、大坂之分ハ殊ニ寄り間ニ合フまじ、是ニ而都合三万四千円となる

一月廿四日

一羽太紀克今朝長崎より着、橋爪同断歸社ス、同人は横浜詰

メ申付ル

一今日大蔵省休暇

一大倉組江長崎乗合米之一条出帖ス

一アルウィンより来電アリ

一旧銅貨貳万円受取証書并香港送り定位銀貨五千円受取願大

藏省江差出ス

一月廿五日

一今日積信社より依頼ヲ受け、米国紐育行製茶八拾五箇勸商

局ノ受取ヲ以テ、金七百三拾円荷為換取組候事

一今日ガラバ并ニ横浜拾四番フイシヤル来社致、益田対面ス

一米倉一平来社、益田留守ニ付同人宅へ罷越ス

一大蔵省より輸出米受取り之達アリ、諸出張支店江回ス

一物価新報廿三日発兌のものニ大ナル失錯アリ、抛而手續書

太田原より差出

一フィセル来ル、ワットソン来ル

一洋銀六万四千弗余本日東洋銀行江可払分アリ、依而横浜ニ備へ之分式万弗東洋銀行よりラシニツク積当社米并ベルサ同段之分江対し為替受取、夫ヲ払方ニ用候事、并其不足は

三井物産会社「日記」(第四号)

- 英一番より受取可相私事ニ達、馬越江送ル
- 一長崎より石炭積ノコロライ子ス着ス
- 一大倉組より昨日懸合之事は承知之旨申越ス
- 一メードメリエン并ベルサ東京積之分、インウライス拾四番江送ル
- 一月廿六日
- 一本日アルウインヨリ去十二月七日発之書面達ス
- 一小室より預り金の内四千円戻ス
- 一フィセルより白米三万担式弗三分ニ而買取度旨申越ス
- 一月廿七日 休
- 一月廿八日
- 一今朝益田御用之為メ出納局江罷越
- 一ガラバ来社
- 一米国、香港、英国并仏国江郵便出ス
- 一フィセルより申越シタル白米大蔵省出納局ニ而承認の沙汰アリ、即チ電信し且ツ返事ヲ取ル
- 一尚千俵程尾州米ニ而も下渡呉度出納局江出願ス、御聞届アリ
- 一香港ニ而請取リタル米之代価ハ東京ニ而上納スベキ旨ノ達

- アリ、直チニ東洋銀行トフィセル江文通ス
- 一香港ミユウノル江大蔵卿より被差贈候分香港江送ル、但し拾四番江頼ム、今便香港江貿易銀壹万円ヲ送り、定位銀貨ハ間ニ合ハス次便と決ス
- 一荷為替証書第五号、第七号、第九号之分写巴里支店江送ル
- 一ベルシロル并アニウエストン号之船積証書各一通ヲ送ル(龍動江)
- 一黒絨之事注文アルウイン江申遣ス
- 一青毛布三百枚拾三片ニ而買入レタル申越シタリ、抛而承知之旨申送ル、但シアルウイント乗合之事
- 一井上殿より諸方江届状は夫々配達ス
- 一一昨日東洋銀行江横浜支店より式万弗、英一より之受取金式万五千弗(米代)、并東洋銀行ヲシヤニック并ベルサ之分壹万四千弗丈ケ受取、都而絨毛布代之内江東洋銀行江払済
- 一一昨日倉庫残品検査ヲ為ス、無事
- 二月一日
- 一益田孝、羽太紀克今日横浜江至ル
- 一昨日郷大書記官より話之濠州之羊毛并米之事等問合せ勘定書ヲ得タリ
- 一ミ子ルワ積東京之米は香港ニ而式弗四分七リニ売却之事申越ス

一 拾四番江売約条セシ白米三万担受渡之事、拾四番江廻ル船見当ラサル趣ニ而、聊カ猶予ヲ乞フ
 一 河岡彦三ニ面会ス

二月二日

一 本日大蔵省江出仕郷殿江濠州之事申談ス、追而勘定書差出ス積リ

一 出納局江も一寸顔出シ、与倉殿ニ面会

一 元島田組家当方持ニ相成居候分、三井組へ売戻取計方として右沽券売通三井地所方齋藤へ相渡候、尤右家ハ他へ売渡候由ニ候へとも、一旦此方ハ四千円ニ而三井組へ売戻し可致事ニ相決候事

二月四日 月曜日

一 第拾七回廿三号積米袋詰計算書売通

一 同断ニ付唐箕式番口米其外売払代同売通

一 若松ヨリ御廻漕米馬関受方計算書売通 県送り状売通添

一 加布里ヨリ同断売通 県送り状五通添

一 右式ヶ所御米受方入費計算書売通

一 右同断船方弁償金同断売通

一 右宮本新右衛門を以出納局へ相納候事

一 第拾貳回、第拾四回香港輸出米代之内洋銀貳万〇五百七拾

一 弗宮本を以出納局へ相納、預リ書取付候事

二月五日 小雪 火曜日

一 清国へ輸出米代之内江洋銀貳万六千五百弗宮本を以出納局ニ相納、受取書取付候事

一 第拾五回欧州輸出ヘルシロル号積馬関預リ米之内、袋詰計算書売通

一 同米袋詰ニ付、唐箕式番口米其外売払計算書売通

一 第拾六回香港輸出サンジバアル号積北国米計算書売通
 一 右宮本を以出納局上申致候事

二月六日 晴 水曜日

一 名古屋丸出帆ニ付羽太紀克婦崎之事

一 養之助殿、伊達一行香港ヨリ出状着

一 新潟丸、高砂丸積荷売揚代価上納英国領事南保殿受取書式

一 通出納局へ上納宮本

一 サンシバル井ヘルシロル積馬関扱経費書式通并ヘルシロ

一 ル号積残り袋経費売通、北国米、筑前米明治十年受払計

一 算式通出納局へ上申宮本

一 狭山会社長繁田武平来訪、赤松則良依頼ヲ以面会候処、同

一 社茶輸出為換相談致度、就而は元金借入方銀行江照会相頼度との儀ニ付抵当付立、尚茶出荷数一ヶ年見積等一見致候

三井物産会社「日記」(第四号)

ハ、又々御相談可致儀も可有之哉と申入置候事

一新報局村上放免申付ル

一右代り田中元三郎来社ス

一東洋銀行江三万式千弗并九千六十疋弗八分六リ払済、夫二而差当り皆済

一横浜支店より開成校コロノメートル着ス

一四日市より二艘海外輸出米見本着ス

一羽太紀克今日名古屋丸ニ而帰崎は、同人伺出之趣指令ス

一アルウィン乗合買入之毛布先着三百枚勘定書来ル、右船積

証書并外一箇アルウィンより届物之証書横浜支店江深沢ヲ以送ル

〔蛎殻丁〕

一今日四月限式百枚 新規売入^付レ

百五十枚 五円五十八銭 五十枚 五円五十七銭

〔蛎殻丁〕

一同 四月限 式百枚 売付ケ

百枚 五円五十八銭 百枚 五円五十七銭

〔蛎殻丁〕

一同 三月限 式百枚 買埋メ 米又

五円五十銭

二月七日 晴 木曜日

一兜町四月限 五拾枚 売附 四十枚 五円六十四銭 十枚 六十三銭 米又

一洋銀六万千弗 内

右香港輸出米代之内として拾壱番手形三井銀行ニ而振替、

出納局へ上納 宮本取次

一用事出来ニ付金子弥市可相成速之帰店候様電信セリ

一横浜入庫社米不残東京へ取寄決議、尤輸出米積出船戻リニ

付壱石ニ付式銭ニ受負可致候事

二月八日 晴 金曜日

一兜町四月限売附 五十枚 三十枚 五円七十一銭 式十枚 七十銭 米又

一熊谷義一、ワットソン、カラバ来訪

一佐々木四郎来店、兵庫新米三四千石申請度由ニ付小栝立五

円七拾銭ト申答候事

一河原徳立仏国行ニ付、陶器為換等相摺^(マ)旁暇乞トシテ罷帰候

事

一米六百四拾三俵^{三陸}横濱残米払下ケ五円式十銭ニ申出候事、

出納局へ

二月九日 晴 土曜日

一石巻御届米五拾石ハ上納御差除候而、基本金式万円返納可

致段指令有之事

一三陸米横濱ニ有之分、五円廿銭ニ御払下許可有之事

一 洋銀^(アキマ) 香港輸出米代之内トシテ出納局へ相納候事 宮本

一 長崎古米五千石余ヲ積入、アト馬関ニ古米袋入之分ヲ積切、不足は新米ヲ積入可申、帆前船籠動迄五十志、欧大州へ五十志志六片ニ而雇入可相成ニ付、雇入方与倉殿へ宮本を以相伺候処、即刻相決、速ニ雇入候而可届出との口達有之候事

一 渋沢、ヒツセル、小林、藤田伝三^(マ)来訪之事

一金七千円長崎支店ニ而銀行出店ニ借越之分入金致し、受取証書留ヲ以差出候事

二月十日 夕小雪 日曜日 休

紀元祭 二月十一日 雪 月曜日 休

一 松方、鮫島殿本日横浜出帆ニ而、武之助殿為見送出浜相成候事

二月十二日 曇 火曜日

一 兜町四月限 売附 五十枚 本 五円七十三銭

一 兜町四月限 売附 五十枚 式番

五円七拾三銭 式十三枚 — 七十式銭 廿七枚

一 麻袋式三万枚上海ニ而買入度、代金拾八銭内外も可有候段

伺書出納局へ差出候事

一 横浜へ洋銀買入之為金壹万円差送ル松本

一 盛岡出張中島送り金一月七日壹万円、二月二日五千円ノ辻、

仙台三井銀行より手形廻ニ付、本行へ入金ス

一 馬関明治十年間大蔵省御預り米諸入費計算悉皆納切候付、差引表一冊本日上申ス

二月十三日 水曜日

一 勢州四日市出張横山彦次郎田子浦丸ニ而本日帰着、両輸出届持帰り之事

一 東京丸代り九重丸出帆ニ付、拜司江米勘定催促申越ス

一 藤田伝三郎帰坂

一 此便上海之麻袋式三万枚買入、早々長崎へ送り方之儀申越候事 本日出納局許可

二月十四日 晴 木曜日

一 白米三万担売約定手附金七千弗昨日拾四番より受取、本日出納局へ相納候事

一 高千穂丸ヲ以濠州江輸出米見積計算書、本日出納局へ差出候事

一 同米は兵庫預り新米之内袋詰壹万四千石程早々取計置候様致度、尤播州米其他性合宜分相用候様、出張人江達方之儀

三井物産会社「日記」(第四号)

与倉殿より書状ヲ以申来候事

*「42,370 三銀 俵」
100,763 第一銀 俵」

二月十五日 晴 金曜日

一 石川県伏木港は只今より船用意致、夫より廻船候ハ、多分本月末、来月差入ニ可相成、左スレハ舢下等差障無之旨同県書記官より相答候間、早々雇船致し積入石高届出可申段、与倉殿より書状を以達相成候事

一 亜米一江於兵庫播州米、淡州米之内中品以上五百式十五噸より五百五十噸迄、百斤ニ付式弗三分ニ而買請度申越候付、新米ヲ以売却ニ決答ス

一 昨日大坂拜司江右引当米播淡之内ニ而三千五百石可買入段申越置候事

一 第一銀行ニ而洋銀三万弗、^(和カ)百六拾四匁分換ヲ以買入候事

一 大蔵国債局へ五万弗、時之相場ヲ以買入度願出置事

*「宛町二月限三十式枚売付」

一 宛町二月限三十式枚売附 米又

五円七十三銭 十三枚 — 七拾式銭 十四枚
— 七十一銭 四枚 — 七十銭 一枚

一 横浜五十九番ペーウエース来店、本日大隈殿宅へ参り窓掛寸法等差取候間、立合等追而可申進段申置引取候事近衛局

八本日差障之由

一 石炭一条ニ付渋沢同道、益田工部卿江至ル

二月十六日 土曜日

一 陸軍第二課より紺第一号、式号、緋絨甲乙六号、紺絨直段可申出様談じニ付、即チ龍動江電信ス

一 アルウィンより昨夜二通の爲替手形来ル(フェイスル江)

一 右之事ニ付□□江問合せとし而、鍵富義横浜江為サシム

一 昨夜ガサル号式千噸積五十志、五十二志半ニ而雇入香港より申越ス、但長崎ト下関積ニ而欧州行ナリ

一 香港上海銀行ニ、香港執行弘道より三万七千五百弗電信為替参着之報知アリ、抛而今日受取方横浜支店江申送ル

一 煙草見本エリエンより送り来ル、抛而室町支店ニ命而仏支店へ送ルコトニ取計

一 電信局電信料一月五日之分ニ付間違アリ、取調中
一 宛町二月限八枚売附 米又

四枚 五円七十銭 四枚 五円六十九銭

一 麻袋横浜預り五拾八箇、浅草受取式拾九箇、濠州輸出用として兵庫拜司へ、来ル十八日出帆熊本丸ニ而送り方之分三菱へ渡ス

一 同尙箇浅草御蔵ニ而受取、舢下より瀬取船江積入候節沈没ニ付、償金三菱江引合方舢下方より打合候事

一フィセル方江アルウイン為替手形差遣シタル処、一兩日猶予頼み越ス

二月十七日 日曜日 休日

一田中長右衛門江出帖ス、小麦買附着手ス

二月十八日 雨月

一工部省官員末松某唐津江出張之義ニ付罷越面談ス

一カイノミシユル汽船加州伏木港江回シ、従夫香港江一航海に雇入レタリ、船賃三拾錢、水夫料三百弗、碇泊日数廿五日ニし而三円一日より始メ候筈、もし其港ニ於而米之積込ミ難出来時は、能登以北は除キ、其他はいつれの港ニ而も積入可申事、抛而明日同船ニ而横山ヲ遣ス筈、尤中西を一時大坂江出張せしめ、従大坂竹泉歟、竹内出張為致候筈なり、レメデユース并船之免状願書ヲ出ス

一今日五万弗従大蔵省買入代り金上納候而洋銀ヲ受取ル、相場六十四匁分五り

一深井多七ヲ以洋式万弗、馬越ヲ以洋壹万三千弗并金壹万円横濱江遣し而、洋銀ハ東洋銀行江払入ヲ命ス、但し三銀の壹万弗手形第二銀之分ト交換ナサシム

一第四銀行辻市五郎来社ス

一静川屋番頭ト信州屋民次郎来社し鮑百六俵買収ス、但し価

ハ売買課に留メ置ク、但し取引は廿五日頃下物アレハ勿除キ可申筈

一香港江英郵船ヲ以鮑、木茸、岩茸見本ヲ送ル

一大倉喜八郎同道(大丸)□築氏之宅江至ル

一龍動送り前橋生糸之為替三千円受取ル

一馬越来京ス

一香港江電信し而寒天之事申送ル

二月十九日 火

一新潟為換取組為指金五千円之辻并約定相添、第四銀行江為持候事

一千早丸当分之内願通聞届相成候指令、本日下渡相成候事

二月廿日 水

一西京丸出帆ニ付、岩鼻敏長崎詰差除キ大坂詰申付、代リトシテ伊藤捨次郎手代席江雇入、月給七円遣候及指令、直ニ出発ス

一免状式通

右出納局より下渡相成候付、直ニ横濱へ持參、郵送ス

一陸軍より絨代、毛布代之内金六万四千九百七拾円四十三錢

三り右御下渡相成候事

一 川岡彦三第壹等運転手免状試験給済ニ付、下渡相成候事

二月廿一日 木

一金子弥市若津ヨリ帰着

一 盛岡出張中島新三為替取組案内之内、七百円、丁唸^(カ)四百円
伊勢半之分手形引変渡ス

二月廿二日 金

一 熊谷義一為紅茶製造雇入、月給廿円支給之指令書相渡候事

一 兜町四月限百枚 買埋 東

式十枚 五円五十四銭 七十九枚 一 五十五銭
一枚 五十六銭

一同三月限十枚 買埋 東 五円五十四銭

一同三月限拾枚 買埋 東 五枚 一 五十三銭
五枚 一 五十四銭

一 兵庫御預り新米之内壹万五千石ワツトソン江壳渡ニ付、中
品之処可払渡段指令出納局より下渡相成、直ニ郵便電信セ
リ

一 馬関三井銀行預り壹年米之内千石丈入札試可致段、出納飯
田殿より宮本へ口達ニ付、明後日郵便彼地着候ハ、見合候
而、早速可取計段電信セリ

二月廿三日

一 兜町二月限七枚 三枚 五円六十六銭
四枚 六十五銭 売付

一同 壹枚 六十五銭 同断

一 鉾山局江検測人并外国人雇入レ願書両通出ス

一 出納局并勸農局孝出仕ス

ワツトソン米之事(五円三十銭中米兵庫渡し)、兵庫上納米、
大坂芻米之事、勸農局御聞之事

一 フィセル来社ス、ロルン号四日市ニ而式千五百石、百斤式
十銭、兵庫ニ而大坂残り十六銭ニ而積ムナラ雇入可致卜決
答ス、コミット号五十志、五十三志ニ而欧州行申越ス

二月廿四日 休日

一 三野村利右衛門一年回ニ付案内有之事

二月廿五日 月

一 益田横浜行、本日鉾山局より風帆千早号引渡ニ付小林属も
出張相成候事

一 金貳万円横浜へ送ル 松本持帰候事
(ト)

* 「22,548,463 三」

「26,280 一」

- 二月廿六日 晴 火曜日
- 一 蛸殻町四月限六拾枚 買埋 米又
 - 十枚 五円五拾九銭
 - 四十枚 五円六拾銭
 - 十枚 五円六拾九銭
 - 一同 四月限四拾枚 買埋 米又
 - 五円五拾九銭
 - 一 兜町四月限六拾七枚 買埋 米又
 - 八枚 五円五拾九銭
 - 五拾九枚 五円六拾銭
 - 一同 四月限三拾三枚 買埋 米又
 - 十壹枚 五円五拾九銭
 - 十八枚 五円六拾銭
 - 四枚 —— 六拾九銭
- 一 盛岡齋藤より送候葉苺見本式通り之内、壹通り同人名代木下平四郎へ返却ス
- *〔麻袋達シ〕
- 一 麻袋拾万枚買入方出納局達有之事

- 二月廿七日 水
- 一 蛸殻町四月限三百枚 買埋
 - 百廿枚 五円六拾四銭
 - 百八拾枚 —— 六十五銭
- *〔皆済〕
- 一 羊四頭横浜より取寄、小網丁江渡ス
 - 一 浅草御蔵子年米品劣之分壹万石丈香港輸出決定ニ付、船雇

方可致段、飯田殿より達有之事

- 一 東京ニ而五千石子年中米、兵庫ニ而新中以下之米壹万石、平均為三十□ニ而当社江御払下願濟之事与倉殿より達し在于、尤□^(辨カ)回シ共槽ニ而ワットソン同様との事ニ約定ス
- 一 ホドソン号四日市ニ而六拾万斤、大坂ニ而八拾万斤積入、香港江積送り運賃拾五銭三分ノ一
- 一 レミエ号厦門江小麦積十五銭ニ而雇入レタリ

〔裏表紙〕
〔元方〕

凡例

本資料は『三井文庫論叢』第四一〜四三号に掲載された史料紹介をまとめたものです。

史料解題の執筆は樋口知子。

三井文庫史料叢書

三井物産会社『日記』

第一号〜第四号

(明治九年六月〜一十一年二月)

二〇二三年発行

編集発行

公益財団法人 三井文庫

郵便番号 一六四・〇〇〇二

東京都中野区上高田五・一六・一

電話 〇三・三三・八七・九四三二

<http://www.mitsui-bunko.or.jp>

© Mitsui Bunko 2023. Printed Japan